

平成 14 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成14年
小樽市議会 第2回定例会 会期及び会議日程

会期 6月4日～6月22日(19日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
6月 4日 (火)	提案説明	
5日 (水)	休 会	
6日 (木)	〃	
7日 (金)	〃	議員定数に関する特別委員会
8日 (土)	〃	
9日 (日)	〃	
10日 (月)	会派代表質問	
11日 (火)	〃	
12日 (水)	一般質問	
13日 (木)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
14日 (金)	〃	〃 (総務・厚生所管)
15日 (土)	〃	
16日 (日)	〃	
17日 (月)	〃	予算特別委員会 (総括質疑)
18日 (火)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
19日 (水)	〃	議員定数に関する特別委員会
20日 (木)	休 会	
21日 (金)	会期の延長	
22日 (土)	討論・採決等	

平成14年
小樽市議会
第2回定例会会議録目次

○ 6月 4日（火曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案第1号ないし第24号並びに報告第1号及び第2号.....	3
○市長提案説明（議1～23、報1、2）.....	3
○提案説明（議24 西脇議員）.....	5
1 日程第3 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙.....	6
採 決.....	6
1 日程第4 休会の決定.....	6
1 散 会.....	6

○ 6月10日（月曜日） 第2日目

1 出席議員.....	9
1 欠席議員.....	9
1 出席説明員.....	9
1 議事参与事務局職員.....	10
1 開 議.....	11
1 会議録署名議員の指名.....	11
1 日程第1 議案第1号ないし第24号並びに報告第1号及び第2号.....	11
○会派代表質問 古沢議員.....	11
○会派代表質問 大竹議員.....	32
○会派代表質問 斉藤（裕）議員.....	44
○議事進行について 斉藤（裕）議員.....	53
○議事進行について 斉藤（裕）議員.....	54

1 散 会.....	58
------------	----

○ 6 月 1 1 日（火曜日） 第 3 日目

1 出席議員.....	59
1 欠席議員.....	59
1 出席説明員.....	59
1 議事参与事務局職員.....	60
1 開 議.....	61
1 会議録署名議員の指名.....	61
1 助役から発言の申出.....	61
1 日程第 1 議案第 1 号ないし第 2 4 号並びに報告第 1 号及び第 2 号.....	62
○ 会派代表質問 秋山議員.....	62
○ 会派代表質問 佐々木（勝）議員.....	73
1 散 会.....	87

○ 6 月 1 2 日（水曜日） 第 4 日目

1 出席議員.....	89
1 欠席議員.....	89
1 出席説明員.....	89
1 議事参与事務局職員.....	90
1 開 議.....	91
1 会議録署名議員の指名.....	91
1 日程第 1 常任委員の所属変更.....	91
採 決.....	91
1 日程第 2 議案第 1 号ないし第 2 5 号並びに報告第 1 号及び第 2 号.....	91
○ 市長提案説明（議 2 5）.....	91
○ 一般質問 武井議員.....	91
○ 一般質問 見楚谷議員.....	100
○ 一般質問 斉藤（陽）議員.....	109
○ 一般質問 新谷議員.....	114
予算特別委員会設置・付託.....	128
常任委員会付託.....	128
1 日程第 3 陳情.....	128

議員定数に関する特別委員会付託.....	128
常任委員会付託.....	128
1 日程第4 休会の決定.....	129
1 散 会.....	129

○ 6月21日（金曜日） 第5日目

1 出席議員.....	131
1 欠席議員.....	131
1 出席説明員.....	131
1 議事参与事務局職員.....	132
1 開 議.....	133
1 会議録署名議員の指名.....	133
○ 議事進行について 北野議員.....	133
○ 議事進行について 北野議員.....	133
○ 議事進行について 北野議員.....	134
○ 議事進行について 北野議員.....	135
○ 議事進行について 北野議員.....	136
○ 議事進行について 北野議員.....	137
○ 議事進行について 北野議員.....	138
○ 議事進行について 北野議員.....	138
○ 議事進行について 北野議員.....	139
○ 議事進行について 北野議員.....	140
議事進行打ち切りの動議 小林議員.....	140
○ 議事進行について 北野議員.....	141
○ 議事進行について 斉藤（裕）議員.....	141
議事進行打ち切りの動議趣旨説明 小林議員.....	142
○ 議事進行について 北野議員.....	142
○ 議事進行について 古沢議員.....	143
○ 議事進行について 古沢議員.....	144
○ 議事進行について 北野議員.....	144
○ 議事進行について 北野議員.....	145
○ 議事進行について 大竹議員.....	146
○ 議事進行について 北野議員.....	146
○ 議事進行について 北野議員.....	147
○ 議事進行について 斉藤（裕）議員.....	148

○ 議事進行について	齊藤（裕）議員	149
○ 議事進行について	中畑議員	149
○ 議事進行について	西脇議員	151
○ 議事進行について	中畑議員	151
○ 議事進行について	北野議員	151
議員定数特別委員会での陳情 5 本、継続審査中の平成14年第 1 回定例会議案第57号は、上程し		
	ないことを求める動議	北野議員
		153
○ 討 論	新谷議員	155
採 決（投票）		155
1 日程第 1	会期の延長	156
採 決		156
1 散 会		156

○ 6 月 2 2 日（土曜日） 第 6 日目

1 出席議員	159
1 欠席議員	159
1 出席説明員	159
1 議事参与事務局職員	160
1 開 議	161
1 会議録署名議員の指名	161
高橋克幸議員、横田久俊議員に反省を求める動議	
	古沢議員
	161
○ 討 論	成田議員
	162
○ 討 論	北野議員
	162
○ 討 論	渡部議員
	163
採 決（投票）	163
見楚谷委員長の辞任を求める動議	
	中島議員
	164
○ 討 論	大竹議員
	165
○ 討 論	北野議員
	166
○ 討 論	齊藤（裕）議員
	166
採 決（投票）	167
石狩湾新港14メートルバース建設を中止することを求める動議	
	北野議員
	168
○ 討 論	西脇議員
	169
採 決（投票）	170
石狩湾新港のこれ以上の建設を中止することを求める動議	
	北野議員
	171
○ 討 論	西脇議員
	173
採 決（投票）	173

当市がＯＢＣに対して有する一般優先債権について保全措置を講ずることを求める動議	
古沢議員	174
採 決（投票）	176
小樽港の活用を図ることを求める動議 北野議員	177
○ 討 論 渡部議員	179
○ 討 論 西脇議員	179
採 決（投票）	180
核兵器搭載可能艦船の小樽港入港を認めないことを求める動議 北野議員	181
○ 討 論 古沢議員	183
採 決（投票）	184
核兵器の危険から市民の安全と財産を守ることの動議 北野議員	185
採 決（投票）	187
○ 議事進行について 北野議員	188
○ 議事進行について 北野議員	189
○ 議事進行について 中畑議員	190
動議の撤回 小林議員	190
採 決	190
○ 議事進行について 北野議員	190
議長不信任動議 北野議員	191
○ 討 論 前田議員	193
○ 討 論 西脇議員	193
○ 討 論 秋山議員	194
○ 討 論 渡部議員	194
○ 討 論 斉藤（裕）議員	194
採 決（投票）	195
1 日程第 1 議案第 1 号ないし第 2 5 号並びに報告第 1 号及び第 2 号並びに平成14年第 1 回	
定例会議案第57号並びに請願、陳情及び調査	196
予算特別委員長報告	196
議案第 1 号修正案の趣旨説明（西脇議員）	200
○ 討 論 斉藤（裕）議員	201
○ 討 論 中島議員	201
採 決	202
総務常任委員長報告	203
○ 討 論 横田議員	205
○ 討 論 新谷議員	205
○ 討 論 斉藤（陽）議員	208
○ 討 論 武井議員	209

採 決.....	210
経済常任委員長報告.....	211
○ 討 論 西脇議員.....	213
採 決.....	213
厚生常任委員長報告.....	214
○ 討 論 中島議員.....	215
採 決.....	217
建設常任委員長報告.....	218
○ 討 論 古沢議員.....	219
採 決.....	220
議員定数に関する特別委員長報告.....	221
○ 討 論 北野議員.....	224
○ 討 論 松本（光）議員.....	226
○ 討 論 高橋議員.....	226
○ 討 論 佐々木（勝）議員.....	227
○ 討 論 松本（聖）議員.....	228
採 決.....	229
1 日程第2 議案第26号ないし第28号.....	229
○ 市長提案説明（議26）.....	229
採 決.....	229
1 日程第3 小樽市農業委員会委員の推薦.....	229
採 決.....	229
1 日程第4 後志教育研修センター組合議会議員の選挙.....	230
採 決（投票）.....	230
1 日程第5 意見書案第1号ないし第14号及び決議案第1号.....	231
○ 提案説明 （意1～6、決1 西脇議員）.....	231
○ 提案説明 （意7 斉藤（陽）議員）.....	232
○ 提案説明 （意8 高橋議員）.....	232
○ 討 論 古沢議員.....	233
○ 討 論 高橋議員.....	235
○ 討 論 斉藤（陽）議員.....	236
採 決.....	236
1 日程第6 陳情.....	236
委員会付託.....	236
閉会中継続審査.....	236
1 閉 会.....	237

議事事件一覧表

議案				
議案	案第1号	議案	案第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	議案	案第2号	平成14年度小樽市一般会計補正予算修正案
議案	案第3号	議案	案第3号	平成14年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案第4号	議案	案第4号	平成14年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第5号	議案	案第5号	小樽市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第6号	議案	案第6号	小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案
議案	案第7号	議案	案第7号	小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案	案第8号	議案	案第8号	小樽市雇員恩給条例の一部を改正する条例案
議案	案第9号	議案	案第9号	小樽市財政調整基金条例等の一部を改正する条例案
議案	案第10号	議案	案第10号	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
議案	案第11号	議案	案第11号	小樽市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例案
議案	案第12号	議案	案第12号	小樽市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案
議案	案第13号	議案	案第13号	小樽市温泉法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第14号	議案	案第14号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第15号	議案	案第15号	小樽市教育研究所設置条例の一部を改正する条例案
議案	案第16号	議案	案第16号	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第17号	議案	案第17号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	案第18号	議案	案第18号	新たに生じた土地の確認について
議案	案第19号	議案	案第19号	新たに生じた土地の確認について
議案	案第20号	議案	案第20号	町の区域の変更について
議案	案第21号	議案	案第21号	町の区域の変更について
議案	案第22号	議案	案第22号	不動産の譲与について
議案	案第23号	議案	案第23号	不動産等の譲与について
議案	案第24号	議案	案第24号	不動産等の譲与について
議案	案第25号	議案	案第25号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第26号	議案	案第26号	工事請負契約について（サッカー・ラグビー場造成工事）
議案	案第27号	議案	案第27号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案第28号	議案	案第28号	議員の派遣について（会派）
議案	案第28号	議案	案第28号	議員の派遣について（海外）
報告				
報告	報告第1号	報告	報告第1号	専決処分報告（小樽市税条例の一部を改正する条例）
報告	報告第2号	報告	報告第2号	専決処分報告（平成14年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算）
継続審査中の議案				
14年1月	議案第57号	議案	案第57号	小樽市議会議員定数条例案
意見書案				
意見書案	案第1号	意見書案	案第1号	有事法制関連三法案成立に反対する意見書（案）
意見書案	案第2号	意見書案	案第2号	住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める意見書（案）
意見書案	案第3号	意見書案	案第3号	個人情報保護法案の撤回を求める意見書（案）
意見書案	案第4号	意見書案	案第4号	郵政法案の撤回を求める意見書（案）
意見書案	案第5号	意見書案	案第5号	診療報酬の再改定を求める意見書（案）
意見書案	案第6号	意見書案	案第6号	高齢者医療制度の改革に関する意見書（案）
意見書案	案第7号	意見書案	案第7号	国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書（案）
意見書案	案第8号	意見書案	案第8号	「（仮称）自然再生推進法」の早期制定を求める意見書（案）
意見書案	案第9号	意見書案	案第9号	「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書（案）
意見書案	案第10号	意見書案	案第10号	北海道の地域性や様々な困難を抱えた生徒の実態をふまえ、地域の高校を守り発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直すとともに、北海道独自に小中高すべての学校で30人以下学級の実現を求める意見書（案）
意見書案	案第11号	意見書案	案第11号	NPO優遇税制の拡充を求める意見書（案）
意見書案	案第12号	意見書案	案第12号	食の安全・安心を確保する制度の拡充・強化を求める意見書（案）
意見書案	案第13号	意見書案	案第13号	30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改悪することに反対する意見書（案）
意見書案	案第14号	意見書案	案第14号	介護保険料の引上げに反対する意見書（案）

決議案

決議案第 1 号 非核三原則を堅持する決議（案）

陳情

陳	情	第 73 号	緑 2 丁目 2 3 番市管理道路の除雪方について
陳	情	第 74 号	有事法制三法案の立法化を行わないよう政府に求める意見書提出方について
陳	情	第 75 号	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について
陳	情	第 76 号	「有事関連三法案」について慎重審議を求める意見書提出方について
陳	情	第 77 号	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について
陳	情	第 78 号	小樽市議会議員定数の削減反对方について
陳	情	第 79 号	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について
陳	情	第 80 号	国是である非核三原則を堅持する決議要請方について
陳	情	第 81 号	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について
陳	情	第 82 号	市道「梅ヶ枝山手線」の早期整備方について

質 問 要 旨

○ 会派代表質問

古沢議員（６月１０日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

１ 財政問題

- （１）財政非常事態宣言の真意は
- （２）マイカル破たんと市長の職責
- （３）国の地方交付税削減・赤字地方債の押し付け
- （４）石狩湾新港・平磯マイカル道路の見直し
- （５）市公共事業は市民生活直結型へ

２ 有事法制と地方自治

- （１）日米安保条約の発効から５０年
- （２）憲法９条を生かした平和外交
- （３）有事法案は憲法じゅうりん
- （４）核兵器廃絶平和都市宣言と非核３原則
- （５）米艦船「カーチス・ウィルバー」
- （６）有事法制で地方自治が停止

３ 多喜二の虐殺写真

- （１）小樽文学館と小林多喜二
- （２）常設展示から写真を外した理由
- （３）学芸員の「権限」と市教育委員会の責任
- （４）原状回復が問題解決の第一歩

４ 水産物品質管理とカモメ対策

- （１）「水産物品質管理高度化推進計画」とカモメのふん対策
- （２）カモメのふんと病原性細菌
- （３）市公設水産市場の現状
- （４）小樽市内の食中毒発生状況
- （５）桃内地域のカモメ対策
- （６）抜本的な環境衛生管理対策を

５ 介護認定と障害者控除

- （１）旧厚生省社会局長通知
- （２）問われる行政の怠慢
- （３）所得税法施行令第１０条第１項第７号
- （４）認定書発行の基準
- （５）要支援・要介護及び身体障害者手帳等の交付状況

- (6) 還付請求と更正の請求
- (7) 要支援・要介護者すべてに認定書を
- 6 小樽市立病院の建設
 - (1) 現病院の施設整備こそ万全に
 - (2) 新病院建設は現在地で
- 7 子育て支援短期利用事業
- 8 その他

大竹議員 (6 月 1 0 日 2 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 小樽市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例案について
- 3 北しりべし廃棄物処理広域連合負担金について
- 4 商工業振興費補正予算について
- 5 小樽ロケ資源映像データベース化事業について
- 6 教育委員会費補正予算について
- 7 新市立病院基本構想策定業務委託について
- 8 その他

斉藤 (裕) 議員 (6 月 1 0 日 3 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
 - (1) 職員給与の見直し、本俸は
 - (2) 小樽市旅費条例
- 2 広域連合
 - (1) 平成 1 2 年 1 1 月 1 3 日北海道開発庁との打合せ
 - (2) 機種選定
 - (3) 起債償還と維持管理費
 - (4) 減量化との関係
- 3 やすらぎ荘
 - (1) P F I
 - (2) 市費補助
- 4 教育
 - (1) 道教委報告書

(2) 教育現場の変化

(3) L D、A D H D

(4) 自宅研修

5 その他

秋山議員 (6 月 1 1 日 1 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 行財政問題について

2 ロシア船について

3 駅前ビルについて

4 おもてなしの心について

5 男女共同参画推進条例について

6 おたるの健康づくりについて

(1) 健康・栄養意識調査について

(2) C 型肝炎について

(3) ブックスタートに関連して

7 ごみ問題について

8 教育問題について

9 その他

佐々木 (勝) 議員 (6 月 1 1 日 2 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 市長の政治姿勢について

2 財政問題について

3 雇用・経済対策について

4 福祉対策について

5 環境対策について

6 食の安心・安全対策について

7 教育問題について

8 その他

○ 一般質問

武井議員 (6 月 1 2 日 1 番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新病院建設整備方針について
 - (1) 病床規模の算定根拠は
 - (2) 現在の入院患者実績からみて 5 6 0 床は、高齢化の流れに逆らうものだ
 - (3) ベット管理委員会の任務内容は
 - (4) 救急患者の搬送手順を示せ
 - (5) 駐車場の規模等について検討している内容を示せ
 - (6) 駐車場の管理人対策について
 - (7) 第二次保健福祉医療圏域としての新病院立地について
- 2 市内の道路対策について
 - (1) 梅ヶ枝山手線について
 - (2) 市道妙源寺前通線と幸町病院線について
- 3 ロシアとの交流と課題について
 - (1) ロシア船の入港規制強化に伴う市長の陳情成果について
 - (2) 陳情行動は関係 6 市長と共同行動ではなかったか
- 4 その他

見楚谷議員（ 6 月 1 2 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「小樽市民証」について
- 2 社会教育施設・市民会館等の民間委託について
- 3 市立病院への「もの忘れ外来」開設について
- 4 児童生徒の国語力アップについて
- 5 道路整備について
- 6 北後志 5 自治体との市町村合併について
- 7 その他

斉藤（陽）議員（ 6 月 1 2 日 3 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 孤独死防止対策について
- 2 伝統的手作り工芸の振興策について
- 3 学校校舎などの施設整備の現状について
- 4 その他

新谷議員（６月１２日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

１ 学校５日制について

- （１）新学習指導要領について 学力の問題、文部科学省の見解
ゆとり教育の矛盾、少人数指導を

（２）土曜日の過ごし方

２ 放課後児童クラブ 待機児童解消、土曜日開設

３ 食の安全について

- （１）食品表示を明確に
- （２）国の食品衛生監視員増員を
- （３）保健所業務について 輸入食品添加物検査の拡大、食品衛生監視員増
- （４）食品衛生法改正について
- （５）市民教育
- （６）給食の安全
- （７）食料自給率の向上を

４ 市町村合併について - 赤井川村との場合

- （１）国の合併号令を受け入れるか
- （２）地方交付税の額は
- （３）メリット・デメリット 住民サービス、役場職員、交通の便、議会など
- （４）合併せず自治尊重を
- （５）合併の押し付けを認めず自治権の確立を

５ ボランティア支援

- （１）場所提供 支援策は何か
- （２）あおばと館の問題

６ オンブズマン制度

- （１）進ちょく状況
- （２）福祉施設調査結果
- （３）今後の展望

７ その他

平成14年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第1日目

平成14年6月4日

出席議員（31名）

1 番	横	田	久	俊	2 番	前	田	清	貴		
3 番	成	田	晃	司	4 番	大	竹	秀	文		
5 番	松	本	光	世	8 番	斉	藤	裕	敬		
9 番	大	畠		護	1 0 番	中	島	麗	子		
1 1 番	新	谷	と	し	1 2 番	古	沢	勝	則		
1 3 番	見	楚	谷	登	志	1 5 番	次	木	督	雄	
1 6 番	久	末	恵	子	1 7 番	小	林	栄	治		
1 8 番	八	田	昭	二	2 0 番	佐	藤	利	次		
2 1 番	佐	々	木	勝	利	2 2 番	渡	部		智	
2 3 番	武	井	義	恵	2 4 番	北	野	義	紀		
2 5 番	西	脇		清	2 6 番	高	階	孝	次		
2 8 番	吹	田	三	則	2 9 番	中	畑	恒	雄		
3 0 番	松	田	日	出	男	3 1 番	佐	々	木	政	美
3 2 番	高	橋	克	幸	3 3 番	斉	藤	陽	一	良	
3 4 番	秋	山	京	子	3 5 番	佐	野	治	男		
3 6 番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（4名）

6番	中	村	岩	雄	7番	松	本		聖
14番	新	野	紘	巳	27番	岡	本	一	美

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司		
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開会 午後 1時00分

○**議長（松田日出男）** これより、平成14年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に中島麗子議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から6月21日までの18日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第24号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第23号並びに報告第1号及び第2号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

○**市長（山田勝麿）** ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第3号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、北しりべし廃棄物処理広域連合で実施する整備事業計画等策定費や総務管理費等の本市負担金をはじめ、老人保健法に基づく基本健康診査における肝炎ウイルス検査費用、緊急地域雇用創出特別交付金事業として、地場産品・技術発掘及びデータベース化事業と小樽ロケ資源映像データベース化事業に要する経費を計上したほか、石山・東山・住吉中学校記念室設置並びに教育委員会庁舎移転に伴う所要の経費を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、国・道支出金、寄付金、諸収入を計上し、なお不足する財源につきましては、減債基金繰入金を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出とも1億7,743万5,000円の増となり、財政規模は694億6,524万1,000円となりました。

次に、特別会計につきましては、住宅事業で、公営住宅入居者公衆浴場対策費補助金を計上いたしました。

債務負担行為の補正につきましては、病院事業会計において、新市立病院基本構想策定業務委託料を計上いたしました。

次に、議案第4号から議案第23号までについて説明申し上げます。

議案第4号議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案につきましては、審議会の審議対象に政務調査費を含めるとともに、審議会を常設するものであります。

議案第6号職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に準じ、職員の公務傷病による死亡に係る遺族年金の加算額を改定するものでありま

す。

議案第7号雇員恩給条例の一部を改正する条例案につきましては、職員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正に準じ、雇員の公務傷病による死亡に係る遺族年金の加算額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号財政調整基金条例等の一部を改正する条例案につきましては、ペイオフ解禁に伴い、基金に属する現金の運用について、所要の改正を行うものであります。

議案第9号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、特別資金基金の目的を変更するとともに、ペイオフ解禁に伴い、基金に属する現金の運用について、所要の改正を行うものであります。

議案第10号特別養護老人ホーム条例を廃止する条例案につきましては、特別養護老人ホームやすらぎ荘の用途を廃止するものであります。

議案第11号老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイデイサービスセンターの用途を廃止するものであります。

議案第12号温泉法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、温泉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、塩谷駅前住宅の用途を廃止するものであります。

議案第14号教育研究所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、教育研究所の移転に伴い、位置を変更するものであります。

議案第15号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改定するものであります。

議案第16号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号及び議案第18号新たに生じた土地の確認につきましては、北浜岸壁埋立てに伴い生じた土地、約1,334平方メートル及び塩谷漁港埋立てに伴い生じた土地 5,421平方メートルについて、それぞれ確認するものであります。

議案第19号及び議案第20号町の区域の変更につきましては、北浜岸壁埋立てにより生じた土地を色内3丁目及び手宮1丁目に、塩谷漁港埋立てにより生じた土地を塩谷1丁目に、それぞれ編入するものであります。

議案第21号不動産の譲与につきましては、町内会館の敷地として貸与している土地約43平方メートルを若松2丁目会に譲与するものであります。

議案第22号及び議案第23号不動産等の譲与につきましては、特別養護老人ホームやすらぎ荘とオタモイデイサービスセンターの建物及びそれぞれの施設で使用していた機器等物品一式を、小樽市オタモイ1丁目20番20号、社会福祉法人小樽育成院へ譲与するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、個人市民税に係る非課税基準額を改定するため、市税条例の一部を改正する条例を4月1日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成13年度老人保健事業特別会計において収支不足が発生し、平成14年度予算

から繰上充用を行うなどの必要が生じたため、平成14年度老人保健事業特別会計補正予算について、平成14年5月17日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、議案第24号について提案趣旨の説明を行います。

政府首脳は、5月31日、核兵器の保持などを禁じる非核三原則について、今までは憲法に近いものだったが、憲法も変えようという時代だ、国際情勢が変化したり国民世論が核を持つべきだとなれば、変わることもあるかもしれないと述べ、非核三原則の見直しもあり得るとの見方を示しました。

非核三原則は、持たず、つくらず、持たせずというのが国の基本的政策。これは、1967年12月に、当時の佐藤栄作首相が、沖縄返還問題をめぐる核兵器持込み反対の世論に押されて、国会答弁で打ち出したものです。

小泉首相は、非核三原則見直しについて、今は考えないとしながら、それは国民がどう判断するかということだと述べ、福田官房長官の発言を否定しておりません。非核三原則敵視を露骨に証明したこれらの発言に、被爆者をはじめ、国民の怒りが広がっています。

非核三原則は、日本国民の総意として生まれ、政治的立場の違いを越えて国民に定着しています。核兵器の残虐さを広島、長崎で経験した日本国民は、この被害を三たび地球上で繰り返させてはならないと核兵器廃絶を世界に訴え続けてきました。

その日本が、核兵器を持たず、つくらず、持たせないのは当然のことであり、だからこそ非核三原則は時々政府に左右されない国是としてきました。それは、多くの地方自治体が非核宣言をしていることにも示されています。日本国民の核兵器廃絶、核使用禁止の叫びは、今や世界の声となって各国政府を動かし、阻むことのできない流れともなっています。

政府首脳による非核三原則見直し発言は、国民の強い批判によって、翌日、見直し発言を取り消すとなりましたが、これは単なる失言や思いつきの発言ではありません。それは、小泉首相が憲法敵視の発言を繰り返し、自衛隊を米軍の戦争に参加させる、国民を強制的に動員する、有事法制の強行を図っているのと一体のもので、また、アメリカの悪の枢軸論を支持し、ブッシュ政権の核兵器固執政策に追従し、その戦争の一翼を担う危険な実態を端的に示しています。

そもそも非核三原則を国是としながら、アメリカとの間に核の持込みを認める密約があることも既に国民の知るところであり、核持込みの事前協議がないから、核が持ち込まれていないという言い分は全く通りません。

小樽港は、道内の港湾では外国軍艦入港数は突出しています。6月の下旬には、またもや第7艦隊のイージス艦カーチスウィルバーの入港を予定しています。この艦船は、核搭載可能な巡航ミサイルトマホークを装備した駆逐艦で、昨年12月までアフガニスタンへの軍事作戦に参加していたものです。同艦は、6月6日から10日まで長崎港にも入港を予定していますが、長崎市長は、小泉首相あてに入港回避を要請し、入港の強行に強い怒りを禁じ得ないなどと不満も表明しています。

また、インド、パキスタン両核兵器保有国による戦争の危機も差し迫ったものとして看過できません。こう

した核をめぐる深刻な事態が生まれているとき、非核三原則を実のあるものにするために、我が党の提案は理にかなったものであると確信します。また、市民と道民に大きな安心をもたらすことと確信するものであります。

皆さんの賛成をお願いし、提案説明を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 日程第 3 「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、横田久俊議員、前田清貴議員、松本光世議員、斉藤裕敬議員、中島麗子議員、見楚谷登志議員、武井義恵議員、北野義紀議員、中畑恒雄議員、高橋克幸議員、佐野治男議員をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

ただいま北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、会議規則第 28 条第 2 項の規定による告知をいたします。

日程第 4 「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明 6 月 5 日から 6 月 9 日まで 5 日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1 時 17 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 中 島 麗 子

議 員 佐々木 勝 利

平成14年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第2日目

平成14年6月10日

出席議員（32名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
8番	斉	藤	裕	敬	9番	大	畠		護
10番	中	島	麗	子	11番	新	谷	と	し
12番	古	沢	勝	則	13番	見	楚	谷	登
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清
26番	高	階	孝	次	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出
31番	佐	々	木	政	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸

欠席議員（3名）

7番	松	本		聖	14番	新	野	紘	巳
27番	岡	本	一	美					

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市
港	湾	部	長	旭		一	夫	仲	谷	正	人

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健 太 郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 1 時 00 分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、北野義紀議員をご指名いたします。

日程第 1 「議案第 1 号ないし第 24 号並びに報告第 1 号及び第 2 号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12 番、古沢勝則議員。

（ 12 番 古沢勝則議員登壇 ）（拍手）

○12 番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、質問いたします。

まず、財政問題から伺います。

このほど、市は、「財政健全化対策概要」を庁内に配布し、財政の厳しい現状を訴えるとともに、全庁一丸となって財政再建に取り組むとしています。

概要によれば、本市財政の現状は、「実質的な赤字再建団体」だということに、事実上の財政非常事態宣言であります。また、広報おたる 5 月号では、このままでは国の管理下に置かれ、市独自の施策はできなくなってしまう、まるで市民には脅しとともれる内容での特集を組んでいます。これほどあからさまに、あるいは、恥も外聞もなく市財政の悪化を表明したことは、恐らく初めてのことでないでしょうか。まず、その真意をお尋ねしたいと思います。

市の一般会計の借金残高は、一部交付税措置を含むとはいえ 682 億 6,700 万円、これに債務負担 25 億 6,400 万円、国保貸付金 38 億 2,300 万円、病院貸付金 44 億円を加え、借金総額は、実に 790 億 5,400 万円であります。今年度当初予算額を約 100 億円も上回ってしまいます。加えて、企業会計など全会計では 1,400 億円、一般会計の 2 年分の借金であります。その上に、1 定で報告された今後の財政収支試算によれば、今後 3 年間で約 150 億円もの収支不足が生じるわけであります。

なぜ、これほどまでに赤字が増えるのか。広報 5 月号は、市税と地方交付税の増加が見込まれないのに対して、人件費、扶助費、公債費が大幅に増える、このように説明し、概要もまた、不況や国の政策、少子高齢化などのせいにして、まるで他人事であります。

マイカル誘致や石狩湾新港に巨額の税金を投入するなど、国の景気対策をうのみにし、浪費型大型事業を優先させてきたそのツケが回ってきたわけですが、では、歴代市長にかじ取りの間違いはなかったのか。そして、これを後押ししてきた与党会派に責任はなかったのか、ぜひとも伺いたいものであります。

マイカル破たんに関して、市長の責任をただした私の特別委員会における質問に、あなたは、議会が議決したことに従って市政を執行している、このように答弁し、法が要請しているあなたへの責任と義務については意図的に答弁を避けられた。1 定における高階議員への答弁でもこれを繰り返し、法には違反していないと答えた問題でありますから、ご承知のはずであります。

市長は、議員とは別に、直接、市民によって選ばれ、いわば大統領制とも言われるほど大変大きな権限を持つ職であります。それゆえに、これは不問にできません。

問題とした法律は、執行機関、つまり、市長の義務を規定した地方自治法第 138 条の 2 であります。条文は、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び

法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負う」であります。

みずからの判断と責任において処理するとは何か。逐条地方自治法の解説をひもとくまでもなく、そもそも議会と執行機関、つまり、あなたですが、相互に独立・対等の関係にあり、管理・執行に当たっては、議会の議決に配慮するとしても、すべてみずからの意思決定に基づいて行うべきことは明らかであります。法があなたに何を要請しているのか、非常にわかりやすい規定であります。

私の議会経験は、わずか3年余であります。この間、マイカル大観覧車の景観条例違反、米艦船ビンセンス寄港時の海上運送法違反並びに港湾条例違反、あなたは、いずれも是正することなく追認されてしまった。そして、このたび、私の質問にも、高階議員の質問にあっても、みずからへの義務規定さえ否定しようというのでしょうか。

この際、改めて伺います。

マイカル破たん、OBC破たんが当市の赤字財政を膨らませたのは紛れもない事実であります。みずからの判断と責任において、マイカル誘致の責任を、今度こそはっきりとお答えください。

健全化対策の中身の問題です。失政のツケを改めて市民に押しつけるものになっていないかという問題であります。「事務事業の見直し」では、市の単独事業の見直し、削減。所得制限の導入が業務の負担増を招くというのであれば、何とか継続したふれあいパスも風前のともしびであります。人件費の削減、給与、手当の見直しや、職員の削減は、直接、市民サービスの低下につながります。何よりも、扶助費の抑制は市民の暮らしにかかわる医療、福祉に大打撃となり、家計が冷え込み、市財政の再建も、景気の回復も、遠のいてしまうことは必至であります。

真の財政再建のためにも、第1には、地方交付税の削減や、赤字地方債を地方に押しつける国の政策を改めさせること、地方分権の時代にふさわしく、地方交付税制度を本来の姿に戻し、税源の地方移譲を早期に実現させることだと考えますが、いかがですか。

第2に、無駄な大型事業である石狩湾新港、平磯マイカル道路は、抜本的に見直しをかけること。

第3は、市の公共事業です。経済効果、雇用効果も大きい市民生活直結型へと切り替えること。福祉、教育、住宅、公園、環境、これらの事業で、地元の仕事と雇用をより増やし、個人消費、市民生活を応援する市政を徹底することではないでしょうか。

いずれも、市長の見解をお聞かせください。

平和の問題、有事法制と地方自治の問題であります。

今年は、日米安保条約が発効してから50年、このときから我が国は形の上では独立しましたが、米国との軍事同盟の道を歩むことになりました。60年に現行安保条約に改定、78年「旧ガイドライン」、96年「日米安保共同宣言」、そして、97年9月「新ガイドライン」では、ついに周辺事態という新たな概念を持ち出して、この日米安保体制を地理的に無限定に拡大してしまいました。その具体化が、「周辺事態法」、戦争法でありました。日米安保体制の50年は、米国が自国の世界戦略に日本を組み入れ、戦争をしない国から戦争のできる国へと転換しようとしてきたその歴史ではなかったのか、市長の見解をお聞かせください。

国会では、今、我が国が武力攻撃を受けなくても、先制的な武力行使に道を開くことになる有事法案、戦争国家法案が審議されています。法案によれば、武力攻撃事態とは、我が国領土に対する直接的な武力攻撃の発生にとどまらず、そのおそれや予測される事態を含むとされています。国際情勢の緊張の高まりなどから、我

が国への武力攻撃の意図が推測され、武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態、これが予測される事態であると防衛庁長官は説明しています。

この論法でいくならば、現在、米軍の戦争を支援中の自衛隊艦船が、相手国から敵とみなされ、攻撃されるおそれがあると言えば、直ちに有事法が発動される。つまり、インド洋上で戦端が開かれる、戦闘の火ぶたが切られることになってしまいます。

日本国憲法は、戦争への深い反省から、戦争や武力による威嚇を禁止しました。その前文で、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言し、同第9条第1項で戦争放棄、第2項では戦力を持たないことを国際社会に約束しました。今日、戦争が地球上で絶えないとき、この日本国憲法の平和主義は、例えば、99年5月、ハーグにおける平和アピール市民会議において世界の模範として取り上げられるなど、その輝きはいよいよ増えています。

憲法第9条を生かし、戦争や有事を防ぐ努力こそ、政府に求められていることではないか。外国の都市との交流などを通じて、地方自治体もまた平和的な外交を担うことが求められていると思うのですが、いかがでしょうか。

また、有事法案は、こうした日本国憲法をじゅうりんするものではないでしょうか。見解をお聞かせください。

1982年6月、当市は、核兵器廃絶平和都市宣言を決議しました。ちょうど20年前であります。今日では、非核自治体も全国で2,500近くにまで広がっています。しかし、日本国内の空港、港には、核兵器搭載可能な米軍の軍用機、艦船が我が物顔で出入りし、日米核密約の存在まで明らかにされています。

沖縄返還30周年のインタビューに応じた、ハルペリン元国防副次官補は、4月27日、核密約は沖縄返還に当たって、米軍部の意向で交わされたと述べています。こうしたとき、大変驚きました。日本は核兵器を持つことができる、このような趣旨の発言をされたのは、福田官房長官であります。つまり、非核3原則の見直し発言であります。

さらに驚いたのは、どうってことはないと居直った小泉首相の態度であります。まるで人を食ったような不まじめ極まりない態度は一体何なのか。驚きより怒りを感じます。

我が国は、戦争を永久に放棄し、一切の戦力を持たないと憲法で定めている国であります。その国が、人類を破滅に導く核兵器をどうして持つことができるのか、国民にとっては、核兵器は持てるかどうかではなく、地球上から完全になくすべきものであります。

平和都市宣言の長として、こうした政府首脳の発言をどのように受け止めておられるか。国是を踏みつけにしても、なお平然とうそぶく、この「どうってことない内閣」こそ、退陣すべきであると思うのですが、いかがでしょうか。

市長は、港湾管理者であります。有事法案が成立すれば、民間港として初めて米空母を受け入れたこの小樽は、有事の際、真っ先に前線基地にされてしまうのではないだろうか。今、市民の不安が広がっています。今、また、巡航ミサイルを装備した米艦船カーチス・ウィルバーが、小樽港への入港を計画し、バース、錨地の手配を要請しています。

今度は、有事法案、三つの法律の先取りであります。市民の非核・平和の願いに真っ向から挑戦する同艦の港湾施設使用は、バースであれ、錨地であれ、きっぱりと断るべきであります。それとも、核兵器容認の「どうってことない内閣」をあくまで応援するつもりか、明確にお答えください。

有事法案に即して伺います。

「法案では、地方公共団体に大きくかわる事項については、具体的な内容が必ずしも明確になっているとは言えない」、これは、5月28日、政府にこのように申し入れた中国地方知事会の文章の一節であります。今、住民の命、暮らしや権利、財産を守るべき責務を負っている全国の多くの自治体の長が、この法案に反対し、あるいは法案の慎重審議を求めて、積極的な態度表明を行っています。

例えば、3法案の一つであります。自衛隊法の一部改正案第103条には、自治体、自治体職員、住民にかかわる危険な内容が盛り込まれています。改正案同条では、長官又は自衛隊の師団長などの要請に基づいて、都道府県の知事が病院や診療所を管理、個人の土地や家屋も陣地構築に必要な場合は、命令書一つで使用、あらゆる物資の保管、さらには、医療、土木、建築の関係者には業務従事命令が出され、道路や橋の修理、物資や兵士の輸送、負傷兵の治療などの業務に強制的に従事させられます。これらの業務命令書、公用令書を発行するのも自治体職員なら、医師、看護婦、技術職員や土木、建築、港湾など、関係業種の自治体職員が動員されるのも明らかであります。

先輩諸氏にはおわかりのように、これでは、まるで戦前戦中、地方自治体の職員にさせた「赤紙」配りの再現であります。また、内閣総理大臣には特別大権が付与され、つまり、有事法制下では、内閣総理大臣が自治体を指揮し、従わない場合は代執行をすることができる、文字どおりの戦時体制であります。有事法制下では、地方自治が停止させられるのであります。

市長に改めて伺いますが、この有事法案に対するあなたの見解をぜひお聞かせください。

次は、多喜二の写真の問題であります。

「さて、新しい年が来た。俺たちの時代が来た。我ら何をなすべきかではなしに、いかになすべきかの時代だ」、1928年1月1日、日記にはこのように記されています。

小林多喜二24歳。多喜二自身が言うように、「新しい世の中」を求めて駆け抜こうとする心意気が伝わってきます。小樽文学館には、このプロレタリア作家・小林多喜二が特高に虐殺されたときの写真が、デスマスクやその他の遺品とともに常設展示されていました。

ところが、今年1月31日、皇族・紀宮が文学館を訪問、見学する直前に、この写真が取り外され、現在もそのままだにされているという事態が生じています。見過ごせない問題であります。

そこで、伺います。

小樽文学館開設の経緯の中で、作家・小林多喜二の存在がどのようにかわっていたのか。それは、同時に、現在の文学館と多喜二、市民との関係でもあると思いますが、お聞かせください。

常設展示から、今回、問題になっている写真を外した理由は一体何であったのか。そして、文学館における学芸員の役割、権限とは何か。さらには、これを文学館内の出来事にとどめることはできません。市教育委員会の責任は何か、はっきりとお答えください。

多喜二は、1933年1月、絶筆となった「地区の人々」を書き終えました。伝統を持ちながらも、沈滞が続いていた小樽の労働者たちが、戦時下の高揚する戦いの中、再び立ち上がっていく姿がそこには描かれています。その1か月後、残虐な拷問で虐殺されました。29歳であります。彼ほど、生前もまた、その死後も、権力による迫害と抹殺を加えられた作家は、およそ日本の文学史上では類を見ません。今日ではあたり前とされている国民権、労働者の諸権利、民主主義、平和、戦争反対、こうした新しい世の中を確信し、あの暗黒時代にあっても、多喜二が命がけで求め続けたがゆえにであります。

我が党は、既に 4 月 26 日、市教育委員会に取り外された写真の原状回復を申し入れています。この問題の解決に当たっての第一歩になると考えたからであります、いかがでしょうか。

次は、水産物品質管理とカモメ対策について伺います。

我が国は、食料の 6 割を外国からの輸入に頼っています。こうした状況の下で、今、遺伝子組換え食品、ダイオキシン汚染の豚肉や鶏肉、赤痢菌に汚染された生ガキ、はたまた、残留農薬基準の何倍も汚染された生野菜など、輸入食品に対する消費者の不安が広がっています。国内においても、雪印の事件、O-157、ダイオキシン、環境ホルモンの汚染食品や、BSE 汚染牛に見られる社会問題など、深刻な食品事件が続いています。食品の安全、表示に対する市民の不信感や怒りは、今や頂点に達しています。

こうしたとき、4 月には、釧路港におけるカモメのふんによる魚介類への汚染の問題、5 月には、当市高島漁港におけるカモメの大繁殖問題が報道されていました。

そこで、一昨年来、議会でも問題にされてきた桃内最終処分場のカモメ対策にも関連してお尋ねしておきます。

まず、北海道と釧路市などが取り組んでいる「水産物品質管理高度化推進計画」について、その経緯、目的など、概要をお知らせください。

この計画では、水産物の各工程を通して衛生管理を徹底し、水産物の信頼を高めるとしていますが、これらの中にカモメのふん対策も重点課題に掲げられています。具体的な取組、対策は何か。また、カモメのふんがサルモネラ菌を媒介する危険も指摘され、同計画では、関係者の感染症や食中毒菌の検査が義務づけられています。カモメのふんとこれら病原性細菌の汚染問題に対し市民の不安が広がっていますが、医学的に見た場合、何が心配されるのか、お聞かせください。

北海道では、地域 HACCP 全道普及事業として、今年度から道内 6 地区で展開していくとのことであります。

そこで、当市の現況について、何点が伺っておきます。

まず、公設水産市場取扱高から見た主要上位 3 魚種と全道取扱高に占めるその割合はどの程度か。漁協や組合、市場関係者の衛生管理、健康診断の取組とカモメ対策の現況について、そして、直近 3 か年間の食中毒発生状況並びにその防止に向けての具体的な対策をどのように講じてきたのか、お聞かせください。

桃内地区の問題であります。

市内西部にあって、塩谷、忍路、蘭島とともに当市の耕地面積の約 6 割を占め、雑穀、生野菜、果樹、花きなど貴重な生産地が桃内にあります。廃棄物最終処分場が供用開始されて以来、この地区ではカモメのふんとの共存が余儀なくされてきました。そのために、焼却炉建設問題の中で、当市は、新たに環境保全対策、カモメのふんの防止対策を講じるということになりました。

しかし、その内容は、「対策」という名には全くほど遠く、場あたりのなものであります。専門機関や漁協関係者、研究者が口をそろえて話すのは、「生ごみ、えさ場がある限り解決しない。複数の対策を組み合わせなければ効果は期待できない」とのことです。

改めて、その対策とは何であったのか、お聞かせください。

と同時に、生産地としては最も重要な農作物の品質管理、汚染対策、桃内住民の衛生管理対策など、抜本的な対策を講じるよう求めたいと思います。

環境や人の健康に及ぼす影響が懸念される場合には、その因果関係が科学的に解明されていない場合でも、

食中毒や健康被害などの予防的観点からの対策が必要であります。それにこたえるのが行政の役割であります。ぜひ、お答えください。

次は、高齢者の税法上の障害者控除の取扱いについて伺います。

介護認定と障害者控除についてであります。今から30年以上も前に、1970年の所得税法の一部改正及び翌年の地方税法一部改正によって、障害者控除などの対象範囲が拡大されていたことはご承知のとおりであります。最近、我が党の議員団には、介護の必要なお年寄りにもぜひ障害者控除を認めてほしい、こうした市民の要望が相次いで寄せられています。

ところが、市長、あなたはさきの1定において、我が党の中島議員による質問に対して、話を今、初めて聞いたものですから内容がよくわかりません、このように答弁されました。我々が市長としては、率直に申し上げて、大変お粗末の極みであります。

そこで、改めてお尋ねします。

この所得税法及び地方税法の改正を受け、旧厚生省社会局長通知が発せられていますが、その内容についてお示ください。

同時に、この間、つまり、この30年来、身体障害者手帳や療育手帳などの交付者以外で障害者控除を受けた事例がなかったのか、お答えください。

所得税法施行令第10条第1項第7号では、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人は、市町村長の認定により、障害者手帳などの有無にかかわらず、障害者控除の対象になっています。

ところが、1定の質疑においても、一つは、控除の認定基準を国が示していない、二つに、要介護認定と障害者控除はリンクしないというのが国の考え方、三つに、道内他都市の状況も参考にして検討、これが当市の立場でありました。その消極的な立場は、到底、容認できるものではありません。

高知、新潟、秋田などの各県はもとより、道内においても、帯広市、長万部町では市長、町長の権限で認定書の発行を決め、札幌市、士別市、岩内町など数多くの自治体では積極的な対応を打ち出しています。税法や旧厚生省通知に照らしてみるまでもなく、この障害者控除の取扱いが30年以上も大半の市町村に知られず埋もれていた、そのために、多数の納税者、高齢者が控除を受けられなかった、その責任は重大であります。行政の怠慢のそしりを免れないものと考えますが、どうでしょうか。

併せて、同施行令第10条第1項第7号の趣旨とは一体何であったのかも伺っておきます。

認定基準の問題です。

認定書の発行は、言うまでもなく市町村長の判断と権限でされるものであります。この問題では、先行している県や市町村に率直に学ぶべきであります。それらの自治体は何を認定基準にしているか、把握しているはずですから、ぜひお聞かせください。

同時に、対象者となる高齢者への周知と、これらの方々が税控除を受けられるよう、漏れなく認定書を発行することが肝心であります。直近における65歳以上の高齢者の要支援、要介護の状態区分ごとの認定人員数並びに身体障害者手帳等の交付状況についてお知らせください。

また、還付請求と時効の問題です。

源泉徴収の給与所得者などの場合と個人事業者の場合では違いは生じないのか、いかがでしょうか。

要支援、要介護認定のすべてを対象者として認定書を発行すべきと考えますが、認定基準、周知方法、発行方法について明確な答弁を求めます。

新病院建設に関して、2点伺います。

全国自治体病院協議会による経営診断、院内外からの提言、検討を経て、このたび、新病院建設整備方針が提案されました。市民の強い要望にこたえる第一歩であります。

しかし一方、現在の病院施設の一部では、築48年も経過して老朽化が著しいなど、市民は安全・安心して医療を受けることができない、こうした問題は残されたままであります。新病院建設まで放置はできません。現施設の整備はどうされるのか、その方針をお聞かせください。

新病院の建設整備方針には、建設予定地が示されていません。病院がどこに建つのか、市民にとっては最大関心事です。交通の利便性などを考えると、やはり、現在地に建ててほしい、これが多くの市民の声ではないでしょうか。量徳小学校を旧住吉中学校跡地に新築移転することで、敷地面積の確保は可能です。歴史ある学校を移転させなければなりません、新病院建設地として十分に市民合意を得ることができると考えます。

我が党は、現在地での新病院建設を提案いたしますが、この我が党の提案に対する見解をお聞かせください。

私の質問の最後は、さまざまな理由から増えている「ひとり親家庭」などへの子育て支援事業についてであります。

母子家庭であれ、父子家庭であれ、ひとり親として家庭を築いていくことは大変な苦勞です。病気、事故、出張、残業など、家を空けなければならないときは、親も子も特につらい思いをしなければなりません。また、夫らの暴力から避難する母子にとっては、一時的であっても保護施設の有無は切実なものです。こうした事情の下にある児童、母子に対する支援策がショートステイ事業、トワイライトステイ事業であります。

平成13年度で既に道内8市町村が取り組んでいますが、当市も、早急にこの子育て支援の短期利用事業を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 古沢議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について幾つかお尋ねがありました。

まず、このたび、財政健全化緊急対策会議で「財政健全化対策概要」を配布し、本市の財政状況と健全化への取組について職員への周知を図り、また、広報おたるを通じまして市民の皆さんにも本市の財政状況と財政健全化緊急対策会議の設置について、お知らせしたことについてであります。さきの第1回定例会の総務常任委員会で報告いたしましたとおり、財政健全化計画の今後の収支見通しを見直しましたところ、平成15年度からの3か年で約150億円と多額の収支不足となることが見込まれました。この収支不足の額は、通常実施している予算ヒアリングなどでの解消は到底困難と判断し、全職員一丸となった健全化への取組が必要と考え、職員への周知を図り、また、今後、事務事業見直しを実施していくに当たり、市民の皆さんのご理解とご協力が必要になってくるものと考え、行ったものであります。

次に、マイカル誘致の責任についてであります。最初に、築港地区のまちづくりは、当該地が臨港地区内にあることや、市街地に残された最後の平たん地であることなどから、関係行政機関との協議や各界各層の方々のご意見をいただき、議会審議を経ながら進めてきており、誤った判断とは考えておりません。今後も、未

利用地の活用が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

また、マイカルやＯＢＣが破たんしたことは大変残念なことです、これをあらかじめ想定できるものではありませんでした。

市としては、ＯＢＣの破たん後、雇用を確保する意味から、施設の存続に向け、行政としてできる限りの努力をしてまいりました。結果として、６月５日に民事再生計画案が認可され、新たなスタートが切れる見通しとなり、市として一定の役割を果たせたものと考えております。

次に、地方財政対策としての地方交付税制度と税源移譲についてであります、経済財政諮問会議におきましては、ここ数年のうちに地方交付税制度を見直すとして検討がなされておりますし、総務大臣からは、税源移譲や国庫支出金の削減などとともに、地方交付税の見直しについての試案が示されるなど、今後、地方の税財源等についてさまざまな議論がなされていくものと考えております。

いずれにいたしましても、地方分権を支える地方財政基盤の充実、全国の自治体にとって共通の緊急的な課題であります。そのためには、国と地方の役割分担に対応した税源移譲がぜひとも必要でありますし、地方交付税制度は地方財政調整制度として欠くことのできない制度であり、税源移譲後においても地方の実情に応じて維持、存続されるべきものと考えますので、国に対しましても、地方関係 6 団体などを通じて引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港と小樽港縦貫線についてであります、石狩湾新港につきましては、道央圏日本海側の物流拠点港として、貨物の動向を見ながら必要な整備を進めることとしております、今後とも、事業の緊急性を見極め、さらには、管理運営経費などの見直しを図り、引き続き母体負担の抑制に努めてまいりたいと考えております。

小樽港縦貫線につきましても、小樽港と背後地を結ぶ幹線道路として、また、本市の経済活動や市民生活にも大きな役割を果たす道路として、当面は平成15年度の暫定 2 車線供用開始に向け整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民生活型の公共事業ということですが、事業実施に際しましては、従来から、住民福祉の向上と市の発展を目的といたしまして、市民要望の強い事業を念頭に検討し、議会のご意見もいただきながら事業を選択してきたところであります。本年度につきましても、デイサービス等の福祉事業や住宅、学校の建設、街区公園の整備など市民生活に直結した事業を実施してまいりますし、今後も福祉や教育、環境や保健事業といった生活に密着した事業を実施していきたいと考えております。

次に、平和問題について幾つかお尋ねがありました。

まず初めに、日米安保条約の締結後の50年についてであります、この50年間は、世界に類を見ない平和憲法の下で、我が国の平和と安全の確保に努め、また、米国との連携により戦後の国土復興に国民が一丸となって努力を積み重ねた結果、著しい経済成長を遂げ、世界における経済国家として発展してきた時代であったと思います。

次に、有事法案と憲法第 9 条の関係についてであります、我が国は、戦後一貫して、憲法の平和主義を基本に、世界の恒久平和と安全の確保のため外交を推進してきたものと認識しております。現在、国会で審議されているいわゆる有事関連 3 法案は、有事発生の際の対処方針や、国、地方自治体の責務、必要となる法制の整備に関する事項を定めると同時に、我が国の平和と国民の安全の確保を目的としたものであると聞いております。いずれにしても、憲法が保障する国民の自由と権利が最大限尊重され、公正かつ適正な手続の下に制定

されなければならないものと考えております。

次に、非核3原則にかかわる政府首脳の発言についてであります。発言の真意はわかりませんが、非核3原則は、昭和46年、国会において核兵器の製造、保有、持込みの禁止を明確に決議し、これ以降、国の基本的な政策であると同時に、不変の原則であると理解しております。今後も、唯一の被爆国として、引き続きこれを誠実に守り、堅持していくことが重要であると考えております。

次に、このたびの米艦船カーチス・ウィルバーの寄港問題についてであります。本港には平成9年と12年の2度にわたって空母が寄港するなど、道内他港に比べ、これまでも多くの外国艦船が寄港していることから、この問題に関して市民の中にもさまざまな意見があることは承知いたしております。

今回、パース等の手配の依頼が港湾管理者に対してありましたが、このような市民感情に加え、今、正に有事関連法案が国政の場で審議されているところでもあり、この時期に米艦船が寄港することにつきましては、より慎重な対応を求めていると考えており、既に在札幌米国総領事館に対して小樽寄港について再考いただくよう申入れをしております。

次に、現在国会で審議されている有事法案についてであります。有事法制下での自治体の対応については、自治体に対する総理大臣の指揮権、代執行権発動の内容については別の法律で定められることになっており、その全容を把握することができない状況にあります。また、法が適用される具体的な状況も明らかになっておりません。今後、国政の場での慎重かつ十分な議論がなされ、国民の理解が得られることが重要であると考えております。

次に、水産物品質管理とカモメ対策について何点かお尋ねがありました。

まず、「水産物品質管理高度化推進事業計画」についてであります。道産イクラのO-157事件をはじめとする近年の食中毒の増加傾向やBSEの発生などにより食品の安全性に厳しい目が注がれる中、水産物についても、漁獲段階から徹底した品質管理が求められる状況にあります。そのため、釧路地域のスケトウダラやサンマを調査し、その結果を踏まえて、本道水産物の漁獲から加工に至るまで、管理手法や産地の協力体制の在り方を明らかにし全道に普及することと、道内各地域の取組を活発化させ、道産水産物の信頼性をより高めていくことを目的に、平成14年3月、道が策定したものであります。

また、同計画における具体的なカモメのふん対策についてであります。漁獲から荷揚げ、陳列、競り、搬出、運送に至る各工程ごとに改善目標を掲げ、その取組として、船内の衛生管理やトラック荷台及びシートや魚タンクの徹底洗浄や競り場搬入時の上かけシートの使用など、具体的な内容が示されております。

次に、カモメのふんと病原性細菌の問題についてであります。カモメのふんによる病原性細菌は、幾つかの調査において0.5%の頻度でカモメのふんからサルモネラが検出されております。カモメのふんを、経口摂取した場合は、食中毒の発生の可能性を否定できませんが、歴史的にもカモメのふんに起因する食中毒の発生した事例は知られておりません。

しかし、何らかの形でカモメのふんが食品等に付着したりした場合は、被害防止の観点から、一般的食品の取扱いと同様に、食品の洗浄や手洗いの励行などにより、ふんを除去することで感染予防が可能であると考えております。

次に、公設水産市場の現状についてであります。まず、水産市場の主要魚種の取扱高については、平成12年において取扱いが多かった魚種は、スケトウダラ、タラ、ホッケで、3魚種の取扱量は5万3,286トンであり、全道の総漁獲量の49万127トンに占める割合は10.87%となっております。また、取扱金額につきまして

は、公設水産市場26億 9,850万円に対し、全道の総取扱金額は 418億 7,000万円で、その占める割合は6.44%となっております。

また、市場関係者などの衛生管理、健康診断については、公設水産市場の管理室の職員は、年1回、定期健康診断を受診しておりますし、市漁協、機船漁協の現場職員や漁船の乗組員については、それぞれで検便を実施しており、日ごろから衛生管理に十分配慮し、水産物の安全確保に努めております。

また、カモメ対策の現況についてであります。市場敷地内のごみ清掃、床洗浄の徹底やトラックの荷台、フォークリフトの洗浄、搬出時のシートかけの励行のほか、1号館において巣づくり防止用ネットを天井に張るなど対策を講じております。今後とも、市場関係者と協議し、効果的な対策について研究してまいりたいと考えております。

次に、直近3年間の食中毒発生状況についてであります。平成11年度は17件、平成12年度は14件、平成13年度は2件発生しております。

また、その防止対策についてであります。食品取扱業者等に対しては年数回の監視指導、食品の収去検査及び衛生教育、また、市民に対しましては、各報道機関、街頭放送及びホームページ等で食品の衛生的な取扱いについて啓発を行っております。

次に、桃内地域環境保全対策として実施しましたカモメのふん対策についてであります。平成12年7月に廃棄物最終処分場が供用開始して以降、カモメが海岸と処分場を往復する際に住宅の上空を飛行するため、洗濯物、屋根、自家用車等にふんがかかるということについて、町内会役員や町内会会員から報告を受けており、その防止対策として種々検討しておりましたけれども、苦情の多かった洗濯物対策を緊急のものと考え、洗濯物干し場の覆いの設置や洗濯物乾燥機の設置費用として、桃内町内会員全世帯に対しての防止対策費を桃内町会に交付したところであります。

次に、農作物の品質管理、汚染対策や桃内住民の衛生管理対策についてであります。農業資材や露地物作物に対するカモメのふん被害対策につきましては、本年、桃内町会に設置されました農業関係対策小委員会と十分協議しながら対応していくこととしております。

また、桃内住民の衛生管理対策につきましては、さきほども申し上げましたが一般的食品の取扱いと同様に、食品の洗浄や手洗いの励行等により、ふんを除去することで感染予防が可能でありますので、周知徹底を図っていきたいと考えております。

次に、介護認定と障害者控除について何点かお尋ねがありました。

最初に、旧厚生省社会局長通知についてであります。この主な内容としましては、障害者、特別障害者の範囲に、年齢65歳以上で知的障害者、身体障害者に準ずる者として市町村長等が認定する者が加えられたこと、また、この認定については、市町村長等が嘱託医、民生委員の協力の下に、この通知で定められた認定書を交付することにより行うものとされております。更に、いわゆる寝たきり老人については、この認定を待つまでもなく、特別障害者とされておりますが、該当者からの申請があった場合には、同様に認定書を交付して、差し支えない旨等の通知がなされております。

次に、身体障害者手帳などの交付者以外で障害者控除を受けている事例についてであります。確定申告では、医師の診断書が添付されている場合、また、おむつ使用証明書が添付されている場合は、特別障害者控除の対象として取り扱っておりますので、このような事例は毎年見受けられます。

次に、障害者控除の周知についてであります。昭和45年の通知でもあり、当時からどのように市民周知し

てきたかは明らかではありませんけれども、さきほどもお答えいたしましたとおり、確定申告では、医師の診断書やおむつの使用証明書が添付されている場合は、特別障害者としております。

しかしながら、周知の徹底を欠いた点につきましては反省すべき点もあるかと思しますので、今後は十分に配慮してまいりたいと考えております。

次に、所得税法施行令第10条第1項第7号についてであります。昭和45年当時は高齢化が進展し始めた時代でもあり、従来から身体障害者手帳等を有する方に限って控除対象としていたものを、65歳以上の方で障害者に準ずる方にその範囲を拡大したものと理解しております。

次に、他都市の認定基準についてのお尋ねであります。先行している数市にお聞きしましたところ、現在検討中とのところもありますけれども、障害の程度の判断資料として、医師の診断書や介護保険の認定調査票などを参考にしながら、個別に判断するという市もございます。

次に、65歳以上の要介護認定者数についてであります。平成13年度末で要支援が 528人、要介護 1 が 1,535人、要介護 2 が 1,028人、要介護 3 が 657人、要介護 4 が 605人、要介護 5 が 511人となっております。

また、同じく65歳以上の身体障害者手帳等の交付数であります。身体障害者手帳が 4,535人、療育手帳が 32人、精神障害者保健福祉手帳が11人、戦傷病者手帳が50人となっております。

次に、還付請求と時効についてであります。源泉徴収により税額決定されている方は、確定申告をすることにより過去 5 年間について還付されることとなっております。個人事業者及び給与所得者で確定申告を行った方は、法定納期限から 1 年以内に限り、更正の請求をすることができます。

次に、認定基準、周知の方法などについてであります。控除の認定に当たりましては、国においては、障害の程度に基づき認定を行うこととし、医師の診断書、意見書や民生委員の意見書及び実態調査により、個別に判断することとされております。市といたしましては、認定に当たりましては、介護保険の認定調査票なども参考にしながら判断し、対象者に認定書を交付したいと考えております。

また、市民周知につきましては、7月の広報おしらせ版に掲載をするほか、町内会を通じ各戸に周知を図るとともに、介護認定結果の通知の際にもお知らせをし、周知徹底を図りたいと考えております。

次に、市立病院についてお尋ねがありました。

まず、新病院建設までの施設整備についてであります。現在の施設は、小樽病院が一番古い棟で昭和29年の建設、また、第二病院は昭和49年の建設となっており、特に給排水、電気設備等において老朽化が進んでおります。新病院建設までの間の施設整備については、全面的な改修は困難でありますので、当面、医療行為に支障のないよう特に安全確保を基本とし、患者サービスの向上と機能改善に向け、施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、新病院の建設場所についてのご提案であります。建設場所については、これまで総合調整会議において検討を行っているところでありますけれども、現時点では白紙であります。

なお、現在地での新築という意見も寄せられておりますが、いろいろと課題もありますので、今後、課題等を整理しながら関係部局で検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援短期利用事業についてであります。この事業は、保護者の疾病等の事由により、家庭における養育を行うことが困難になった児童等を、児童養護施設等において、一定期間、養育、保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、国において、平成7年より、実施主体を市町村と定め、スタートした事業であります。現在、道内ではトワイライトステイを実施している市町村はありませんが、ショ

ートステイは8市町で、社会福祉法人が運営する児童養護施設に委託して実施しているところであります。

市としましては、これまで、一時的に養育が困難な児童や夫の暴力等により緊急に保護が必要な場合には、道が所管する児童相談所や女性相談援助センターと協力して対応してきたところであり、今後におきましても、道との連携を強めながら対応していきたいと考えております。また、小樽市として独自に何ができるのかについて、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 古沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、文学館開設の経緯の中で、作家・小林多喜二との関連についてですが、小樽に文学館をつくろうという動きは昭和51年ころから始まりました。設立期成会総会は昭和52年3月21日に開催され、会則並びに役員が決定されました。

会則の第2条に、「本会は、小樽市にゆかりのある文学関係資料及び諸物件を収集、保存することを通じ、小樽市の文化的土壌の確立と、ひいては産業、経済の繁栄のしるべとなることを願い、小樽文学館を設立する」とあります。

その後、文学館開設準備委員会が開かれ、おおむね小説、戯曲、評論部門と短詩型部門に分かれ、短詩型部門は、さらに俳句、口語短歌、現代詩というジャンル別に区分する内容となりました。また、小説、戯曲、評論部門に展示される資料の主な作家は、伊藤整、岡田三郎、小林多喜二、早川三代治などです。開館後、小林多喜二は2回の大規模な特別展を行っていますが、こうした企画展などを通して徐々に資料が充実し、所蔵資料によって展示構成の工夫が可能になったと言えます。

文学館では、小林多喜二は、伊藤整、石川啄木、岡田三郎、並木凡平らとともに、常設展示している作家の中でも重要な作家の一人と認識しております。

次に、常設展示から写真を外した理由についてですが、学芸員は、今年2月8日から企画展「私の好きな冬の小樽展」を行うために常設展示の位置を移動し、その際、ご指摘の写真を取り外したとのことです。小林多喜二に関しては、昨年、今年と重要な資料の寄贈、寄託が続きました。それは、関係者から寄贈を受けた青年時代の絵画3点、そして、遺族から寄託された岡本唐貴の油彩画による多喜二のデスマスクなどです。学芸員によると、限られた展示スペースでこれらを紹介するために、構成のバランスを見直したとのことで、従来から展示しているデスマスクや新収蔵の岡本唐貴の作品などで十分に多喜二の死の衝撃、緊迫を伝えていると思われ、このたびの企画展に際し、小林多喜二の遺体の写真を撤去したということでした。

次に、文学館における学芸員の業務については、資料収集、調査研究、展示構成をはじめ、特別展の企画、立案など広範囲にわたっております。

また、これらに関して市教委の責任であります。学芸員が写真を取り外した理由については、以前から展示替えの意向を持っており、企画展を契機に取り外したとのことでありますけれども、今回の事例については、学芸員は上司に相談することが必要であったと思われ、このことについて他の学芸員が所属する各館について説明し、再発防止に努めたところです。

最後に、取り外された写真の原状回復についてですが、2月に予定している、生誕百年記念小林多喜二展に向けて、展示の内容と構成を検討していきたいと思っております。

以上です。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

○12番(古沢勝則議員) 幾つか、再質問をさせていただきます。

まず、財政問題ですが、対策概要の1、基本認識では、その(7)ではこう言っています。健全化の柱は「人件費の抑制」と「事務事業の見直し」、この2点を挙げているわけですね。それで、この二つについて、人件費の抑制等ですが、公債費は平成17年度がピークになる。これはつくった借金ですから、これを削るわけにはいかないのですね。だから、これは仕方がないのですが、したがって、人件費の削減と扶助費の大幅見直しが必要だということを1点言っております。

二つ目には、新たな箱物は建設できないのだと。そして、着手している事業もできるだけ先送りする。国の補助事業も、市長の表現はそう言うかどうかわかりませんが、今までどおり言いなりには、国の補助事業だから道の補助事業だからということで言いなりにはやっていかれる事情にない、こういったことを挙げておられるわけです。

そこで、1点目の人件費、扶助費の関係でちょっとお尋ねをしたいと思います。

昨年の3定でしたが、同じく代表質問で、私は、市の財政問題の義務的経費の中の人件費、扶助費の問題を取り上げました。ご承知だと思うのですが、人件費は、平成12年度決算値で、過去10年間で44.5から36.8、マイナス7.7ポイント、扶助費についても、経常収支比率で悪化していないと。こういうことを示して、これに比べると経常一般財源のうち借金返済に当たる公債費ですね。この公債費が、この10年間で14.7から6.1ポイントも上昇して20%を超える状況になっている。つまり、財政悪化の大きな要因、いわば義務経費の中で言えば、三つある中で主犯格は人件費でも扶助費でもない、この公債費ではないか、こういう指摘をしたわけです。

しかも、この公債費は、「今後の財政収支試算」というところで示されているものによれば、本年度の予算ベースで見ても、3年後の平成17年度にはさらに7.1ポイントも上昇すると言っているのですね。

そこで、伺いたいのですが、つくってしまった借金の返済はこちらの都合で勝手にできませんから仕方がない。当然だと思います。しかし、問題は、その借金の仕方に責任はなかったのかということを聞いているわけです。

同時に、そのツケを主犯格ではない人件費や扶助費に回そうとしているわけですが、それでは、もっと具体的に、どのように削り込む、どのように見直しをかけるかというその観点、手法、これをぜひ示していただきたい。これが一つです。

2点目の新たな箱物は建設できないという点でお伺いします。

国、道の構想に従う、そういうことは限界と言っています。事実上、これまでの国言いなりの、もしくは、国の事業を主としてと、表現はどうあれ、そうした財政執行について反省しているというか、誤りを認めたもの、そういう内容になっているというふうに私は受け止めるのです。その上で、先送りをしたい事業とは何か、最小限にしたいという補助事業は何を指すか、考えているところを教えてください。

次は、対策概要1、基本認識の(2)市税収入に関してです。

その中で、前段はありますが、マイカルの動向も勘案すると、当面は減少が危ぐされるとあります。

そこで、伺いますが、OBC再生計画でも明らかなように、しかも、さきの定数問題の特別委員会でも我が党の北野委員がこの問題を指摘しておきましたけれども、小樽市は一般優先債権として、OBCに2億7,361

万4,000円、これを有しています。これは、納期限到来後、滞納になっている市税ですね。巨額の税金をつぎ込んだから倒すわけにはいかない、支援すると。これではなくて、巨額の税金をつぎ込んだからこそ、OBCは企業の社会的責任としても納税義務はきちんと果たしてもらう、これが市長の基本的スタンスでなければいけない、そういうふう思うのですが、どうですか。

この件でつけ加えておけば、このOBCは、既に北海道の「ふるさと融資」枠から24億4,300万の融資を受けていましたが、昨年の民事再生法申請に伴って償還不能となって、連帯保証であった第一勧業銀行が繰上げ、全額代位弁済をしております。道から無利子で借りていた融資24億も返すことができなくて、まち場風に言えば結果的に踏み倒してしまったわけです。

併せて、ごく最近の情報ですが、市長は承知ですか。小樽ヒルトンです。この融資枠から10億円の融資を受けています。今年の2月、約定支払日が到来して、そのときの返済しなければいけない金額が約4,100万、これがまた償還不能に陥りました。道は、この5月27日、みずほコーポレート銀行から繰上全額償還、補償を履行をさせています。

こうした状況は当然把握していると思うのです。さらには、OBCはこの先100%減資だというふうにみずから言っているようですから、であればこそ、なおさら、早期の滞納となっている市税の保全措置が必要だと思います。これについて明確にお答えいただきたいと思います。

有事法制と地方自治の問題です。

市長の見解をお尋ねしました。一、二、例を紹介したいと思います。

沖縄県平良市の伊志嶺市長です。核兵器廃絶平和宣言都市として有事関連3法案には反対していく、こう言っています。北海道砂川市の菊谷市長は、「今の憲法の中で最大のものは第9条と地方自治だ。憲法のこの規定は絶対に守らなくてはいかんと思っている」、こういうふうに述べている。さらには、近畿市長会が全国市長会に慎重審議を求める要望書を出したその一節の中に、市民の生活、財産を守ることは自治体の責務、自治体への十分な説明責任が果たされていない、拙速に決めるなということを言っている。

小樽に大きな港を持って、全国の中では突出して米艦船を受け入れている市長です。一方で、平和都市宣言をしている市長でもあります。もっと明確な立場、態度を表明してしかるべきだと思います。これが1点。

それから、イージス艦のことでお尋ねします。

このイージス艦カーチス・ウィルバーは、既に6日に長崎港に入っています。この後、韓国に入って、それから小樽に入ってくる。そういう予定になっている船ですが、この長崎港入港の情報を受けた長崎市の伊藤市長ですけれども、すぐさま、先月の23日、外務省を訪ねて、直接、川口大臣に会って、外務省と首相への要請行動を行っています。31日には小泉首相に改めて入港回避の要請を行っています。その伊藤市長が発表したコメントの一節です。「アフガニスタンの軍事作戦に参加したイージス艦が被爆地長崎に入港することは、断じて受け入れることのできないもの」、こういうコメントを発表しています。この長崎港は、港湾管理者は県ですけれども、この長崎港には、1960年以降、現行安保条約締結以降で13隻目だそうです。被爆地長崎になぜ13回もアメリカの軍艦が入るのだというふうに伊藤市長は怒っている。

そうであれば、小樽入港はどうか。1960年以降、外国艦船の入港は70隻を超えている。私が数えた限りでは、そのうち63隻が米艦船です。小さな調査船も含まれますが、63隻が米艦船、圧倒的に長崎の比ではない。このうちの約半分、30隻を超える米艦船が平成に入ってから集中的に入港しています。そのうちの2隻が市長もさきほどの答弁で言われたインディペンデンスであり、キティホークです。米空母は、民間港には、小樽市、小

樽港以外どこにも入っていない。小樽には 2 度も入っている。だからこそもっと、長崎の伊藤市長と同じようにとは言いませんが、毅然とした態度をとるべきではないのか。担当者を札幌の領事館に飛ばすだけでなく、市長自身の毅然とした態度が必要ではないかということを、私は改めて聞きたいと思います。

それから、地方自治停止の問題です。市長は個別法は 2 年後だから様子がまだ見えないという内容の答弁をされました。地方自治体は、当然のようにみずからの権限で戦争を始めることはできないわけです。戦争協力を決めることもできません。

でも、いったん、国によってそのことが決定されたら、住民や滞在者ないし民間企業に対して具体的にその権利、自由を制限する、あるいは財産を奪う、そういう役割を果たさなければならない、そういう役割を担われるわけですね。ある町内会の会長さんがこう言っていました。「今、国会で議論されている有事法が成立したら、自分は町内会長をすぐやめる」と言うのです。なぜか、その会長さんはこう言っていました。「戦争時代のような役回りは、再びやっておられん」、そういうふうにその会長さんは言っているわけです。自分の立場をわきまえています。

では、有事法制化の自治体がどうなるのか。具体的に見てみたいと思うのですが、政府答弁や議論の中に見える隠れているのは、災害対策基本法をベースにした法整備になるのではというふうに言われています。この災害対策基本法の各条の定義を、有事対応、こういったふうに転換すれば、地方自治体、市長としてどういう役割を負わされるかという全体のイメージがよりはっきりつかめてくると思います。

動員されるのは、自治体だけでなく、民間、電気、ガス、輸送、通信、公益的事業を営む法人、自治体には、有事対応会議を設置しなければいけない。平時、普通のときにも有事対応訓練が義務づけられる。それから、従事命令、保管命令を発し、土地・家屋などの管理、収用、立入検査をする、その事務の一部は市町村長が行う。これは、災害対策基本法をベースにしてイメージした場合の戦時化の自治体の幾つかの例です。そして、違反者は 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金だということです。こうなれば、みずからの思想、信条、良心に従って、自分は戦争反対だから協力できない、こう言ったら犯罪者ですよ。戦争を放棄した憲法の下で、戦争に反対だと言ったら犯罪者になるのですよ。笑える話ですか。何で笑える話ですか。

ですから、自治体の長として、その点で市民の自由や権利が大幅に制限される。その問題について、自治体の長としての第一義的責務、さきほども言いましたけれども、そういう立場から言って、これはもっと積極的な対応が必要だというふうに思います。

それから、多喜二の写真の関係です。

答弁をいただきましたけれども、小林多喜二であれ、伊藤整であれ、あるいは岡田三郎であっても、個性や立場に違いは当然あります。しかし、このまちが育てた、もしくはこのまちにゆかりのあるすぐれた作家です。その作家たちの文学的財産を市民の財産として残していきたい。これが、文学館をつくりたいという、さきほどの期成会の趣旨の中に源流としてあったのだと思います。

小林多喜二がいなければ、伊藤整がいなければ、岡田三郎がいなければ、果たしてそういう運動、今日の小樽文学館ができたのかどうかということを振り返る必要があるほど、こういう人たち、ゆかりの深い作家というのは、かかわりの存在の位置というのは特別のものであったと思うのです。

しかし、その中でも、その作品の中に、この小樽を色濃く映して、小樽に働く労働者、小樽の市民の生活、そういったものを作品の中に描き上げた作家というのは、今挙げた人の中でも小林多喜二の作品が特別なのです。ですから、小樽市民の中には、そういうものをぜひ後世まで残したいという意識が、文学館期成会を立

ち上げる、文学館をつくりたいという運動の中に特別のものとしてあったということは事実だと思うのですね。そういうふうには私は思うのですが、その点について、いま一度お答えいただきたいと思います。

それから、文学館の学芸員の権限のかかわりで、1点だけ指摘しておきます。

今年の3月までは、小樽市の教育委員会事務専決規定というのがあって、その第5条では、疑義あるもの又は将来紛議もしくは論争のあるものというのは教育長だとか専決者の上司が決裁しなさいというふうになっておりますが、答弁いただいた文学館の資料の収集及び展示の専決者というのは、課長というふうに定めているのです。そして、課長というのはだれかといったら文学館の副館長だというふうに定めているわけです。

しかし、この間の一連のホームページなどを見たら、学芸員の権限ですべてやったということをおっしゃっているわけです。それから、なぜ外したかという理由についても、教育長の答弁と公開されているホームページで、当の本人が言っている外した理由は違いますよ。これは、改めてちょっとお尋ねしておきます。

それから、カモメの問題です。

カモメのふんと病原性細菌の問題です。

具体的に言えば、平成11年3月に北海道で56羽のカモメを調査していますが、ここから大腸菌が1件検出しています。平成12年3月には、これは青森で調査をしています、10羽からサルモネラ菌が1件検出しています。それから、昨年8月に全道食品環境衛生研究会で発表されておりますが、368羽のカモメのふんを調査をしたけれども、ここでもサルモネラ菌が1件検出している。こういう具体的な事例もあるのです。

市長は答弁で言われたけれども、カモメのふんが原因で食中毒事件が起きたという事例は把握していない。確かに、そうでしょう。11年、12年、13年というふうに食中毒の原因調査をしていますけれども、原因調査が及んでいるのは食品の小売業、扱った飲食店までです。その先は突きとめられないのですから。カモメのふんというのは、その先の問題なのです。だから、小売店や飲食店に入る食品の前の問題できちんとした防止対策、抜本的な対策が必要だというふうに言っているのです。この点について、改めて確認をしておきたいと思います。

障害者控除の問題で伺います。

まだまだありますから、辛抱してください。

障害者手帳がなくても控除を受けた例があるというふうに答弁をいただきました。

では、所得税法施行令第10条第1項第7号に該当した、手帳のない例はあるのか。このことをお伺いします。

二つ目は、障害者手帳の交付者と介護認定者の関係で、双方にまたがってリンクするとか、重なり合うと思われる人数、障害者手帳の交付を受けていないと思われる介護認定者の人数はどうか、伺います。

三つ目は、認定基準についてです。

認定基準については、1定のときよりは十分積極的なご答弁をいただいたというふうに私は感じています。要介護認定を参考にしてというふうに、しかも、7月には要介護認定の際に該当者にこういう制度の周知方を徹底したいとご答弁もいただきました。

一歩進めてお尋ねしたいと思うのですが、この問題で、我が党の新潟県委員会が中央交渉で国税庁と交渉しています。そのときのやりとりです。

国税庁の担当者の回答。身体障害者手帳1級から6級と介護認定基準とは連動していない。これは、文書照会をしたら、必ず国税庁から発せられる公式な回答の趣旨です。制度が別だからリンクしていない。そう言います。そして、この後が大事なのです。しかし、実態として、要介護認定者が障害者控除の対象となることは

ほぼ一致する、限りなく近いものであるというふうに回答しています。

併せて、今年の 3 月、重税反対中央実行委員会というのがありますが、ここが国税庁と交渉しました。対応した国税庁長官官房調整室の霜山課長補佐は、こういうふうに答えています。「自治体にご答弁いただいた認定書を発行していない下でも、介護の保険証、この保険証の写しにでも認定書を請求中だとメモ書きして提出してくれば障害者控除を受けられます」と言っているのです。

つまり、実務的にも、制度的にも、介護制度に着目すれば、要介護認定を税控除の認定証を発行する際の事実上の基準として差し支えないということを暗に言っているわけです。あとは、その認定証は誰の権限で発行するか。市長もおわかりのように、市長の権限で発行するのです。市長の腹の持ちよう、そういう内容になっているわけです。

ですから、この障害者控除対象者認定というものの基準として、介護認定をベースにするといいますが、要介護認定をその基準とすると。全国の市町村の中では、文字どおり認定基準の中にそれをきちんと明文化して、既にこの事務をやっている市町村もあります。そういうふうにすべきだと考えますが、いかがか。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 古沢議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、財政問題で何点かありましたけれども、公債費、いわゆる借金についての責任はどうだという話です。財政状況の要因としてはいろいろあると思いますけれども、他都市と比較しますと、高齢化が進んでいることなどによりまして、扶助費の占める割合が高いこともありますし、地形的にも他都市に比較して行政経費がかかるということもありますが、一方でまた、公債費の増加も一つの要因であろうというふうに思っております。

公債費の増加につきましては、全国の自治体でほぼ共通の課題だというふうに思っております。一つは、国の経済対策の一環として、地方の単独事業の推進もあるわけでありまして、市におきましては、市民要望の強い事業を中心に、市民福祉やまちづくりの観点から事業を実施したという結果でもあらうかと思っております。

次は、削減見直しの観点、手法は何かということでございます。

市の経常収支比率が高い、いわゆる義務的経費の割合が高い、そして、どうしても人件費がその中心でありますので、削減が必要であるというふうに思っております。扶助費につきましては、事務事業を見直す中で、同時にこういったものも、するしないは別にしましても、見直す、そういう方向の考え方でいかなければだめだろうというふうに思っておりますので、そういうことにしていきたいと思っております。具体的な内容につきましては、現在、各部に見直しの指示をしておりますので、その状況についてヒアリングなどを行いながら決めていくべきものかなというふうに思っております。検討はさせてもらいたいと思っております。

それから、先送りしたい事業、最小限にする補助事業がどういうものがあるのかというお尋ねですが、国なり道の構想に沿うことはもう限界だということは以前にも申し上げておりますが、補助事業でありまして市として負担が伴うわけですから、市の財政状況はおのずと限界があるというふうに考えますと、この辺の事情というものは、国なり道なりに十分お話をしていかなければだめだというふうに思っています。今後の具

体的な事業につきましては、さきほど申し上げましたヒアリングの中で十分検討をしていかなければならないだろうというふうに思っています。

それから、マイカルの関連で市の市税収入の状況につきましては、お話しすることはできませんけれども、一般論といたしましては、未納となっている場合については、納税義務者と折衝をしながら、保全されるように措置をとっていくべきものというふうに思っております。

それから、有事法制関連で、市長としてもっと明確に反対の意思表示をすべきではないかというご提案でございます。

現在、国会で審議されております有事法制の内容の是非は別にしまして、不幸にして我が国が外国から武力攻撃を受けた場合にどうするのか、非常事態に備えてあるべき対処の方法について、これは議論する必要があるのではないかとこのように私は考えております。

現在審議中の有事法制でございますけれども、さきほども申し上げましたとおり、内閣総理大臣が地方自治体に対して実施すべき対処措置を指示する場合や、地方自治体に代わって行う対処措置の実施がどのような場合に、どのように行われるのか、現在明らかではありません。その是非についてはお答え申し上げられませんが、平和憲法の考えに従って、国際社会なり、国民の理解が得られるように十分審議を尽くしてもらいたいと思っています。

それから、米艦船の入港の関係につきましては、さきほども申し上げましたとおり、札幌の総領事館に対して申入れをしておりますので、その結果を踏まえて対応してもらいたいと思っております。

それから、地方自治との関係でございますけれども、いわゆる武力事態法案では、法律の施行の日から 2 年以内を目標として整備すると言われております国民保護法というのでしょうか、これについては、現行の災害対策基本法の中の一部の事項に置き換えれば全体のイメージがつかめるのではないかとこのことですが、国民保護法案がどのような内容なのか分かりませんので、現時点ではお答えできません。

いずれにしても、さきほど申し上げましたとおり、平和憲法の理念を生かして、国民や市民の命や暮らしを守るという観点から、国会の場で十分議論をしていただきたい、こう思います。

それから、カモメのふんにつきましては、関係部長から答えさせます。

最後に、要介護認定の障害者控除の関係でございますけれども、一つだけお答えして、残りは福祉部長、担当部長から説明します。

さきほど申し上げましたとおり、介護認定に当たっては、認定の基準としては介護認定の調査票を基準にやりたいと言っていますから、それでご理解を願いたいと思います。参考にしてです、基準を参考にして認定をしたいと。基準を参考にしてということでご理解願いたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 保健所長。

○保健所長(外岡立人) カモメのふんと病原性細菌についてお答えします。

非常に難しい問題だと僕は本質的に思っているのですが、それはどういうことかという、カモメのふんは、大航海時代から社会に入ってきたわけですが、医学的に、そういうカモメのふんが大量に落ちる海岸か、そういったところで食中毒なり細菌性感染症が起きたというのは、僕は一切聞いたことがないのです。いろいろ調べた中では、これは医学的な話としてですが、カモメのふんは、あくまでもさきほどおっしゃ

った三例の調査です。また、さきほど市長が答弁した 0.5%と、それも大体3件の平均値であります。大ざっぱに言って 0.5から2%くらいは、カモメのふんに大腸菌、サルモネラがいるだろうと考えております。大体そのぐらいの比だと僕は思うのです。

それが、即、重大な感染症につながるかどうかというのは、事実というのがありません。ただ、直接そのふんを大量に食べるとか、そういうことが起きた場合、それは別ですけれども、一般的にこれまでそういう事実がないわけですから、あくまでも清潔に保つ、それから、ふんを除去した中で食品をつくることで大体は解決するだろうと僕は考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 福祉部長。

○福祉部長(田中昭雄) 古沢議員の再質問にお答えいたします。

2点ございました。

1点目の所得税法施行令第10条第1項第7号に該当している例があるのかというお尋ねでございますけれども、昭和45年当時のころについては明言はできませんが、ここ数年におきましての事例はございません。

2点目の身体障害者手帳の交付者数と、それから、介護認定度を有する人との重なり合う部分等のお尋ねでございますけれども、身体障害者手帳を交付されている65歳以上の方は、これは平成14年4月1日現在でございますが、4,535人いらっしゃいます。また、介護度が上がる方は、これは平成14年2月末現在でございますけれども、4,444人おります。手帳も介護度も有している方は1,833人となっております、したがって、手帳もなく介護度のみを有している方は2,611人というふうになります。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 文学舎のホームページについては、社会教育部長に答弁をさせます。

小樽で若いころ生活しました野口雨情、石川啄木に比しまして、秋田県からこちらに来て大学を卒業し拓殖銀行に勤務した小林多喜二、あるいは塩谷で生まれ育って長橋中学校の教員生活を送った伊藤整への小樽市民の愛惜の情は、あとの2人より非常に深かったのではないかと、そういうふうに感じております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 社会教育部長。

○社会教育部長(藤田喜勝) 古沢議員にお答えいたします。

写真を取り外した理由でございますけれども、さきほど教育長からご答弁申し上げましたように、昨年、今年と資料の寄贈、寄託もございまして、限られた展示スペースの中で紹介するために、企画展に当たって取り外したということでございます。

ただ、常設展につきましても、これまでも現状を固定して考えるということではなくて、展示内容は必要によっては行っているところでございます。今回の多喜二の写真も、前から展示替えの意向を持っていたということでございます。

それから、ホームページとの関連でございますけれども、何か皇族の来館を機に取り外したような誤解を受けるような表現がございましたが、本人は決してそういうことではないと、こううことで聞いてございます。

それから、学芸員の職務権限でございますけれども、確かに、文学館の資料の収集及び展示は、課長、いわゆる副館長の専決事項となっております。したがって、今度の展示替えにおきましても、当然、副館長の方に報告があつてしかるべきであつたというふうに考えております。

それから、特別展のこと、企画展ですか、これについてもお話がございましたけれども、学芸員の研究の成果が一定の段階に達しまして特別展開催の見通しが立った時点で、館全体の会議に提案され、館全体で内容、企画が議論され決定していく、こういったことが筋であろうというふうに考えてございます。

それから、さきほど原状復帰の話もございましたけれども、館長が現在渡米しておりまして、7月に帰国の予定となっておりますので、館長の帰国を待って改めて考えてみたいと考えております。

以上でございます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

○12番（古沢勝則議員） 再々質問です。

先に、教育委員会に今の件ですが、来年は、小林多喜二生誕百年です。同時に、没後70年です。ですから、ある意味では大変な節目でして、去年、一昨年でしたか、視察に行った際に宮沢賢治をまちを挙げて大事業として取り組んでいるという自治体もありました。

そうするかどうかは別として、生誕百年、没後70年というのは、ある意味では去年や今年とまた違って、市民に対して文学館の存在をアピールするという意味からも大事な年になると思います。そういう意味合いもあって、特別展という企画展がさきほどの話にあったと思うのですが、ぜひ頑張って取り組んでいただきたい。

これは、質問ではありません。

それでは、さきに有事法の関係で、一、二点、再々質問です。

6月5日の朝日新聞をご覧になった方はご承知だと思いますが、日本弁護士連合会の意見広告が大変大きなスペースをとって掲載されていました。「人権を守る立場から、今、国会で審議されている有事法案に反対します」と。5項目ほど掲げていましたが、その中で、私の質問との関連で、一つは、有事法案は憲法の平和主義や第9条に違反するおそれがある。二つは、首相は地方自治体の業務をみずから行う権限まで持ち、地方自治体の自主性や独立性が失われてしまう。日本弁護士連合会の意見広告であります。

そこで、有事法の現実的危険性の問題でちょっとお尋ねしておきたいと思うのです。

これまで、政府は日本への侵略の意図や能力を持った国などは、現実的にはあり得ない存在しない、更には、万々たがーにもあり得ない。これは、今の福田官房長官のお父さんが首相をやっていた当時であります。万々たがーというのを掛けてみました。1兆分の1です。あり得ないですね。

とすれば、最も重大で現実的な危険性というのは何か。米軍の海外での戦争に自衛隊が武力の行使をもって参戦することではないか。周辺事態法で現にインド洋に出向いている自衛艦、インド洋上で起きるという危険性、それで有事法が発動される、これが現実的な危険性ではないのか。つまり、米軍の戦争に組み込まれる。そして、日本も有事法制下、戦時体制に入っていく、これが今、差し迫った危険ではないか。逆に言えば、なぜ今、このことを急ぐかというのは、現にインド洋上に米軍艦船とともに後方支援と言って展開している自衛艦があるわけです。

ブッシュ大統領は何を言っているか。次はイラクだと言っているのですよ。イラクに向かうわけです。向かうときに、相手国が、後をついてきた日本の自衛艦も、これは、言ってみれば相手にしてみれば攻撃対象だと

ということになれば、その危険だというふうに感じたら、直ちに成立した有事法が発動される、だから、急いだ。文字どおり、アメリカが引き起こす海外での戦争に参加をしていくために急がれている法律だ、これが実は最大のねらいで最大の危険性ではないか、そういうふうに思うのです。

自治体の関係で言えば、さきほどの日本弁護士連合会の意見広告ではありませんが、法の専門家もそういうふうに見ているわけですね。現に、その自治体をあずかっている、そして、住民の暮らし、福祉、命を守ることを第一義的な仕事としている市長が、もっと積極的に、国のことだからとか、そういうあいまいな態度ではなくて、我がまちのこととしてきちんと対応してほしい、改めてお答えいただきたいと思います。

それから、所得税控除の問題ですが、私は、行政の怠慢ではないかというふうに質問をしました。それはそれとして、指摘を甘んじて受けるというふうな答弁だったと思うのです。そもそも、昭和45年、旧厚生省の社会局長通知が出る背景となったのは、所得税法の一部改正、これを受けた施行令第10条第1項第7号です。これは、どういう趣旨だったかということで、「コンメンタール所得税法」という本を開いてみました。これは、いわゆる老衰によって精神又は身体上の障害のある者を救済する趣旨の下につくられたと言っているのです。それから、厚生省通知、昭和45年6月、翌46年7月、相次いで出されていますが、その中に共通しているのはこうです。関係各方面に対する指導など、及び対象となる高齢者に対する趣旨徹底に遺憾なきよう、こういうふうに求めているわけです。にもかかわらず、行政はどのような対応をとっていたのだろう、国税庁はどのような態度をとっていたのだろう、つまりは、行政の怠慢ではないか。

ですから、さきほどの市長答弁では、1定のときから見たらかなり突っ込んだというか、ご答弁をいただいていると私も思いました。ちょっと勇み足で、参考にしてというのは、基準というふうにお答えしたやつが訂正されましたけれども、実際の実務で言えば、事実上、基準的扱いにするという答弁のわけです。

そこまで言うのだったら、ぜひ思い切って、福祉であれ、介護であれ、市民税であれ、実務を担当する側からすれば、そこまで言うのであれば、思い切って介護認定を受けた人に認定証を出して、必要な人はこれを使って税控除を受けてくださいと、それぐらいの構えをとっていいのではないかというふうに思っているのです。細かな内容基準については、別の機会でまた議論をさせていただきますが、この点について、ぜひお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝廣） 有事法制の関係で、さきほどもお答えしましたけれども、不幸にして我が国が外国から武力攻撃を受けた場合どうするかと、その議論がないのではないかと思います。ですから、その部分を、賛成なら賛成、反対なら反対とやっぱり国民は議論をすべきだと。その中で、有事法制が必要なのか、必要でないのか、現行の災害対策基本法を直せばいいのか、その辺はもっと議論をする必要があるだろう、私はこう思っております。（発言する者あり）

それから、認定の関係ですけれども、しつこく聞かれると建前しか言えないのですよ。ですから、さきほどお答えしたとおりしか言えませんので、ですから、そこをご理解してくださいというふうに申し上げているわけです。

やはり、これも、守秘義務の関係もあるものですから、やたらめったら、そういう情報を勝手に使うという

わけにはいかないと思いますので、その辺はよく古沢議員もご承知かと思います。ですから、そこは十分ご理解を願いたい、こういうふうに言っているわけです。

○議長（松田日出男） 古沢議員の会派代表を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 3 時 15 分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 4 番、大竹秀文議員。

（4 番 大竹秀議員登壇）（拍手）

○4 番（大竹秀文議員） 平成14年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して、質問させていただきます。代表質問という性格上、条例案や補正予算案など、今定例会に提出された議案に沿って質問し、議会における判断材料とするのが本旨と考え、質問いたします。

最初に、財政問題についてお伺いいたします。

平成14年度予算案が出来上がった時点で示された財政健全化計画の今後の収支予算によれば、収支不足が、平成13年度22億 4,500万円、14年度14億 5,300万円、15年度45億 700万円、16年度48億 8,600万円、更に17年度は55億 1,200万円と試算されております。一般会計における試算表によれば、歳入では、市税、地方交付税の減少が目立ち、歳出では、人件費、扶助費、公債費の増加が目立ちます。今年2月に設置した「財政健全化緊急対策会議」において、更なる組織・機構、給与・手当の見直しなど、財政健全化のために緊急に取り組むべき課題を早急に解決し、より実効性のある取組を行うとのことでしたが、収支不足は半端な数字ではなく、大なたを振るっても簡単には解決できないように見受けられます。

そこで、その後の財政健全化緊急対策会議で検討された課題の決定と取組について、どのようなことが検討され、実行されようとしているのか、現況をお聞きいたします。

次に、平成13年第2回定例会での私の代表質問に対し、平成12年度決算をベースにバランスシートを、再度、作成すると市長答弁をいただきました。市民は今、小樽市の借金が幾らなのか、将来の税負担は幾らになるのかを簡単明瞭に提示していただくことにより、これからの施策をより深く理解できるものと考えます。

また、受益者負担の削減が、一般市民の税負担の増大につながり、決して全体としての市民サービスの向上にはならないとの考えもあり、市財政がひっ迫している現在、市民が受益者負担を理解するためにも、バランスシートの開示は必要と考えます。

そこで、公有財産台帳、これは、普通財産と行政財産を表すものでございます。また、行政コスト計算書、これは、民間企業の損益計算書に当たるものでございます。さらに、財務バランスシート、これは、資金化できない社会資本等の有形固定資産を除外したバランスシートであります。こういうようなことから判断いたしまして、健全化計画をどのように進めたらよいと判断しているのか、市長のご所見をお聞かせください。

財源を効率よく使い、質の高い行政を実現するためにも、政策評価、すなわち政策アセスメントでございしますが、これは大変大事なものと考えます。評価の観点として、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性などがありますが、小樽市としてこれまでどのように対処してきたのか、その取組についてお伺いいたします。

また、行政が行う報告だけの一方通行では、本当の意味での市民参加となりません。市民も参加した評価委

員会を設置したり、夢とか未来像を市民とともに共有しながら意見を交わす場づくりなど、21世紀プラン構想を実現するためにも、市民参加は必要不可欠なことと考えます。

そこで、具体的な今後の取組についても、併せてお聞かせください。

次に、小樽市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例案について伺いいたします。

小樽市の高齢化率は、現在24.5%を超え、全道10万人以上の都市では首位を占めております。老人福祉法の第2条に、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」、そのように福祉法ではうたっております。

今回の市条例の設置目的につきましては、身体上又は精神上、著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な老人を入所させ、養護するためにつくられたものであります。

このたびの条例改正では、小樽市特別養護老人ホーム条例を廃止し、特別養護老人ホームやすらぎ荘を用途廃止するためであります。また、議案第11号では、小樽市オタモイデイサービスセンターが用途廃止されます。

そこで、何点かお尋ねいたします。

市長は、小樽市特別養護老人ホーム及び小樽市オタモイデイサービスセンターの運営を、市民サービスとして、公的な立場でどのようにとらえ、運営されてきたのか、お聞きいたします。

次に、現在、小樽市では、特別養護老人ホームを社会福祉法人小樽育成院に管理委託しておりますが、現行条例の中で、市長権限として、第5条の利用料金にかかる承認、第6条の利用料金の減免、第7条の利用の制限、第9条の委任についてなどがありますけれども、条例廃止後はチェック機能が後退するのではないかと心配しております。

そこで、廃止後は、だれの判断と責任において特別養護老人ホームが管理運営され、だれがチェックすることになるのでしょうか。デイサービスセンターでも同じ条項がありますので、現在の市長権限及び責任とそれを対比させてお答え願いたいと思います。

次に、議案第22号及び第23号の不動産の譲与についてであります。

これは、やすらぎ荘とオタモイデイサービスセンターの建物及び物品を、社会福祉法人小樽育成院に譲与するものであります。建物は、やすらぎ荘が延べ面積2,376.57平方メートル、デイサービスセンターが453.33平方メートルであります。

そこで、これらの建物が建っている土地の所有権がだれにあるのかお聞きいたします。また、これが譲与先にあるのならば、土地取得の経緯と賃貸借契約が小樽市といつからどのようなになっていたのか、お聞きしたいと思います。

いずれにしても、老人福祉法が目指す、老人が敬愛され、生きがいを持てる健全で安らかな生活が保障されるために、小樽市がこれから取り組む老人福祉施設の施設整備と運営について、市長のご所見を賜り、この項を終わります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金について伺いいたします。

これは、北後志1市4町1村のごみ処理を広域に焼却処分することにより、ダイオキシン対策や埋立最終処分場の延命策につながるものと考えております。

焼却場建設予定地の地元合意もうよ曲折を経てやっと決定され、いよいよ広域連合に向けてスタートするこ

とになりましたが、費用対効果や運用方法、施設規模や附属施設など、これから実施計画を策定するに当たり、さまざまな問題が提起されるものと思われます。

そこで、何点か、全市的なごみ問題も含めてお尋ねいたします。

最初に、広域連合の新設に当たり、交付税措置や整備事業債などの国の財政措置はどのようなものがあるのか、お聞きいたします。

次に、平成12年7月より桃内の最終処分場が供用開始となり、同時に、事業系の一般廃棄物の投棄料が付加されました。また、資源ごみの分別収集の全市展開もなされ、最終処分場に持ち込まれるごみの全体量が減少したと報告されております。これは喜ばしいことであります。

そこで、お尋ねいたしますが、新しい広域焼却場で処理される年間焼却量は何トンで、1日の焼却量は何トンを予想しているのか、小樽市分と全体量を分けてお示しください。また、焼却量に対する焼却施設の建設規模は、何トン炉何基が必要と予想しているのか、お尋ねいたします。

現在、家庭から出るごみのうち、半分ぐらいが生ごみで占められておりますが、これらを分別収集し、たい肥化することは、ごみの減量と資源循環型社会を目指す国家施策の上で大変重要な手段と考えます。

平成12年度の家ごみは、収集運搬が3万9,254トンで6億4,230万円、埋立処分場経費で5億81万円がかかっており、全体で11億4,000万円以上になります。また、桃内埋立処分場が15年間使用できたとし、年間の埋立量が7万トンとすると、収集運搬、埋立てで、埋立処分費用は、建設費も含めると1年間15億7,000万円の税金が使われるのではないかと私は予想しております。また、たい肥化されたものを畑という地球に返すことにより、安全でおいしい有機栽培にもつながります。

現在、一般家庭などで生ごみの減量化に向けた取組がされておりますが、発酵なしの減量化では、たい肥として即使用するということはできません。畑に直接投入できる完熟たい肥をつくるには、2次処理施設がどうしても必要となります。これらのことから考え、ごみ処理経費の削減につながる生ごみの分別収集と、たい肥化についてどのような施策をお持ちなのか、将来展望も含めてお尋ねいたします。

次に、焼却することにより焼却灰が発生いたします。1年間に埋立最終処分する焼却灰の量はどのぐらいになりますか。また、平成12年度の桃内最終処分場の7月からの埋立実績は4万6,460トンでしたが、13年度は何トンとなりましたでしょうか。そして、これから先、焼却場完成までの埋立予想量と焼却場完成後の焼却灰を含めた埋立量を推計するとき、最終処分場が満杯となり、新しい最終処分場が必要となる年度予想は平成何年になるのか、お示しください。

また、焼却場がないままで、全量このまま埋立処分したとすると、何年度で満杯になると予想されるかもお示しください。

この項の最後に、関連施設についてお尋ねいたします。

以前の計画では、資源物リサイクルセンターが平成15年稼働予定となっておりますが、その後の計画の変更とその他の施設を併設する予定がありましたらお示しください。

次に、商工業振興費についてお尋ねいたします。

小樽の商工業は、大規模事業所は少ないが、明治以来の北海道開発に貢献してきた技術の蓄積があり、高付加価値の商品開発と伝統技術の継承がされており、食品製造を中心とする生活関連産業の多い都市であります。大量生産・大量消費の時代からニーズや個性の多様化による製品需要が変化している現在、技術の蓄積を生かした個性ある地場製品と特産品の開発や、産・官・学の連携や、異業種交流による新しい製品開発に、積極的

な支援が必要となっております。

長引く経済不況は、多くの失業者を輩出し、大きな社会問題となっております。このたびの緊急地域雇用創出特別交付金による地場産品・技術発掘及びデータベース化事業は、このような社会情勢だからこそ、雇用の創出を図るとともに、地場産業の新しい展開を誘導し、地域を活性化させるために歓迎すべきことで、道が全額補助して小樽市が実施するものと理解しております。

そこで、お伺いいたします。

まず、地場産品の開発や生産技術の発掘に向けた本市のこれまでの取組についてお聞かせください。

また、データベース化事業は、どこの部署がどのような形態で業務委託し、いつごろまでに成果品ができる予定なのかもお聞かせください。

また、データベース化されることによるメリットとその活用方法についても、併せてお聞かせ願います。

次に、石狩湾新港地域企業立地促進事業助成金についてお尋ねいたします。

これは、石狩湾新港の小樽市域に用地を取得し、施設を設置して事業を行う者に対し、その用地の取得に要する費用の一部を助成するものと理解しております。

このたびの助成については、興和産業のリサイクルセンターが対象になっているとお聞きしておりますが、その事業内容について何点かお聞きいたします。

まず、この施設はどのようなリサイクルをする設備なのか。廃棄物の種類と年間処理能力を、併せてお聞きいたします。

また、この施設でリサイクルされることにより、小樽市全体として、減量される廃棄物の割合と、これによる最終処分場の処理経費の削減はいかほどになると予想されるのか、お聞かせください。

次に、小樽ロケ資源映像データベース化事業についてお伺いいたします。

平成13年度の小樽市観光入込客数が5月1日に発表され、893万4,000人となり、微増という報道がされました。昨年に比べ4%の伸びという結果になり、昨年度まとめた「小樽市観光経済波及効果調査報告」で示されたように、すそ野の広い小樽市の基幹産業がさらに成長していることを裏づけているのではないかと考えております。これは、小樽市が内外ともに認める観光都市として定着した感を強くしております。

特に、今回の特徴的な要因の一つとして、外国人観光客の入込み増が上げられると聞いております。現在、世界の注目を集めているサッカーのワールドカップが日本と韓国の共催という形で開かれており、札幌で行われた三つの試合での外国人観戦者の中には、小樽市内の宿泊施設を利用した方も相当数いたものと思われます。そういった意味からも、今年度の外国人観光客の入込みも大いに期待できるものと思われます。

こうしたイベントにおける入込み増も大きな要因ではありますが、近年、小樽を訪れる外国人観光客のうち、特に台湾や香港、韓国といった東アジア圏からのお客様については、それぞれの国で公開された映画「ラブレター」のロケ地である小樽を一目見たいということから来樽しているということも聞いております。映像による宣伝効果の大きさに改めて驚かされております。

そこで、現在、小樽市が進めております「フィルムコミッション設立事業」について、何点かお尋ねいたします。

まず、これまでも小樽では映画やテレビドラマ、さらにはコマーシャルなど、多くの映像が撮られてきたわけですが、なぜ、この時期にフィルムコミッションを設立するのか、また、設立後の展開をどのように考えているのか、お聞かせください。

また、フィルムコミッション設立に向け、平成13年度から取り組んでこられたと思いますが、これまでの経緯と設立までのスケジュールをお聞かせください。

さらに、今回補正予算に計上されております「小樽ロケ資源映像データベース化事業」の具体的な内容とその活用方法についてもお知らせください。

この項の最後に、既に北海道では、「北海道ロケーションサービス」として、ロケの誘致や支援を実施しているようですが、今年度の北海道の取組とどのように連携させながら、小樽独自の特色ある活動を考えているのか。また、広域観光の推進という観点から、後志管内をはじめ、近隣市町村との連携をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、教育委員会費補正予算についてお伺いいたします。

教育は人づくりであり、基本は強い生命力を持った子どもを育てることにあります。しかし、今の子どもたちは抵抗力や生命力がぜい弱になっております。この傾向は、家庭、学校、マスメディアも含めた地域社会での教育を通じて自己増殖しているのが現状であり、問題は多岐にわたっておりますが、すべての市民が身近な問題として取り組まなければならないと考えております。

また、教育現場は社会のルールを身につけさせる重要な位置を占めており、経済的な豊かさや自由は、規律や義務や責任に裏打ちされたものでなければ長続きしないのが原理原則であります。それに、完全週5日制となった今、個性を生かし、かつ豊かな才能を伸ばす教育が求められております。単にマニュアルに沿って学業を積みだけでなく、歴史観や世界観を養うことにより、的確な判断力を身につけ、子どものころから培ってきた責任感を兼ね備えることにより、初めて社会のリーダーとしての資質が備わることになります。

一方では、高度な技術や情報化の中で専門性は重要視されますが、全般的な判断力があって初めて専門的な知識がより生かされます。家庭教育では、日ごろの生活態度や親子の触合いが基本となり、学校においては、カリキュラムの編成や教材の選択、学級編成や学校の配置問題が重要課題として検討されてまいりました。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、小樽の教育を長年リードされ、多くの問題に対処されてきたその経験を基に、次代を担う小樽市の貴重な財産である子どもたちを、これからどのように導いていくおつもりなのか、教育現場と子どもたちの社会参加をも含めてお伺いいたします。

また、今回の少人数指導調査について、文部科学省の指導はどのようなものであったのか、併せてお伺いいたします。

次に、このたび中学校3校が統廃合され、学級編成も変化したと思いますが、新しく統合された学校現場では、以前に比べどのような効果が生まれ、それがどのように生かされようとしているのか、具体例を挙げてお聞かせください。

次に、教育委員会庁舎が旧東山中学校に移転されますが、教室なり体育館などの利活用をどのようにするおつもりなのか、お示しください。

この項の最後に、廃校となった石山中学校、住吉中学校の市の財産としての位置づけと、2校の利活用をどのように考えているのか、その方向性をお聞かせください。

次に、新市立病院基本構想策定業務委託についてお伺いいたします。

市立小樽病院の新築統廃合は、市長の公約でもあり、後志医療圏の基幹病院として、いよいよ具体的な建設に向けての取組が、今回の補正予算、債務負担行為でございますけれども、こういう形で示されました。市長選で公約と掲げ、当選されてから3年の月日が経過し、この間、病院内での検討会議や市立病院特別委員会の

立上げ、新築準備室の設置など、多くの取組がなされてまいりましたが、累積赤字の解消や診療科目の選定、建設費の確保など多くの課題が山積しているのも現実であります。

このたびの基本構想策定は、市民サイドから見ると、医療の質や費用がどのようになるのか、また、安心して任すことができる施設、設備となるのか、直接生活にかかわる問題として関心が深く注目される業務であります。

現在の診療報酬体系は、患者さんにとって安心して快適な質の高い医療を提供すると赤字になる反面、検査づけ、薬づけや効果の乏しい治療等を行う、いわゆる質の悪い治療でも数をこなせば利益が上がる仕組みになっているとも言われております。

しかし、市民ニーズは多様化しており、市民にとって必要な医療サービスにコストがかかるのは決して悪いことではないとの見解もございますが、多くの市民は、患者負担が少なく、質の高い医療を受診できる病院建設を望んでおります。

そこで、何点かお尋ねいたします。

このたびの委託業務は、特殊で専門的な業務になるのではないかと考えております。そこで、このような業務に実績を持つコンサルタントの会社は、全国にどのくらいあるのでしょうか。コンサルの選定方法も、併せてお示しください。

次に、これからの公立病院経営では、医療の質向上と費用対効果を考えていかなければなりません。そこで、委託業務の中身として、どのような観点から調査、提案していただくのか、大項目で結構ですので、お示しください。

この項の最後に、高額所得者の番付が各税務署から毎年公表されておりますが、その中で病院経営者が多く顔を出しております。公的病院は、多くはもうけなくても結構ですが、病院会計が赤字にならないよう努力しなければ破たんしてしまいます。

そこで、赤字にさせない施策として、今までの経緯、経過も含めて、どのようなことに注意を払わなければならないと考えているのか、お聞きいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 大竹議員の質問にお答えいたします。

最初に、財政問題で幾つかお尋ねがありました。

まず、「財政健全化緊急対策会議」で決定した課題と取組であります。平成15年度から3か年の間に約150億円という多額の収支不足が見込まれますことから、短期間でいかに実効性のある取組を行うか、また、そのために職員一人一人が高い意識で取り組める体制をどうつくるか、さらには、事務事業見直しに対して市民の皆さんの理解をどう得るかが大きな課題であると認識しております。そのため、まず、本市の財政状況等について共通認識を持ち、健全化で生み出さなければならない財源を明確にして取り組むことといたしまして、各部に対し、目標を設定し、事務事業の見直しなどについて指示するとともに、全職員が一丸となって取り組むために、各部内での検討組織を設置いたしました。また、市民の皆さんのご理解とご協力が必要であると考え

ておりますので、本市の財政状況や緊急対策会議を設置して取り組んでいることをお知らせするため、広報おたるで緊急特集を組んだところであります。具体的な内容につきましては、今後、各部から見直し状況のヒアリングを行いながら決定していきたいと考えております。

次に、バランスシートなどの財務諸表と健全化計画の進め方についてであります。平成12年度決算をベースにしたバランスシートにつきましては、普通会計ベースでのバランスシート作成はしておりますが、全会計の連結ベースや行政コスト計算書につきましては、作成方法も含めて検討しているところであります。市民の皆さんに市の財政状況をわかりやすくお示しすることは重要と考えておりますので、今後とも研究をしてまいりたいと考えております。

また、作成いたしました平成12年度のバランスシートから見ますと、普通会計では、将来の財政負担となる負債は、平成12年度末で約 876億円となっているのに対し、債務償還の財源である流動資産等は、約 146億円で差引き 730億円が将来必要となる財政負担となっております。このことから、中長期的な健全化に向けては、行政コストを意識した事業の厳選を行い、また、適正な受益者負担もお願いしながら、将来の負担を軽減していく取組が必要と考えております。

また、今回の緊急対策会議の取組といたしましては、ここ数年の財源不足の解消を早急に図ることを目的としておりますので、当面は一般財源ベースでの歳出の縮減を中心として取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、政策評価についてであります。基本的には、21世紀プランの3か年ごとの実施計画策定時に行政評価を行うこととしており、平成12年度の第2次実施計画策定時に、第1次実施計画の事務事業について、妥当性、必要性、有効性、効率性の観点から事後評価を行い、その結果を計画策定に反映させたところであります。次の第3次実施計画の策定に当たっては、限られた財源の有効活用、住民への説明責任、職員の意識改革等を目的に、さきほど申し上げた有効性等の観点から事務事業を評価し、実施計画に反映させたいと考えております。

また、市民参加の方法として、ホームページの活用や、アンケート調査の実施、さらには外部の評価委員会の設置など、今後どのような形で導入できるか、研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽市特別養護老人ホームの運営についてであります。高齢化の進展に伴って増加傾向にあった寝たきり高齢者の施設がなかったことや、特別養護老人ホーム設置の要望もあり、市が整備をし、入所者が安心して施設サービスの提供が受けられるよう、老人福祉施設の運営にノウハウを持つ社会福祉法人小樽育成院に運営を委託したものであります。また、オタモイデイサービスセンターの運営につきましては、在宅サービスをさらに拡充するため、市が整備をし、一体的かつ効率的な管理運営が可能な当該法人に委託したものであります。

次に、条例廃止後の管理運営についてであります。設置主体が市から社会福祉法人小樽育成院への移行に伴って、市の承認事項でありました食材料費等の利用料の設定、変更や減免、利用の制限等につきましても、設置主体である当該法人の判断と責任において管理運営していくこととなります。

また、譲与後の管理運営に対するチェック機能につきましては、これまで同様に北海道が運営指導に当たることとなっておりますが、市といたしましても、北海道との連携により、適正な運営がされるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、土地の所有者についてであります。これは、社会福祉法人小樽育成院であります。土地取得の経緯

につきましては、奥沢にありました旧小樽育成院の移転先として、昭和35年に民間から取得したとお聞きしております。

また、小樽市との土地の貸借契約についてであります。やすらぎ荘の建設に併せて昭和44年7月に土地賃貸借契約を締結し、その後、やすらぎ荘の増設に伴い、昭和53年7月に契約変更を行い、さらに、オタモイデイサービスセンターの建設に際し、小樽市と当該法人との協議により、今までの賃貸借契約を解除し、平成8年11月にデイサービスセンター敷地を含めて、無償の使用貸借契約を締結しております。

次に、小樽市のこれからの老人福祉施設の整備等についてであります。現在、小樽市高齢者保健福祉計画の見直し作業中であり、老人福祉施設の利用実績のほか、特別養護老人ホームの待機者の状況等を勘案し、平成14年度中に老人福祉施設の整備目標数を含めた新たな計画を策定する予定でありますので、この計画に基づき必要な施設整備を進めていきたいと考えております。

なお、特別養護老人ホームの整備につきましては、次期計画においては最優先で整備できるよう道にも要請をしております。

また、施設の運営につきましては、施設においても個人の尊厳を保持しながら、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、当該施設の設置目的に沿って適正かつ効率的に運営されるべきものと考えております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金に関連して何点かお尋ねがありました。

初めに、国の財政措置についてであります。広域化計画に基づき焼却処理施設等の整備をする場合において、補助等の財源措置がされることになっております。その財源措置の内容といたしましては、国庫補助は補助対象額の4分の1が措置され、補助金を除く事業費については起債が認められ、これの元利償還額に交付税措置がされることになっております。

次に、広域焼却場で処理される焼却量などについてであります。北後志地域ごみ処理広域化基本計画における年間焼却量は、ごみ排出量や資源化量などの推計を基に、平成21年度において北後志6市町村全体で6万7,952トン、そのうち小樽市分は5万5,999トンであります。また、1日焼却量は全体で186トン、小樽市分は153トンとなっております。焼却量に対応する施設規模につきましては、国の指針により、計画年間1日平均処理量186トンを実稼働280日を365日で除した実稼働率で除し、さらに、調整稼働率0.96で除して算出しますと1日252トンの焼却量となり、補修などを考慮し1日84トンの焼却炉が3基必要と計画されております。

次に、生ごみの分別収集とたい肥化についてであります。生ごみを肥料として再利用するには、施設内で一次発酵後、さらに広大な土地の中でのたい肥盤で二次発酵させ、十分に完熟させる必要があると承知しております。

一方、それぞれの農産物により、使用する生ごみの成分が微妙に相違することへの対策や、たい肥の安定供給の確保などの見直しも必要であることから、早期に生ごみの分別収集を実施することは難しいものと考えております。

しかしながら、生ごみのたい肥化はごみ減量に大きな効果がありますので、事業活動に伴い発生した生ごみや一般家庭でも行える生ごみ減量も含めて、検討していかなければならないと考えております。

次に、焼却灰埋立量と廃棄物最終処分場埋立期間との関連についてであります。北後志地域ごみ処理広域化基本計画において、本市の平成21年度に埋立処分する焼却灰量は約1,700トンと推計しております。平成13年度の埋立処分量は、覆土を除き約6万9,000トンでありました。

次に、最終処分場の埋立量についてであります。平成8年3月策定の小樽市一般廃棄物処理基本計画における埋立計画期間は、平成12年から平成26年までの15年間で、覆土及びえん堤量を含め重量で約94万7,000トン、容量で約103万3,000立方メートルであります。平成13年度の埋立処分量が継続すると仮定しますと、北しりべし廃棄物処理広域連合で計画している焼却施設の供用開始予定の前年である平成18年度までの埋立処分量は約83万7,000トンであり、容量では約73万立方メートルと予測されます。供用開始の平成19年度以降、ごみ処理広域化基本計画による埋立焼却灰量は、平成21年度において年間約1,700トン、不燃物量は約5,800トン、覆土量は約2,300トンで、合計約9,800トン、容量で約8,900立方メートルでありますので、これを基に予測しますと、計画容量である平成26年度以降も対応できるものと考えております。

なお、焼却処理をしないで全量を埋立処分しますと、平成21年度中には計画容量に達し満杯になると予想されます。したがって、焼却施設の早期稼働が埋立処分場の延命につながるものと考えております。

次に、資源物リサイクルセンターの稼働予定とその他の施設の予定についてであります。資源物リサイクルセンターにつきましては、平成8年3月策定の一般廃棄物処理基本計画では平成15年度供用開始の予定でありましたが、平成12年3月策定の北後志地域ごみ処理広域化基本計画では焼却処理施設と同時整備となっておりますので、現在、平成19年度供用開始の予定となっております。その他の施設としましては、破碎処理施設を併せて整備することとなり、また、設備としては焼却処理施設に発電設備を併設し、余熱を利用する計画となっております。

次に、商工業振興費補正予算に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、地場産品の開発や生産技術の発掘への取組についてであります。地場産品の開発に向けては、市主催の経営戦略セミナーやデザインセミナーをはじめ、道立工業試験場と共催による移動講座などを開催し、成功事例の学習やノウハウを習得する場を提供するなど、小樽ブランド確立のための支援をしてきているところであります。また、生産技術の発掘につきましては、道立工業試験場など関係機関からの派遣指導を受けたり、技術講習会の開催や共同研究開発の実施などにより、新技術・新製品の開発を目指す中小企業者等の取組に対しまして助成を行ってきております。

これまで、光ファイバーの保護管や食品の無菌袋詰め装置の開発など、幾つかの成果が得られております。

なお、地場産業振興会議において提案されたゼオライトによる暖房システムの共同研究開発、観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」の物づくりグループによるハーブワインや地酒づくりなど、市内企業の技術連携による製品開発が実践されているところであります。

次に、地場産品技術開発及びデータベース化事業の業務委託とメリット等についてであります。この事業は、経済部が所管し、入札方式により業務委託をすることになりますけれども、成果品の納入期日は平成15年3月末日を予定しております。

また、データベース化することのメリットといたしましては、市内企業が有する製品、サービス、特徴ある技術などを掘り起こして、ホームページやCD-ROMを作成し、広く市内外に情報として発信することにより、新たな企業間の連携が図られ、新製品・新技術の開発につながることや異業種交流の促進が期待されます。データベースの活用方法といたしましては、市内外の企業、経済団体、東京や関西の小樽会などへ、ホームページ開設の周知やCD-ROMの配布を通じて、企業間の情報交換を促し、販路の拡大、製品・技術の共同開発や新たな企業の誘致活動に役立ててまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港地域に設置された民間のリサイクルセンターについてであります。この施設は、産業廃

棄物と事業系一般廃棄物のリサイクル施設であり、主なものは廃プラスチック類に古紙等を混合させ、圧縮をかけて固形燃料を製造するものであります。そのほかとしては、ペットボトルやアルミ缶などの選別、圧縮処理を行っております。

次に、廃棄物の種類と年間処理能力についてであります。廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くずなどの7種類、年間処理能力については、施設の年間稼働日数300日で約5,600トンとなっておりますけれども、廃棄物受入れ計画によりますと、石狩、札幌方面からも受け入れる計画であり、そのうち小樽市分としては約3,800トンとなっております。

次に、小樽市全体として減量される廃棄物の割合についてであります。平成13年度の産業廃棄物と事業系一般廃棄物のごみ処理量を比較した場合、5.1%となります。

また、最終処分場の処理経費の削減についてであります。1トン当たりの埋立処分経費については、家庭系ごみなども含まれている廃棄物最終処分場での単価は算出されておりますが、これを基に算出することは正確性を欠きますけれども、あえて計算しますと、平成12年度の廃棄物最終処分場の1トン当たりの埋立処分経費6,912円にリサイクル処理される量を乗じますと、約2,600万円となります。

次に、フィルムコミッションについて何点かお尋ねがありました。

まず、フィルムコミッションの設立についてであります。小樽は、これまでも運河や歴史的建造物などを中心に数多くの映像で紹介されてまいりましたが、近年、撮影に訪れる映像制作者のニーズは、さらに奥深いまちの魅力や市民の生活空間などに及んできております。このように、映画やテレビドラマなどの撮影が小樽で行われることは、スタッフの宿泊や資材の購入といった直接的な経済効果を生むとともに、小樽らしい風景が国内外に情報発信されることにより、小樽のイメージアップや観光客の増加が期待されるなど、活力あるまちづくりを進める上で有効な方策であるとの判断から設立することとしたものであります。また、設立後につきましては、国内にとどまらず、広く海外に向けても、積極的に映画やテレビドラマなど映像撮影の誘致活動を展開し、本市の文化振興、地域振興に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、これまでの取組経過と設立までのスケジュールについてであります。平成13年度においては、フィルムコミッションの先進都市からの情報収集や各種関係会議への参加、ロケに対する市民の理解度を把握するための市内企業へのアンケート調査の実施、さらには、40件を超える撮影への協力を通して問題点や課題の洗い出しなど、設立準備のための調査を行ってまいりました。今後は、市民向けフォーラムの開催や、市民アンケート調査を通して市民のフィルムコミッションへの理解を深めていただくとともに、直接、映画やテレビドラマなどに出演するエキストラ登録を実施し、広く市民参加ができる機会づくりを行ってまいりたいと考えております。

さらに、市内関係団体による設立検討会議を開催し、小樽でのフィルムコミッションのルールやマニュアルづくりを進め、平成15年3月には、現在のところは仮称ですが、小樽フィルムコミッション協議会を設立する予定で準備を進めております。

次に、小樽ロケ資源映像データベース化事業についてであります。小樽を訪れる映像関係者が、小樽はまち並みそれ自体がロケセットのようだと絶賛をいただくなど、本市はさまざまな表情と多くの資源を保有しております。これらの資源情報を、映像の制作に携わる方々のニーズにこたえながら発信し、ロケーションの誘致活動を円滑に進めるためには、豊富で質の高い情報を蓄積し、効果的に提供していくことが重要であります。

今回のロケ資源映像データベース化事業は、市民が築き上げた貴重な資源を情報収集し、ＣＤ－ＲＯＭに集約して質の高い映像で表現するもので、収集したデータにつきましては国内の映像制作関係者に配布することを考えております。また、海外からの問合せに対しては、インターネットを通じてスピーディーに提供する仕組みを用意し、積極的なＰＲ活動を行う手段として活用することにより、単に観光面にとどまらず、あらゆる角度から小樽を知ってもらう上で効果的な事業であると考えております。

次に、北海道や後志管内及び近隣市町村との連携についてであります。今年度につきましては、道の協力を得て、広く道民や市民にフィルムコミッションを理解していただく目的で、来月20日にフィルムコミッションフォーラム in おたるを開催いたしますけれども、平成6年に小樽で撮影された映画「ラブレター」の岩井俊二監督にロケ当時の話などを伺うことにしております。

また、広域連携についてですが、一つの地域でのみ映画やテレビドラマを完結させることはごくまれであり、それぞれの地域の実情に精通した方々とのネットワークが大変重要な要素と考えます。その意味からも、平成13年4月から北海道に設置された「北海道ロケーションサービス」との連携はもとより、後志管内19町村をはじめ、近隣市町村との連携を深め、積極的なロケ誘致活動を行うとともに、本市が中心となってロケーションに関する情報提供、必要な許認可手続のワンストップサービスなど、さまざまな機能を担った広域組織での展開も視野に入れながら、効果的な連携の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、廃校となりました石山、住吉の両中学校についてであります。財産上の位置づけといたしましては、教育目的の行政財産から普通財産になっております。

また、両校の跡利用についてであります。住吉中学校につきましては、平成13年9月に学校法人北海道竜谷学園から、石山中学校につきましては、平成13年12月に学校法人小樽昭和学園から、それぞれ譲渡及び貸与の要望書が出されております。

現在、庁内の関係部局から成る「跡利用検討委員会」におきまして、両校の跡利用についてさまざまな角度から検討を重ねており、できるだけ早い時期に本市の考えをお示ししたいと考えております。

次に、新市立病院基本構想策定業務の委託業者についてであります。近年、病床規模が300床以上の公立病院の基本構想策定業務に携わったコンサルタント会社は道内にはなく、道外に数社があると承知しております。また、業務委託業者の選定方法につきましては、委託業務の内容が病院運営にかかわる知識のほか、最新の医療動向や専門的な知識などが必要とされるため、一定の事業実績を有する数社から事前に提案書の提出をもらい、その内容を審査して最も適した知識、経験などを有する業者を選定するため、いわゆる指名型プロポーザル方式によって、委託業者を決めていきたいと考えております。

次に、委託業務内容の主な項目についてであります。基本構想の策定に当たっては、このほど策定しました「新病院建設整備方針」を基礎として、医業コンサルタントの専門的、客観的な観点から、まず、一つ目として、人口動態による診療圏分析や市民アンケート調査などの「地域医療実態調査」、二つ目として、現市立病院の抱える問題点、改善目標や改善方法などの「経営分析」、三つ目としては、適正な施設規模、診療機能や運営計画、建設後の収支計画などが主な項目になるかと考えております。

最後に、病院事業会計における健全経営に関連しご質問がございました。

まず、赤字の要因につきましては、経営努力の不足によるものと、能率的な経営を行ってもなお不採算となる経費に係るものがあり、自治体病院としてすべてに経済性を求めることは必ずしも適当ではなく、その要因に応じて対応する必要があるものと考えております。特に、受診率の低下が病院経営を直撃することから、「市

民に選ばれる病院づくり」「患者の満足度の向上」とともに、「自治体病院の使命の実現」のため、具体的方策について、かねてより病院長と連携し、各種経営改善に努めているところであります。

次に、健全経営のための留意事項についてであります。この一、二年、病院事業は収益的収支において、純利益を計上し、長期借入金を除く累積不良債務については解消のめどがつかしましたがけれども、病院経営を取り巻く環境は、診療報酬のマイナス改定や各種医療制度改革の動向などから、昨今、大変厳しい状況となっておりますので、今後とも市立病院が果たすべき機能や役割を明確にし、各種の経営改善に努め、単年度収支の均衡を維持できるよう一層の努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 大竹議員のご質問にお答えします。

まず、子どもの在り方についてですが、子どもは、ときにつまずき、悩みながらも年々成長する存在であると考えております。親は、いつも子どもについて心配し、子どもに注文をつけますが、子どもの将来について希望や期待を抱いております。また、学校は、子どもを預かり、学習や生活について指導をし、子どものために一生懸命努力しております。

しかし、世間では、「家庭内暴力が増加傾向」とか、「学力低下」が心配といった情報が増幅され、市民の皆さんの中には、自分の子もそうではないかと一喜一憂する傾向も見られます。

その中で、教育委員会としては、素朴ではありますが、子どもの成長を支えるのは家庭であり、学校であり、地域であるとの思いを強くしており、このようなことから完全学校週5日制の下で着実な努力をしたいと考えております。

また、子どもたちの社会参加体験については、現在、小学校児童による海浜の清掃活動、中学校生徒の福祉施設訪問などが主なものでありますが、完全学校週5日制と学校における総合的な学習の時間の導入を機会に、社会参加活動はもっと多様に、もっと多くの児童・生徒の参加が計画実施され、児童・生徒の成長に効果を上げることになると考えております。

次に、今回の少人数指導調査についての文部科学省の指導についてですが、6月4日、文部科学省は、道教委に対し、次の指導を行っております。その主なものは、平成5年から12年度まで指導方法工夫改善定数として加配した分のうち、不適切な活用実態が確認された平成9年度から12年度までの定数に係る義務教育費国庫負担金について返還すること、長年にわたり、不適切な加配の運用がなされていたことを十分に踏まえ、市町村教委や校長会等における指導の徹底、指導主事の学校訪問と再発防止等に関する取組をさらに徹底して実施すること、加配定数の問題のみならず、主任制度の適正な運用と小樽市の学校管理運営全般について改善を図ることとなっております。

市教委は、こうした道教委からの指導に対して、6月4日夕刻に教育委員会を開催し、そのことを報告し、このたびの第2回定例会で報告をすること、さらに、校長会議を開催し、学校管理運営全般について改めて指導を徹底したいと考えております。

次に、中学校の適正配置による受入校の変化についてですが、この3月に実施した受入校、生徒へのアンケート調査によると、生徒数の増に伴い、新たに多くの友達との出会いが生まれ、学習面や生活面、部活動、学校行事などを通して切さたく磨る姿が随所に見られたなどの回答があり、先生や友達との交流について多く

なったという回答が、転入生で50%、在校生で65%となっており、学校の活性化が促されたものと受け止めております。

次に、庁舎移転先の利活用についてですが、校舎3階に石山、東山、住吉の3校記念室を設置いたします。また、教室は、基本的に教育委員会の事務室として使用することになり、その他の図書室、音楽室、コンピュータ室及び大会議室については、教育関係団体などを対象にしながら、執務時間の範囲内で開放してまいりたいと考えております。また、屋内体育館については、菁園中学校の体育館が取り壊されることから、15年度末の完成まで授業などで使用することになります。その後の活用方法については、一般開放を含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 大竹議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時40分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

○8番（斉藤裕敬議員） 平成14年第2回定例会に当たり、市民クラブを代表し、質問いたします。

まず、財政問題についてであります。

先日、5月15日発行の広報おたるは、広く市民に市の財政状況の窮状を訴える内容になっておりました。財政再建団体の説明などは強い財政への危機感を訴えるものであり、私たちも同感であります。

しかし、財政再建問題は、即効性の強い施策を速やかに、しかも多岐にわたり実行することが必要で、かなり強烈な副作用も覚悟しなければなりません。市長の大胆な政治決断がなければ、取り組めるものではないと思います。

先日の、議員定数特別委員会で、財政健全化対策概要について、北野委員から質疑の中で見解を求められました。私は、いまさら何を、あたりまえという感想を述べさせていただきましたけれども、あたりまえということは認識が一致するという一面も否定できないのであります。国や道に気がねしてはいけなと。国や道と足並みをそろえることに終始してはいけな。サッカー・ラグビー場、パークゴルフ場、手宮陸上競技場の芝の維持管理、広く言えば社会体育施設の管理業務の見直し等は、これまでもさまざまな場面で議論し、提言を申し上げてきた分野であります。NPO法人の立上げや競技団体への委託により、これらの管理業務費の軽減、改善につながると主張してまいりました。

石油製品の契約方法にも改善の余地はかなりあると考えます。全く同感です。いろいろな施設で、随意契約で単価のばらつきが出ている。教育だけで年間6,000万円にも上る灯油代でありますので、これも改善しようと思えばできるはずで。

こういった中、公務員出身の市長にずばりお尋ね申し上げますけれども、公務員ご出身ということで人件費抑制の議論はなかなか難しいのかな、こう思いますが、今までの人件費抑制というのは、新規職員の採用調整又は諸手当の見直しということであつたと思います。ずばり、本俸まで踏み込んだ、号俸等級等々の基本的な

ところまで踏み込んだ改革のご意志はあるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、小樽市旅費条例の見直しについてであります。

旅費の内訳は、航空運賃やＪＲ代など交通費と日当、そして宿泊料によって算出されております。私は、これまで、この条例の中身を不勉強だったのですが、先日、私自身の視察旅費内訳を見て、実態と合わない、何か変だな、こう思いました。

私の場合、２泊３日の視察旅費内訳は、交通費は５万 5,000円、日当が 9,000円、宿泊費 2 万 2,600円でしたが、実際は航空券と宿泊がセットとなっているいわゆるパック商品を使ったので、交通費と宿泊代で約 5 万 2,000円でありました。つまり、換言すると、宿泊費として支給された 2 万 2,600円は夕食代、こういうようなことになってしまいます。私も、議員になって以来 11 年数か月、この条例によって視察をしてきましたので、不自然さを見過ごしてきた反省を含めまして、実態に合った条例の見直しを提言いたしますが、ご答弁をお願いいたします。

広域連合に関連し、何点かお尋ねいたします。

平成 12 年 11 月 13 日についてであります。

この日の午後 2 時 30 分、北後志廃棄物広域処理推進協議会事務局長は、北海道開発庁を訪ねています。場所は北海道開発庁庁会議室、対応者は開発庁の山崎企画室長、安田企画調整官、日置開発専門官、中野開発専門官、調査の目的は北後志協議会がコンサル選定作業を進めている過程で、プロポーザル参加 6 社のうち 1 社が、開発庁の廃棄物循環型社会基盤施設整備事業推進調査、長い名前ですが、この推進調査の下請として一部を委託されていることにより、北後志協議会の施設整備計画は開発庁のケーススタディの有力候補になっている、こういった情報を得たからとあります。

選定作業の過程で得た情報とは、どんないきさつで得たものなのか。また、ケーススタディとかいろいろ書いてありますけれども、この中身は何なのか。わかりやすく詳細に経緯経過をお示ください。

また、北後志が開発庁の調査のケーススタディになることとコンサルタントプロポーザル選定にはどういった関係があり、なぜ、開発庁まで出向かなければならなかったのか、お答えください。

復命書を見る限りでは、プロポーザル参加 6 社のうちの 1 社、この 1 社のコンサルタントが、自分が開発庁から受けている仕事の内容を小樽市に対して提供した。あたかもコンサルが業務内容を漏えいしたように書かれています。詳しくお示ください。

巨額の受注となる機種選定についてお尋ねいたします。

機種選定も、コンサル同様、全都清任せになることはかなり予測されます。前回のコンサル決定の際は、委託業者特定評価委員会、田中委員長さんをはじめ 4 人の方たちが今回の財団法人日本環境衛生センターを決めたこと、ほとんどの人がそう錯覚しています。

しかし、正しくは、この 4 名の方たちは、財団法人環境衛生センターと日本技術開発株式会社が評価点数で上位 2 社です、こう報告されて、あとは全都清に任せていいですかということを承認しただけなのです。

機種選定に当たっては、全都清任せにせず、広域連合はもちろんのこと、市独自でも、例えば、過去の公正取引委員会等の情報を収集し、これは処分、指導を受けたという情報です。その情報を収集し、不正行為があったメーカーに対する厳しい自主規制、つまり、数年前までさかのぼるというような厳しい自主規制の下に、ふるいにかけることを求めます。また、ときには、焼却施設そのものに反対されている方と、そこに広域連合、そして構成員の主たる小樽市も同じテーブルについて議論し、疑問や不安の解消に努めるべきであります。ご

見解をお示ください。

財政健全化対策概要にある、今後の財政負担となる要素として広域ごみが記されております。起債償還と維持管理費で平成20年から起債償還が終了する34年まで、毎年10億円は下らないといひます。私はこの試算に疑問を持ちます。

施設単独の維持管理費や、今後進められるべきリサイクル事業、これの増進により、起債償還額以外の支出でさえ10億円以上と、超えるのではないかと、こう予測するのが一般的だからであります。私が焼却場問題に細かく、しつこく取り組む理由の一つが、この維持管理費であります。10億円は下らないという認識と20億円にも及ぶという認識では、大きな開きがあります。財政部が試算した内訳をお示ください。

ごみ量の8割強を占める小樽市は、減量化計画と焼却施設の規模をきちんと見極めなければなりません。減量化は、当然、これからも積極的に進めなければならないのですし、焼却場の処理能力というのは、建設のときに固定してしまいます。減量化が進めば進むほど稼働率は徐々に落ち込み、いずれかの時点で、俗に言う過大施設になる。私は、これは、施設の性格上、仕方がないことだと考えますけれども、その時点での対応、ごみ量が一定の稼働量を切ったときの対応、これもきちんと議論しておくべきであります。

そこで、お尋ねいたしますが、施設能力と減量化の予測、これは大変難しいことですが、これをどう考えるのか。

また、一廃・産廃の分離です。今は、焼却施設に対する考え方は一廃・産廃の分離ですが、早晩、これは解消されるのではないかと。国のルールの中で、それこそ制度改正、法改正がされるのではないかと予測されるわけですが、この辺のご見解も尋ねたいと思います。

特別養護老人ホームやすらぎ荘への無償譲与について質問いたします。

今回の譲与は、公設民営の設置者として、建物の更新時期を迎えたので市費負担を検討したところ、市が建て主になったら10億 5,700万円、民間なら1億 5,500万円、9億 2,000万円安くなる、こういう発想であります。

しかし、国の方針は、既にケアハウスのPFIをメニュー化しており、近々、特養にもPFIが導入されることは、かなり現実味を帯びた話であります。また、民が建設し、官に貸し、官がまた転貸する、こういうPFIも今議論されているようであります。PFIの可能性、1年、2年先のPFIが可能であれば、今、無償譲与に踏み切る結論を先伸ばししてもよかったのではないだろうか、こう疑問に思いますので、検討の中身をお答えください。

建設整備事業の財源内訳は、資料によりますと、国庫補助金が3億 4,400万、道費1億 5,900万、市費1億 5,500万、法人自己資金2億 200万、そして借入金が7億、こうあります。一方、建設費は、建設主体工事費13億円程度を含み、15億 6,000万円とのことで、今後、実際の契約行為、発注行為により、当然、この15億 6,000万円というのは下がっていく可能性があります。

福祉部に尋ねますと、補助金の扱いは、国、道は一定のルールがあるが、市補助金には特に決め事はないとのことであります。市補助金算定の根拠は、道補助金1億 5,000何がしの横並びとということで試算したと、こういうことであります。

私は、補助金の試算の基準を道横並びということで短絡的に結びつけるのではなくて、建設事業の実費不足分、今回の場合は、道補助金を頭、上限、キャップにして、その範囲内で実費不足分を補助するべきではないかと考えます。

入札金額、建物の契約金額が下がった分、市の補助が減っても社会福祉法人育成院としては、事業収支上、何の問題も起こり得ないのですし、建設事業収支上は、建設、建てる事業の収支ですけれども、不用額が生じる。定額で 1 億 5,500 万円を補助したときに、入札金額は下がり、契約金額が下がると、不用額が生じるわけです。それにもかかわらず、市補助を渡してしまいますと、余剰金が生じ、これは自己資金の減額分が借入金の圧縮に回るわけですから、結果としては介護事業者の内部留保になってしまいます。内部留保は、事実上、運営費補助と同じ性格になってしまいますので、介護事業者に運営費補助をすべきかしないべきか、また、するならどの程度までといった別の議論に発展するおそれさえあります。

不足分実費補助方式にすべきと考えますが、ご見解をお示し願いたいと存じます。

教育問題についてお尋ねいたします。

平成 5 年度から平成 12 年度までの小樽市における少人数指導の実施状況調査について、道教委が報告をまとめました。少人数指導、加配の趣旨を損なわずに実施していた学校は、小中合わせ、平成 5 年から 12 年度までに全体のたったの 1 割、長年にわたりこの実態に何の疑問も抱かずにいた教育現場の異常さが強く映ります。

不正加配は延べ 64 人にも及び、文部科学省は国庫負担金分 1 億 3,000 万円の返還を道教委に求める、こういったことも報道されております。報告書には、実施計画、実施状況、実施できなかった理由、背景、責任の所在などが記されており、同時に、道教委、市教委、校長、学校分会のなれあいと批判されても仕方がないような関係もうかがえるものであります。

教育長は、この報告に対し、どのような感想、見解を持たれましたでしょうか、詳しくお答えください。

不正加配問題は、長年続いたさまざまな状況、不正常的な小樽教育の実態を浮彫りにしたと言っても過言ではないと思います。学校から外出する際、事故に遭ったらお互いに困ると。これは、管理職側も本人も困る。補償問題になったらどうしようというので、一応鉛筆で年休簿に記入し、無事、ご帰還後は消しゴムで消す「鉛筆年休」の慣例化。確認書と呼ばれる、法的にも疑問の残る道教委と北教組の約束事。この不可解な確認書には、組合が教頭の適格者を指名する確認書、休憩時間を勤務時間の最後に置くことによって、恒常的な早退を可能にする確認書、組合主催の研究会の参加には指導、調査を行わない確認書等々が存在するのであります。道教委レベル、各市教委レベルで結ばれた確認書は数百件とも言われ、近々、道教委は全面破棄をすると伝えられておりますけれども、これは真実なのでしょうか。

いずれにいたしましても、今回の不正加配に始まった教育のゆがみの問題は、小樽の教育関係者に改めて小樽の教育の議論をし、見つめ直すきっかけづくりになったと私は考えます。教育長は、この一件以来、小樽の教育の変化を感じておられるのでしょうか。教育長が抱く望ましい小樽の教育、この姿をも含めて、ご所見賜りたいと存じます。

先日、視察で訪ねました塩竈市、視察終了後、塩竈市の教育委員会の課長さんとお話をする機会を得ました。国の雇用対策に併せて、市内小学校 1 年生全校全クラスに教育補助員を配置し、国の制度が終了した後も引き続き単費でこの事業を継続している。また、適応指導教室には、これまた単費で臨床心理士を配置している。そして、隣町の子どもたちも受け入れている。中心市街地の空き店舗のシャッターに、各学校競い合わせて絵画コンテストを実施する。PTA でボランティア組織を立ち上げ、子どもの手ではなかなか行き届かない塩釜の学校、老朽化をしているところが多いですけれども、老朽化をしている学校、子どもの手がなかなか行き届かない掃除、特にトイレ掃除、これを、ボランティアで PTA がやっている。

部活は、市内全校が精力的に取り組み、予想以上の大進撃で県大会、全国大会に進み、その助成金を 700 万

円も補正したと。いろいろな教育の形があるのだな、小樽ではこういうことはできないのかな、こう痛感した次第であります。部活の指導は、本来、教員の仕事ではないのではないかといい意見はありませんかと、おそるおそるお尋ねしましたが、スポーツを通じて体験し学ぶことが教育理論的にも非常に効果的だということはあることですので、子どもにとって有意義な取組をするのは教員としての責務、本旨ではないですか、こう一刀両断にやられました。

私の問いかけがピント外れに感じるような明確なご回答でありました。小樽市に限らず、財政状況は深刻であります。しかし、行政事務の中で施策を選択し、絞る蛇口と開く蛇口、これを使い分けることにより施策のめり張りが生まれてくるのではないのでしょうか。教育長は、小樽教育のめり張りをどういったポイントに置かれているのか、お答え願いたいと思います。

私は、他市に先駆けて、LD・学習障害、ADHDと言うのでしょうか、注意欠陥多動性障害、こういった子どもたちの教育への対応をここで求めたいと思います。

社会的にはまだまだ対策遅れの分野ですし、手探りの状況と。今、この障害を持つ子どもたちへの対応というのは、病院か、お父さんお母さんでつくるサークル的なものでしか対応ができていないというのが現状です。学校に通いたいと言っても、専門的な治療というのは入院という手段でしかないわけですから、極めて対策が遅れている分野ではないかと私は思うわけです。

この解決には、何より教育機関、教育関係者との連携が不可欠な問題であります。少なくとも、一人一人の子どもの個性に即し、教育の場、勉強する場所、これを子どもの能力に合わせて提供することが私たちの努めではないかと思っているわけであります。教育長の方針、お考えをお示してください。

最後に、夏季休業、冬季休業、いわゆる夏休み、冬休みの教員自宅研修についてお尋ねいたします。

今回、TT問題等々でいろいろな道外の教育の情報提供をいただきました。その中で、教員の自宅研修の仕方が北海道は特別なのだなと、こう強く感じたわけです。他の事例によりますと、学校長に対して、まず研修計画をきちんと提出し、議論し、認めてもらう。その後は、当然、報告、きちんとした報告を提出しているそうであります。これは、当然のことと言えば当然のことなのでしょうけれども、これがきちんとやられている。情報公開に堪え得るだけの体制はやっています、こうおっしゃる県が多かったです。

この職員の自宅研修について、本市ではどう取り組まれて、問題点はあるのか、今後どうするのか、お答え願いたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政状況に関連しての職員給与の見直しについての質問ですが、これまで、職員の本俸については国家公務員の給与に準じており、その改定につきましても人事院の勧告に沿って行っております。

今後の取組につきましては、国の給与改定も4年連続の引下げが予想されており、その動向を見守るとともに、財政健全化の観点から、手当を含めた人件費総額についての削減を検討してまいりたいと思っております。

次に、旅費についてのお尋ねですが、旅費の構成は、合理的経路に基づく交通機関の利用料と日当、宿泊費

などであります。職員の公務出張については、条例で規定された日当、宿泊費などの定額分と、実態に即した交通費とを合算したものを実費として支給しております。旅行代理店のパック旅行につきましては、これまでも、団体による旅行の際には条例の規定にある旅費の調整をして、パック料金に日当などを加える形で算定してきております。

なお、交通費のうち、航空や鉄道などの運賃において、各種の割引制度が出てきておりますので、今後とも実態に即した支給をしてまいりたいと思っております。

次に、広域連合に関連して何点かご質問がありましたが、初めに、北海道開発庁の廃棄物循環型社会基盤整備事業推進調査とコンサルタント特定のプロポーザルとの関係についてであります。

平成12年10月30日に、プロポーザル参加コンサルタントから、技術提案に対するヒアリングを実施しておりますが、その中のコンサルタントから、北後志廃棄物広域処理推進協議会が進めている施設整備計画が、開発庁調査のケーススタディの有力候補であることが話されたと聞いております。開発庁調査のケーススタディの有力候補は、コンサルタントではなく、北後志廃棄物広域処理推進協議会の施設整備計画でありまして、プロポーザル選定との関係は全くないものと承知しております。

北海道開発庁に出向きましたのは、廃棄物循環型社会基盤整備事業推進調査の内容が不明でありましたことと、調査に協力した場合に、施設整備に当たって何らかの財政措置などが講じられるものなのかどうか照会するため、第2回コンサルタント特定評価委員会に出席の用務に併せて訪問したものと聞いております。

次に、焼却炉の機種選定についてであります。平成14年度に広域連合が実施を予定しております事業計画等策定業務の中で、専門家や実務経験者などで構成する仮称・技術等検討委員会を組織し、燃焼方式を決め、機種の絞り込みを行うことになります。その際には、透明性を確保しながら、北後志地域のごみの実情や環境保全、安全性など、さまざまな角度から検討されるものと思っております。

次に、疑問や不安を解消すべきではないかとのことについてであります。地域住民の皆さんには、従来から施設建設に当たっては十分説明をすることとしており、議会に対しても報告、説明をし、透明性、公平性を確保してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化対策概要の中で示しております広域ごみ処理に係る今後の負担額の試算内訳についてであります。平成12年3月に出されました「北後志地域ごみ処理広域化基本計画書」から、小樽市分の施設整備費を約160億円と想定し試算しましたところ、起債の元利償還額は毎年約9億円と見込まれますので、今後、ごみの減量化などから、施設規模の縮小があった場合におきましても、金利やランニングコストを考慮いたしますと10億円を下らない負担になるとの予測を示したものであります。

次に、焼却施設の稼働率についてであります。焼却能力の設定に当たっては、排出抑制、資源化により処理すべき量をいかに減らすかが重要であると考えております。今年度に広域連合で策定を予定している事業計画の中で、各市町村が今後進めるごみ減量や分別収集の充実、事業系資源物のリサイクル推進などを勘案して、基本計画の見直しを行い、将来見通しを十分考慮した適正な焼却施設規模が設定されるものと考えております。

次に、一廃、産廃の区分の考え方についてであります。現在、中央環境審議会において、廃棄物の定義、区分の見直しを審議しております。その内容につきましては、一廃、産廃の区分を廃止し、生活系廃棄物、事業系廃棄物、有害性廃棄物などに分ける案と聞いており、今後の推移に注目してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみ処理施設の建設に当たっては、現行の廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の中間処理施設として整備されるものと承知しております。

次に、やすらぎ荘について何点かお尋ねがありました。

最初に、特別養護老人ホームの P F I 導入など国の制度の動向であります。昨年 9 月に、小樽育成院からやすらぎ荘の改築の要望を受け、P F I 方式の導入による可能性について道へ照会したところ、現状では P F I 方式は認められないとのことでありました。

なお、本年 3 月 29 日に、「規制改革推進 3 カ年計画」が改訂され、介護分野において「P F I 法を活用した公設民営方式の推進」の項目が追加されましたが、特別養護老人ホームについては見送られており、現時点では P F I 導入の時期は不明であります。

なお、やすらぎ荘の財産譲渡と補助金交付についてであります。やすらぎ荘は老朽化が進んでおり、改築を繰延べすることは、新たな特別養護老人ホームの整備と競合し、改築が後回しになるおそれがあることや、市が整備するよりも財政負担が少ないことから、やすらぎ荘を譲渡するとともに、改築に当たっての補助金を交付することとしたものであります。

次に、やすらぎ荘の改築に伴う市の補助についてであります。国の補助基本額をベースに算定された道費補助相当額を上限に、予算の範囲内で補助したいと考えております。したがって、建設費が計画時の事業費を下回ったとしても、道費補助相当額に変更がない場合については、道費補助相当額を補助したいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

まず、少人数指導に係る定数加配の道教委の報告書についてですが、平成 5 年度から 12 年度までの実施状況について、5 月 9 日から 13 日までの 3 日間、道教委職員が市教委及び関係小中学校から事情を聴取するとともに、関係書類の確認調査を行い、6 月 4 日にその状況について文部科学省に報告したものであります。

この報告の中で、市内小中学校 64 校が不適切な運用をしており、市教委としても厳しく受け止めております。

文部科学省の指導の主なものは、平成 5 年から 12 年までの指導方法工夫改善定数として加配した分のうち、不適切な活用実態が確認された平成 9 年度から 12 年度までの定数に係る義務教育費国庫負担金について返還すること、長年にわたり、不適切な加配の運用がなされていたことを十分踏まえ、市町村教委や校長会等における指導の徹底、指導主事の学校訪問等、再発防止等に関する取組を更に徹底して実施すること、加配定数の問題のみならず、主任制度の適正な運用、小樽市の学校管理運営全般について改善を図ることとなっております。

さきほど指摘のあった主任にかかわるもの、教頭承認にかかわるもの、「鉛筆年休」等のご指摘がございますが、「鉛筆年休」の実態は小樽市にはございません。北海道の教育における実態調査によりますと、道教委段階で本庁・本部間で不適切なもの 29 件、局・支部関係で不適切なもの 74 件としております。道教委としては、協定書に係るものを 8 月いっぱい、勤務条件に係るものは 12 月をめどに適切に指導したい、あるいは配置をしたい、そういうふうに言っております。

市教委は、こうした道教委からの指導に対して、6 月 4 日夕刻に教育委員会を開催し、このことを報告し、このたびの第 2 回定例会で報告すること、さらに、校長会議を開催し、学校管理運営全般について改めて指導を徹底したいと考えております。

次に、加配問題の調査後、小樽の教育に変化が見られるのかについてでございますが、加配調査及び北海道

教育の実態調査以降、教職員の勤務時間の管理、研修会の参加増、教育研究所の運営方針の改善など、前向きな取組が行われております。完全学校 5 日制の実施の教育課程における総合学習の取組など、教職員の積極的な努力が必要とされている状況にあり、今後、学校評議員制度におけるモデル校の導入などに取り組んでまいりたいと考えております。

ただいま、塩竈市の市教委予算とか部活動の取組についてご紹介がありました。

小樽市としての独自の施策ということですが、これまで市教委では、スクールカウンセラーや適応指導教室専任指導員を配置し、小樽市教育研究所と連携を図りながら、学校復帰に向け指導、援助を行っており、学習を進める上で困難と思われる児童・生徒の指導にも効果を上げております。また、特別な支援を必要とする児童・生徒のために介護員を採用するなど、市独自の職員を配置するなど、その支援に努めているところであります。

具体的にご指摘のあった LD・学習障害、ADHD・注意欠陥多動性障害児等、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応についてですが、現在、文部科学省において調査研究、実態調査を行っているところであり、今年秋をめどに報告をまとめることになっておりますことから、その推移について注目をしてまいりたいと考えております。なお、市内各小中学校教職員も、学校保健会の学習障害など、啓発的な講演会などに出席して学んでいる姿も見えております。

ともあれ、完全学校 5 日制を迎え、教育課程の大きな変化もあることから、小樽市として特色ある教育の創出をするよう努めてまいります。

最後に、長期休業期間中の教員の自宅などにおける研修についてですが、長期休業期間中の研修計画や研修報告の提出については、道教委の通知により、「必要に応じ」という指導がなされております。

しかし、教育課程が大きく変化し、学習指導内容も教師の自主的な研修が児童・生徒の学力向上に寄与する面も大きいことから、研修計画や研修報告の提出について、道教委は本年12月を目途に見直しを行うとしており、市教委としても、校長会議等での指導を深めてまいりたいと考えております。

以上であります。

（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8 番、斉藤裕敬議員。

○8 番（斉藤裕敬議員） 再質問をいたします。

広域連合関係の11月13日の件ですけれども、北海道開発庁に、それは、10月30日のプロポーザルヒアリング、6 社やっています。朝から 1 時間ぐらいつつやっていますけれども、そのときに、これは技術提案の説明をする場面だったと思うんですね。

ところが、どういう意図なのかわかりませんが、技術提案の説明に来たコンサルタント会社は、実は今、私は開発庁からこういう仕事をもらっているのだ、この内容はこうなのだと教えたわけですね。私はこれを確認したかったのです。

本来は、漏らしてはいけないことではないですか。それこそ、何とかハウスの日本工営だってそうではないですか。あれだって、コンサル中なものを言ったからだめだったのですよ。今回も、自分が受託している内容を他に漏らすコンサルがあったという時点で、本来であれば何らかの対応をしなければならなかったのではないのでしょうか。

小樽市と開発庁の事業が全く関係ないとも答弁でおっしゃっていました。何で、全く関係ない、発注者が違

うものの仕事を技術提案のときに言うのですか。

これはおかしいことで、それを聞いた方も疑問に思わなかったのでしょうか。完全に今の答弁では、業者から聞いた、コンサルから聞いたと、こういうことをおっしゃっているわけですから、私は問題だと思いますので、普通だったら、この時点でこれは漏えいですからね。何らかの手を打つべきではなかったかと。これを1点聞きます。

それと、皆さんは、今、とうとうと答弁されているけれども、これは復命書の内容ですね。つまり、12年11月13日というのは開発庁に行ったのですね。これが仕事ですね。これが業務だったわけですね。

ところが、今年の3月15日に、皆さんに、皆さんというのは環境部ですが、今までの経緯、経過をわかりやすく表にまとめてくれとお願いしました。ご苦労をかけて、22ページに上るこの資料が出てきました。この資料によると、その日は開発庁に行っていないのですよ。全都清との業務委託契約の一部変更の締結と履行期限の延長の契約をしていることになっているのです。

どちらが真実なのですか。復命書の記載と、改めて議会に出された資料と、どちらが真実なのですか。

コンサルの名前を明かしてください。いつか。10月30日ということがわかりました。何というコンサルか。これは問い合わせればわかることですね、この業者は事業を受託しているところですから、これをご答弁願いたい。

これは、問題が大いにありだと思いますよ。皆さんだってそうです。もし、小樽市が発注する焼却施設のコンサルの内容を、そのコンサルがほかのところに行って、実は小樽市ではこんなことをやっているのだ、これに乗っかったら何かいいことがあるよなんて、こんなことを言われたら大変なわけでしょう。守秘義務というのが契約条項に必ずついています。これは常識的な問題ですから、私は大変な問題だと思いますよ。ご答弁願います。

それと、やすらぎ荘の関係ですけれども、1億5,500万、道費並みの補助と。建設費は15億6,000万ですか。これが幾ら安くなると、1億5,500万は変わらないのですか。値引き分だけ手元に残るという話になるのではないですか。仮に5,000万安くなったら福祉法人側に5,000万残るのですよ。これが建設費補助だと言えるのですか。

財政が厳しい、圧縮しましょう、見直しをしましょうと言っているのに、なぜ1億5,500万ありきなのか、私にはわからない。必要な分だけ、道を超えるという話にはならないかもしれませんけれども、それを一定の目安として1億5,000万がキャップとしてあったのはいいかもしれない。上限としてですね。

今、このご時勢です。どんな形でやられるのか、入札なのか、随契なのかわかりませんが、民間がやることですからね。もし、発注金額が1億円下がったら、1億円が相手に残るのですよ。こういうことはおかしいのではないのでしょうか。幾ら経緯、経過があって、長年にわたり委託をしている公設民営の相手先だといったところで、手元に相手の財布の中身に残るものまで補助を出すというのは、何か、財政再建、健全化の趣旨と随分かけ離れるのではないかと、こう思いますが、答弁してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝廣) 広域連合の関係につきましては、環境部長からお答えさせていただきます。

やすらぎ荘の関係ですけれども、言われていることが私はわかりませんが、育成院自体が全部自己資金でやるのなら、それはお金が残るかもしれません。けれども、借入れするのですね。自己資金プラスよそからの借

入金もありますから、補助が多くなれば借入金が減るということですね。借金が減るわけですから、手元に残るとか残らないという問題ではないのではないかとこのように思うのです。私はそういうふうに思っています。

ですから、市の方針としては、建設費が安くなって、道費補助が基本額に対して幾ら出ます、それに対して小樽市も同額程度を補助します、そういう考え方です。ですから、市が補助を出して、育成院の手元にお金が残るということには、まずならないだろうというふうに、その代わり借入金は減ります。自己資金と借入金で育成院の方は処理しますから、補助金以外はですね。ですから、そういうことで育成院側に余分なお金が残るということではない、そういうふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（山下勝広） 斉藤（裕）議員の再質問にお答えいたします。

さきほどのコンサルタントのヒアリングの中でのお話ですけれども、具体的にどういう事態でお話が出たのかというのを、私は実際に詳しいことは承知していませんが、そのときのことを聞きますと、この調査の内容を説明を受けたのではなくて、開発庁でこういう調査が、さきほど言ったように廃棄物循環型社会基盤整備事業の推進調査というものがあって、そこで北後志が候補である、そういうお話があったということなのです。実際にその調査の内容が詳しくわかりませんので、それで、改めて北海道開発庁に問い合わせた、こういうことというふうにして私は承知しております。

それから、コンサルタントのお名前ということですが、私のそのときのご説明といいますが、報告したのはたしか国際興業というふうに聞いています。

それから、当日、11月13日に私どもの方で作成したスケジュール表、それと復命書、これが合わないのではないかと。北海道開発庁に行っていないことになっていると。今のご質問ですが、確かに、開発庁に行ったことについての記載は、これは記載漏れということになるだろうと思っています。

以上です。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 失笑が漏れるほど、また記載漏れですか。困ったら記載漏れと。こんなのは議論が進みません。

一つには、こちらの方に、それでは記載漏れがもう一つありますよ。あなたの理屈で言うと。こちらの方に開発庁の記載漏れをしたのでしょ、きっと。復命書の方には、全都清と再契約、契約の延長をしたというのが記載漏れなんでしょう、そうしたら。

そんな、書いていなかったことを指摘されて、これは記載漏れですと。こんなことなら、議長、とても無理ですよ。信頼できませんもの。ひどすぎると思いませんか。

もう一つ、復命書の方はどうなのだと言ったら、きっと記載漏れと言いますよ。これではとても話が進みませんので、お取り計らいのほどをお願いします。

○議長（松田日出男） 環境部長、補足することはありますか、今の議事進行について。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（山下勝広） この経過のスケジュール表をつくったところの方が、さきほど議員がおっしゃった

ように、北海道開発庁に出向いたというのがさきほど言ったように記載が漏れていたということです。

ただ、この復命書の方には、全都清との協議、資料に出ていますように、全都清との業務委託の方については記載はされているかと思います。

○議長（松田日出男） 齊藤（裕）議員、今、議事進行について質問があって、補足することはないかということで聞きましたけれども、それであれば、後ほどまたご討議願うことにして、今日の代表質問の中での再々質問についてしていただくというわけにはいきませんか。

○8番（齊藤裕敬議員） 議長、今何か、全都清のやつが書いてあると言うのですが、どこに書いてあるのですか、環境部長。書いてあるのであれば、どこと言ってください。私が見落としているのかもしれない、それだったら謝りますから。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 助役。

○助役（小坂康平） さきほど齊藤（裕）議員の方からお示しいただきました環境部が提出したスケジュール表といいですか、作業工程表といいですか、そういったものの中に、今の開発庁へ出向いたことが記載されていないというようなことでございますけれども、私どもは、環境部で作成しましたスケジュール表を確認していませんが、その資料がどういう内容の事業をまとめようとしたのか、そういったことも含めまして、それから、今の開発庁へ出張したことがどういう業務だったのかといったようなことも含めまして、精査をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松田日出男） よろしいですね。今の時点で精査するということですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 助役。

○助役（小坂康平） 私が今申し上げましたのは、この場所では書類等の確認はできませんので、後日、精査をさせていただきたい、そういう意味で申し上げたところでございます。

○議長（松田日出男） 今、再質問の中で出た齊藤（裕）さんの持っている資料、提出した資料との整合性がないということで、それを解決しなければ再々質問はできないというふうに理解するのですか。

そのことについては、後ほど、記載漏れであったのか、中身がどうであるということは、理事者と齊藤（裕）君と話をさせていただくということにして、この本会議では質問の中での再々質問をするということではどうですか。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 齊藤裕敬議員。

○8番（齊藤裕敬議員） やれと言われましても、私は、開発庁に行ったという13日の内容と、それと、翌日に行われたものとの質問なのです。そして、新たな話が今出てきまして、環境部長は13日には記載があるかないかと言って、きっと別な資料を持っているのだと思うのです。私が持っている資料の復命書の中には、13日の記載で全都清へ行ったことになっていないわけですよ。そうしたら、また新たなものも出てきているのだと思うのです。

ちょっと、事実関係を整理して。

○議長（松田日出男） ですから、そのことについては後ほど精査してもらおうということでどうですか。

○8番（齊藤裕敬議員） それはできません。だって、これが質問ですもの。

○議長（松田日出男） 行った行かないということで。

○8番（斉藤裕敬議員） 行った行かないというか。調整してくださいよ、本当に。

○議長（松田日出男） もう一度、斉藤（裕）議員にお伺いしますけれども、復命書の中には行ったという記載があるということですか。それには載っているけれども、資料として出したものには載っていないということですか。

○8番（斉藤裕敬議員） 復命書には全都清に行ったことになっていません。

○議長（松田日出男） いらないですね。

○8番（斉藤裕敬議員） いらないです。そして、時系列的な資料には行ったことになっていて、そして、実際は開発庁です。どれが本当ですか。

なおかつ、こっちで復命書に載っているというのだから、また違った復命書があるのでは。

○議長（松田日出男） ちょっと待ってください。環境部長にもう一度答弁させます。

環境部長。

○環境部長（山下勝広） さきほど申し上げたのは、北海道開発庁に行った内容について22ページで挙げましたスケジュールに載っていないのは、一つは、記載していなかったのは特に記載する内容ではなかったのかなという考え方が一つありまして、それから、さきほど全都清に行っているというのは、全都清で業者の特定評価委員会をやりましたので、全都清には行っている、そういうことの記載はしている、こういうお話をさせていただいたのです。

○議長（松田日出男） 斉藤（裕）議員に尋ねますけれども、再質問のときに、11月13日に開発庁に行っているということについては復命書には載っていると。しかし、議会に出してもらった22ページには載っていないという再質問ではなかったのですか。

だから、どっちが本当なのかというふうにとったのです。そうしたら、今こちらの方では、議会に出したのには記載漏れだったということではなかったのですか。

○8番（斉藤裕敬議員） 記載漏れだと言って、今度は記載する意味がない、必要がないものだと言ったのですよ、答弁は。

○議長（松田日出男） そうだったですね、再質問的には。

○8番（斉藤裕敬議員） どういう意味ですか。

○議長（松田日出男） 再質問の記録を見ますと、復命書に、開発庁に行って会っているということについて、議会に出したスケジュール表には載っていないと。どちらが本当なのかということだったのではないですか。そうしたら、その議会に出したのについては記載漏れであったというふうに答弁したように思うのですが、記載漏れだけで済ますというのはおかしいよという話ではないのですか。

そうしたら、復命書にも載っていないとか載っているということになるので、両方とも載っていないのであればあれでしょうけれども、どちらかには載っているのでしょうかという斉藤（裕）議員の再質問ではなかったのですか。だから、どっちが本当なんだということではなかったのですか。

そのことについて、環境部長。

○環境部長（山下勝広） 再度、答弁をさせていただきます。

私の舌足らずでいろいろと誤解を受けていたので、大変申しわけないと思います。

まず、13日には北海道開発庁には行ってお話をしているというふうにその復命書にはなっています。ただ、

22ページにあったスケジュール表のところには、北海道開発庁に行ったのは確かに記載はしてありません。これは、特に載せる必要はなかったのかなということで載せていなかったということです。

それから、22ページの中に、たしか全都清との業務委託の一部契約変更という項目があるかと思いますが、これも、これについては、一部変更契約は文書のやりとりですから、さきほど私が言いましたように、全都清に行ったのは14日、これの記載は載っている、こういうことでお話をしたところです。

以上です。

○議長（松田日出男） 齊藤（裕）議員に申しませうけれども、議事進行なものですから、環境部長に答弁させるとするのは答えがちょっと違うと思うのですが、そのことでもって理解していただけるのであれば、調査は後ほどしますので、再々質問について進行していただきたい、そう思いますけれども、いかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、齊藤裕敬議員。

○8番（齊藤裕敬議員） 助役答弁を信じますので、後ほど整理してくださいね。

再々ですけれども、環境部長答弁では、最初は忘れたと言ったわけでしょう。記載漏れだと言ったわけでしょう。記載漏れが都合悪くなったら、今度は必要なしになったのですね。

しかし、必要なしと言いますけれども、開発庁で話し合われたことは、開発庁の偉い人たちが4人も集まって、北後志ごみ処理施設排熱利用を具体的に考えてもらいたいと言われているのですよ。それが関係ないことなのですか。こちらが行ったら、開発庁から、考えてくださいということで頼まれて、それと、もっとあれすると、開発庁の調査レベルのもの、開発庁の趣旨に沿って施設整備を行ったら、今、予算や何かを上げるとか何とかというのは白紙だけれども、現段階では、現段階というのは11月13日の時点ですよ。この時点では優先順位を繰り上げると言っているのですよ、相手は。

そうしたら、こんなのが記載の必要がないことなのですか。そんなのは、とってつけたような話にしか私には聞こえない。苦し紛れのことでしかないですよ。

北後志の協議会に対して、開発庁は排熱利用を考えてくれと言っているのですよ。その次は、このことに関しては財団法人廃棄物研究財団の方に、詳細はそっちに行ってくれと、ここまで指示されているのですよ。それは重要なことではないですか。優先順位が上がるかもしれないかどうかということが、記載の必要がないなんて、結局、こっちの方で記載漏れしたことの理由立てをするために、わざわざ開発庁まで出ていったことは実は無意味だったなんていう話になってしまう。意味がなかったのだなんて、そんなばかげた話はありませんから、本当にこれは意味のないことなのかどうか、もう一回答弁してください。

それと、なぜこんなところに、業務委託契約一部変更の締結なんてというのは、実は、13日とか14日とか、そんなところに書いていないのですよ。今後の打合せとか、そんなことですよ。具体的に、皆さんが出してくれたこの22ページのやつは、全都清と業務委託契約の一部変更の契約、履行期限の延長、こうやって書いてあるのですが、これはどこに書いているのですか。

これが主で行ったのでしょう。だけど、復命の内容というのは、何をやったかということ、特定評価委員会の人を集めて、特定評価委員会で午前中に打合せをしているのですね。6社のうち2社の点数が高いから、この2社で行こう、2社だけれども、点数の差2点しかない、だから、これは誤差の範囲だ、あとは全都清の結論を待とう、これでいいか、いいですよ。こうやっているわけですよ。

そして、正式な書類というのは、全都清が、評価点数資料の修正ですよ。修正やなんかを全都清の事務局が

やるから、それでは通そう、こういう話で14日は終わっているのです。

そして、みんなを帰した後に、もう一回、夕方、協議に入っているではないですか。それは、何をやるかといったら、今度はコンサル業務のチェックと。コンサルを決めてやるから、それからのチェックは何人体制でやろうと決めているのですよ、ここで。

そんなことが議会に知らされていますか。この時点でコンサルを決めて、その先の決めたコンサルの仕事をどうやって監視していくなんて、この時点でもうついている話なのですよ。

具体的に言いますか。委員は3人から4人に増員すること、そして、寒冷地だから、札幌の技術経験者、札幌市の技術経験者、現に施設を手がけている人、若手技術職、現に施設整備を手がけている、又は運転管理を担当している若手技術者を委員とする、これで行こう、こういう話までついていますよ。

いいですか。この時点では、当然、まだ推進協議会に報告もされていませんよ、この日の時点では。恐らく、日環センターなんて言葉はみんなも知らない時点ですよ、これは。そして、どんな委託業務を受けるかだって、契約だってするかどうか分からない時点ですよ。結論前に、次々と、次に何をやるかと、次の3手ぐらいまで決まってしまうている。これを擁護するのだったら、しきれないでしょう、不自然すぎて。

だから、何の意図があって、どんな仕組みで、この一連の流れが動いているのか注目していたのですよ。そうすると、開発庁というのが出てきた。答弁と矛盾していますよ。開発庁が関係ないのだったら行く必要はないでしょう。技術提案のヒアリングをするときに、ある特定コンサルが自分の仕事の一部を漏らしたら、それは普通はだめだと言いますでしょう。情報を得たなどと言って、コンサル業務が情報を流したらどうするのですか。そんな常識では考えられないことが起きているのですよ、ここで。

こんな不自然な関係はありませんから、整理してください。

それと、やすらぎ荘の方は、市長はちょっと勘違いされていると思うのですけれども、確かに本質問でも言いましたが、建設に余剰金が発生したら、それは自己資金の額を減らすか、借入金の額を減らすか、どちらかしかないわけですよ。例えば、7億と言っているやつが、5,000万、事業費が下がったら、借入金は6億5,000万になるわけですよ。だけど、その利息分であるとか、そういうものは実質的なプラスでしょう。借入金が減るということになると、その法人自体の事業計画では手残りが増えていくわけだから、そこまでする必要はないのではないですかと言っています。

市長は、原課からそういう流れまで聞いていないだろうから、突然でそういう答弁になったのかもしれないけれども、これは、それこそ一般的に、事業費が下がったら補助金が下がったって何の影響もないわけですよ。これは、ちょっと考え方を調整していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝廣) 全都清の問題につきましては、さきほど助役から答弁しましたように、中身を精査しないと、私もその資料をまだ見ていませんからはっきり申し上げられませんが、十分精査した上ではっきりさせていきたいと思います。

それから、やすらぎ荘の問題ですけれども、国の補助というのは、全体で10億かかっても、補助基本額というのがあって、それは相当に額が低いわけですよ。ですから、その範囲内での補助ですから、設置者側としては大変厳しい借入れをしてやるわけですので、財政的には本当に楽な状況ではないだろうと思います。

ただ、補助をどうするか。これは任意ですから、市が幾ら出すかというのは任意ですから、議会の承認を得

て出す金額ですから、これは市の裁量でできますけれども、そういった状況も踏まえて、ただ、一つの方向として社会福祉法人が設置するそういった施設については、今言ったような基本方針を持っています。いろいろな施設建設に当たっては補助してきていると。そういう一つのルールでやっていますので、確かに、言われるように、借入れを増やして自己資金を保留すると、そういう手法も、それはやる気になればできますから、その辺は、今後も十分に施設側とも協議して対応したい、こう思っております。

○議長（松田日出男） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6 時 04 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 成 田 晃 司

議 員 北 野 義 紀

平成14年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第3日目

平成14年6月11日

出席議員（32名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
8番	斉	藤	裕	敬	9番	大	畠		護
10番	中	島	麗	子	11番	新	谷	と	し
12番	古	沢	勝	則	13番	見	楚	谷	登
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清
26番	高	階	孝	次	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出
31番	佐	々	木	政	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸

欠席議員（3名）

7番	松	本		聖	14番	新	野	紘	巳
27番	岡	本	一	美					

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市
港	湾	部	長	旭		一	夫	仲	谷	正	人

小樽病院	高木成一
事務局長	
学校教育部長	菊 讓
監査委員	大津寅彦
事務局長	
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後4時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、西脇清議員をご指名いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 助役。

○助役（小坂康平） 昨日の斉藤裕敬議員の代表質問におきまして、環境部が提出いたしました時系列表の中に、当時の推進協議会の事務局長が北海道開発庁に出向いた内容が記載されていないとのご指摘に対しまして、私から精査をさせていただきたい旨の発言をいたしましたので、その内容につきましてご報告いたします。

まず、この時系列表の作成に至った経過でございますけれども、平成13年11月19日の厚生常任委員会で、コンサルタント特定業務などに関する時系列表の作成の要望がございまして作成したものでございます。14年1定の厚生常任委員会は3月15日に開催されておりますけれども、この委員会に、概要を取りまとめまして参考資料として各委員さんに配布をしたものでございます。

それからまた、この時系列表の作成の考え方についてでございますけれども、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会の委託業務でありますコンサルタント特定業務及び全都清との協議を中心に整理をいたしまして、その要点を記載したものでございます。

また、その他の項目といたしましては、桃内町内会との折衝経過でございますとか、市議会関係の広域に関する部分につきましても概要を記載いたしましたところでございます。

それからまた、平成12年11月13日の北海道開発庁への訪問の件につきまして、配布した時系列表に記載しなかった理由でございますけれども、この資料の作成時までに国土交通省から何らの連絡もなかったことと、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会が改めて確認しない中でケーススタディーの対象とならないというふうに考えまして、記載しなかったものでございます。

私からは、以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 環境部長。

○環境部長（山下勝広） 昨日の本会議において、市民クラブの斉藤（裕）議員の代表質問における再質問に対して、私の記憶違いや舌足らずの答弁で混乱を招き、おわび申し上げますとともに、整理し、答弁させていただきます。

時系列表に記載のなかった理由については、さきほど助役が説明いたしましたとおりでございます。私の昨日の記載漏れという答弁は訂正させていただきます。

10月27日起案した一部変更契約は、10月30日に決裁になったことも含め、時系列表の10月27日欄に記載し、その後、11月13日に契約締結となったので、時系列表の11月13日欄に記載したものであります。

なお、契約変更の事務処理につきましては、11月16日が当初契約の履行期限であることから、11月10日金曜日に契約書を送付し、11月13日月曜日、全都清内での事務処理を終え、11月14日火曜日の特定評価委員会に出席の事務局長が受理できるようにしたものであり、11月14日、全都清から事務局が受領し、持ち帰ったものでございます。

次に、北海道開発庁の訪問について、平成12年11月30日、当該コンサルタントのヒアリングの終了後に、開

発庁業務で廃棄物循環型社会基盤施設整備事業推進調査事業に北後志の計画が候補に検討されているという情報を得ましたので、その事業についての調査のために訪問したものであります。

コンサルタントからの情報提供について、守秘義務違反ではないかについてであります。廃棄物循環型社会基盤施設整備事業推進調査事業に北後志の計画が候補として検討されているということのみでございますので、特に問題があると考えておりませんでした。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 日程第1「議案第1号ないし第24号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、34番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 34番、秋山京子議員。

（34番 秋山京子議員登壇）（拍手）

○34番（秋山京子議員） 第2回定例会に当たりまして、公明党を代表し、質問いたします。

まず、行財政問題についてお伺いいたします。

小樽市の財政状況は、長引く景気の低迷からの市税収入の減、国から交付される地方交付税の減収や人口減、高齢化等、さまざまな要因が絡み合いながら危機的状況を呈しており、ここに来て、初めて財政健全化緊急対策会議を設置し、全面的な行財政の見直しをしようとしておりますが、これは、我が党が従前より代表質問などで主張してまいりました経緯もありますので、この際、財政健全化のための提言をいま一度整理しておきたいとの思いから、質問をさせていただきます。

初めに、地方公共団体の財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成12年度で94.9%であり、他都市に比べて著しく高くなっております。これは、歳入及び歳出の構造が硬直していることを示しており、財政構造弾力性確保の法精神からも逸脱しており、経常収支比率の改善を早急に図らなければなりません、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

ただ単に財源不足を解消するという視点だけで目標を設置すると、市民や職員に過度な負担と、市民サービスの低下につながるだけであり、大いに気をつけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

今後も歳入の大きな伸びが期待できないことは明らかである以上は、歳出の削減を中心に財政の再建を考えていかなければなりません。その中心となるのが義務的経費の削減であります。中でもその大宗を占めるのが人件費であります。これは、行政にとっては大変デリケートな問題ではありますが、避けては通れない問題でもあります。

本市の職員数は、本年4月1日現在で、職員、嘱託、臨時職員を入れて3,014人を数えておりますが、このような財政状況において職員数の適正数をどのように把握し、また、今後どの程度の削減を考えておられるのか、お伺いいたします。

21世紀の行政は、より迅速な市民サービスと、より効率化された組織機構の確立を図り、市役所もスリム化されていかなければならないと思います。そのためには、事務事業の見直しや民間委託の活用、組織の統廃合などを念頭に置きながら、正確な指針を示していくことが必要と思います。

しかし、現在、将来の指針をわずかに示しているのは、平成9年に策定されました「小樽市新行政改革実施計画」と、平成12年に策定されました「財政健全化計画」であります。財政圧迫のテンポは思ったより早く

訪れており、両計画ともはや空洞化されているのではないかとわれ、これらの計画を早急に見直し、時代に対応した計画の策定を急がねばならないと提案いたしますけれども、見直しはお考えなのかどうか、お伺いいたします。

特に、組織・機構においては、年々肥大化されておりまして、企画部がつくられてからは部の数も10部に拡大し、市長部局の部長だけでも12名、病院、その他を入れると33名の部長を数えており、次長職も32名、課長職は184名にもなり、ますます肥大化される傾向にあります。

この際、統合できる部や課は見直しをしてスリム化を推進すべきと思いますが、いかがでしょうか。例えば、総務部と企画部の統合、市民部と福祉部、土木部と建設都市部の統合、そのほかにも統合は考えられると思いますし、部長職や次長、課長職の削減も図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

同時に、働く職員の活性化も図っていくべきであります。現行の人事システムは明確とは思われませんが、年功序列式に送り出していく方式では、職員の士気にもかかわり、本気になって市民の公僕としての意識の向上を図るのも難しいと思います。少なくとも、一生懸命前向きで頑張っている人には、適正な評価やポストを与えるようにしなければならないと思います。人事は評価によって行われるのが民主的な在り方だと思います。そのためには、新たな人事評価システムを策定すべきと思いますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

財政のひっ迫は、明年以降ますます厳しくなるとの見通しを立てておられますが、既に決定された事業の見直しはどのようにお考えなのか、この際、すべての事業の再検討を行うべきだと思います。今どうしても実施すべきもの、先送りできるもの、必ずしも今でなくてもよいものなど、厳正な事務事業の見直しに着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成13年度の決算に関しては、まだ決定していない段階かと思いますが、おおむね見えてきているのではないかと思います。決算見込みと減債基金の状況について、わかる範囲内で示してください。併せて、市税収入と交付金の状況、未収入額の状況もお知らせいただきたいと思います。

次に、ロシア船に関してお伺いいたします。

今年3月、港湾部港湾振興室より、「小樽市におけるロシア交流動向調査報告書」が発表になっております。この調査の目的は、平成13年度に小樽港に入港した外航船が1,757艘となり、そのうちロシア船が1,431艘で外航船舶数の81%を占めていて、貿易額も他港の取扱額に比べ大きな額となっている。また、毎年、年間3万人前後のロシア人が小樽を訪れていて、その経済効果も高く、今後のロシアとの経済交流、人的交流の促進、受入体制の充実などの諸施策立案のための基礎資料を目的にしております。

報告書では、北海道の貿易額も954億7,779万円で、そのうち小樽港扱いの貿易額は214億4,824万円となり、北海道全体の22%を占めている状況が示されています。

さらに、小樽市内の各関係関連における経済波及推計額を示しております。これによりますと、ロシア人個人の小樽市における経済波及額は約59億7,580万円、船舶代理店手数料、通関手数料、荷役料は約11億4,480万円、保税倉庫関係使用料約8,000万円、輸送料は約5億5,185万円、ロシア船への燃料業者、食料調達額は合わせて約4億7,223万円、小樽港から携帯品扱いで持ち出される自動車の扱い額は約58億5,000万円、入港料、港湾施設使用料は約3,776万円と数値が示され、ロシア交流における経済的波及がわかりやすく示されております。

しかし、今年3月に入って、水産庁から、ロシアからの貨物税関申告書のみを認めるとのお知らせ文により、

大変厳しい状況にあるとの報道が頻繁になされており、市内関係業者や小樽市の経済にかなりの影響が懸念されておりますが、規制後の小樽港における船舶の輸出入の動向と小樽経済に及ぶ影響と状況、この問題についての小樽市の取組と今後の見通しなどをお伺いいたします。

次に、駅前ビルについてお伺いいたします。

共益費滞納などで存続が懸念されておりました小樽駅前の小樽国際ホテルが 9 月 30 日に廃業との新聞報道がありましたが、小樽駅前ビルという正に小樽の顔的存在であったがゆえに、小樽市民に与えるダメージも大きなものがあると思います。

小樽市は、小樽駅前ビル株式会社の問題であるとの見解を示しております。第 3 ビルの空洞化は小樽市にとっても大変な問題であり、早急な解決が望まれますが、何か進展はあったのか、小樽市として何ができるのか検討されておられるのか、また、小樽市へはどんな働きかけがあったのでしょうか、お伺いいたします。

次に、観光に関してお伺いいたします。

ともに障害を持ち車いすを使って生活をされているご夫婦が小樽を訪れ、バリアフリーの不備を指摘、との記事がありました。一つは、マップの問題でした。観光地小樽なのに、車いす対応トイレなどの位置を載せた「おたる福祉マップ」が小樽観光協会の小樽駅案内所に置かれていない。せっかくマップがあるのに、出発地点の駅になれば意味がないとの指摘です。

次は、言葉遣いへの指摘でした。ある施設で 1 日の車いすの利用数を尋ねたところ、「ひどいときには 10 人くらいが利用する」との返事であったそうです。「無意識なのかもしれないが、こちらは傷つきます。心のバリアフリーの問題だ」として、「小樽は全国的にも有名な観光都市、みんなが行きたがる場所は、当然、障害者も行きたい場所だということをわかってほしい」と訴えていたとの内容です。

この指摘は、基本的な問題で、本当に観光客を受け入れる気持ちがあるのかという意識の問題だと思います。「おたる福祉マップ」は駅の案内所に置くようになったのでしょうか、結果をお伺いいたします。

また、こちら側には傷をつける気持ちはなかったと思いますが、何気ない言葉が結果的に相手に不快感を与えてしまったことは、観光地小樽にとって大きなダメージであり、お客様の心にマイナスのイメージを残してしまったと思います。もし、心の中にわざわざ小樽まで来てくれてありがとうという感謝の気持ち、おもてなしの心が備わっていたら状況は変わっていたのかと思います。このたびの指摘を、おもてなしの心が一人一人の中に成熟していなかったととらえ、観光ホスピタリティの徹底を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

観光従事者だけではなく、全市民にまで浸透してほしいものと思います。このおもてなしの心については、昨年の広報おたるに掲載し市民に紹介されておりましたが、折に触れ、市民にアプローチすることも大切なことだと思います。小樽を訪れる皆さんに、もう一度小樽に行ってみたいと心に残るような観光地小樽にするために、例えば、まちの中心部の町内会ごとの単位で、観光関連業者は職種別に、その他は各種団体別になど、細やかな単位で観光ホスピタリティについての学習会などを行うべきと思いますが、いかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

関連いたしまして、観光客の視点から見ての於古発川の下流部分についてお伺いいたします。

この部分は、臨港線にかかる堺浜橋の手前で、ここまでの区間は暗きよや花壇があったりして川の中までは気になりませんが、この箇所は自然に川の流れに目が行くところです。また、この近郊は、堺町、日本銀行小樽支店、運河など、小樽観光のスポットでもあります。川の流れに安らぎを感じ、目を移したとき、清掃され水鳥が羽を休めているのが見えたら、きっと小樽市の観光行政にけるおもてなしの心を感じることと思いま

す。何もお金をかけて整備する必要はありません。気持ちよく迎え入れる気持ちをお掃除という手間をかけるだけで十分だと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、小樽市男女共同参画推進条例の策定についてお伺いいたします。

国においては、平成11年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布、施行となり、平成12年12月には「男女共同参画基本計画」が策定されております。

この基本法は、都道府県に対し基本計画の義務化が示され、北海道もその推進に対し、より一層の積極的な取組が求められ、平成9年、「北海道男女共同参画プラン」を策定し、その推進に向け取り組んでおりました。国の指示に基づき、21世紀の北海道を築くためにも男女平等参画社会の実現が不可欠として、推進に關しての基本理念を定め、道と道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策に必要な事項を定め、総合的かつ計画的に推進するために「北海道男女平等参画推進条例」を平成13年4月に施行しておりますが、最初に、道の推進条例施行による小樽市へのかかわりについてお伺いいたします。

次に、全国的にも地方公共団体での条例制定の動きが活発化しつつある状況にあり、北海道でも様似町、上磯町の2町が条例を制定しておりますし、現在、札幌市、旭川市、苫小牧市など7市10町1村でも検討中と聞いております。この条例化制定の動きについてのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、小樽市において「男女共同参画プラン」を策定中と思いますが、プラン策定年月日と進ちょく状況をお知らせいただきたいと思います。

この項の最後に、現在策定中のプランの着実な推進を図るためにも、「小樽市男女共同参画推進条例」の制定を提案いたしますが、いかがでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

次に、健康づくり運動についてお伺いいたします。

厚生労働省は、「21世紀における国民健康づくり運動」と銘打ち、国民の健康増進と発病の予防という1次予防の重視と生活の質の向上、早世と障害の予防など健康寿命の延命を図る計画を立て、各自治体に対してもその計画策定が求められております。

小樽市も計画策定のための基礎資料として「健康・栄養意識調査」のアンケートを行い、その報告書をいただきました。この調査を小樽市の健康づくり政策、「健康おたる21」の基本資料にするとありましたが、具体的に、この調査から小樽市民の健康と栄養意識をどう見られたのか、お伺いいたします。

この報告書の最後の分析のまとめの身体活動・運動についての項で、運動習慣での分析に、「一人で運動する」が北海道の平均、現状値より高く、「サークル等の仲間と」は北海道の平均、現状値より低いのが特徴とあります。また、健康に関する情報についての中の「医師」というのが、小樽市の場合12.0%に対し、北海道の平均は5.9%という数値に小樽市の傾向性を感じます。さらに、健康づくり対策についての項、「小樽市や保健所の健康づくりのための講習会に参加したことがある」との設問には5.1%、北海道の平均は20.4%、また、「今後小樽市に望むもの」の設問には、「情報の提供」が一番多く、21.6%となっています。

私は、この調査から、横の連携、地域内のつながりの希薄化と、地域内には情報が伝わるシステムはできていないのではということを感じましたが、いかがでしょうか。

昨年10月号の広報おたるでの「健康おたる21」のイメージ図では、みんなで力を合わせる住民参加、住民組織活動を挙げておりましたが、現実には住民組織の活動のできる体制はできてはいないと思います。「健康おたる21」を成功させるためには、町内会組織の充実、だれもが信頼し加入しやすい地域の整備が大切と考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、C型肝炎ウイルスに関して伺います。

ご存じと思いますが、C型肝炎はウイルスが含まれる血液を介して感染します。このことから、感染した血液による輸血や、感染者との注射針の共有などによる感染が上げられています。

また、近年は旧ミドリ十字が製造した非加熱血液製剤、フィブリノゲンをめぐる感染が問題になっています。厚生労働省は、平成13年3月、非加熱血液製剤、フィブリノゲンを使用した可能性のある全国805医療機関を公表し、検査を受けるように呼びかけたほか、1972年からC型肝炎が発見された88年までにフィブリノゲンを投与されたと見られる9,680人を対象に検査を実施、これまでに210人の感染が判明しています。

C型肝炎は、重い肝臓疾患に移行する可能性が高いにもかかわらず、初期では症状が出ないとされているため、早期発見・治療の検査体制の整備が急がれておりました。厚生労働省より、平成14年度から老人保健法に基づく基本検査の中でウイルス検査を実施する方針が示され、一部の市民から一日も早い実施を望む声も届いておりましたので、このたびの小樽市の実施に安心いたしました。

最初に、予算計上されております550万円の事業内容と実施時期、対象者、実施体制をお伺いいたします。

次に、一般的にC型肝炎に関する認識不足から来るC型肝炎患者に対する偏見や差別解消のために、正しい情報の周知を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、平成15年度より実施予定の「ブックスタート」に際しての保健所のかかわりをお伺いいたします。

ご存じのとおり、「ブックスタート」の基本的な形は、地域の保健所で行われるゼロ歳児などの乳幼児健診時に参加したすべての赤ちゃんと保護者に絵本やアドバイス集などのセットを、メッセージを添えながら手渡すというものです。セットを渡す際には、図書館員や保健師らが同席し説明などを行うのが望ましいとされていますが、実施に際しての保健所と保健師の具体的な役割をお伺いいたします。

次に、ごみ問題に関して、何点かお伺いいたします。

先日、我が党の議員で、桃内の廃棄物処理センターと塩谷の産業廃棄物埋立処分場を見せていただきました。桃内の埋立処分場は、平成12年6月竣工当時の埋立期間を12年から26年間までの15年間と計画していたそうですが、ごみ袋の透明化や資源物の分別収集の全市実施化、事業系ごみの有料化などに伴い、現在は大幅な減量状況下にある、今後、計画どおり、新広域焼却処理施設が作動するとさらに減量化する見込みとの説明をいただきました。

しかし、次々と運ばれて収集車から吐き出されるごみの山を見てみると、市民の一人として、もっとごみの減量に努め、できることなら、これ以上、小樽の自然を壊してまで埋立処分場はつくりたくないと感じてまいりました。

最初に、桃内の処分場に運ばれる一般廃棄物の家庭・事業系の割合と、廃棄物の1日の数量、収集車の乗入れ台数、竣工当時より減量になった燃やすごみ、燃やさないごみのここ数年間の排出量をお示しください。

産業会館のところ、国道5号の浅草通歩道橋に、「ごみ処理のルール守ってきれいな小樽」という横断幕が架かっています。大半の市民は収集日にごみを出すというルールは守っていますが、時には、シールが張られたごみ袋が次の収集日までそのままであったり、祝祭日にごみが出ていたりするのも見かけます。まちの美化、観光地小樽という面から見ても好ましくありません。また、ごみの中に資源物が多く出されている地域もあります。ごみを出す側の責任もありますが、反面、行政のPR不足もあるのではと思います。行政の手の届かない、分別、ごみ出しルールの守れない一部市民へのPRをどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

富良野市は、ごみは燃やさない、埋めないをモットーに、いち早くリサイクルに取り組み、これまで7種区

分、13分類だったのを、平成13年10月から16種区分、23分類の分別に取り組み、リサイクル率99%を目指しているそうです。市民のごみに対するモラル・意識の高さが協力につながるのかと思いますが、富良野市では、市民に「ごみ辞典」をつくり全世帯に配布しています。このごみ辞典は、例えば、青い色の瓶の場合は、「あ」で引くと分別方法、収集日など、即活用できるように工夫されていて、とても喜ばれているそうです。

小樽市の資源物収集は、缶・瓶・ペットボトル・紙パックの4種類と、そのほか、蛍光灯、電球、電池、さらに町内会、PTAなど各団体が行っている集団資源回収の紙・雑誌・段ボールなどですが、今後、さらに細分別化を進めるのか、資源物の分別に対するお考えをお伺いいたします。

次に、マンションへの不法投棄が増えて困っているとのことをお話を伺いました。

いつの間にか、マットとか布団、家具類などを置いていき、マンションの住民には該当者もなく、ごみを処分するお金も徴収していないため大変に迷惑をしているとのことでした。最終的に、管理人が個人負担をして処理されたそうですが、マンションへの不法投棄問題に対し、どのような対策を講じられているのか、お聞かせ願います。

次に、事業系ごみと資源物についての現状と、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づいての小樽市内の状況をお聞かせ願います。

「循環型社会形成推進基本法」には、「食品廃棄物再生資源化法」など五つの個別法とともに、生産者がみずから生産する製品について使用済みとなった後まで責任を負う拡大生産者責任と、排出者がみずからの責任において最終処分まで適正に処理を行わなければならないという汚染者負担の原則が盛り込まれています。

特に、廃プラスチック類について小樽市の現状を見ますと、ペットボトル、発泡スチロールを含めて、いろいろな廃プラスチック類が何ら分別されることなく最終処分場に埋め立てられているのが現状であります。これは、最終処分場における転圧・覆土の困難さや、経費の増高など、最終処分場の延命という観点からも、「循環型社会形成推進基本法」の精神からも、見逃すことのできない問題と考えます。

事業系一般廃棄物、産業廃棄物についても、ペットボトルだけではなく、発泡スチロール、トレーなど、廃プラスチック類も資源物として分別収集を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、これと並行して、最終処分場における廃プラスチック類の搬入に対し、何らかの手当を行う必要があると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

5日付け新聞記事に、文部科学省より、教員加配問題で北海道教育委員会に指導があり、小樽市の学習管理運営全体の改善が求められたとありましたが、具体的な内容のご説明をいただきたいと思います。

教育委員会として、国より改善を求められた学校管理の運営については、大変に重い問題かと思いますが、本市の教育現場をめぐる諸問題に対し、この機会を生かし、子どもたちの幸せを根本に置いて、未来を担う児童・生徒が、教職員を心から信頼し、勉学に励むことのできる教育環境の整備に努めるべきと考えます。そのためには、慣例に縛られずに大胆な発想による改革も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

教育行政組織の大転換を図った出雲市では、文部省出身の市長は、学校崩壊、不登校、いじめなど学校教育をめぐる問題や諸問題を抱える教育委員会を、学校教育のみに専念できる組織の改革に取り組み、「児童・生徒の健全育成」と「しっかりとした学力を身につけさせる」ことをその目標に掲げ、平成13年4月から、生涯学習、芸術・文化、スポーツ振興、図書館などの部門を切り離し、市長部局が補助執行できるように改革、その結果、教育委員会の職務範囲が狭くなり、学校教育に特化されたために、より教育現場が近くなり密度の濃い

教育行政ができるようになったという報道がありました。このたびの学校管理運営全体の改善へのご見解をお伺いいたします。

以上、再質問はいたしませんので、よりよいご答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について幾つかお尋ねがありました。

まず、経常収支比率の改善についてであります。経常収支比率が高いということは、それだけ市税や地方交付税の変動の影響を大きく受けることとなります。市税や地方交付税など経常的一般財源の増加が見込めない現状の中で、経常収支比率の改善方法としましては、まず、市の組織・機構や職員の給与・手当の見直しなど、管理経費の削減に取り組んでまいります。ただ、見込まれます収支不足額が多額なことから、歳入に見合った事務事業の実施が基本と考えますので、事務事業のすべてについて重要度、優先度、効果などを総合的に判断し、白紙から積み上げる方式での見直しを進めていきたいと考えております。

次に、職員数についてのお尋ねですが、現在の正職員数につきましては、定数条例 2,431人に対し、平成14年4月1日の職員数は 2,171人となっております。職員の適正数については、明確な基準はございませんが、総務省が統計として用いている普通会計の職員数で申し上げますと、平成13年4月1日現在で小樽市は 1,422人であり、札幌市を除く道内9市平均が 1,540人で、全国の類似都市平均が 1,304人であります。

今後の職員数の削減についてですが、新行政改革の実績で申し上げますと、平成9年度からの4年間で 130人の削減を達成しております。また、第2次改訂の実施計画では、平成13年度から15年度までに60人以上の削減を目標としておりますが、13年度は33名の削減となりました。今後とも、財政健全化の中で業務の見直しをさらに進め、市民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、職員数の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、「新行政改革実施計画」及び「財政健全化計画」の見直しについてであります。新行政改革実施計画につきましては、平成10年12月に一部改訂を、13年2月に第2次改訂を行い、財政健全化計画につきましては、平成13年3月及び平成14年3月に一部改訂を行うなど、それぞれ見直しを行ってきております。

また、急速な財政状況の悪化に対応するため、両計画における具体の項目につきましては、財政健全化緊急対策会議において、前倒しも含め早急に実施できるものは実施するものとし、さらに、項目にない事業についてもゼロからの見直しを各部に指示しているところであります。

次に、組織・機構の見直しについてであります。現在の事務事業を抜本的に見直し、簡素で効率的な行政運営を行うため、部の統合・再編など組織・機構及び職員配置の全体的な見直しを行わなければならないものと考えております。

次に、人事評価システムについてのお尋ねであります。現在の人事のシステムは、総務部が毎年7月に職場の業務と職員配置についてのヒアリングを行い、職員の勤務実績につきましては、所属長を通じて勤務の状況、職務への適性、管理能力などの項目について内申を受けております。これらに加え、それぞれの業務経歴などを勘案して異動や昇任人事を行っております。現行も一定の評価に基づく人事であり、必ずしも年功序列

となっていないと認識しておりますが、新行政改革の実施計画に沿って、職場の活性化や適材適所の観点から人事評価システムを確立することとしております。

次に、事務事業の見直しについてであります。平成15年度から17年度にかけての収支不足は約150億と見込まれますので、すべての事業をスクラップ・アンド・ビルド方式で見直す必要があると考えております。

先般、各部に対しても、このような厳しい財政状況の下でも実施すべき事業かどうか、実施すべき事業でも先送りできる事業はないか、計画年次を延長することで年度ごとの負担を軽減できないかなど、経費別の見直しの観点も示し、事務事業の見直しについて指示したところであります。

次に、平成13年度の決算見込みと減債基金の状況についてであります。現在、集計中ですので、決算見込みはまだお示しすることはできませんけれども、減債基金につきましては、予定どおり約15億8,400万円の取崩しを行いましたので、13年度決算時点での現在高は約15億8,000万円となる見込みであります。

また、市税収入と交付金、さらに収入未済額につきましても、現在、集計を行っており、お示しできませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、ロシア漁船についてであります。本年4月1日から「外国人漁業の規制に関する法律」、通称外規法と言っておりますけれども、この法律に基づき、水産庁によるロシア漁船の入港規制が強化されたことに伴い、4月以降5月末までに小樽港に入港したロシアからの水産物輸入船は、昨年実績152隻に対し、本年は22隻と著しく減少しており、水産物輸入業者、船舶代理店、港湾荷役業者、冷蔵庫業者をはじめ幅広い業種の地元企業に大きな影響が生じております。

さきほどもお話がありましたように、「小樽市におけるロシア交流動向調査」におきましても、ロシア船の入港に伴う経済効果は年間約300億円と推計されており、市といたしましても深刻な問題として、当初から、水産庁、税関などの関係機関並びに関係業界から情報収集を行い、事態の打開に向け必要な対応を図ってまいりました。特に、去る5月24日には、市議会議長、商工会議所会頭とともに水産庁を訪問し、水産庁長官ほか担当部局の方々に本市の実情を説明するとともに、地域経済に配慮した対応について要請してまいりました。水産庁としては、地域の実情を認識しつつも、基本的には規制強化を継続していく考えであり、現在の状況が長期化することにより、地域経済全般にさらに大きな影響が生じるものと危惧しているところであります。

今後につきましても、日口政府間の漁業協議の動向をはじめ関連情報の収集に努め、関係団体、業界、更には関係各市とも緊密な連携を図りながら必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽国際ホテルについてであります。このたびの5月1日、9日の送電停止、また27日の給水停止などの措置は、ビルを管理している小樽駅前ビル株式会社へ支払うべき共益費などの滞納問題から実施されたものであります。小樽駅前ビル株式会社からは、約束の不履行があったことから実施したものであり、履行されればいつでも再開する方針であると聞いております。

その後の進展と今後の検討についてであります。特段の動きがあったとは聞いておりませんが、駅前という中心市街地の核的施設でもあることから、入居している他のテナントへの影響を懸念しており、現在、サンビルプラザ商店会と協議の上、アドバイザーの派遣などを検討しているところであります。

また、市への働きかけについてですが、5月1日に1回目の送電停止の措置が行われた際に、ホテル側から送電再開の要請と、円満解決に向けた検討をするため1週間程度の猶予を与えてほしいとの申し入れがありました。市といたしましても、ゴールデンウィーク期間中でもあり、宿泊客などに無用の混乱を与えるおそれがあることから、小樽駅前ビル株式会社にその旨を伝え、了承が得られたものであります。その後、5月9日に2

回目の送電停止、5月27日に上水道の給水停止となり、これまでの間、数度にわたり国際ホテル側から状況についての報告がありましたが、具体的な要請は受けておりません。

次に、おもてなしの心に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、「おたる福祉マップ」についてであります。市では障害者の社会参加の促進と外出機会の拡充を目的に、平成6年度と平成12年度の2回、障害者対応設備のある市内の主な施設等を紹介した「おたる福祉マップ」を作成し、障害者福祉施設や社会福祉協議会をはじめ、市のサービスセンターや小樽観光協会に配布し、活用していただいております。

JR小樽駅観光案内所に福祉マップが配置されていなかったというご指摘につきましては、日ごろから常備されていた福祉マップが在庫切れをしていたということであり、早速、小樽観光協会に連絡し、補充をしたところではありますが、今後、関係機関との連携を密にし、このようなことがないように十分気をつけてまいりたいと考えております。

次に、市民への観光ホスピタリティの啓発についてであります。小樽観光の魅力をさらに高める上で、ホスピタリティの推進は大変重要であり、小樽市全体が一丸となって取り組む課題と認識しております。これまでも、ホスピタリティ向上については、さまざまな機会を通じて市民啓発を行ってきたところではありますが、今年度におきましては、小樽市と小樽観光協会や観光関連団体が連携し、4月25日には観光関連事業者に向けて、6月7日には市民に向けて、それぞれ観光ホスピタリティ推進のキャンペーン行動を実施したところであります。

また、観光ホスピタリティ推進に向けた学習の機会として、これまで一般市民を対象とした「観光ガイド養成講座」や、接客業務従事者を対象とした接遇向上のための「観光ホスピタリティ研修会」などを開催してまいりましたが、今後とも、観光関連団体と連携を図りながら、市民が観光客を温かく迎えるおもてなしの心、ホスピタリティの向上とその重要性について啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、於古発川下流の清掃についてであります。臨港線と市道本通線間の於古発川につきましては、護岸がコンクリートで、川床が亀甲状の石張りになっており、川の幅員も広く、流れも緩くなっている状況にあります。また、於古発川は、自然河川区間もあり、急流であることや市街地を流れていることから、ごみや土砂の沈殿が多く見られるため、定期的にごみなどの除去を行っており、土砂のしゅんせつにつきましては、沈砂地のしゅんせつ時に併せて行っているところであります。

今後も、小樽観光の重要なスポットであることから、パトロールを強化する中で必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、「男女共同参画推進条例」に関連して、何点かお尋ねがありました。

最初に、本市とのかかわりについてであります。「北海道男女平等参画推進条例」は、ご指摘のとおり、国の基本法を踏まえ施行されたものであり、個々の施策の取組は非常に広範多岐の分野にわたっていることから、国をはじめ、北海道、とりわけ地域住民と密接な関係を有する市町村の役割は極めて大きいものと考えております。したがって、現在、本市が策定作業を進めている「(仮称)小樽市男女共同参画プラン」の中に同条例の精神をできるだけ生かしてまいりたいと考えております。

次に、本市のプランの策定については、平成15年3月末を予定しております。また、進ちょく状況については、平成13年度に策定委員会などの組織を立ち上げ、検討を行ってきたほか、市民意識調査を実施してきたところであります。現在、市民公募から成る市民懇話会や、庁内の若手職員による研究部会が精力的に検討を行

っているところであります。

また、市条例の制定についてですが、基本法を踏まえ、本市の特性を生かした総合的かつ計画的な独自プランを策定し、これに基づいた具体的な諸施策を進行管理する中で検討してまいりたいと考えております。

なお、道内の条例制定の動きについてですが、平成11年に国の基本法が施行し、各市町村の取組はようやく緒についたところでありますが、今後、その状況などについて十分注意してまいりたいと考えております。

次に、小樽の健康づくりについて何点か質問がありました。

初めに、小樽市民の健康と栄養意識につきましては、高齢者が多い小樽市民の特徴として健康意識が高いと考えられますが、健康づくりを実践する行動力の面においては低い結果も出ております。これらの結果を市民の健康づくり運動の取組である「健康おたる21」の計画に生かしてまいりたいと考えております。

次に、地域内における情報伝達システムについてですが、日ごろより、総連合町会、食生活改善推進協議会、三師会、栄養士会、看護協会、ボランティア等の組織や市民に広報等を通じて情報の提供、周知を図っております。今後、その連携が十分機能するよう、「健康おたる21」の中でも取り組んでまいります。

次に、地域の整備についてであります。各地域には保健委員や健康推進員の人たちが配置されており、保健師が中心になって研修会を開催し、具体的健康づくりについて検討を行っているところであります。

更に、昨年度は市内3地区に発足した「健康会議」の委員の皆さんから意見を聞きながら、「健康おたる21」に向けての活動を行っているところであります。

次に、肝炎ウイルス検診事業についてのお尋ねであります。この事業は、基本健康診査の受診者のうち、該当する方について、本人の同意に基づきC型及びB型肝炎ウイルス検査を実施するもので、実施時期は7月1日を予定しております。対象者につきましては、40歳から70歳までの方について、5歳刻みの節目検診として実施しますが、節目検診以外の方でも、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるなど、肝炎の可能性のある方は対象となります。実施体制としましては、小樽市保健所及び市内の委託医療機関において行います。

次に、C型肝炎についての正しい情報の周知につきましては、パンフレット等を用いて情報提供するほか、実施医療機関及び保健所において市民にわかりやすく説明をいたしたいと思っております。また、C型肝炎患者に対する偏見や差別はないものと思いますが、検診に際して、プライバシーに十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、ブックスタートについて、保健所と保健師の役割についてであります。乳幼児健康診査の大きな目的の一つとして、子どもの健やかな成長、発達に向けての育児支援があります。その中で、ブックスタートの目的として、母と子が絵本との出会いの中でスキンシップを図り、健全な母子関係を築くことが目的として挙げられます。

このため、絵本児童文学研究センターの支援を受けて、保健所の7か月健診時に、母子に絵本を手渡しながら読み聞かせの指導を行うブックスタート事業を予定しております。実施に当たっては、図書館司書やボランティアなどと連携しながら、保健師が育児支援の一環として主体的に取り組んでいくと同時に、他の育児支援事業との連携を図りながら、地域の子育て支援へとつなげていきたいと考えております。

次に、ごみ問題について、何点かお尋ねがありました。

初めに、桃内の最終処分場への搬入量等についてであります。平成13年度における一般廃棄物の搬入量は6万1,437トンであり、このうち生活系ごみは4万1,646トンで67.8%、事業系ごみは1万9,791トンで32.2%となっております。廃棄物の1日の数量は、桃内の最終処分場へ搬入された一般廃棄物と合わせ、産廃の数

量から算出しますと、268トンほどとなります。収集車の乗入れ台数は、直営車や路線ごみ収集の委託車両並びに事業系ごみの搬入車両を含めまして、年間で延べ2万7,062台となっております。

次に、生活系ごみのうち、燃やすごみと燃やさないごみについてであります。平成11年度は、燃やすごみが3万8,679トン、燃やさないごみが1万1,008トン、平成12年度は、燃やすごみが3万1,113トン、燃やさないごみが8,141トン、平成13年度は、燃やすごみが3万757トン、燃やさないごみが8,083トンとなっております。

次に、市民へのPRについてであります。市では、「家庭ゴミ、資源物の分け方・出し方」のリーフレットを各戸に配布してPRしているほか、ごみの分別などについて、随時、広報おたるに掲載しており、また、ゴミゼロ広報を年2回発行して、ごみの分別やごみ出しルールの協力をお願いしているところであります。更に、収集日の変更などは、その都度、町内会などに回覧用ちらしの配布や広報おたるに掲載してお知らせしているところであります。ごみ分別ルールを守っていただくためには、啓発を繰り返して行っていくことが必要でありますので、今後もPRに努めていきたいと考えております。

次に、家庭から出される資源物の分別についてであります。缶、瓶、紙パック、ペットボトルの4品目については、資源物として分別収集後、選別、圧縮などの処理をリサイクルセンターで行っておりますが、リサイクルセンターの処理能力に限度がありますので、現在、品目の拡大はできない状況であります。

なお、そのほかに、蛍光灯、電球、乾電池については分別収集を行っているところであります。

今後、北しりべし廃棄物処理広域連合で計画を予定しております資源化リサイクル施設の供用開始に併せて、白色トレーやティッシュの箱などの紙類、食品パックなどのプラスチック類、段ボールなどの品目を拡大していきたいと考えております。

次に、マンションへの不法投棄対策についてであります。マンションへの不法投棄に限らず、ごみステーションや民家の前、山の中など、多岐にわたる場所にテレビなどの家電製品や引っ越しごみなどの大型ごみの不法投棄がなされている現状であり、その対応に苦慮しているところであります。

大型マンションなどの共同住宅を建築するときは、ごみ集積場所について市と協議し、設置することになっており、その維持管理については、あくまでも利用する人たちで行うこととなっております。

しかしながら、マンションのごみ集積場所への不法投棄については、マンションの管理人やごみ集積場所の利用者とも十分連携をとりながら、不法投棄対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、廃プラスチック類の資源物についてであります。事業所から排出されるものについては、排出者処理責任が原則であります。市内には、圧縮梱包施設や破碎施設が少なく、資源化が進まない状況でありましたが、今年になりまして、市内の民間業者数社による廃プラスチック類の圧縮梱包や破碎施設が設置され、リサイクルルートの確保が順調に來ているところであります。

市といたしましては、ごみの排出事業者に対し、これらの施設を利用して、廃プラスチック類のリサイクルが図られるように、資源物の分別について一層の指導をしてまいりたいと考えております。

なお、埋立処分場における今後の廃プラスチック類の搬入につきましては、民間施設における再資源化の動向を十分見極め、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○**教育長（石田昌敏）** 秋山議員のご質問にお答えします。

まず、少人数指導に係る定数加配についてですが、平成5年度から12年度までの実施状況について、5月9日から13日までの3日間、道教委職員が市教委及び関係小中学校から事情を聴取するとともに、関係書類の確認調査を行い、6月4日に、その状況について文部科学省に報告したものであります。

このことについて、6月4日、文部科学省は、道教委に対し、次の指導を行っております。その主なものは、平成5年度から12年度まで指導工夫改善定数として加配した分のうち、不適切な活用実態が確認された平成9年度から12年度までの定数に係る義務教育費国庫負担金について返還すること。長年にわたり、不適切な加配の運用がなされていたことを十分に踏まえ、市町村教委や校長会等における指導の徹底、指導主事の学校訪問等、再発防止等に関する取組を更に徹底して実施すること。加配定数の問題のみならず、主任制度の適正な運用等、小樽市の学校管理運営全般について改善を図ることとなっております。

市教委は、こうした道教委からの指導に対して、6月4日夕刻に教育委員会を開催し、そのことを報告し、このたびの第2回定例会で報告すること、更に、校長会議を開催し、学校管理運営全般について改めて指導を徹底したいと考えております。

長年にわたる慣行が不適切な状況を放置されることになったことを厳しく反省し、完全学校5日制の下、新しい教育内容の実践が始まる機会を出発の起点として、市民の意向や学校の希望を生かすべく、一層の努力を傾けてまいります。

次に、教育行政組織の見直しについてであります。出雲市や金沢市など、本州の自治体で、生涯学習部門を中心に機構を見直し、学校教育部門に特化する改革が行われていることは報道等で承知いたしております。

市教委としましては、既に実施している自治体の現状を調査研究し、今後の組織・機構の見直しの際に、市長部局と十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○**議長（松田日出男）** 秋山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時25分

○**議長（松田日出男）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** 21番、佐々木勝利議員。

（21番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○**21番（佐々木勝利議員）** 平成14年度第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して、質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢についてお伺いします。

有事法制関連3法案をめぐる審議が衆議院の特別委員会で続いています。このたび提出された有事法制は、地方自治と住民の生活に深くかかわる内容を含んでいるだけに、その扱いは慎重を期さなければならない重要法案と受け止めています。

本法案は、我が国及び世界の平和と安全はもとより、国民の生命と財産、市民の人権の確保と深くかかわるものであるばかりか、集団自衛権の行使につながる可能性をも内包しています。また、地方自治体にとっては、

自治体の権能及び業務の範囲と深くかかわっているなど、極めて重要な法案であります。

しかしながら、政府案は、法としての明りょう性を欠き、また、関連法の提出を先送りするなど、拙速性が強く指摘されているところです。

かかる重要法案は、国会の十分な審議と国民のコンセンサスの上にこそ成り立つものであると考えますが、国会審議は不十分であり、国民の理解は得られないものと考えざるを得ません。この重要法案に対する市長の積極的な主張をお聞かせください。

そんな折、米第7艦隊所属のミサイル巡洋艦「カーチス・ウィルバー」が、6月27日から30日の4日間、小樽港に入港したいとの希望を小樽海保を通じて打診してきたとの発表がありました。このような時期での今回の米艦の小樽港寄港は重要な意味を持っていると考え、平和を希求する小樽市民をますます不安に陥れるものであります。この対応については、内外から注目を受けることとなり、平和港を願う市長の英断を持ての拒否発言に期待がかかります。市長の対応についてお聞かせください。

次に、「核兵器廃絶平和都市宣言」20周年記念に当たっての市民要望についてです。

小樽市は、1982年に、道内自治体としては最も早く、平和への思いとその実現を願い、「核兵器廃絶平和都市宣言」を市議会全会一致で採択いたしました。多くの市民は、平和、理想実現への普遍の思いを強く持ち、これまで自治体の行政として、その実現に継続して取り組まれてきたことに敬意を表しています。

このたび、市民の声として、「小樽・非核平和市民条例」を求める会から、平和行政推進のために、市民の立場に立って次の4点にわたって提案されています。一つは、「核兵器廃絶平和都市宣言」採択20周年記念集会を市主催で行ってはどうか、あるいは記念の時を持つことはどうか。二つ目に、「核兵器廃絶平和都市宣言」20周年に当たり、その看板を主な箇所に設置する。そして、国際貿易商業港の小樽にふさわしく、英語、ロシア語、韓国語、日本語などで記してはどうか。三つ目に、非核・平和のための8月の集いをさらに盛んに実りあるものにしてはどうか。四つ目に、全国非核自治体協議会に加入してはどうか。この点について、市長の受止めと具体的な対応についてお聞かせください。

次に、来春の市長選の市長の態度表明についてです。

市長は、平成14年第1回定例会の市政執行方針の中で、「私にとりまして、任期の締めくくりの年であります。市政に臨む基本姿勢として、市民の心を大切にしたい市政の推進、個性あふれる触合いと安心に満ちたまちづくり、『市民と歩む 21世紀プラン』の積極的な推進の三つを掲げて、今日まで市民の皆さんのご意見を聞きながら、市民の視点に立った行政運営に努めてまいりました。市制80周年を迎えるに当たりまして、元気や勢いのある小樽の発展を信じ、新しい時代における、はつらつ小樽の創造を目指した取組に全力を傾注してまいりたいと決意を新たにしているところであります」と力強いメッセージを発信し、難局を乗り越えていく覚悟が見受けられ、敬意を表しています。

そこで、市長の来るべき市長選に臨む決意のほどをお聞かせください。

次は、財政問題についてです。

これまで何回も取り上げておりますが、別な観点で、市の財政について、市民にわかりやすく、市民の目線で考えることができる情報を提示することが今求められています。言い換えると、市の台所事情について、市民とともに考えることができる、できるだけわかりやすい解説が必要になっています。その点、広報おたる5月号で特集を組んで情報化したことは評価に値できます。このことについて、何点か確認と質問をいたします。

まず、この紙面からの反響についてです。

小樽市の台所、いわゆる小樽市の財政についての問合せや意見、要望が寄せられたと思います。具体的にお知らせください。

次に、「市の台所は火の車 このままでは約 150億もの収支不足が生じる」と。「当初、平成13年から17年の5年間の収支試算で60億円の収支不足が見込まれましたが、今年3月に試算をやり直した結果、今後3年間、平成15年から17年で約 150億円の収支不足が生じ、前回の試算より3か年で約 126億円も収支が悪化する見通しとなりました」とありますが、悪化する要因をどのように押さえているか、具体的にお知らせください。

また、大幅な赤字の原因として収入減と財政硬直化を挙げています。わかりやすい説明と思いますが、従来どおりの「義務的経費」と「市税プラス地方交付税」の関係における予測ですけれども、見方を変えて、別な見方や考え方でとらえることができないものか。将来不安を少しでも解消するためにも、その考え方についてお聞かせください。

また、これまでの行政改革、これからの取組の中で、平成9年度から12年度までの4年間に「行政改革実施計画」に基づき63項目の改革を実施、目標額を約8億円上回る約61億円の財政効果を上げてきましたと記述されていますが、この実績を残すことができた要因をどのように押さえていますか。また、今後の取組にどうつなげていくつもりか、お知らせください。

そして、困難を乗り切るためにご理解とご協力をと記述していますが、市民に求める理解と協力の具体策についてお知らせください。

次に、雇用経済対策についてです。

雇用問題の深刻な状況が続いています。とりわけ、小樽は、昨年12月、求人倍率0.29倍と、0.3倍を19か月ぶりに下回る状況となった。その要因として、長崎屋小樽奥沢店閉店、マイカル小樽「小樽ビブレ」の撤退など、今後も雇用状況への不安材料が多く、非常に厳しく、しばらくはこの状態が続くと予想され、今日に至っているのが現状です。その間、この状況を打開するための方策をとってきていますが、その効果、実績について順次、お聞きしていきます。

まず初めに、求められている雇用の創出の関係です。

一つ目に、昨年8月に「まち育て情報センター」を開設し、今後の雇用創出につながるものと期待されました。そこで、誘致企業の実績と今後の見通しについてお聞かせください。

また、雇用対策として、昨年9月に、小樽公共職業安定所をはじめ、道、小樽商工会議所などの関係機関と連携し、「緊急雇用連絡会議」を設置しました。この会議の動きと実績をお聞かせください。

また、市においても、「小樽市緊急雇用対策会議」を設置し、市独自の雇用対策について検討を行っていると思います。臨時職員、嘱託職員、社会人枠職員などを含め、その検討内容と実績について明らかにしてください。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金制度を活用した雇用対策について、このたびの補正予算も含めて、これまでの事業実績と今後の展開についてお聞かせください。

また、離職者、失業者の不安解消を図るための相談窓口の開設などをしてまいりましたが、その開設に至る経緯と実績についてもお示しください。

また、非常に厳しい新卒者の就職促進・拡大に向けての具体的な取組と、今後の手だてについてもお知らせください。

さらに、今後の成長分野とされる福祉・介護分野における地場企業の育成、支援体制の現状と今後の展開についてもお聞かせください。

そして、地場産業育成の観点からの施策と起業家に対する支援体制の充実をどのように図るつもりかもお聞かせください。

この項の最後に、市街地活性化、とりわけ商店街対策については、これまでも商店街が取り組む事業に対する支援体制を図ってきておりますが、商店街活性化への支援拡充について、これまでの主な実績と今後の事業展開についてお示しください。

次は、福祉対策についてです。

初めに、「市民と歩む 21世紀プラン」重点プログラムに位置づけられている「福祉のまちづくり条例」の制定が望まれています。これまでの経過、今後の条件整備の問題などを含め、いつから着手し、いつごろまでに策定するつもりか、お聞かせください。

また、高齢者、障害者の自立への支援策について、その具体策と今後の展開についてお聞かせください。

また、特に要望の高い市福祉部肢体不自由児訓練室の作業療法士の配置について、今後どのように考えているのか、お知らせください。

次に、介護施策についてです。

来年 4 月に向けて、介護保険の見直し作業が進んでいます。介護報酬の改定、保険料の再設定など、市町村は 3 年ごとに介護保険事業計画をつくることが決められています。5 年間のサービス利用の伸びぐあいを予想し、それに沿った事業者の誘致や施設整備のプランを立てなければなりません。と同時に、必要な介護費用の見込みを計算することになっております。

このような状況を踏まえ、次の点に絞って現状と見通しについてお尋ねいたします。

一つは、公営の在宅介護支援センターの設置とショートステイ、デイサービスの拡充の問題であります。

どのように検討されていますか、お聞かせください。

また、災害情報などが障害者、高齢者へ迅速に提供できる体制づくりと避難体制について問題になっております。この問題について、具体的にどのように計画されていますか。

次に、子育て支援の拡充強化、保育所の入所改善についてであります。

保育所の現状と待機児童解消に向けた具体策についてお知らせください。

特に、障害児保育体制の確立について、これまで障害児保育は中央保育所のみで実施していたとのことです。要望の多い障害児のための保育施設、その体制についてどのように拡充されたのかお聞かせください。

この項の最後に、高齢者、障害者世帯への生活環境対策のうち、特に冬期間における除雪対策の拡充について具体的にお示しください。

次に、環境対策についてです。

このほど環境省が発表した 2002 年度版「循環型社会白書」によると、未来社会の姿を 3 通り示し、国民の意見を求めているのが注目されています。2030 年の暮らしということで、シナリオ A として表記されているのが、技術開発を進め、大量生産、大量リサイクルの高度科学社会を目指す。シナリオ B として、徹底的に無駄をなくし、生産も消費も地元中心のシンプルライフを目指す社会、シナリオ C として、情報技術、環境産業などを中心にした経済成長を目指す社会となって提起されております。この問題提起については、別な機会に議論したいと思います。

振り返ってみますと、高度成長から続いてきた大量生産・大量消費・大量廃棄と決別し、もっと環境に配慮した住み心地のよい社会にするにはどうしたらよいか。循環型社会は、資源やエネルギーの無駄をなくし、物の再利用や再生資源化などで環境への負荷を下げる社会を指すとされています。

そこで、お尋ねします。

循環型社会の実現に向けて、基本的な考えをまずお聞きしておきます。

そして、ごみの減量について、どのように認識し、その具体策についてもお聞かせください。

また、リサイクルの現状と改善策についても明らかにしてください。

次に、天神焼却施設についてです。

耳新しいことですが、小樽市がダイオキシン発生全国ワーストワンと報道され、ショックを受けたのは私一人ではないと思います。その原因はまだ究明されていませんが、疑惑を持たれましたこの焼却施設は、1年間、前倒しをしていち早く廃止を決定し、現在に至っております。また、現在は使用されておられません。全国的に見てもダイオキシン排出基準強化による廃止施設は、この4年間で509施設に上るとされています。しかし、新たな問題が生じています。

そこで、お尋ねします。

天神焼却場廃止の後、どうするのが問題です。今般、解体作業の安全強化が義務づけられました。その結果、解体作業費用が高騰し、手がつけれないと聞きますが、このままでは野ざらし状態になって不安材料となってしまうかねません。焼却施設をどうするのか、安全対策を含めて解体作業計画の見通しについてお知らせください。

次に、エネルギー問題です。

地球温暖化対策は避けて通れない、また、先送りできない今日的課題です。その意味においてお尋ねします。

一つは、省エネをはじめとする地球温暖化対策についての具体策とその結果、また、再生可能なエネルギー導入の考え方をお聞かせください。

二つ目は、水力、風力、地熱、太陽熱など、自然と調和したエネルギーの市施設への積極的な導入を図る予定はないのか、お聞かせください。

次は、食の安心・安全対策についてです。

ごく最近のトップニュースとして、食品衛生法で禁じられている原料を含む無認可香料が多く使われた問題が生じてまいりました。微量のため健康被害はほとんど考えられないということではありますが、新聞紙上には、食品会社のおわび広告がずらりと並んで、コンビニやスーパーでは製品の大量回収騒ぎが続いているのが現状です。香料を製造した会社は、違法と知りながら売上げを優先、社会的な責任を自覚しない経営姿勢に非難を浴びせられています。ＢＳＥ（牛海綿状脳症）問題や、雪印食品をはじめ、広がった食品の不正表示、そして、ミスタードーナツの無認可添加物入り肉まん事件など、食べ物にかかわる不祥事が相次ぎ、消費者の不信は深まる中での出来事です。道によると、添加物工場は札幌や小樽、函館、旭川、北見など、道内62か所あるとされ、原則として全工場を調査する方針で、立入検査を始めるということを知らされています。

そこで、お尋ねします。

この問題での経緯と今後についてお聞かせください。特に、小樽での現状と対策についてもお聞かせください。

次に、食中毒発生状況についてです。

特に、食中毒発生の季節を迎えています。十分な注意と情報の提供と、その対策が十分に必要となってきました。一般に、サルモネラ、エンテリディス、腸炎ビブリオ、セレウス菌が主なものとされていますが、ここに来て小型球形ウイルス（SRSV）による食中毒が異常に多発していることが知らされました。保健年報の中でも表れ、小樽市の年報の中でもその数字が表れていました。

そこで、お尋ねします。

平成12年度、平成13年度の食中毒発生件数とその原因、そして、その対策をお示してください。

そして、SRSV（小型球形ウイルス）による食中毒について、発生の現状とその対策について明らかにしてください。

次に、教育問題についてです。

初めに、学校5日制の問題です。

新学期、4月から、公立学校で完全週5日制が始まりました。これを受けて、子どもたちは大いに期待しているところがかわれます。一方、大人たちの受止めはというと、大丈夫だろうかという心配の声が聞かれます。

その一つが、学力低下の懸念です。同時に始まった教科内容の3割減がされたということにおけるその心配です。もう一つは、土曜日の学校の子どもの居場所や過ごし方をどうするのかということです。そんな不安を受けて、土曜日に、小中学校で、元教員や学生が希望者に補習をするところも出てきたやに、小樽ではありませんが、そのような状況が出ているということも報道されています。

この背景には、学校に行っていれば安心という親の本音が見え隠れします。本来、子どもが主体的に使える時間を増やし、自然や生活社会体験ができるようにすることがねらいだったはずだと思います。

こんなデータがあります。特に運動をしていないのに疲れていると感じることが「よくある」「時々ある」という小学校低学年の3人に1人、又は2人に1人、そんなような押さえ方ができるデータも出ているようになっています。このように、子どもの心と体が健全に育っていない現実をどう受け止めるか、深刻に受け止める必要があると思います。

そこで、お尋ねします。

学校5日制のねらいは何だったのか。そして、どのように子どもをとらえるべきか。子ども観が重要になってきます。この子ども観について、教育長の所見をお聞かせください。

今必要なのは、学校から解放された2日をどう生かすのかがかぎとなっています。そのこのところの工夫を親子で話し合うことが重要になってきました。土曜日休みの受皿づくり、特に勉強によるものとは違った受皿づくりが各地で進んでいます。

過日、総務常任委員会で行政視察に出向いてまいりました愛知県犬山市では、大学や学習塾の協力を得て、国際理解、科学、情報、美術など、12コースの体験講座を設けている。さらに、仙台市などでは、14市町村の博物館など21施設の入場料が無料になる「どこでもパスポート」を発行している。また、秋田市では、小学校体育館で教職員やボランティアがスポーツ指導をし、一緒に楽しんでいる。神奈川県横須賀市では、手作りおもちゃや福祉体験教室を開設し、ともに学び、ともに成長しているという報告、この点について小樽市ではどのように取り組んできましたか。また、今後に向けた課題と取組についてお聞かせください。

戦後、子どもから三つの「間」が失われたと言われています。一つは「時間」という間、二つ目は「空間」という間、三つ目は「仲間」という間です。ここにいる私たちは、ありましたね。全く同感です。この「間」

を取り戻すことが私たち大人に求められているのではないのでしょうか。2日の休みがそのきっかけとしなければなりません。

学校5日制イコール学力低下との波紋が大きくなっています。ここで、学力について考えておく必要があると思います。子どもが求める学力とは、今日の子どもたちにとって必要な学力とは一体何だろうかと問われれば、地球時代の21世紀が抱える現実的課題に対する問題意識を持つことができる力、二つ目に、それらの課題に対して自分なりに解決策や展望を見つけ出す力、そのためには広く世界から情報を得ることができる力、そして、個人学習だけでなく、これらを仲間やほかの大人たちと共同して探究できる力、人間を信頼できる力、そして、これらのいわゆる現代的教養といえる学力に、前提としての読み、書き、計算からなる基礎・基本の学力ではないかと考えます。現実を変革するための「知性と感性と学力」ではないのでしょうか。このような人格を育成できる生活環境の整備として、学校5日制が実現されなければならないと考えます。そうしてこそ、21世紀を生きる学力形成への見通しがはっきりしてくるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。

学力観についての教育長の所見をお聞かせください。

そして、学力の心配は5日間の授業をどう充実させるかの問題だと思います。詰め込む量ではなく、質の問題として考えることが重要ではないのでしょうか。そのために、少人数学級指導が望ましいことは言うまでもありません。授業や行事を計画する教育課程に子どもや保護者の声を生かして、そうつくっていくことに取り組む学校が増えています。これは、51年改訂の指導要領では、教育課程について、「両親や地域の人々に直接、間接に援助されて、児童・生徒とともにつくらなければならない」と述べています。子どもや親とともに学校をつくるのが、ようやく前進してまいりました。このことについて、教育長の見解をお聞かせください。

さきほど述べた犬山市で見られたような、そうした試みが、教育課程をつくるだけにとどまらない、土曜、日曜日をどう過ごすか、学力の実態はどうなのかなど、そのための話合いの場づくりとしての常設としての協議会を持って実践しているところが多くなってきました。その先進的な実践に学び、小樽市としても、このような実践に取り組んでみませんか。上から与えられた制度の活用だけに取り組むのではなく、教育長の見解をお聞かせください。

質問の最後に、市民スポーツ振興とニュースポーツの考案についてです。

野球、テニスをはじめ、ゴルフ、そしてスキーなど、小樽はほとんどのオフィシャルスポーツの道内発祥の地として知られ、市民に定着し、スポーツ人口の多いまち、また、全国はもちろん世界でも活躍した名選手を生み出したまちとしても知られています。

最近、いつでも、だれでも、どこでも気軽にできる生涯スポーツの普及が盛んです。特に北海道では、ニュースポーツとして十勝地方から発信されてくることが目立っています。大樹町のミニバレーをはじめ、今大人気のパークゴルフなど、地域発のニュースポーツが地域おこし、まちおこしに役買っているのが現状です。ニュースポーツを地域活性化に生かす動きが広まっております。

全国的に知られて、もう既に小樽でも普及されているものも含めて若干紹介しますと、ニュースポーツと言われても歴史が古いものが多く、海外生まれが目立ちますが、国内で考案された競技も増えてきています。地域発のニュースポーツとして有名なのが、鳥取県泊村の教育委員会が1982年に考案したグランドゴルフ、ゴルフとゲートボールを組み合わせた競技。エスキートテニスは、戦後の物不足の中で広島県の実業家が安価な道具で簡単にできて楽しめるスポーツを考案しました。羽のついたスポンジボールを木製のラケットで打ち込む

ゲーム。3B 体操は福岡生まれで、ボール、ベルダー（ひも）、ベル（空気ボール）の三つの道具を使った健康体操。スカイクロスは、ごく最近では、生まれて間もない、京都で考案されたドーナツ型のリングを、目標とするコーンに投げて輪投げ状にするゲームです。さらに、マウンテンボールは、ゴルフに似た競技で、兵庫県夢前町で町民の健康づくりに役立てようと考案したものです。そのほか、ペタンクは南フランス生まれのスポーツ、コーフボールはオランダ生まれのバスケットに似た競技です。このほか幾つかあります。

こういう小樽の現状から照らして、小樽初のニュースポーツを考案し、全国、全世界に発信してみるつもりはありませんか。そのための研究開発の組織づくりが必要です。市教委の受止めと考えるをお聞かせいただき、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

初めに、有事法制関連について幾つかお尋ねがありました。

まず、有事法制に対する考え方についてであります。現在、国会で審議されているいわゆる有事関連 3 法案は、有事発生の際の対処方針や、国、地方自治体の責務、必要となる法制の整備に関する事項を定めると同時に、我が国の平和と国民の安全の確保を目的としたものであると聞いております。

しかしながら、地方自治体に対する総理大臣の指揮権、代執行権発動の内容については別の法律で定められることになっているなど、その全容を把握することができない状況にあります。また、これらの規定が適用される具体的な状況も明かになっておりません。今後さらに、国政の場で慎重かつ十分な議論がなされ、国民の理解が得られることが重要であると考えております。

次に、米国艦船寄港の対応についてであります。小樽港には平成 9 年、12 年の 2 度にわたり空母が寄港するなど、道内他港に比べ、これまでも多くの外国艦船が寄港していることから、この問題に関して市民の中にもさまざまな意見があることも承知しております。

今回、パース等の手配の依頼が港湾管理者に対してありましたが、このような市民感情に加え、今、正に有事関連法案が国政の場で審議されているところでもあり、この時期に米国艦船が寄港することにつきましては、より慎重な対応を求めていると考えており、既に在札幌米国総領事館に対し、小樽港寄港について再考いただくよう申入れをしております。

次に、「小樽・非核平和市民条例」を求める会からの提案についてであります。これは、市民の立場から世界の恒久平和を願い、平和行政の推進を求める方々の提案であると受け止めております。

本市は、今年で「核兵器廃絶平和都市宣言」20 周年を迎えることから、記念事業の充実や外国語表記の平和都市宣言看板の設置、更には全国非核自治体協議会の加入などについて要望されております。

市といたしましては、従来から平和事業を推進しているところでありますが、今年は市制施行 80 周年でもありますことから、8 月 3 日に市主催の平和事業として被爆体験者の講演会を開催するとともに、原爆記録映画の上映、パネル、図書などの展示を行う予定であります。

また、平和都市宣言看板につきましては、現在、JR 小樽駅前など 4 か所に宣言塔を設置しておりますが、ご提言の外国語表記につきましては、今後、宣言塔設置の際に生かせるようにしていきたいと考えております。

なお、全国非核自治体協議会の加入につきましては、本市は現在加入しておりませんが、協議会が開催する研修会にオブザーバー参加し、この中で資料収集、情報交換等を行っておりますので、今後も情報を積極的に取り入れ、平和事業の充実に向け努力していきたいと考えております。

次に、来春の市長選挙についてであります。現段階では残された任期に全力を傾注する所存であり、来年のことはまだ全く考えておりません。

次に、広報おたる 5 月号に掲載いたしました「本市の財政状況についての緊急特集」に対する反響についてであります。今回の特集では、まだ各部へ事務事業の見直しを指示した段階であり、具体的な今後の対策については掲載しておりませんので、反響はごく少数にとどまっております。問合せの内容といたしましては、全国的な赤字自治体の状況や地方財政悪化の制度的な要因についてのご質問、市職員の手当や旅費についてのご意見等が寄せられております。

次に、今後の収支見通しが大幅に悪化した要因についてであります。全国的な景気低迷の影響などのため、市税収入が減少傾向となり、原資となる国税が減少しております地方交付税も、制度そのものの見直しが議論される中で、今後の増加が見込めないなどの理由により、以前の財政健全化計画において、過去の実績により一定の伸びを見込んでおりました市税収入と地方交付税について、下方修正したことが主な要因であります。

次に、今後の「義務的経費」と「市税と地方交付税」の予測の考え方についてであります。義務的経費につきましては、現状のままで行った場合の予測でありますので、健全化の取組を行うことにより、人件費を中心として削減が図られるものと考えておりますけれども、「市税と交付税」につきましては、景気の動向や地方への税財源移譲や地方交付税の見直しなど、国の施策の影響を強く受けますことから、今後の予測は大変難しく、国の動向を見守っていききたいと考えております。当面は、平成17年度までの短期的な見通しの中で、早急にできるものから財政健全化に取り組み、将来への効果も上げていきたいと考えております。

次に、行政改革についてであります。約61億円の財政効果という実績を残すことができた要因といたしましては、具体的な項目を着実に実施してきたことによるものと考えますけれども、中でも事務事業の見直しによる人件費の削減や公共工事コスト縮減など、職員の工夫と協力に基づくものが大きいと考えております。

また、今後の取組についてであります。更に踏み込んだ見直しが求められている現状におきましては、職員の意識改革も含めたより一層の工夫と協力が不可欠でありますので、全職員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

次に、財政健全化のために市民に求める理解と協力についてであります。まだ具体的なものを示す段階ではありませんけれども、今後、事務事業の見直しを積極的に進めて行く中で、市民の皆さんの理解と協力をお願いしていきたいと考えております。

次に、雇用・経済対策について、何点かお尋ねがありました。

まず、昨年 8 月に開設した「小樽まち育て情報センター」に誘致した企業の今後の見通しについてであります。開所に当たり、地図データ情報処理、ソフトウェア開発などの IT 関連企業 3 社を誘致したところであります。現在、この誘致企業は、市民を対象にインターネットを活用した地図データシステムを構築するための研修会や、SOHO事業の実例を紹介する講習会などを開催しており、在宅で仕事に従事できる SOHO 事業者の養成に取り組んでおります。また、誘致企業の中には、本年中に独立して株式会社を立ち上げるところや、SOHO事業者が共同しての企業組合を設立する動きもあります。今後、本市の新たな産業として IT 関連企業が生まれるとともに、地場企業との連携により、企業内の IT 活用が促進され、社内業務の効率化につ

なげるものと考えております。

次に、緊急雇用連絡会議についてであります。当会議は、非自発的離職者などに対する雇用創出を目的とし、ハローワークや中小企業家同友会など7機関・団体の担当者をもって昨年9月に発足した、市主催の会議であります。これまでに4回の会議を開催し、トライアル雇用など雇用情勢に関する情報交換や雇用創出についての意見交換がなされたところであります。また、去る6月3日に開催された4回目の会議におきましては、昨年1年間に実施した雇用対策についての実績評価をするとともに、新規高卒者への就職促進対策やインターンシップ推進事業など、新たな対策に向けての検討がなされたところであります。今後とも、節目ごとに会議を開催するなど、各関係機関との連携を密にし、市の雇用対策に役立ててまいりたいと考えております。

次に、緊急雇用対策会議における市独自の雇用対策についてであります。市が直接雇用したものとしたしましては、今年度は特別採用枠を設け、いわゆる社会人枠4名、臨時職員11名、嘱託職員34名、合計49名の採用を行うとともに、ワークシェアリング的手法を導入することにより、雪あかりの路における運営スタッフ18名を雇用したほか、第三セクターなどに勤務する元市職員の退職後の後任として、民間から六名の雇用を確保したところであります。また、市内企業260社に対し、ハローワーク所長、後志支庁長、小樽市長の連名で新規高卒者の採用を要請するとともに、新規高卒予定者の自己アピールを掲載した「求職者情報」を雇用促進協会会員企業に送付したことなどにより、5月7日現在で4社5名の雇用を見たところであります。

そのほか、雇用総合相談窓口の開設や、実際に人材を求めている企業の情報をホームページに掲載するなど、雇用の創出に努めたところであります。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金事業についてであります。まず、平成11年度から13年度まで3か年で実施された緊急地域雇用創出特別交付金事業の実績につきましては、総事業費1億8,263万円で、交差点段差解消モデル事業など38事業を実施し、雇用人員457人、うち新規雇用448人の雇用創出がありました。また、今年度は、これまでの交付金事業に替えて、平成14年度から16年度までの3か年事業として、新たな緊急地域雇用創出特別交付金事業が創設され、総事業費約2億7,600万円で、小樽口ケ資源映像データベース化事業など10事業を実施することにより、雇用人員538人、うち新規雇用448人を見込んでおります。

今後の展開につきましては、今年度からの継続事業のほか、新規事業を追加し、一層の雇用と就業機会の創出が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用総合相談窓口についてお尋ねがありました。

まず、設置の経緯についてであります。長引く経済不況の中、倒産やリストラなどによる厳しい雇用情勢を踏まえ、市民の雇用不安や生活不安に対する相談を受けるとともに、個別の状況に即した支援を行うことを目的に、今年1月7日、経済部内に開設したものであります。

実績といたしましては、6月7日までに27件の相談があり、その主なものといたしましては、雇用保険給付終了後の就職・生活資金についてのことや、市による直接雇用の希望についてのことなどでありまして、その多くは、ハローワークなど関係機関への紹介や市のホームページ、「求める人材についての企業情報」に掲載された企業へのアクセスを勧めるなど、一定の成果が得られたものと考えております。

次に、新卒者の就職促進についてお尋ねがありました。

まず、これまでの取組についてでありますけれども、ハローワークとの共催で、企業と生徒が直接面談する場を提供する「新規高卒者就職促進会」を毎年開催しておりますが、昨年は、市内外の高校15校から27名の採用が決定しました。このほか、若年労働者の就職促進と地元定着を図るため、生徒や就職指導担当教諭を対象

とした「企業見学会」、生徒が将来の職業について考える上での参考に資するための「しごと説明会」、会社において仕事を体験する「インターンシップ推進事業」などを実施してきたところであります。

今後は、昨年度実施した施策のほか、新たにハローワークが中心となり、今年度未就職者についての追跡調査や就職あっせんを行うとともに、インターンシップ推進事業の拡充を図るなど、関係機関と連携をとりながら、新卒者の就職促進に向け努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉・介護分野への地場企業の取組の促進についてであります。高齢化の急速な進行を踏まえ、これまで本市がかかわった中で、異業種交流による福祉用具市場のビジネスチャンスについての研修会の開催や、地場企業と道内大学との連携による福祉機器開発グループの設立などを行ってきたところであります。また、商工会議所との連携により、これからの高齢化社会を踏まえ、シニア世代の独立創業の具体的事例などを紹介した「次世代産業創出促進セミナー」や、市内で開発した健康福祉機器と最新の車いすや介護ベッドなどの福祉介護機器を展示した「おたる次世代産業創出展」を開催したところであります。

今後とも、要介護高齢者が快適に生活を送るための福祉介護機器の開発に取り組む企業を育成してまいりたいと考えております。

なお、高齢者の社会参加に関するニーズが増大することが予想されることから、意欲と向上心のある高齢者が新たに事業を起こす場合には、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地場産業育成のための方策と起業家に対する支援についてであります。地場産業振興会議において提案されたゼロライトによる暖房システムの共同研究開発、観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」の物づくりグループによるハーブワインや地酒づくり、小樽まち育て情報センターにおける電子商取引をはじめとする地場企業のIT化の推進など、事業化を進めることにより、地場産業の育成を図ってきているところであります。

次に、起業家に対する支援についてであります。小樽まち育て情報センター内に学生起業家本部を設置し、小樽商科大学ビジネス創造センターと連携して学生起業家の育成を図っているほか、在宅SOHO事業者を養成し、共同で事業を起こすことを進めているところであります。また、本市では、昨年度から市内において新たに事業を起こそうとする学生、65歳以上と離職した個人や中小企業者に対する支援制度を創設しておりますが、小樽商科大学ビジネス創造センターの指導の下で本制度を活用し、起業家を目指す学生による道内観光客のためのホームページを作成したところであります。

今後とも、起業家の育成のため、さまざまな機会を設け、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、商店街活性化のための支援についてであります。主な実績といたしましては、花園北門商店街の街路灯、オーセントホテル横歩道部のロードヒーティング、駅前第2ビルサンポート事業協同組合の身障者対応エレベーターやスロープなど、商店街の近代化を図るための公的利便施設の設置に対する助成を行ってきているところであります。平成9年度からは、空き店舗に商業者を誘致した場合の家賃助成や都通り商店街の「ふれあいプラザ」などのように、空き店舗を顧客利便施設に改装した場合の費用助成を行ってきたほか、商店街が行うイベントへの助成など、各種制度の中でハード・ソフトの両面にわたりさまざまな支援を行ってきております。

また、今後の展開についてであります。平成14年度におきましては、TMO計画に盛り込まれた事業として、都通り商店街はアーケードの大規模改修を、花園銀座商店街はロードヒーティングの敷設や顧客用駐車場

の新設等の整備を行う予定であり、市といたしましても、商店街近代化施設設置事業助成金等の支援を行うことにいたしております。

なお、商店街の活性化につきましては、これからの商店街は、独自の魅力づくりと差別化によりにぎわいと集客を図っていくことが求められますので、今後、商店街団体と協議しながら、効果的な方策について、更に検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉対策について、何点かご質問がありました。

最初に、「福祉のまちづくり条例」についてであります。急速な高齢化と障害者の自立と社会参加意欲の高まりの中で、ノーマライゼーションの考え方の下に、だれもが住み慣れた地域で可能な限り支え合いながら暮らしていける地域社会づくりが求められております。

「福祉のまちづくり条例」は、バリアフリーの理念を示すとともに、具体的なまちづくりの実施施策としての性格を併せ持つものでありますので、これまでも、ハートビル法や北海道福祉のまちづくり条例の動向を踏まえ検討してきた経過がありますが、今後は、平成15年度以降に策定を予定している「地域福祉計画」を先行させ、条例制定については引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者、障害者の自立支援策についてであります。高齢者につきましては、ふれあいパスの交付のほか、介護予防・生活支援事業や健康づくり、生きがいづくりのための各種事業を実施しているところであり、また、障害者につきましては、リフトカーの運行、福祉ハイヤー助成、自助具給付、デイサービス事業等の事業を行っております。厳しい財政状況にありますので、今後とも必要性、緊急性を十分見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、肢体不自由児訓練室についてであります。12年度より新たに理学療法士を採用し、13年度からは嘱託保育士の勤務体制の見直しを図るなど、訓練室における体制強化を図ってきたところであります。作業療法士の配置につきましては、現在の市の財政状況から、当面は難しいものと考えております。

次に、在宅介護支援センター等の設置についてであります。現在の市内の状況は、在宅介護支援センターは5か所、ショートステイは15か所で定員82人、デイサービスセンターは7か所で定員178人となっております。また、今後の施設整備等につきましては、現在、小樽市高齢者保健福祉計画の見直し作業中であり、その中で利用状況や利用希望等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時の緊急連絡体制についてであります。高齢者については「在宅虚弱老人緊急通報システム事業」を、また、聴覚障害者に対しては、ファクス網を活用するとともに、社会福祉協議会、民生児童委員や町会など、地域ぐるみの協力体制づくりを推進し、災害弱者に対する緊急連絡体制の確立を図りたいと考えております。

また、避難体制につきましては、避難訓練の際には参加を呼びかけ、避難誘導訓練においては実際の障害者の救出などの訓練を実施し、避難のための知識の普及啓発を図り、災害弱者のための支援活動が整備されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、保育所の待機児童についてであります。景気低迷が続く中で、保育所入所希望が増加しており、待機児童が増加の傾向にあります。このため、保育所の統合・新築に当たり定員増を図ったほか、公立保育所の定員の弾力化により、枠外入所による待機児童の受入れを進め、その解消に努めているところであります。

次に、障害児保育についてであります。これまでは軽度の障害者を中央保育所のみで受入れをしておりましたけれども、平成14年度より中央保育所以外の認可保育所でも受入れできるよう受入施設の範囲を拡大する

とともに、障害の程度にかかわらず、集団保育が可能であれば受け入れることとしたところであります。

次に、高齢者、障害者世帯への福祉除雪についてであります。高齢者等の日常生活の安全を確保するため、所得税非課税の除排雪の困難な独居や夫婦の高齢者世帯、身体障害者世帯などの除排雪を無料で実施しております。福祉除雪は、ボランティアと業者委託で実施しており、平成12年度から委託業者を3社体制とし、機動力を強化してきましたが、今後ともこの事業の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境対策についてであります。最初に、循環型社会の実現に向けての基本的な考え方についてであります。循環型社会の形成に向けて、国においては、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法などを制定しており、市といたしましては、その法律の枠組みの中で、従来の施策の中核とされていた廃棄物のリサイクルに加えて、リデュース、リユースに力を入れること、すなわち三つのRを実行することが循環型社会を形成するものと考えております。

次に、本市におけるごみ減量についてであります。資源の有効利用や環境保全上、重要であると認識しており、その具体策については、缶、瓶、紙パック、ペットボトルの4品目の分別収集や、出前講座で三つのRの重要性を説明しており、また、市では再生紙を積極的に利用するなど、ごみ減量に取り組んでいるところであります。

次に、市におけるリサイクルの現状と改善策につきましては、現在、リユース、リサイクルを進めるため、資源物として収集している4品目のほかに、蛍光灯、電球、乾電池についても収集しておりますが、今後に向けては、北しりべし廃棄物処理広域連合で建設を計画している資源化リサイクル施設の供用開始に併せて、品目の拡大を考えていることから、より一層、三つのRの推進が図られるものと考えております。

次に、天神焼却場の解体作業計画についてであります。廃棄物焼却施設の解体に関しましては、国からは廃棄物焼却施設内の作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策が示されているところでありますけれども、解体工事撤去費には大きな財政負担が伴うことから、国の補助制度の創設について、全国市長会等を通して国に対し要望しているところであります。天神焼却場の解体計画につきましては、国の補助制度の動向を見ながら、計画の策定を検討していかなければならないと考えております。

次に、地球温暖化対策の具体策とその結果についてであります。市の事務事業に関しましては、平成13年6月策定の小樽市温暖化対策推進実行計画において、平成17年度における温室効果ガス総排出量を平成11年度に比べて2%以上削減することを目標値として定め、進行管理しているところであります。具体的な内容としては、燃料使用料や電気使用料などの削減に取り組み、平成13年度の温室効果ガス総排出量は、11年度に比べて8.8%削減されております。また、市民、事業者については、環境にやさしい小樽市民ルール推進会議を通じて、環境家計簿や省エネナビなどの普及啓発に努めているところであります。

次に、再生可能エネルギー及び新エネルギーの市施設への導入についてであります。実行計画の施設管理に関する率先行動において、新規施設整備時の環境配慮としてエネルギー使用の合理化等に努めることと掲げておりますので、今後、庁内関係部局で検討をさせたいと考えております。

次に、食品の安心・安全対策についてのお尋ねであります。初めに、食品衛生法違反である香料を使用した食品等につきましては、香料の製造会社を所管する茨城県から、使用が認められていないアセトアルデヒド、ひまし油等を使用して全国へ出荷されたという連絡がありました。その出荷先営業社一覧表に基づき、本市においても調査を行い、6月10日時点で3社11製品について自主的な回収及び返品等の指導を行っているところであります。今後とも連絡が入り次第、迅速に処理を進めることとしております。

次に、食中毒の発生件数についてであります。平成12年度は14件、平成13年度は2件発生しており、病因物質であるサルモネラは、平成12年度は6件、平成13年度はゼロで、腸炎ビブリオについては、平成12年度5件、平成13年度は2件となっております。

また、その予防対策についてであります。食品取扱業者等に対する年数回の監視指導、食品の収去検査及び衛生教育、そして、市民に対しましては、各報道機関、街頭放送及びホームページ等で食品の衛生的な取扱いについて啓発を行っております。

なお、保健所から、このようなさまざまな情報が市民に対しどの程度伝わっているのかなどのアンケート調査を、本年度、予定しております。

次に、小型球形ウイルス（SRSV）による食中毒についてであります。従来の食中毒は各種の細菌が原因で発生するのに対し、このSRSVによる食中毒は、ウイルスが原因で発生するものであり、従来の細菌性食中毒とは大きく性格が異なります。その特徴として、自然治癒、症状が軽いこと、汚染された食品から感染し、人から人への感染は極めてまれであることが挙げられます。感染源としては、SRSVで汚染された海水で養殖された生ガキを含む二枚貝からの例が大半を占めています。

その予防方法として、ウイルスに汚染された可能性がある食品の調理の際には、中心部まで十分に加熱を行うことが重要であり、本市における啓発につきましては、食品取扱業者への徹底した周知文書やホームページ等で指導をしております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 佐々木勝利議員のご質問にお答えします。

まず、子どもの置かれている状況についてですが、生活体験や自然体験が著しく不足しているとともに、人間関係をつくる力が弱いなど、社会性の不足が危ぐされております。

このことから、完全学校週5日制では、学校、家庭、地域社会で子どもたちが生活、自然、社会、文化、スポーツなどさまざまな体験や活動することが望まれており、学校においても体験活動の機会の充実に意図的、計画的に取り組む必要があると考えております。

次に、週5日制の実施による取組状況についてであります。学校開放はもとより、体育館や図書館などの社会教育施設の無料開放に努めるとともに、子どもセンターが発刊する情報誌「大好きおたる」を通して、子どもたちがさまざまな生活体験、自然体験、社会体験ができるイベントや講座等の情報提供を行っております。今後は、地域で子どもを育てる体制づくりが急務と考えておりますので、PTAや学校との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

次に、学力についてですが、新しい学習指導要領では、知識偏重、詰め込みの教育を改め、教育内容を厳選し、基礎・基本を確実に身につけさせ、それを基に生きる力をはくぐむことをねらいとしております。各学校では、積極的に個別指導やグループ別指導、習熟の程度に応じた指導など、個に応じたきめ細かな指導を行うこと、学ぶ意欲や思考力などの育成のため、調査研究、発表、討論など、体験的、問題解決的な学習を授業に位置づけるなど、工夫しているところであります。

また、新しい教育課程について保護者に説明し、今後も新しい学力の在り方について積極的にこたえる、いわゆる開かれた学校となるよう指導してまいります。

次に、教育課程の編成についてですが、各学校では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、地域の教育資源や学習環境を一層活用するなど、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動や実践についてさまざまな創意工夫に努めているところであります。また、地域との一層の連携を深めるため、毎年秋に開催している市民参加の教育懇話会の充実を図るよう努めてまいります。

次に、協議会設置の提案についてであります。現在、教育委員会では、保護者や地域の方々の教育に対する提言、意見を特色ある学校づくりに反映させる「小樽市立学校評議員モデル事業」を計画中であります。この中で、ご指摘の内容について話し合いができるものと思われまますので、小中学校長会と協議しながら、できるだけ早い時期に実施してまいりたいと考えております。

最後に、市民スポーツの振興とニュースポーツの考案についてであります。一般的に、ニュースポーツは、いつでも、だれでも気軽にできる種目が多く、生涯スポーツとして最適であります。昨年、望洋台シャンツェでアウトドアスポーツフェアの一環として実施した「かんじきドッジボール」も小樽発祥のニュースポーツとなり得るものと思いますが、今後は、地域総合型スポーツクラブの育成を進める中で、住民の自発的なニュースポーツの考案に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。
- 21番（佐々木勝利議員） 再質問は、明後日以降の委員会にすることにして、やめます。
- 議長（松田日出男） 以上をもって会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会します。

散会 午後 6時40分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 前 田 清 貴

議 員 西 脇 清

平成14年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第4日目

平成14年6月12日

出席議員（32名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
8番	斉	藤	裕	敬	9番	大	畠		護
10番	中	島	麗	子	11番	新	谷	と	し
12番	古	沢	勝	則	13番	見	楚	谷	登
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清
26番	高	階	孝	次	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出
31番	佐	々	木	政	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸

欠席議員（3名）

7番	松	本		聖	14番	新	野	紘	巳
27番	岡	本	一	美					

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市
港	湾	部	長	旭		一	夫	仲	谷	正	人

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 1時00分

○**議長（松田日出男）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大畠護議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1、「常任委員の所属変更」を議題といたします。

本件につきましては、成田晃司議員が経済常任委員から建設常任委員に、所属を変更されたい旨の申出があったものです。

お諮りいたします。

申出のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2、「議案第1号ないし第25号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第25号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

○**市長（山田勝麿）** ただいま追加上程されました議案第25号について、提案理由を説明申し上げます。

朝里川温泉1丁目に建設いたしますサッカー・ラグビー場造成工事の請負契約を、契約金額6億4,050万円をもって、阿部・近藤・松寿共同企業体と締結するものであります。何とぞ、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（松田日出男）** 次に、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** 23番、武井義恵議員。

（23番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○**23番（武井義恵議員）** 通常国会の終盤になって、小泉政権は、有事法制、いわゆるメディア規制3法案、郵政民営化法案など、重要法案を次々と国会に提出してまいりました。その中でも、特に有事法制とメディア規制関連法案は、権力と市民の関係を大きく変える法案であり、これらの法案が成立すれば、政府の判断によって国民の権利を大幅に制約したり、ジャーナリズムによる言論活動を抑制したりすることが起こり得ると有識者は口をそろえて不安感を募らせております。

このように、今後の日本の民主政治に対する影響が極めて大きい法案を審議されているさなかに開催されました大変重要な平成14年第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

なお、一般質問は、議案に触れないこと、陳情・請願に関しないこと、議会招集前日の正午までに通告をすること、質問時間は議員1人の持ち時間5分に会派構成人数を乗じた時間内とすること等々の制約がある中で行うことになっています。

私は、5月30日に質問通告をいたしましたが、各会派の代表質問が終わってみると、私の通告した内容と類似する質問もあります。しかし、通告をいたしておりますので、それに沿って質問をさせていただきます。したがって、ご答弁については、それらのことを十分留意されたお答えを賜りますようお願いし、質問に入りま

す。

初めに、新病院建設整備方針についてお尋ねいたします。(発言する者あり)

これは方針ですから、私は構想について質問していませんから、よく議案を読んでください。

この病院建設整備の方針は、関係者の提言や報告書などを踏まえ、新病院の医療機能と医療の提供体制、形態などについて検討を重ね、新病院のあるべき姿として集約されたものと説明されています。さらに、ここに示された方針内容は、新病院基本構想の基礎となるものであると位置づけられ、そして、その基本構想の策定に当たっては、意向調査などにより、広く市民の声や関係団体のご意見を反映させていきたいと強い決意のほどが示されております。

そこで、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、病床規模についてですが、市立病院両院協議会から 560 床程度と示されたとのことですが、その算定根拠をお示してください。

市立病院、第二病院の 1 日平均の入院患者数を見てまいりますと、平成 9 年から 13 年までの 5 か年平均は 648 名になっております。したがって、病床の約 100 床の減床は、これまでの入院実績から見てどう対処しようとするのかも含めてお答えください。

また、小樽市の年齢人口の推移を見ると、65 歳以上の老年人口では、平成 2 年は 2 万 5,804 名、平成 7 年は 3 万 524 名、平成 12 年では 3 万 5,253 名となっており、5 か年ごとに 5,000 名が増加している小樽市の実情に反し、入院患者実績より病床を 15% も減らすことは、高齢化の流れに逆らうのではないかと思います。地域に貢献できる病院を目指す立場に立ったご答弁をお願いいたします。

効率的な病院運営を図ろうとして、病床稼働率の向上を目指すあまり、在院日数の短縮にのみ目を向け、長期入院患者を邪魔者扱いにすることのないよう念じてやみません。

次に、病床管理のため、ベット管理委員会を設置することですが、委員会の任務内容をご説明願います。

また、救急診療部門では、救急隊との連携を強化し、一貫した救急医療活動を目指すと思いますが、特に救急患者の搬送については、当番医に固執するあまりに手遅れにならないかなければと思うのですが、講じている搬送手順をお答えください。

次に、各部門に必要な施設整備を行うとして駐車場の整備が明示されておりますが、どれくらいの規模の駐車場を考えておられるのか、お答えください。

なお、駐車場には平面、立体の 2 方法が考えられますが、平面駐車場の場合は面積が立体より多く必要なため、病院の建設場所との関連も出てまいりますので、ご検討されている内容をお示してください。

また、協会病院のように 100 円の料金を徴収し、管理人対策に向けてもよろしいかと思いますが、どのような構想をお持ちか、お答えください。

この項の最後になりますが、第 2 次保健福祉医療圏域として、小樽は後志圏域の 19 町村を含む中核的診療を行うことになっております。したがって、その受入体制を充実する立場からも、新病院立地については、騒音などを含めた環境に十分な検討を加える必要があると思いますが、立地についてはどのような地域をお考えになっておられるか、お聞かせください。

なお、立地については、より広く市民の声やご意見を反映させていただくことを重ねて重ねて要望いたし、次の項に参ります。

次に、市内の道路関係について、市のご見解をお伺いいたします。

道路問題は、大変多岐にわたっておりますが、中でも賞味期限の切れそうな古い懸案事業から2件を取上げてお尋ねいたします。

まず最初に、梅ヶ枝山手線についてであります。

この道路を生活道路として利用している住民は100世帯余に及んでおりますが、このうち、昭和41年に小樽市が開発し、梅ヶ枝団地として市民に建売りをした結果、40数世帯が譲渡を受けて既に36年が経過し、現在に至っております。

この間、当梅ヶ枝団地の住民から、数回にわたって、ロードヒーティングも含めた道路改良を訴えてきたとことです。しかし、市からの回答は得ていないと伺っております。

町民の話を総合すると、この生活道路は、こう配が14ないし15度という急坂であるにもかかわらず、冬期間の除雪は3種の2であるため、平成10年からでは、冬期間5回、平成14年になってからは2回の救急車が出動いたしました。いずれも目的地まで上がることができず、救急隊員に住民も協力し、担架にて祝津山手線まで運んだり、かつまた、ごみ収集車も上れず、これまた、祝津山手線までごみを運ぶ途中、転倒して骨折をするけがを負った人々が出るなど、さらに火災も2件発生いたしておりますけれども、もちろん消防車も上がれず、冬期間は全く陸の孤島と化している状況であります。

また、小樽市は、この梅ヶ枝団地を造成し分譲する際に説明会を開催いたしましております。その折に、この梅ヶ枝山手線は、住民の重要な生活道路であるため、梅源線との接続をいたしますと力説したと伺っております。そのような計画があったゆえでしょうか、市道でありながら、公共建築物も回転広場もないにもかかわらず、行き止まりとなっているのであります。梅源線との接続がされた場合、祝津山手線から上ることができなくても、梅源線側から通行することが可能となり、陸の孤島化を防ぐことができるのであります。

この団地は、分譲以来36有余年を経過して現在に至っておりますが、分譲時に説明された内容の実現をあきらめて、1軒、又は2軒と、せっかく買い求めた土地や家に見切りをつけてよそへ去っていく人が増え、現在は36軒に至っております。

したがって、分譲時に説明された梅源線との接続計画が予算の都合などで実現が不可能な場合は、急坂部分のロードヒーティングなどを施して陸の孤島化となることだけは解消してほしいと、切々と訴えたご要望が出ているのでございます。

市は、これまで幾度かご要望を受けた住民への対応と今後の計画見直しについて、お考えを明確にお答えください。

次に、妙源寺前通線についてお尋ねいたします。

この道路は、市立第二病院の旧隔離病棟ができる以前は、市道幸町病院線と接続されていたものですが、旧隔離病棟が建設された折に、分断された仮道路として、現在な急坂な妙源寺前通線ができたものと聞き及んでおります。この分断時に、住民への説明では、新隔離病棟に建設予定があるので、その折に原状に復すると説明がなされ、その言葉を信じながら現在に至ったと住民は申し出ております。

しかし、新隔離病棟ができた現在は、旧隔離病棟は第二病院の倉庫となっており、原状に復するには新倉庫ができなければと、消極姿勢に終始いたしております。

このことを当時の志村市長に申し上げたところ、旧隔離病棟に沿って通行可能な道路をつくっていただき、それまでの通行禁止の門扉を取り除いて現在に至っております。

しかし、せっかくつくっていただいた道路も、形こそありますが、20年近くも経過した今では、傷みが激し

く、また、冬期間は倉庫の屋根の雪などを落として放しで通行禁止となる状況であります。道路も、分断された当時は戸数も五、六軒と少なかったこの地域も、現在は39戸と増えた上に、現在の妙源寺前通線は15%という急坂で、冬期はハイヤーも上れず、ごみ出しの人たちが転倒し、けがをする被害を被っている人が続出している状況であります。

現在の倉庫は、当時の道路幅の渡り廊下でつながっているだけであり、妙源寺前通との接続は簡単にできるものと思います。

さきほど述べました梅ヶ枝山手線同様、政治は継続なりの言葉もあり、かつ、山田市長は、快適で安心して暮らせる生活環境の整備を図ると力強い公約も掲げられております。したがって、市長や担当課長さんが交代しても、市民との約束事は実行してほしいと思いますので、わかりやすいご答弁をお願いいたします。

最後に、ロシアとの交流における現状と課題についてお尋ねいたします。

ソ連邦が解体し、C I S が誕生してから11年が経過いたしました。そのロシアは、最初は政治経済体制の急速な変革に伴うさまざまな混乱も見受けられましたが、近年は、徐々に社会の安定化が図られ、経済活動も活発化する傾向を示してきております。日本とロシアとの貿易、取引を見ると、ここ10年間は激減しているものの、北海道とロシアとの取引は倍増いたしている状況にあります。

このような情勢の中にあって、昨年の小樽港に入港した外航船は1,757隻でありましたが、そのうちロシア船1,431隻で入港船の81%を占めております。それに伴い、ロシア人の入出国者数も、昨年は3万3,147名と3万人の大台を超えたのであります。

その一方で、ロシア政府の打ち出している密漁対策が貿易にどのような影響を与えてくるのか、不透明な状況にあります。日本としても、水産庁が、4月から、密漁カニの輸入を防ぐため、偽造が多いと言われているロシア政府発行の積出し証明書でのロシア船寄港を規制強化した影響もあるのでしょうか、小樽港も、カニ、エビ船は本年4月には入港船の12隻中5隻が退去させられており、5月末現在で、昨年の95隻入港が本年は14隻に激減している実態であります。

市長は、このような本市経済に及ぼす影響を憂慮して、市内経済界の方々とともに政府に対する要望行動を5月24日に行われたと伺っておりますが、その成果はいかがであったでしょうか。今後の展開も含め、市長のご感想をお聞かせください。

また、この陳情行動は、当初、留萌、稚内など関係する6市長が行動をともにする情勢であったかに風聞いたしておりますが、今回はなぜ小樽市だけの陳情となったのかも含め、お聞かせください。

再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 武井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新病院建設整備方針について、何点かお尋ねがありました。

まず、病床規模についてであります。市民や関係団体の代表による市立病院新築検討懇話会からの提言や、両病院の医師による新市立病院構想検討会議からの報告などを踏まえ、急性期医療体制を目指す中で、各診療科の担当医の意見を聞くとともに、今後、目標としている平均在院日数などを考慮し、560床程度と算定した

ものであります。

なお、算定に当たりましては、本市の高齢化の進展状況を踏まえ、急性期医療を支えるための医療型療養ベッドの設置についても考慮をいたしております。

また、現在の入院実績から見て病床の減にどう対処していくかのご指摘でございますが、今後策定する基本構想において、専門の医療コンサルタントのノウハウを導入し、診療圏の人口や年齢構成の推移、疾病動向、需要予測などを調査、分析した上で、適正な病床数をお示ししたいと考えております。

次に、ペット管理委員会の内容についてであります。病院の健全な運営のため、有効なペット活用を行い、効率的な病棟運用を行うことは重要なことと考えております。そこで、徹底したペットの有効利用を図るための組織を編成しようとするもので、その具体的な運営方法などについては、今後、検討してまいります。

次に、救急診療部門についてであります。新病院における救急隊との連携など、救急患者の受入体制については、今後、消防をはじめ関係機関と十分協議を行って、具体的方策をお示ししていきたいと考えております。

なお、現在行われている救急患者の医療機関への搬送手順についてであります。救急患者さんの容体を見て、最も適切と思われる診療科目のある直近の医療機関を選定し、搬送しているところであります。また、休日、祝日につきましては、当番病院、夜間には夜間急病センターを基本として搬送しているところでありますが、患者さんからかかりつけ医への要望があった場合につきましては、収容可能かどうか確認をし、搬送しているところであります。

また、札幌への管外搬送につきましては、銭函4丁目、5丁目における交通事故等で重傷患者が発生している場合や、張碓・銭函地区におきましても、救急患者さんがかかりつけ医の場合は札幌の医療機関へ搬送しているところであります。

次に、新病院の駐車場の規模についてであります。病院の建設用地や、施設規模が決まった段階で、駐車場のスペースがどの程度確保できるものか、また構造をどうするか、さらに運営形態についても併せて検討していきたいと考えております。

次に、新病院の建設場所についてであります。これまで総合調整会議において検討を行ってきたところでありますけれども、今後、関係部局により重点的に検討することにしております。また、基本構想策定作業の中で市民アンケート調査を予定していますが、建設場所についても調査項目に入れ、市民の声を反映してまいりたいと考えております。

次に、市内の道路対策についてであります。まず、市道梅ヶ枝山手線につきましては、梅ヶ枝団地の分譲により、住民の生活道路として昭和42年8月に市道認定されたものであります。当初、住民には、梅源線へ抜ける道路を予定している旨、説明をし、その実現に向けて努力しておりましたが、土地、家屋などの所有者の理解が得られず、道路整備ができないまま現在に至っております。この間、何度か住民の皆さんから道路の延長等の請願がなされ、市としても、土地の確保の問題、道路の線形などを検討してきましたが、工事費がかさむなどの課題も多く、困難であるとお答えしております。また、冬期間の除排雪やロードヒーティングの要望なども受けておりますが、冬道対策として砂箱の設置や排雪を行っており、ロードヒーティングについては、建設費や維持管理費に多額の費用を要することから設置は難しい状況にありますけれども、今後とも、冬期間の通行の確保について引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、市道妙源寺前通線と幸町病院線との接続についてであります。ご指摘のように、民家の張りつきの

状況や第二病院における隔離病棟の改築など、当時と状況が大きく変わっているところであります。この両線を接続するに当たっては、旧隔離病棟が支障となりますが、現在、作業員詰所や倉庫として使用されており、取り壊すことが困難な状況にありますので、今後、病院の新築統合の時期に合わせて検討してまいりたいと考えております。

次に、ロシア漁船の入港規制についてであります。去る 5 月 24 日、市議会議長、商工会議所会頭とともに、水産庁長官をはじめ、担当部局の方々に面会をし、4 月以降、小樽港に入港するロシア船が著しく減少し、地域経済の多方面に影響が生じている小樽市の実情を説明するとともに、地域経済に配慮した措置を検討されるように要請してまいりました。

水産庁からは、地域の実情については十分理解するが、このたびの外国人漁業の規制に関する法律、いわゆる外規法に基づく入港手続などの規制強化を変えることは基本的にできないとの考えが示され、今回の措置が長期化することにより、地域経済全般にさらに大きな影響が生じるものと危惧しているところであります。

この問題も含めて、日ロ政府間の漁業協議が今後も継続的に行われることとなっており、市といたしましては、この協議の動向を注視するとともに、関係団体、業界、さらには関係各市とも緊密な連携を図りながら、今後の対応をしてまいりたいと考えております。

なお、5 月 17 日、関係 6 市で今後の対応について協議を行い、合同で行動する考えに立ちましたが、日程的に調整がつかなかったため、結果的には、今回は小樽市単独で要請行動を行ったものであります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23 番、武井義恵議員。

○23 番(武井義恵議員) 再質問を二、三いたします。

一つは、救急患者の搬送の問題でございます。

ただいまのご答弁の中では、具体的な方法などを含めて、夜間指定医などを考慮しながらやっていきたい、こういう内容のご答弁でございました。

私は、この問題を取り上げたのは、大分改善されましたし、規約も、たしか条例も変えられています。私は、この問題は前に代表質問で取り上げたのです。この方は、当時、張碓の方でございまして、札幌の中村病院の脳外科の方に通院していた方なのですけれども、救急車を呼んだときに、当番指定医があるのということで、そちらの方に搬送されたと。そのところは安達病院、咽喉科だと聞いています。こういうようなことで、この方はとうとうそこで亡くなってしまいました。

このお母さんが言うには、私たちが中村外科に行ってほしいとあれほど頼んだのに、いや、指定医があるからだということで、そちらの方に回されたと。うちのお父さんでもう結構だから、今後、絶対にこういうことをしないようにしてほしい、こういうふうに切々と訴えられました。

今聞いてみましたら、携帯電話などもあり、それぞれの許可は要るのですけれども、許可の内容は非常にスピーディーになっているということを伺っていますし、規約上の中にもそれらが見受けられます。ですから、これは、今、市長の方で、特に夜間だとか指定医についてあまりにも執するあまり、そういう搬送が遅れる、手遅れになるということのないようにくれぐれもお願いをしたい、こういうことでございます。

次の問題は、これは市長のご答弁にあったのでしょうか、私が聞き漏らしたのか、駐車場の管理対策の中で、今、小樽病院では非常に駐車場が足りません。玄関のところで、車が出ていくのを待っている、次か

ら次と来て、後ろで時々警笛を鳴らされたり、あるいは救急車が来たりして、非常に戸惑っています。そうして、出ていくのを待って、そこに入れるというようなやり方をしています。

協会病院は、100円取っています。100円取っていますが、恐らく、管理人对策として取っているのでしょう。しかし、あそこでは、行ってきた人に判こをもらったら、そのまま100円を通っているわけですけども、小樽病院の駐車場は実際には非常に足りないのが実態だと思っています。

そこで、市の方でも、非常に厳しい財政だということは今までの代表質問の中で皆さんが十分に論議をされました。したがって、駐車場の管理人对策という意味で、100円を徴収してもいいのではないかと私は思っているのです。しかも、今後、新しい病院になる場合は、立体か平面か別にしまして、たとえ100円を取っても、急いでいるときは何分も待たなければならない状況ですから、ぜひとも駐車場対策はきちんとやっていただきたい。市民の方が行っても、スムーズに入れるように努力をしてほしいと思います。

したがって、私は100円を徴収してもいいと言ったのですが、それについて答弁があったでしょうか、私の聞き漏らしでしょうか、お答えください。

次は、梅ヶ枝山手線の問題です。

市長の今のご答弁では、確かに、分譲するときは説明をした、しかし、土地所有者の理解が得られなくて今までに及んでいる、お金がないからヒーティングはできないのだ。しかし、仕方がないから、砂箱は設置して、これでもってやっていきたいと。そう言いながら、冬期間の通行は努力したい、こう言っているのですね。

さきほども言いましたように、除雪が3種の2で、例えばこれを1種にするとか、2種にするとかなら、まだ一步前進だと思います。しかし、今のままの3種の2で、どう努力しようとしているのか、うなずけません。少なくとも市民の方々には、分譲する方々にはそういう説明をしたわけですから、それに伴って、やはりこれらは、陸の孤島化はしないように、せめて納得のいく措置をきちんととってほしいと思います。これでは、住民の人が怒るのは無理ないと思います。ぜひとも、もう一度、納得のいく答弁をお願いいたします。

それから、妙源寺通の問題です。

これは、市長の言うことは、私は、ここで理解はしないのだけれども、一応は理解したことにしましょう。私は、せめて20年前につくっていただいたあの道路くらいは整備してほしい、こういうふうに思うのです。そうしないで、あれだけ荒れ放題にしておいて、せっかく当時の市長がつくった道路があのようなことでは非常に困ります。雨が降ったら非常にべちゃべちゃになります。ああして土盛りをしてつくっていただいた道路ですから、ぜひとも現地を見た上で措置をしていただきたい。

そして、これをしばらく使ってほしい、そのうちにやるからなと、こういうような納得のいく対策をしてほしいと思います。

再質問の最後の問題ですが、ロシア船との問題です。

これは、非常に市長が努力されたこと、それから、確かに関係市長の方々も別の日にやったやに聞いておりますが、非常に市民が不安なのです。不安を抱いています。特に、商店街の方々は不安に思っております。ですから、それこそPR版でも結構ですから、あるいは市の広報でも結構ですから、あるいは市長の動向の中でも結構ですから、この問題についてはこういうふうに取り組んだということ、水産庁の回答も含めて、今までの努力を市民にわかるような宣伝方法、PR方法を講じてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝廣） 1 点目の救急の搬送の問題につきましては、ご要望として受け止めておきます。

それから、新しい病院の駐車場の問題ですけれども、まだ、どこにつくるか、場所も決めておりません。したがって、どれくらいの駐車スペースがとれるのかどうか、それがはっきりしておりませんので、場所が決定した段階で、駐車場対策というのは非常に大事ですから、当然、お話のように、どういう管理運営方法をとっていくか、これは、その時点で今のご意見を参考にしながら十分に取り組んでいきたいと思います。

それから、道路の 2 件の問題につきましては、土木部長からお答えをさせていただきます。

それから、ロシア船の問題ですけれども、水産庁の方へ要望に行きまして、帰ってきましてから要望のありました関係団体の皆さんにお集まりをいただいて、結果につきましては一応報告をさせていただきました。

ただ、どこまでというか、範囲が限定されておりますので、その方々だけお集まり願ったのですけれども、今後、どういうふうはこの問題について P R していくか。この問題は、密漁、密輸の問題が絡んでいまして非常に難しい問題ですので、そのあたりもあるものですから、軽々には申し上げられませんが、水産庁の考え方など、今後の取組等については何らかの形でお知らせをしていきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（兵藤公雄） 武井議員の再質問にお答えいたします。

梅ヶ枝団地通線の件でございますけれども、確かに、今現在 3 の 2 という形の除雪の基準でやってございます。現地の方は、ご承知のように、入口を含めて狭隘のため、なかなか除雪ということではなく、排雪をやってございます。これにつきましても、道路の中でダンプとロータリー車が並列して作業するというのはなかなか難しい状況にございますので、一応、ブルドーザーで祝津、手宮の方へかき出しながら、そこでロータリーで排雪をしている状況でございます。現地の方では、3 の 2 というところでございますけれども、私どもとしては、排雪作業を行っていききたいということで、これも昨年から行ってございますし、今後も排雪で対応していきたい、このように思っております。

それと、妙源寺の件でございますけれども、確かに、従前は道路という形態があったということで私たちも認識してございます。その中で、今現在、人が通れる程度のものにしかなくなってございませぬ。さきほど市長からも答弁させていただきましたように、ここの道路につきましては、病院の問題と一緒に検討していかなければならない、このように思っておりますので、その時点でまた検討してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23 番、武井義恵議員。

○23 番（武井義恵議員） 3 点について、再々質問いたします。

今の土木部長のご答弁の中身です。

一つは、梅ヶ枝線の問題ですが、排雪を重点的にやっていきたいと。確かに、排雪は第 2 種になっています。ですから、当然のことなのです。その結果がこういうような状況なのですから、私はだめだと言っているのですね。ですから、何か陸の孤島にならないように、市がせっかく分譲した地域なのですから、しかも、そのときは約束事があるわけですから、その約束事も果たさないで、今は金がないからと、これでは住民は納得しま

せん。

しかも、あそこの方々は、市が販売したときは平屋だったのです。ところが、みんな市の約束事を守って手をかけて増築したのです、2階をつけて。だから、お金をかけてしまったものですから、出ることができないのです。今、移っていった方々は、平屋のまま手をかけないであきらめて出ていっているのです。

ですから、私は、そういう意味では、ここのところは14度のところと15度のところがあります。したがって、そういうような急坂のところだけでもヒーティングをすとか、あるいは、今の排雪の2を排雪の1にすると、何か方法をとらないで市民に説明したことが不履行のままでは、しかも、それを36年も放ったらかしておいたなど、これは納得できないと言うのは私だけではないと思います。ぜひとも、これらについての再考をもう一度お願いいたします。

それから、妙源寺前通については、今の答弁では、私は市長が言ったのとちょっと違うのではないかと思います。

私が再質問した理由は、これは待っていただいと、市長の答弁で一応納得しますよと。せめて、前に志村市政のときにつくっていただいた道路を直していただいけませんかと。しばらく、あなた方が言う再考するときまでに、それで、一つはとりあえずそういうふうにしておいて、病院の統廃合をするまで待ってほしいと、これなら住民は納得するのです。そういうようなことをしないで、今の部長の答弁では全然回答になっていない。ですから、私の質問したことに忠実に答えてください。

それから、市長にお願いがあるのですが、お願いというよりも今後の対策なのです。今回の水産庁への行動については、他の市長は、たまたま向こうの方へ所用があって違う日にそういう陳情行動をやった、市長は定められた日に行った、こういう食い違いがありましたけれども、今後も、これらの関係市長と連絡を密にしながら、対ロシア問題についての水産庁対策をやってほしいということをお願いをしておきたいと思いますが、市長の考えをお示ください。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 道路の問題は、引続き、土木部長から答えさせます。

ロシア船問題につきましては、関係6市があります。小樽を含めまして留萌、稚内、紋別、根室、網走があるのですが、それぞれのまちで扱っているものが少し違うんですね。それで、若干温度差があって、船の入る隻数もそれぞれ若干違います。一番大きな影響を受けているのが稚内、小樽、根室で、その3市の中でも、また少し違うんですね。ですから、なかなか統一行動をとりづらいという面もあるのですが、引続き連絡をとり合って、どういう対応策を考えて要望していくか、これは十分に検討させてもらって、引続きやっていきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（兵藤公雄） 再々質問にお答えいたします。

ただいまの梅ヶ枝町の件でございますけれども、排雪路線が今2種ということでございますが、確かに、現状は狭隘で作業がやりづらいという場所がございます。一つは、昨年も2種でやってございますけれども、今

年の冬の状況を見ながら、極端なことを言いますと格上げというか、1種というか、そういう方向にできるのかどうか、この辺も含めて、ちょっと今年の冬を見まして検討させていただきたいと思います。

それと、妙源寺の方でございますけれども、これにつきましても、さきほどちょっとお話をさせていただいたのですが、やはり、現状としては人が歩く程度の道路幅でございますので、この部分について直していただきたいというお話でございますから、この部分を、例えば雑草刈りをするとか、もう少し歩きやすいようにするとかということについてはできるかと思っておりますので、現地をもう一度見て、確認をさせていただきながら、できるものはやっていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（松田日出男） 武井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 13番、見楚谷登志議員。

（13番 見楚谷登志議員登壇）（拍手）

○13番（見楚谷登志議員） 平成14年第2回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、今年10月ころを目途に発行開始が予定をされております「小樽市民証」について、何点が質問をいたします。

私は、この市民証に関しては、議員に当選した時点より取り組んでまいりました。市民カードとも言えるこの種のカードは、運転免許証や保険証などの身分を証明するものを持っていないお年寄りや家庭の主婦などの身分を確認する身分証明書がわりになるカードだからであります。

私は、出雲市が発行している「出雲市民カード」、大津市が発行しております「安心カード」、米沢市が発行している「元気カード」などを例に提示をいたしまして、代表質問や予算委員会の場にて、高齢化が進む小樽市でも、市民サービスの一環として、また、お年寄りの健康管理や緊急時の即時対応としての活用ができるカードであると力説をしてまいりました。この市民カードにも、一長一短があることも承知をしております。このたび、小樽市が小樽市民証の発行開始に踏み切ったことに、私は、やっとカード事業の第一歩が踏み出されたのだと評価をするものであります。

そこで、お伺いをいたします。

このたび発行される小樽市民証は、市民部職員の方の手づくりであることを伺っております。カード作成の材質と手順をお知らせください。

また、当然ではありますが、住所、氏名を記載するわけであり、顔写真や緊急連絡先、健康管理に必要な記載はどうされるのか、さらに、交付対象者は何歳からか、お知らせください。

最近では、これら市民カードの利用を促進するために、住民票や印鑑証明書などの交付を目的として市役所内やコンビニ等に自動交付機を設置している自治体が増えております。小樽市として、将来的には自動交付機の設置も視野に入れておられるのか、お知らせください。

次に、セキュリティ対策の問題です。

ＩＣカード等の発行には安全性が求められており、最近では、大手企業の管理している個人情報がか々と流出する事例が報道をされております。個人情報の保護をどのように堅持するかは極めて重要なことであります。小樽市では、この安全対策をどのようにお考えなのか、お知らせください。

市民カードに類した事業は、道内の各自治体でも取組が広まっておりますが、発行を受けた数は、各自治体

とも残念ながら一、二%と低迷をしていると伺っております。小樽市としては、初年度の発行をどのくらいに見込んでいるのか、また、将来的には人口の何%くらいまでを想定しているのか、お知らせください。

また、この市民カードの普及については、どのように市民の皆さんにお知らせをするのでしょうか。現在、70歳以上のお年寄りの配布をしておりますふれあいパスとの連動、つまり、市民証がパスを兼ねるのかを視野に入れての検討がなされたのか、お知らせください。

この項の最後になりますが、21世紀プランの基本計画にあります創造プログラムの一翼を担っております情報広がりプログラムの情報化の推進であります。この種のカード発行と連動させ、小樽市内はもとより、市内の情報通信基地の整備を早急に実施し、例えば、市民カード1枚で保健、医療、福祉情報、教育情報などのサービスシステムをＩＣチップに埋込み、安全で安心して暮らせる小樽のまちづくりの形成と、市民生活に密着したカード事業の推進を拡大させるための地域情報センターの立上げを早期に検討してはどうかと思いますが、市長の見解をお知らせください。

また、8月には、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステムが導入されるわけですが、今年発行される小樽市民証とは運用が異なるのかどうか、それもお知らせください。

次に、広報おたるの5月号には、「市の台所は火の車、危機的状況乗り越えるために財政健全化緊急対策会議を設置」と大見出しで緊急特集が組まれ、深刻な市の財政状況を市民へ訴えております。私へも大勢の市民の皆様より問合せが来ておりますが、市役所にも相当数のご意見や指摘等があると思われますので、どのようなご意見があるのか、まずお知らせください。

このたび設置された緊急対策会議での今後の取組の中では、平成9年度より実施してきた行政改革実施計画を更にグレードアップして、すべての事務事業を徹底的に見直し、民間に委託できるものは民間に移行するとあります。私も事務事業の徹底見直しには大賛成ですので、数点についてお尋ねをいたします。

市民会館と市民センターの管理運営を民間への委託業務として移行する。理由としては、民間活力を利用することにより、企画、宣伝を通じ、業績のアップが見込まれ、会館利用度の向上につながると思われる、またさらに、職員の削減につなげることもできることであります。

社会教育施設の管理運営についても民間委託に移行する。図書館については、今年度、道からの補助金3,650万円にて図書資料マーク化事業が図られ、貸出しなどの業務の簡素化をされるわけであります。博物館、青少年科学館、文学館、美術館においては、専門的知識が必要とされるわけであり、学校を退職された先生方の再就職先としての門戸も開かれるのではないかと思います。特に、室内プールに至っては、先生方の再就職先の最たる事例があるわけであります。

火葬場につきましては、北後志地区の広域連合の中でも管理運営が可能になれば移行をすべきと思います。

学校給食に関しても、調理員の配置転換の問題はありますが、民間に業務を委託する。市立病院は、新病院建設に向かって、病院給食の民間への業務委託が可能か検討をされるそうでありますので、ぜひ実現するよう積極的に検討を重ねてもらいたいと思います。

また、緊急対策会議が、今後の取組として適正な受益者負担について検討されるとありますので、多くの市民が関心を持たれているであろう2点についてお伺いをいたします。

一つ目は、高齢者生きがい対策でありますふれあいパス事業費について。

市長は、バス事業者から何らかのアクションがあつて、初めて手数料等の受益者負担について検討されると議会答弁されております。

病院の通院や友人宅への訪問、買い物等、大勢のお年寄りが外出の交通手段として利用しておりますふれあいバスであります。お年寄りの会などでも、現在、無料になっておりますふれあいバスについては、多少の負担をしてもよい、また、将来的にも無料化を続けてほしい、いろいろさまざまな意見が交錯しております。市長としても慎重に検討しなくてはならないと思いますが、将来的には、利用料など受益者負担を対象にの検討がなされるのでしょうか、見解をお知らせください。

二つ目は、一般家庭用ごみの有料化であります。この問題は、受益者負担の最たるものではないかと思えます。全国的に見ても、各自治体では有料化が進んでおりますが、小樽市として、一般家庭ごみの有料化に向けての検討がなされているのでしょうか、見解をお知らせください。

そのほかにも、受益者負担にかかわっての検討がなされているものがありましたらお知らせください。

次に、近年、高齢化が急速に進展し、痴呆症患者の急増が危ぐをされております。

専門家によりますと、痴呆症の半数近くはアルツハイマー病が占めているとのことであります。アルツハイマー病も、病状が早期段階であれば、投薬治療で病状の進行をある程度遅らせることが可能であり、道医療大心理科学の中野教授は、50代のアルツハイマー病の患者さんが、早期投薬治療を受けて意識がはっきりし、娘さんの結婚式で立派にスピーチをしたという例を挙げて投薬治療の成果を発表し、一刻も早い病状の発見と治療開始の重要性を訴えております。

また、東京都が、1995年に、家族が気づいた痴呆症の代表的な初期症状、こういうものを調査した結果、同じことを言ったり聞いたりする、物の名前が出てこなくなる、置き忘れやしまい忘れが目立つ、以前はあった関心や興味が失われた、この四つが代表的な初期症状として挙げられ、薬物療法による治療効果が期待されるのはこうした初期段階のアルツハイマー病の患者であるという新聞報道がなされております。

仙台市内にある広南病院は、このたび高齢化が急増している中、物忘れに対して不安を持つ受診者が増えていたり、アルツハイマー型痴呆の治療薬が開発され、早期発見の必要性が高まってきたと判断して、神経内科に物忘れ外来を開設したそうです。

この広南病院は、脳血管障害の治療では国内屈指の医療機関として高く評価をされている病院であります。院内に設置してあるMRIやSPECT（局部脳血流測定装置）など最先端の画像診断を駆使して、年齢相応の物忘れと痴呆の兆候を見分け、正確な治療につなげたいと高橋院長の談話が発表されております。

道内でも、さきの中野教授が、毎週金曜日に札幌医大病院で物忘れ外来の治療に当たっておられます。日本老年精神医学会は、札幌医大病院のほかに、札幌の3か所、旭川2か所、函館、苫小牧、室蘭、網走にそれぞれ1か所の9施設を専門施設として認定をしております。

以上、長々と説明をさせていただきましたが、私が提案したいのは、全国で開設要望が高まっております物忘れ外来を小樽市立病院内に開設することです。小樽市の高齢化率は24%以上で、道内の10万人以上都市の先端を行っております。ちょっとした物忘れも痴呆症ではないのかと心配する市民は多いと思います。痴呆の兆しなのか、それとも年相応の物忘れなのかを区別できれば、冷静な判断ができるわけであります。

市立病院では、私の同期であり、信頼に足る森岡院長をはじめ、佐藤二病院長、精神内科の池田医師など優秀なスタッフがそろっております。市民も待ち望んでいると思われるこの物忘れ外来の開設を切望するものであります。市長の柔軟にして、かつ大胆な判断の中での明快な見解をお知らせください。

今年度より、学校完全週5日制など、教育改革が行われ、新学習指導要領の導入で子どもの学力が低下する等、保護者の間では賛否両論が噴出をしております。公立高校では、補習と称して土曜日に授業を行ったり、

学習塾と連携をとり、進学希望の生徒を学習塾に送り込み授業を行って学力のアップを図っているとあるメディアが放送するほど、深刻な事態になっているようです。当然のごとく、高校受験を控えた中学校においても、学力低下の問題については深刻な事態なのではないかと危ぐをしております。小樽市内の小中学校の保護者の皆さんはいかになっているのか、お知らせください。

近年、我が国の児童・生徒の国語の読解力が低下していると聞き及んでおりますが、事実であればゆゆしき事態であります。と申しまして、私たち大人も、最近では漢字を書くことが少なくなり、文章のつながりもスムーズにできなくなってきたことは事実であると思っております。

さきに提案をいたしましたアルツハイマーの初期のように、漢字を読むことはできても、いざ書くとすると、一時的な度忘れも手伝い、なかなかその漢字が出てこないということが時々あります。議員の皆さん方にも経験がおりではないかと思えます。

このような現象は、近年、目覚ましく普及しておりますワープロ、コンピュータで文章中の漢字を機器が簡単に変換してしまい、漢字を覚える必要がなくなってきたのが要因とされております。私のこの質問もパソコンで打ち込んでありますので、辞書を見ながら文書作成をしたわけではありません。本当に便利になったもので、だから漢字が覚えられないのだなというふうに思っております。子どもたちにも、私たちと同じようなことが言えるのではないのでしょうか。

低学年から持っている携帯電話、この携帯電話につきましては、問題もあり、いろいろ言いたいこともありますが、本筋とかけ離れますので意見は申しません。携帯電話やパソコンで簡単に漢字の変換ができるため、漢字の書取りに難色を示す子どもが多いとされております。

そこで、私は、教育委員会に対し、ご提案を一つ申し上げたい。

私は、小中学校の時分には、先生が出される10分間テストや漢字の読み書きテストが思い出されます。毎日でしたから大変でした。ご記憶の方もたくさんいらっしゃると思います。テストとなると、生徒諸君も先生も大変であると思いますので、授業が始まる前の10分から15分くらいを利用して、教科書や漫画雑誌以外の本をそれぞれが自由に選択をして先生も一緒に教室で読書をする読書の時間を設けてはいかがでしょうか。毎日とは言わないまでも、週2日ないし3日、全校生徒と、校長先生をはじめ、全教職員も自分の読みたい本を読む。学校内は静まり、この習慣を身につけさせることにより、本を読む魅力にとりつかれ、自然と子どもたちの国語の力を伸ばし、物事をじっくりと考えるようになると思わないのでしょうか。教育委員会にて、ぜひ検討を重ね、校長会へ提案してはいかがでしょうか。

私は、このような提案をするのは、さきに視察をさせていただきました塩竈市のある小学校で、読書を通して子どもたちの豊かな心を培うことを目的とした読書タイムを設け、本に親しむ活動を展開しており、地域住民も図書ボランティアとして本の整理や児童への本の読み聞かせなど、熱心な活動がなされていることであります。このような取組は、各学校の校長先生が率先して取り組むべきとは思いますが、市教委として大いに後押しすることも成果を上げる大きな要因ではないかと思い、検討をお願いいたします。

次に、今年は例年になく降雪量が少なく、春の雪解けも半月ほど早まり、まちのあちらこちらで水道、ガス、電話等の工事が盛んに行われております。年2回、年度始めと年度末に行われる年中行事ではありますが、小樽市も平成14年度の臨時市道整備事業を、21か所の道路改良を含めて、側溝整備58か所など、事業費約6億6,000万で予定をされておりますが、市が行うこれらの工事以外には、上下水道工事を含め、民間企業より年間どのくらいの工事予定が報告されており、現在まで、何か所くらいの穴掘り工事が行われているのか、お知らせ

ください。

なぜ、この質問をするかと申しますのは、これらの土木工事に対して市民が不思議に思っていることであります。道路がきれいに整備、舗装され、住民は利用しやすくなったと市に感謝をします。半月もしないうちに、きれいに舗装された道路を掘り繰り返し工事が始まる。埋戻しをして部分舗装が施され、数年後には道路のその部分舗装した箇所から亀裂、陥没、パッチ当てが繰り返され、見るも無残なでこぼこ道路と化してしまう。小樽市は何を考えているのだ、市内の縦横の連絡がないのか、民間の工事会社と連携がとれていないのかと不思議に思っているからであります。

私は、現在、これら工事は、事業者と連絡を密にしているのではないかと確信をしておりますが、いかがなのか、お知らせください。

今年度、工事予定にあります緑町の竹の葉通線の整備工事ではありますが、緑町のいわゆる縦道は17から18本くらいあると思いますけれども、パッチの上にパッチが施され、ひどい状況になっておりますが、今後の整備予定をお知らせください。

地元のことでまことに恐縮ではありますが、ご承知とおり、小樽市立病院付近には病院も多く、救急車で患者が運ばれてきますけれども、でこぼこが大変気になります。入退院される患者さんや、通院されている患者の皆さんも、バウンドが激しく、車を利用する方々が大変だと私は思います。早急な道路整備をお願いする次第でございますが、いかがでありますでしょうか。

最後に、道路整備をする過程での優先順位のようなものがありませんでしたら、どのようなものか、お知らせください。

また、市内各所の道路状況は、安全性や快適性とは相当にかけ離れていると私は思うのでありますが、市長の見解をお知らせください。

最後に、5月1日、市長の定例記者会見の中で、北後志5自治体との市町村合併について、市長が積極的立場へ転換したと報道されております。

2000年に道が北後志地区の合併のいわゆるたたき台として示されたのは、小樽市と赤井川村との合併で1市1村案、さらに、余市、仁木、積丹、古平と赤井川の合併で4町1村案の二つの案が今後の検討のためのたたき台として示されておりますが、北後志の1市4町1村の合併案はなかったように私は記憶をしております。市長は、赤井川村との合併問題について、合併をするメリットが余り考えられないとして、まことに消極的な議会答弁をされておりましたが、今回6市町村の合併に積極的な方針に転換された真意をお知らせください。

5月中に、市町村合併について課長クラスの検討会が開かれたようでありますが、北後志の5町村の意向はどのようなものなのか、お知らせください。

赤井川村との合併にはメリットがなく、6市町村の合併ならメリットがあると判断されての検討会立上げと思われますので、そのメリットについてお知らせください。

市幹部の談話として、広域連合のような方法も考えられるとありましたが、その真意についてもお知らせください。

合併問題は、行財政全般の総合的な見直しが必要であればなりません、この点はいかが処理をされるのか、お知らせください。

当然のこととして、6市町村はそれぞれの行政区域でさまざまな施策を実施して、まちおこしを独自の手法にて行政を執行しているわけありますので、合併が実現できた場合のデメリットについて、細かくお知らせ

してください。

最後に、市長は、6 市町村合併に向かっても、今後も積極的な検討が続けられるのか、見解をお知らせください。

再質問を留保して、私の一般質問を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 見楚谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小樽市民証について、何点かご質問がありました。

市民証は、本年10月からの実施に向けて準備を進めておりますが、その受付や発行業務など詳細について現在検討を進めております。

最初に、作成手順についてであります。戸籍住民課及び総合、銭函、塩谷の各サービスセンターで希望者の受付を行い、同時にデジタルカメラで顔写真を撮ります。記載事項は、表面に顔写真のほか、住所、氏名、性別、生年月日、発行番号、発行年月日、有効期限を、裏面には、希望によって緊急連絡先などを印字する予定です。また、市民証の材質は、ラミネートフィルムで加工し、小樽市のマークを刻印いたします。交付方法は、郵送で行いたいと考えております。

次に、交付対象者についてであります。小樽市の住民基本台帳、又は外国人登録原票に登録されている市民を対象に考えており、初年度の発行見込み数は、全市民の1ないし2%を想定しております。また、将来の見込み数については、ほぼ同じ割合で推移するものと考えております。

次に、市民周知についてですが、広報おたるや町内会回覧板のほか、町内会との連絡会議を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスとのかかわりですが、庁内での検討では、ふれあいパスの対象が70歳以上であること、また、その有効期限が1年間であること、さらには、金券としての性格を持っていることなどから、市民証との兼用は難しいものと考えております。

次に、市民証とＩＣカードとの違いについてですが、市民証は身分証明事項を記載内容とするものであります。一方、ＩＣカードについては、顔写真つきと顔写真がつかないものの2種類があり、顔写真つきは、市民証同様、身分を証明することができます。ＩＣカードは、メモリーが内蔵されており、印鑑証明書などの交付ができる自動交付機の導入が可能となりますことから、今後、先進都市の事例調査を行い、費用対効果などを検討してまいりたいと考えております。

次に、ＩＣカードのセキュリティ対策についてであります。現在開発されているＩＣカードについては、カードの内部に演算装置を持つことでカードに入力されている情報はすべて暗号化され、万が一、所有者が紛失し、第三者がそれを拾得してもカード内の情報を読み取ったり偽装や改ざんができない仕組みとなっています。また、カード本体のセキュリティに加え、システム運用にかかわる職員に対する教育研修を行い、情報の安全確保に努めるなど、ＩＣカード発行に際しては市民の個人情報保護について万全の対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、カードの発行と連動させた情報通信基盤の整備や地域情報センターの設置についてであります。小

樽市では今年度において、情報化推進のマスタープランであります小樽市地域情報化計画を策定することとしており、現在、庁内の IT 推進本部や民間の委員による地域情報化計画策定懇話会などを立ち上げ、作業を進めております。情報通信基盤や地域情報センターにつきましては、地域の情報化を進めるための環境づくりとして大切なものと考えており、地域情報化計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、広報おたる 5 月号に掲載しました本市の財政状況についての緊急特集に対する市民の皆さんからのご意見やご質問についてであります。財政健全化緊急対策会議による健全化の取組は始まったばかりで、今回の特集では、具体的な事務事業見直しの内容などは掲載しておりません。したがって、市民の皆さんから寄せられたご意見などはごく少数にとどまっておりますが、全国的な赤字自治体の状況や、地方財政悪化の制度的な要因についてのご質問、市職員の手当や旅費についてのご意見が寄せられております。今後は、事務事業見直しの状況など、広報を通じてお知らせしていくこととしておりますので、今後は増えてくるものと考えております。

次に、市民会館、市民センターの民間委託でありますけれども、現在、清掃及び警備業務については全面委託を行っているほか、ボイラー、舞台技術業務についても一部委託しているところであります。管理委託は、地方自治法上の受皿となる公共的団体といった制約もあり、困難な状況にありますが、当面は、さらに可能な業務委託の拡大を進めてまいりたいと考えております。

次に、火葬場の管理運営についてですが、北後志地域の広域連合の中で行ってはどうかというご提言ですけれども、現在、各市町村、それぞれ独自に火葬場を有しておりますことから、現状では難しいものと考えております。

次に、病院給食の民間委託についてであります。病院給食は入院患者の疾病治療の一翼を担う治療食としての役割があるとともに、食事の楽しさを供するよう患者のニーズにこたえられる病院給食が求められているところであります。このようなことから、今後、新病院建設に向け、より一層、医療サービスの拡大と質の向上を図り、さらに効率的な病院経営の視点から、民間活力を導入することについて前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、緊急対策会議における適正な受益者負担の検討についてであります。ふれあいパス事業につきましては、これまでは、バス事業者から来年度以降の増額要請があれば、制度を存続するために自己負担などを含めた検討をすることとしておりましたけれども、このたびの緊急対策会議において掲げている適正な受益者負担の観点を踏まえた検討も必要と考えております。

次に、家庭系ごみの有料化についてであります。今年の 4 月から函館市が実施し、道内では既に 8 市が行っており、全国的にも年々有料化する自治体が増える傾向にあるものと承知しております。本市においては、平成 12 年 7 月から事業系ごみを有料化したことにより、事業者の排出抑制やリサイクル意識が高まり、ごみの減量化が進んでいる状況であります。家庭系ごみにおいても有料化の導入により、減量化が期待できるものと考えており、今後、検討していかなければならないものと思っております。

次に、その他の受益者負担についてであります。まだ各部へ事務事業の見直しについて指示したばかりでありますので、現時点では特定の項目をお示しすることはできません。今後、健全化への取組をさらに強めていく必要がありますので、市民の皆さんにご協力をいただく場合も出てくることもあろうかと考えております。

いずれにいたしましても、受益者負担の問題は大変大きな重要な問題であり、市の財政状況ともかわる問題でもありますので、慎重に検討を進める必要があるものと思っております。

次に、市立小樽病院の物忘れ外来の開設について、先進都市の事例などをご紹介いただき、ご提言がございました。

現在、小樽病院では、週3回第二病院の医師による関連診療科目の外来を開設しており、物忘れが多くなったなどの症状を訴えられる患者さんもここに対応しているところであります。ご提言の物忘れ外来を標ぼうすることにつきましては、市民ニーズの高いものであると承知をしておりますが、医療法の規制等もあることから、専門医の意見を伺い、さらに先進地の実態等を調査し、開設方について検討してまいりたいと考えております。

次に、道路整備について何点かお尋ねがありました。

昨年度、市道における道路占用の届出があった件数は、北電が185件、N T T 194件、北ガス関連が204件、上下水道375件となっており、合わせて958件、本年4月から5月末までについては、北電38件、N T T 25件、北ガス63件、上下水道87件、合わせて213件となっており、ほぼ前年と同件数であります。

また、舗装された後に繰り返し工事を行うというご指摘についてですが、道路占用を伴う工事については、年度当初において、庁内の部局や電気ガス会社などの関係機関から工事予定箇所や実施時期について報告を受け、同一箇所を掘り返すことのないよう指導し、調整を図っているところであります。

しかしながら、緊急を要する工事や建物の新築、改築に伴う工事など、やむを得ないものがありますが、今後とも、さらに関係機関と連携を密にして、調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、緑地区における市道の整備についてであります。この緑地区は、ご承知のとおり緑第1大通と第2大通を縦につなぐ通称はしご通りと呼ばれている17本もの市道がありますが、竹の葉通については、昨年からの凍上により路面の状況の悪いことから、今年度、整備をし、完成する予定となっております。残りの路線につきましましては、路面の老朽度や交通量、通学状況等を勘案しながら、整備の緊急性の高い路線について年次計画を立てて進めてまいりたいと思っております。

次に、市立小樽病院付近における市道の整備についてですが、病院が隣接する市道につきましましては、救急車の走行や患者さんの通行に配慮をし、舗装の補修などの管理を行っているところであります。一部の路線において、路面のでこばこや路肩の未整備な箇所があるところのご指摘でありますので、現地の調査を行い、地元町会とも協議をしながら、必要な措置について検討してまいりたいと考えております。

次に、道路整備をする過程での優先順位でありますけれども、市道の整備に当たりましては、まず、交通量や公共施設の有無等を考慮し、路線の格付を行い、その中で道路や側溝の老朽度、整備の緊急性、各種プロジェクトとの連携、事業の効果等を総合的に判断しながら優先順位を付け、計画的に実施しているところあります。

次に、市内の道路の整備状況についてであります。市内の道路は地形的条件から道幅が狭く急坂な道路が多いため、傷みも激しく、道路の改良や維持管理は非常に難しい状況にあります。また、道路の拡幅や歩道新設などの新たな事業には、古くからのまち並みであることから、多大な費用を要することになります。

しかしながら、安全で円滑な道路交通の確保を図るため、歩車道の整備や局部改良など安全性の向上を目指すとともに、商店街や地域に親しまれるコミュニティ道路づくりにも取り組んでいるところあります。

今後とも地域の声も聞き、歩道の新設や側溝整備による道路幅員の有効利用、さらには高齢者、障害者等の歩行者にも配慮しながら、安全で快適な道路整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、市町村合併について、何点かご質問がありました。

初めに、北後志 6 市町村広域問題研究会の立上げについてであります。このきっかけといたしましては、4 月に北後志の 6 首長が一堂で懇談する機会があり、その際、十分な議論も行わずに合併の是非を判断することにはならないとの意見の一致を見たことにより、北後志全体で、市町村合併問題を含めて、広域問題の調査、検討を進める研究会を立ち上げることにしました。

しかし、この研究会は、北後志市町村が一緒になる市町村合併を前提としているわけではございません。私といたしましては、市町村合併により行政効果が生じるかどうかことが重要なことと認識しておりますので、この観点から、メリット・デメリットなどの調査、検討を研究会の中で進めていかなければならないものと思っております。

次に、他の町村の合併についての考え方ではありますが、率直に申し上げますと、他町村の考えには、まちの生い立ち、歴史、文化それぞれ違いもあることから、五者五様の思いもあるように感じております。したがって、今後、それぞれの市町村が研究会の調査、検討結果を参考にしながら判断していくことになるのではないかと考えております。

次に、広域連合についてであります。市町村合併は、広域問題を処理する手法の一つであり、現在進めている北しりべし廃棄物処理広域連合のような手法も広域問題を解決する一つの方法と考えております。研究会では、さまざまな角度から広域問題について検討してまいりたいと考えております。

次に、合併による総合的な行財政の見直しとデメリットとの関係についてであります。今回、立ち上げました研究会での議論を踏まえ、それぞれの自治体が合併について検討し、合併の是非など、進めるべき方向性を見いだしていかなければならないものと考えておりますけれども、現段階におきましては、各自治体の財政状況や住民への広報活動など、情報の共有にとどまっておりますので、今後、これらの資料をもとに、研究会の中で合併した場合のメリットやデメリットなども検討していくことにしております。

最後に、6 市町村の合併についてであります。初めに申し上げましたとおり、この研究会は北後志 6 市町村が一緒になる市町村合併を前提としているわけではなく、北海道が示した合併パターンにとらわれず、北後志全体で考えていこうという趣旨により、研究会を立ち上げたものであります。したがって、今後、研究会での調査、検討結果を市民の皆さんにお知らせするとともに、市としても合併の是非を考える上での判断材料にしたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 見楚谷議員のご質問にお答えいたします。

社会教育施設の管理運営の民間委託についてであります。管理委託につきましては、受託先が公共的団体等に限定されるなど、いわゆる受皿となる団体がありませんでしたけれども、今年の 2 月に小樽体育協会が NPO の法人格を取得したことから、今年度から総合体育館の月曜開館の実施に当たり、同協会に業務を委託しております。来年度は、管理運営の全面委託に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

また、文化施設につきましては、受皿となる団体がないというほか、それぞれの施設が生涯学習機関としての存在意義を十分に発揮するため、専門的知識や資格を持つ学芸員を配置して、特別展の開催など多様な自主事業を展開しており、総合体育館のような貸し館的な要素の強い施設と違い、管理委託になじむのかといった問題もありますので、今後の検討課題と考えております。

次に、学校給食の民間への業務委託についてであります。現在、炊飯業務や給食配送業務を民間に委託しております。今後、オタモイ、新光調理場の委託や運営の在り方については、学校給食運営協議会等の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、保護者の学力低下に対する懸念であります。ご承知のように、この4月から、完全学校週5日制導入の下、新学習指導要領に基づく教育活動が各学校で進められております。

しかしながら、大学関係者を中心に学力低下を心配する声が出され、各地における土曜補習の取組などが紹介されております。こうしたことから、小樽市においても各学校で学校だよりや、学年・学級だよりを発行し、昨年度末から4月中旬にかけての保護者懇談会の機会などを通して、学校週5日制や新学習指導要領をテーマに保護者の理解を得る努力をしております。

教育委員会としても、完全学校週5日制の本旨に基づき、週5日の中で学校教育の成果が上がるよう、さらに指導に努めてまいります。

最後に、国語力を高める読書の時間の促進についてですが、ご指摘のように、最近、子どもたちはメディアの多様化により本を読まない傾向にあります。こうしたことから、全国的に、朝の読書として、全校一斉朝読書や10分間読書などに取り組み、国語の力はもとより、情操面で効果を上げていると聞いております。

市内の小中学校においてもこうした取組の広がりを見せており、保護者を中心とした読み聞かせの会も活動を広げております。朝の読書は、好きな本でよい、読む本は子どもたち自身の好きなものを選ばせる、自分の力で読めるもの、今、必要としているものを自由に選ぶことができる、好きこそ物の上手なれで、これは学び育つための基本であると、効果について説明しております。

教育委員会といたしましても、図書館協議会や校長会、教頭会を通してこうした活動を紹介するなど、児童・生徒が一層読書に親しみ、日本の文化の理解が深まるよう努めてまいります。

以上であります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 見楚谷議員。

○13番(見楚谷登志議員) 再質問を留保しておりますけれども、あとは予算委員会の中で細かくやっていきたいと思いますので、本日は、これで終わります。

○議長(松田日出男) 見楚谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 3時00分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

○33番(斉藤陽一良議員) 平成14年第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、本市の孤独死防止対策についてお伺いをいたします。

本市は、年々高齢化率が上昇し、高齢化対策は火急を要する状況になっています。中でも、いわゆる孤独死の問題は、高齢者と地域社会との触れ合いが少なくなっている最近の時代風潮もあり、その原因の複雑さと

ともに、解決に当たっても多面的な取組が必要となると思われます。

平成12年国勢調査によりますと、本市の一般世帯数は6万1,371世帯、そのうち単独世帯は29%、1万7,794世帯、また、高齢単身世帯は11.5%、7,067世帯となっており、社会の高齢化に伴って高齢の単身世帯は今後さらに増加するものと予想されます。また、本市の平成12年の死亡者総数は、1,526人、そのうち65歳以上の死亡者は1,222人、また、死亡場所別では、1,526人のうち、自宅が134人で8.8%となっております。

最初に、お伺いいたしますが、65歳以上の単身高齢者で、だれにもみとられることなく自宅で亡くなる事例は、現状、年間どのくらいあるのか、また、ここ数年の推移をお示してください。

このような現状を踏まえて、本市の施策について伺います。

小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」第2次実施計画では、重点プログラムの「長寿はつらつプログラム」の中の高齢者のための生活環境の整備で、高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業が実施されており、生活指導、安否の確認などのサービスを行っております。生活援助員の現在の人数、派遣先数、稼働状況、対象世帯数、対象人数、利用者からの反響等をお示ください。

また、今後、この事業は順次拡大すべきと考えますが、これからの計画についてもお示ください。

また、同じく「長寿はつらつプログラム」の中の高齢者への介護サービスの拡充で、地域福祉ネットワークの推進として、高齢者などに対する声かけ等の実施が挙げられております。これについては、さらに、施策の大綱の「ふれあい 福祉・安心プラン」の地域福祉推進体制の整備にも地域福祉ネットワークの確立という項目があります。高齢単身世帯の孤独死防止に当たって、この声かけネットワークの確立は非常に重要であり、一日も早い本市全域での実施が求められています。

これに関連しては、我が党の秋山京子議員の昨年第2回定例会の代表質問、第3回定例会の一般質問があり、それぞれご答弁をいただいております。その中で、徘徊する痴呆性老人の早期発見を目指すSOSネットワーク、孤独死予防のための愛あいネットワーク、閉じこもり防止のための友愛訪問などの活動が紹介されており、また、蘭島地区での民生・児童委員、老人クラブ、町会配食ボランティア、新聞販売所、関係行政機関などが小地域ネットワークをつくり、給食サービスの提供を通じて見守りの必要な高齢者を支援している事例が示されています。小樽警察署に事務局が置かれ、本市全域で展開されている愛あいネットワークは、最近、従来の新聞販売店に加えて、乳酸菌飲料の宅配販売員の方々、約90人が協力をされているとのことで、さらなる充実を期待したいと思います。また、なかなか広がりを見せない小地域ネットワークづくりについては、課題として、地域の核となって活動を推進できる人材の養成と活動のきっかけづくりが重要ではないでしょうか。

そのための一つの提案として、市が仕組みづくりや調整役を果たしながら、民生・児童委員、老人クラブ、町内会に加えて、多くのボランティアが気楽に参加し、協力し活動を進められる世代間の触合いの場を、小地域ごとに、年に数回、企画してみたいかがでしょうか。ふれあいネット地域の集いなど銘打って、四季折々の趣味や娯楽、運動での交流を通じて世代間の壁を取り払いながら、人材養成と活動のきっかけづくりを同時に進められる催しを、官民挙げて、知恵を絞って工夫すべきではないでしょうか。

孤独死防止は、結局は世代間の触合いをいかに取戻すかという問題であると考えます。全市に小地域ネットワークを確立し、孤独死防止の体制を一刻も早く整えるべきと考えますが、ご見解を求めます。

次に、文化芸術の振興策、特にガラス工芸をはじめとする本市の伝統的手作り工芸の振興策についてお伺いいたします。

ガラスは、小樽観光の目玉商品の一つでもあり、明治の開拓時代からランプや薬瓶が生活必需品として地元

で手づくり生産されてきたことや、漁業用のガラス製浮き玉が明治30年代から小樽、函館、釧路などの吹きガラス工場で量産され、東北、北陸から下関に至る日本海側の各地に普及したことなどから、明治以降に西洋からその生産方式が本格的に導入されたガラスという新しい素材のイメージと、新天地北海道のイメージが結びついて、北海道の伝統工芸としての位置づけが与えられつつあるのではないのでしょうか。

また、1978年に開館した北海道立近代美術館が、近・現代のガラス工芸を収集の一つの柱に据えていることからわかるように、同じころから世界的な流れとして注目されるようになったスタジオ・グラス・ムーブメントは、工場での大量生産が当然とされていたガラスを、小型の窯を開発することによって個人工房での手づくりを可能にし、ガラスのみならず、工芸美術全体に工芸制作における個と組織という新しい問題を提起した先端的な工芸運動として、今もなお活発な展開を見せています。

ちょうどこのころ、世界のスタジオ・グラスの流れと呼応して活動を始めていた日本の草分けとも言うべきガラス作家たちが、本市の古い浮き玉工場の跡を買取って活発な制作を始めました。これが、また話題となって、全国から若いガラス作家たちが続々と本市に集まることとなり、工房の数も増え、独立する作家もあって、本市は全国でも有数のガラス工芸の中心地の一つとなっています。

また、平成2年から3回にわたって行われた小樽国際ガラスフェスティバルは、中世から19世紀に及ぶガラス工芸の代表作を紹介するとともに、地元作家をはじめ、世界の現代作家の作品展示と招待作家が市内の工房で公開制作を行うなど、画期的な催しとなりました。

しかし、その後10年を経過した現状を見ると、観光施設や個人工房は活発に活動をしているものの、市立美術館に常設のガラス関係の展示はなく、市内で専門分野の展覧会も行われず、地元作家が作品を発表することすらままならない状態で、行政の対応が十分とは言えない状況となっています。

ガラス工芸以外では、染物、織物、和服洗い染め、手描き家紋、洋服仕立て、和服仕立て、和菓子などの伝統技能を受け継ぐ小樽職人の会が中心となって、平成11年第1回の全国職人学会が本市で開催され、北海道職人義塾大学校が設立されるなど、いわゆる美術や工芸といった枠にとらわれることなく精力的に技能の伝承、普及に取り組まれています。また、市内には、陶芸や木工などの工房もあり、活発な制作活動の様子が報道されることも多いようであります。

お伺いをいたしますが、本市の手づくりガラスの工房数、さらに、制作従事者数をお示しください。

また、小樽職人の会の現在の会員数と、活動状況、陶芸その他の工房数とその制作従事者数をお示しください。

伝統的手づくり工芸の振興にとってまず必要なことは、市内で地元作家が作品を発表できる場をつくることだと考えます。最近の市展における工芸作品などの出品数をお示しください。

総合的な展覧会、専門分野別の展覧会、作品、製品を広く展示販売できる博覧会や見本市のような場など、多様な機会が用意される必要があります。そのためには、文化芸術振興という面だけではなく、地場産業振興の観点からの協力も欠かせないと思われませんが、ご所見を求めます。

次に、市外の展覧会等に地元作家が出品する場合、工芸作品は特に輸送費用がかさむため、これが出品者の大きな負担になっています。これを軽減するため、出品費用の一部を助成するような制度を設けることを検討してみてはいかがでしょうか。

さらに、この項の最後に、市外から作家、あるいは職人を目指して転入してくる志ある人たちに対して、指定の工房などに所属する場合は住宅費の一部を支援するなどの仕組みを整えることは、文化芸術振興、地場産

業振興を通して人口減対策にもつながるものと考えます。ぜひ前向きな検討を求めます。

次に、本市小中学校の校舎などの施設整備の現状についてお伺いいたします。

本市の小中学校校舎は、老朽化したものが多く、雨漏りが日常化して壁に沿って雨漏りがするため掲示物などを壁に張ることができない、また、冬期間は廊下が暖房されていない、トイレが古く汚いなどの苦情が多く出されています。文部科学省では、現在、環境負荷の少ない学校施設の整備、学校ビオトープの推進などエコスクールの整備を進めていますが、本市の状況は、残念ながら、はるかそれ以前の問題が多いと言わざるを得ません。

まず、校舎の建築年数別の学校数をお示してください。そのうち、建築年数的に注意を要すると見られる学校数は何校ありますか。

また、校舎の耐用年数について、市教委としてはどのような考え方をお持ちなのか。現在の校舎で、耐用年数を超えたと判断されるものはないのか、ご所見を求めます。

現在、市教委に寄せられている学校施設に関する要望としてはどのようなものがあるか、お示してください。

さらに、可能な限りは応急修理を進めるとして、老朽化の程度によっては応急的な修理が有効にできないという場合もあり、計画的な建替えが必要な時期に来ていると考えますが、学校校舎の建替計画について、どのようなお考えをお持ちなのか、ご所見をお示ください。

学校の校舎などの施設整備は、言うまでもなく市が責任を持って行うべき教育条件整備の根幹をなすものであり、財政難を理由にいつまでも問題を先送りしているわけにはいかないと考えます。大所高所からのご判断をお示ください。

以上、再質問はいたしませんので、明快なる答弁をお願いし、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

初めに、孤独死防止対策について何点かお尋ねがありました。

最初に、孤独死者数であります。平成13年は34名の高齢者が亡くなっております。また、ここ3年間の推移を見ますと、平成10年29名、平成11年42名、平成12年36名となっており、ちなみに、平成14年5月末では25名の高齢者が亡くなっております。

次に、生活援助員の人数、派遣先などについてであります。業務は社会福祉法人小樽北勉会に委託して実施しております。生活援助員は、交代勤務の3名で、常時1名が常駐しており、派遣先数は市営新光E住宅シルバーハウジングで1か所です。稼働時間は、9時から17時までの毎日勤務で、毎日安否確認を行うほか、一時的な家事援助や生活指導、相談、緊急時の対応等を行っております。対象世帯・人数は30戸、37名で、近くに常時援助員がいるので安心で心強いとの利用者の声があると聞いております。

なお、夜間の生活援助員不在の場合は、北勉会の望海荘が緊急時の対応を行っております。

今後の計画についてであります。平成14年度から介護予防生活支援事業の一つのメニューとして、高齢者が安心して生活を営むことができるよう支援する高齢者住宅等安心確保事業が新たに組み入れられましたけれども、この制度の内容がまだ明確になっておりませんので、はっきりした段階で、この制度の活用可否や事

業効果、財政負担等を勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、小地域ネットワークの確立と孤独死防止対策でありますけれども、小地域ネットワークは、高齢者の安否確認の有効な手段であると認識しておりますが、現状は、勤労世代の時間的余裕の問題や、町会役員の高齢化等の事情によりネットワーク化が進んでいないのが実情であります。

市といたしましては、蘭島地区のような地区ごとの連携がさらに広がるよう、社会福祉協議会や民生・児童委員、老人クラブなどの関係機関、団体と連携を図りながら、情報交換をする中で、ご提言のありました人材養成や、活動のきっかけづくり、触合いの場づくりなどについて話し合っただけでまいりたいと考えております。

次に、伝統的手づくり工芸の振興策について、何点かお尋ねがありました。

まず、本市の手づくりガラスなどの工房数と製作従事者数についてですが、市内には個人で工房を開いているところもあり、正確に把握することはできませんけれども、手づくりガラスの工房数はおおむね 9 社 9 工房、製作従事者は 42 名となっており、陶芸、木工関係はおおむね 9 社 9 工房、製作従事者は 13 名となっております。

次に、小樽職人の会の会員数と、活動状況であります。会員数は 85 名、活動状況につきましては、職人わざの実演、製作体験の工房や作品展示をする職人展の開催をはじめ、北海道職人義塾大学校の運営協力などを通じ、職人わざの継承や伝承のための活動を展開しております。

なお、本年 9 月に第 1 回北海道・東北職人展、11 月には第 4 回全国職人学会 I N ながが開催されますが、小樽職人の会が実行委員会の事務局を担当することになっております。

市といたしましても、関係機関・団体への協力要請や、PR 活動について積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

次に、工芸作品などの発表機会の確保についてであります。本市では平成 8 年から平成 12 年まで、小樽職人の会や小樽染紋塾との共催による職人展を開催し、職人による製作実演、製作体験や作品展示を実践してきたところであります。また、平成 11 年には、小樽職人の会が中心となり、第 1 回全国職人学会を本市で開催しましたが、全国の職人が一堂に会し、職人同士の連携を深めるとともに、作品の展示を行い、職人わざの周知と技術向上のための意見交換を行ったところであります。

今後とも、市といたしましては、地場産業振興の観点から、新たな製品づくりや後継者育成のためさまざまな機会を設け、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、市外から工芸作家や職人志望者が転入する場合の支援であります。市外から工芸作家や職人志望者が移住し市内で活動することは、本市における職人の底辺拡大と技術向上の面から大変好ましいことですので、直接的な財政支援は難しいとしても、土地、住居、工房などのあっせんや市内の職人情報の提供など、各種相談に応じる体制について検討し、進出しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

初めに、最近の市展における工芸作品などの出品数についてであります。昨年は、陶器などの工芸品が 30 点で、油絵が 48 点、水彩画が 63 点、日本画が 13 点、その他、版画、パステル画、素描画など、合計しますと 164 点の作品が出品されております。

次に、工芸作品の発表をする場の確保についてであります。工芸は、造形美術の世界では生活に密着した

実用的なものから、高級な美術工芸品まで多様であります。美術工芸では、市展やその他の展覧会等で発表の場がありますが、それ以外の小樽の伝統的工芸品については、発表、展示、販売の場が確保されることは、市の文化芸術振興の上からも望ましいことと考えております。

次に、市外における展覧会等に地元の工芸作家が出品する場合の出品費用の一部助成制度の創設についてですが、現在、市外の展覧会等へ出品する作品がどれくらいあり、また費用はどうなっているのか承知しておりませんので、まず、そういった調査をしてまいりたいと考えております。

次に、学校の建築年数ですが、小学校では10年未満が2校、10年以上20年未満が11校、20年以上30年未満が13校、30年以上が2校であり、中学校では10年未満が2校、10年以上20年未満が7校、20年以上30年未満が4校、30年以上が1校となっております。また、建築年数の30年以上の校舎は、小中合わせて3校であります。

鉄筋コンクリート造に關しての耐用年数については、学校改築における耐力度測定方法によると47年としております。このようなことから、市教委といたしましても、耐用年数範囲内と認識しております。

次に、施設に關する要望についてですが、その内容については、屋内、屋外問わず多くのものが寄せられており、ご指摘の雨漏りやトイレに關する修理の要望もございます。平成13年度について見ますと、雨漏りについては小中合わせて21校、トイレについては25校から寄せられており、そのうち雨漏りは12校、トイレは15校で修理、改修を実施しております。

次に、建替えの計画についてですが、小樽市においては、おおむね校舎建築後30年をめぐりに大規模改造事業に取り組んでいる状況にあります。

施設の整備についてであります。学校の改築については、施設の状況を十分に把握し、学校運営に支障が生じないように、学校と連携を図りながら施設管理に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（松田日出男） 齊藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○11番（新谷とし議員） 一般質問をします。

質問も最後となり、重複する点もあると思いますが、通告をしてありますので、予定どおり行います。

初めは、学校5日制について伺います。

4月から完全学校5日制になり、新学習指導要領により学習内容も変わりました。学習内容は3割削減されたということですが、教育の専門家や現場の教師が比較検討をしてみると、わかるように教えるのには教育内容はそれほど減っていないということが判明しています。授業の中でも、教科の時数が大幅に減ったため、結局、教える時間が足りないということが起きています。小学校では、放課後、学校行事の練習もあり、学校に残って勉強する余裕がないため、教科の遅れを取り戻すのに大変、また、中学校では、基本時間割ができず、生徒に1週間ごとの時間割表を渡していると聞きます。

こうしたことを反映してか、新聞報道によると、学校5日制反対は56%、理由は学力低下の心配です。新学習指導要領で学力が低下すると答えた人は79%に達しています。保護者の心配にこたえるかのように、学習塾の案内が幾つも届けられるという加熱ぶり、私学では土曜日も開校です。

文部科学省は、新学習指導要領は教える内容の最低基準ということを明言しておりますが、このような見解

が教育現場に混乱をもたらしているのではないのでしょうか。いかがですか。

子どもたちは、5 時間、6 時間授業が増えたため、疲れたという言葉をよく発し、土曜日は家でごろごろするという人も少なくないようです。ある学校では、子どもたちが、楽しみにしていた行事も中止せざるを得ず、中学校では先生方は会議に追われ大変と聞きます。子ども、教師ともに、物理的、また精神的にゆとりがない状態です。文部科学省が進めるゆとりの教育は、スタート時点で矛盾を起こしているのではないのでしょうか。見解をお示してください。

総務常任委員会では、5 月 23 日、愛知県犬山市の教育を学んできました。地方分権が始まってから、地方で教育を変えられるという観点で、市長も教育改革に力を入れているということです。各地から視察も多いとのことですが、犬山市では、学びの学校づくりを一番の理念とし、子どもたちが心から楽しいと喜びを感じる授業をするため少人数指導を徹底しています。3 年前、緊急雇用対策で非常勤講師を採用し、成功してから、今では 42 名の非常勤講師を市費で採用しています。教育委員会は、少人数のため、授業がはかどり、子どもたちも生き生き勉強し、しかも、子ども同士の関係もよくなったと自信を持って説明していました。今や、少人数学級、少人数授業を進める自治体は増す一方ですが、ゆとりの教育も少人数でこそ保証されると思います。

我が党は、今年 3 月議会で小学校 1 年生の 35 人学級の予算修正案を提案しましたが、改めて、情勢に合ったものだったと確信します。我が党の 30 人学級の質問に、教育長は難しいと答弁されましたが、少なくとも、小学校低学年や昨年 2 クラスから 1 クラスになった学年に補助教員を配置すべきではないのでしょうか。いかがですか。

次に、土曜日の過ごし方について伺います。

子どもたちを家庭に返すと言いますが、共働きの保護者は心配が尽きません。無料開放の社会教育施設も、遠い地域にとっては利用もままならず、野球やサッカーの少年団に入っていない子どもは、友達同士で遊ぶこともできず、結局、家でテレビゲームというぐあいです。

私は、昨年の 4 定で地域との連携について質問しましたが、その後、どう進展しているのか、お答えください。

次は、放課後児童クラブについてです。

今年度の申込みは定員を超え、3 年生が入れなかったところは最上、天神、朝里の各小学校で、朝里小では 1 年生も待機しています。最上、天神は余裕教室があるのに受け入れないのはなぜですか。また、朝里では、申込みに対し、20 人以上入れないのに放置しているのは問題です。待機児童解消のため、どのような手だてをとっているのか、お示してください。

また、土曜日の放課後児童クラブは、現在 4 校のみですが、希望者がいるところでは開設すべきです。いかがでしょうか。

次は、食の安全について伺います。

BSE 問題を発端に、相次ぐ食品偽装表示事件で、市民にも大きな不安を与えました。1 月 23 日に、雪印食品が、BSE 対策で国が在庫牛肉を買い上げる制度を悪用して、輸入牛肉を国産と偽装した事件が発覚して以来、豚肉や鳥肉の原産地偽装、賞味期限や品質保持期限の改ざんなど、2 か月余りの短い期間に 22 件ものさまざまな事件が起きています。

新聞の読者の声欄には、52 歳の主婦が、家族の食事をあずかる者として、毎日の料理の素材に安心が得られぬままつくり続けていることに不安が増すばかりと投書しております。食の安全確保は、国が責任を持って行

わなければならないし、市としても市民の健康を守るため、万全を尽くす必要があります。

J A S 法が改正となり、2000年7月から生鮮食品に原産国表示が義務づけられました。しかし、8か月後、小樽消費者協会が行った市内大型店の調査では、野菜については、以前から表示が義務づけられている9品目以外は表示されていない店舗が多く、果物、肉についても同様、魚についてはほとんどの店舗で表示されていないことがわかりました。原産国表示を徹底することを関係機関に申入れるよう要望いたします。いかがですか。

また、品質保持期限の問題では、雪印乳業はバターを、全農チキンフーズが品質保持期限を延長して表示するという事件を起こしましたが、こうした問題の背景には、95年の食品衛生法改正で製造年月日の表示をやめたことにあります。これを元に戻し、製造年月日も同時に表示すべきです。見解をお示してください。

また、添加物の問題では、ミスタードーナツで中国から輸入した肉まんに法定外の添加物が混入されていたことが発覚し、消費者にまたショックを与えました。主婦連など消費者が10年かかってようやく1991年から添加物や産地表示がされるようになったのに、食品の表示はまだ徹底されていません。

市は、市民の不安を解消するため、添加物、賞味期限や、遺伝子組替えなど、食品表示をきちんとするよう国や関係機関に申入れることを要望します。いかがですか。

次は、食品衛生監視員の増員についてです。

日本は、食料の6割も輸入に依存しています。輸入食品は、残留農薬、放射能、遺伝子組替え、添加物など、日本の基準では認められないものも多く報告されています。

ところが、これらの輸入食品は、監視員が足りず、十分な検査がされていないのが実態です。小樽検疫所では、輸入食品が年々増えているのに、監視員は実働3人で、8.3%の検査しか実施されていません。しかも、サンプリングを関東方面に送っているだけで、実際に検査はしていません。

一昨年、アメリカの遺伝子組替えトウモロコシのスターリンクが苫小牧港で検出され、それは廃棄されましたが、後でアメリカから輸入しているトウモロコシの種子に混入していたことが判明しました。何より危険なものは水際で防止することが大切なのに、今の体制では大変不十分です。検疫所の食品衛生監視員を増やし、その場で検査できるような体制に改めることを国に要望すべきです。いかがですか。

次に、小樽市保健所の業務について伺います。

保健所では、輸入果実、国内産野菜類の残留農薬検査を実施しています。現在、国が行っている輸入食品の残留農薬検査は、命令検査となっているタイ産、ブラジル産の鳥肉や中国産大葉やアスパラガスなど26品目を除いて、モニタリング検査しか行っていません。

96年、国が行った検査では、4,786件のうち違反はゼロになっています。しかし、同年、地方公共団体や地方衛生研究所で行った検査では、6品目29件の違反が判明しております。国の検査も全面的に信頼できるわけではありません。市保健所の検査は、リン系のみですが、検査項目を拡大して輸入食品の安全性をチェックすべきと思いますが、いかがですか。

次に、添加物についてです。

1995年の食品衛生法の改悪により、食品添加物は348品目から837品目と大幅に緩和されました。天然添加物489品目のうち、139品目は資料の収集もありません。清涼飲料水などに使われているステビアは、ヨーロッパ・EUでは、慢性毒性、発がん性試験に疑いがあり、遺伝毒性が示唆されたために、甘味料として容認できないと全面禁止になったのに、日本では許可しています。このように外国で安全性が否定されたり確認され

ていないものまで使用されているのです。

また、逆に、日本で広範囲に使われている着色料、食用赤色 104号は、99年にアメリカで安全審査をパスできませんでした。日本で使われている添加物のうち 134品目がWHO合同食品添加物専門委員会で安全性評価がされていません。厚生労働省に、安全性の確認ができていない添加物の使用を直ちに中止し、安全性を厳格に高めるよう、直ちに申入れてください。

現在、保健所では食品添加物の収去検査を年 2 回行っていますが、もっと検査項目を増やすべきです。いかがですか。

食の安全を守る上で、市の食品衛生監視員の活動は重要です。しかし、現在の人員は減員されている上、食品衛生対策費は13年度35万 3,000円、14年度47万 3,000円で大変少なく、とても市民のさまざまな不安にこたえる予算ではありません。食品衛生監視員と予算をもっと増やすべきです。いかがですか。

次は、食品衛生法改正についてです。

現在の食品衛生法は、業者への取締まりを中心としたものですが、日本共産党は、消費者の知る権利と表示の義務化、予防原則の確立、子ども、妊婦、病弱者への特別な化学物質規制基準の設定、消費者の参加、情報公開などを盛り込んだ食品安全確保法案を発表しています。現在の食品衛生法と、我が党提案の法案に対しての見解をお示しください。

次に、市民教育についてです。

保健所では、食品衛生教育と広報活動を行っています。どのように行っていますか。残留農薬や添加物、遺伝子組替えなど、市民に周知、また啓発する活動も必要ではないでしょうか。

次は、給食の安全についてです。

子どもや病人に対しては、安全な食べ物を配慮しなければなりません。学校給食、公立保育所、病院で国産や地場産の野菜、果物の使用を高め、新鮮で安全なものを取り入れるべきですが、現状はどのようなのですか。

次に、食料自給率向上についてです。

輸入食品のさまざまな不安から、食の安全を守るための根本解決は食料自給率を上げることです。1960年には食料自給率は82%だったのが、半世紀もたたないのに42%も落ちています。日本の人口は世界人口の 2 %なのに、世界の食料貿易の10分の 1 を消費する世界の食料輸入大国です。世界には、7億 9,000万人の飢餓に苦しむ人々が存在し、食糧資源、水産資源の世界的な確保が叫ばれている中、このように輸入が集中している事態は、国際的にもその妥当性が問われる問題なのです。日本が食料自給率を引上げることは、世界に食糧資源を振り向けることにもなり、世界に貢献する道でもあります。自国の食料は自国で生産することが、食の安全確保の最大の保障になるのではないのでしょうか。いかがですか。

次は、市町村合併について伺います。

市町村合併問題は、法定合併協議会、研究会、検討会など、全市町村の約 7 割で議論が行われ、今、地方政治の最大の争点の一つになっています。

市長は、5月1日の定例記者会見で、北後志 5 町村と合併問題を話し合う検討会を開くことを明らかにしました。昨年の第 4 回定例会で、我が党の質問に、現段階で合併の問題に手を挙げるかどうかの状況ではないと答弁されていましたが、その後、合併、編入に転じたのでしょうか。

市長は、各自治体の財政状況や生活基盤整備の進捗状況などを持ち寄って、合併のメリット・デメリットを検討したいと述べていますから、合併問題は近いうちに市の考えが示されるのではないのでしょうか。なぜなら、

国は、合併特例法の期限が2005年3月末なので、今年のうちに法定協議会を設置する必要があるため、平成14年度は正念場の年と号令をかけているからです。小樽市は、国のこの号令に積極的にこたえる意向なのか、お答えください。

市町村合併で大きな問題の一つは、地方交付税です。

今年は、地方交付税の制度の見直しとして段階補正の縮小が行われますが、これは、小規模な市町村への不当な削減で、合併誘導策の一つになっていることは否定できません。国は、合併へのむちではないと言いますが、小さな町村いじめのこうしたやり方は認められないものです。

ご承知のように、合併すると地方交付税は大幅に減るため、合併特例が手当てされますが、特例分は5年間で段階的に減らされ、16年目からは合併の特例はなくなり、合併後の本来の交付税の額になります。

北海道から示された小樽市と赤井川村の合併の場合、それぞれの普通交付税の合計と、合併したときの地方交付税の額は幾らになるのか、お示してください。

次は、メリット・デメリットについてです。

合併によって、住民サービスや負担の違いはどうなるのか、伺います。

国の市町村合併推進の目的の一つが地方への支出の削減であり、住民サービスの向上や負担軽減にはなっていないのが実態です。総務省自身、合併によるデメリット論の一つに、サービス水準が低下し、負担が重くなることはないかという点を挙げていて、その答えに、一般的にはサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されることが多いと言われていると述べています。

しかし、実際に合併を先行した自治体は、合併後しばらくして、また直後から、公共料金の値上げやサービスの後退が少なからず起きています。一例を挙げると、仙台市と合併した旧泉市の場合、合併後15年であつたかという、福祉施策は次々と切り捨てられています。合併の前、仙台市は、泉市の敬老祝金及び記念品については現状どおりとした上で、68歳からの医療費無料制度と70歳以上の無料の敬老乗車証支給を目玉の一つにしていました。

しかし、合併後5年で、旧泉市の敬老祝金制度は廃止され、15年目の今年10月から敬老乗車証の有料化を決め、住民との約束が破られたのです。また、合併前、市長みずからテレビ放送で年間1万2,000円も安くなると宣伝した水道料金と下水道使用料金は、安くなったのはわずか一、二年だけで、下水道使用料金は現在では4倍にも引き上げられました。旧泉市で手厚い支援をしてきた子ども会育成への助成金も減額されています。支所は金銭の取扱いをやめ、各種証明書を発行するだけで、出張所の廃止で住民は不便を余儀なくされ、高齢化が進む中、明らかに住民サービスの後退になっています。このようなことから、旧泉市の多くの住民は、合併してもよい方向へは何も変わらないと感じています。

赤井川村では、人口1,376人の小さな自治体ですが、住民本位の施策を進めています。乳幼児医療費は就学前まで無料、公立保育所は収入に関係なく1人8,000円、2人目から5,500円です。高齢者に対しては、敬老年金を、70歳以上5,000円、75歳以上1万円、80歳以上は1万5,000円を毎年支給しています。また、冬期は、除雪路線から50メートル離れている老人世帯に経費の補助をしています。こうした施策は、小樽市で同水準で実施、維持できるのか、伺います。

合併したら、村役場はなくなり、職員も大幅に減らされますが、市として受入れはどうなるのでしょうか。臨時や嘱託職員は解雇ということになるのではありませんか。

また、現在、小樽から赤井川村までの交通の便はバスのみで、いったん余市で乗り換えて、早くても1時間

10分はかかります。余市から赤井川村行きは 1 日 5 便だけです。合併すると交通の便はよくなるのでしょうか。

現在、村議会議員は10人、4 月末の村の人口は 1,376人、小樽市と合併した場合、15万 611人、法定議員定数は34人ですから、選挙で赤井川地区の有権者全員が赤井川の立候補者に投票しても当選できないかもしれないということが起きます。そうなると、赤井川地区の住民の要望は議会に反映しづらくなるでしょう。

以上、主に赤井川から見たデメリットを挙げましたが、小樽市としてのメリット・デメリットはどうになりますか。赤井川周辺から行政が撤退したり行政サービスが後退することになれば、畑や森林が荒廃することにつながりかねません。

昨年 7 月、全国町村会の臨時大会で、農山村が生き生きとした地域として存続することは、食糧などの生産物で国民の生存を支え、田畑や森林の機能で水源かん養機能、自然環境の保全など国土を支え、さらに、文化の土台、自然の宝庫であり、新しい産業の場としての価値を持っていると国民へのアピールを發表しています。

小樽市にとっても、赤井川村は市民の食料を提供する大切な存在ですから、合併せず、お互いの自治を尊重し合う関係でいた方がよいではありませんか。もちろん、合併するかどうかは住民の意志を尊重しなければなりませんが、小さな町村は新しい自治体の周辺部になってしまうおそれもあるからです。

我が党が昨年の 4 定で明らかにしたように、市町村合併のねらいは、自治体のリストラを進め、中長期的には国の地方への財政支出の大幅な削減を図りつつ、一方で、大企業本位の大型開発を効率的に進めることにあります。今の地方財政危機の最大の要因は、バブルと、その後の国の経済政策に従った公共事業の拡大にあります。この路線を転換し、住民の福祉の増進という自治体本来の使命を果たすことが今ほど求められていることはありません。憲法第92条では、地方自治の本旨を宣言しています。住民の利益と住民自治の見地を貫くため、国の自治体リストラ、市町村合併の押しつけは認めず、自治権の確立を目指すべきだと考えます。市長の見解をお示してください。

次は、ボランティア支援についてです。

小樽市には、50のボランティア団体があり、たくさんの市民がそれぞれの部門で活動しています。みずから社会参加しながら、問題を解決し、社会を変えていく活動は今後ますます広がっていくと思います。行政とボランティア団体や N P O が対等な関係をつくりながら協働していくことは、新しい課題です。行政の見えていない部分や生活課題など情報をたくさん持っていますから、情報提供者としても重要です。

しかし、今、ボランティア団体は、情報を交換し合う場所がなく、大変不便な思いをしています。市の21世紀プランでは、ボランティアセンターへの支援を行うとともに、市民ボランティアの育成に努めるとあります。今の状態では、市民への情報提供することもままなりません。まず場所の提供をすべきと考えますが、いかがですか。

5 月、総務常任委員会で視察に行った桑名市では、N P O 関連事務の推進として、市民活動支援室を設置し、市民団体とのパートナーシップ形成に取り組んでいます。当別町では、中心部の空き店舗を利用して、大学の学生がボランティアとして活動する場所を提供し、そこでは自分たちの作品を展示したり喫茶を開いたりしていますが、まちおこしにも一役買っているということです。小樽市としてどんな支援策を考えているのか、お答えください。

次に、あおばと館について伺います。

あおばと館には、たんぼぼ文庫や身障者の会、身障児支援の団体、就園前の小さな子どもたちの 6 団体が活動をしています。たんぼぼ文庫は、あおばと館に越す前から約30年にわたりボランティアにより支えられ、絵

本の読み聞かせ、エプロンシアター、人形劇、押し花クラフトなど楽しい活動は、子どもたちにとって、また大人にも本当に大切な存在です。グルーブバンダは、身障児養護施設に手製の布製品を20年近く贈り続け、教育長や国際小樽ソロプチミストなどから表彰状が贈られているほどです。

しかし、建物の老朽化で、冬は殊に寒く、冬期間の活動を休んだり、小さな子どもたちが水筒持参という不便な思いをしています。市民に根づき、社会的役割を果たしているあおばと館は、改修も含め、支援策を考えるべきではないでしょうか。いかがですか。

次は、オンブズマン制度についてです。

福祉サービス施設における市民のさまざまな苦情が我が党にも寄せられ、これまで議会でも何度が取上げてきました。

13年1定で、市長は、苦情解決処理制度と介護保険を含む福祉全体のオンブズパーソン制度の在り方や整合性について検討していると答弁されましたが、進捗状況はいかがですか。

この間、市は、社会福祉施設を持つ法人などに対して、福祉サービスに関する苦情解決についてのアンケート調査を行いました。その結果についてお知らせください。

施設利用者や家族は、非人間的対応に我慢をしていることも少なくありません。私たちのところに、ぜひオンブズマン制度をつくってほしいと要望が寄せられておりますが、市長の前向きな答弁から1年以上たちました。苦情処理制度、オンブズマン制度、それぞれの展望をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、食の安全について、何点かお尋ねがありました。

まず、生鮮食品に原産国表示の徹底をすべきということですが、平成11年に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律が改正され、野菜、肉、魚などすべての生鮮食品について、国内産は原産地を、輸入品については原産国の表示が義務づけられましたけれども、昨年実施された小樽消費者協会の調査では表示されていない商品も見受けられたことから、国、北海道など関係機関、団体と協議しながら表示の徹底を図っているところであります。

次に、食品の製造年月日の表示につきましては、食品の冷凍技術や製造技術の進歩と無添加食品の増加に伴い、食品の保存可能期間が飛躍的に延長してきたことにより、平成7年に食品衛生法が改正され、製造年月日から品質保持期限の表示に改められました。これは、国際的にも期限表示が一般的であること及び家庭での冷凍庫の普及により食品の保存の長期化が可能になったことから、期限表示が妥当なものと考えております。

最近、生じている大企業による不正事件は、企業側のモラルに起因する問題ではないかと考えております。

また、食品の表示につきましては、さきほども申し上げましたが、国、北海道など関係機関、団体と協議しながら表示の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、国の食品衛生監視員数と検査体制であります。国との関係者会議などを通じて要請してまいりたいと考えております。

次に、残留農薬の検査についてであります。本年度、新たに分析装置の導入を予定しており、リン系農薬のほかに検査項目が拡大されることとなります。

また、添加物については、国でその安全性や有効性を十分に検討した上で、食品ごとに添加物の種類とその使用量を規定しておりますが、今後、国の検討の推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

また、収去検査項目については、さきほど述べました分析装置を用いることにより、検査項目が増加される予定であります。

また、本市の食品衛生監視員と食品衛生対策費については、時代とともに食品に関する状況が変化してきていることから、今後も充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、共産党提案の法案でありますけれども、提案の内容にあります食品添加物や残留農薬等の規制の強化、乳幼児等への配慮規定等の新設などが重要なことと考えておりますが、国におきましても、食品の安全確保を目的とした新たな行政組織の設立及び法案を検討しており、今後、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、食品衛生教育と広報活動であります。食品取扱業者や給食従事者等へ、食品の衛生的な取扱いについての講習や、食品衛生協会、各報道機関、街頭放送、ホームページ、パンフレットなどで食中毒予防の啓発を行っております。

近年、食品に関する事故についてはさまざまな原因があり、それらにつきましては、機会をとらえて講習会や新聞報道、広報等で迅速に市民に周知を図っていきたいと考えております。

次に、公立保育所や病院で給食材料として使用する野菜、果実についてであります。現在は、市内の青果店等が公設青果地方卸売市場で仕入れた品物を、毎日の必要量に応じて購入しております。バナナなどの外国産の食品以外は、大部分は国産や地場産のものでありますが、保育所や病院の給食材料については、小さな子どもさんや体力の低下している入院患者さんなどに供給する食材でありますので、特に新鮮で安心できるものを提供することに努めているところであります。

次に、食料自給率についてであります。新農業基本法は平成11年に制定され、その中で、食料自給率は平成22年度で45%の目標が設定されております。我が国の自給率は平成12年度40%であり、その率は年々低下傾向にあります。食の安全と自給率の向上を図るためには、地方公共団体はもとより、生産者、食品産業事業者や消費者が安全な国産食料品を生産し消費することの重要性を認識し、それぞれの立場でできる役割を着実に果たすことが大切なことと考えております。また、食物の安全性について関心を深めることなど、それぞれの食生活を根本から見つめ直すことも必要なことと考えております。

次に、市町村合併について何点かご質問がありました。

初めに、市町村合併の考え方についてであります。私といたしましては、十分な議論なくして合併の是非を判断することにはならないと考えておりますので、今回立ち上げました北後志6市町村広域問題研究会での調査、検討結果を踏まえ、さらに十分検討しなければならない問題と考えております。

なお、研究会における調査、検討の結果の報告は本年秋ころをめどとしており、市民の皆さんに対してもできるだけ多くの情報を提供したいと考えております。

次に、合併特例法の期限の考え方であります。市町村合併は、地方自治の根幹にかかわり、将来にわたる地域の在り方や、住民生活に大きな影響を与える事項であるため、何より住民の意向を尊重することが大切なものと考えています。また、将来の地方自治の在り方、財政状況の把握、まちづくりの基本姿勢など、総合的

な見地から検討すべき問題であり、十分な議論を必要とする問題でありますので、合併特例法の期限を念頭に置いた考え方には立っておりません。

次に、小樽市と赤井川村の普通交付税の額についてであります。平成12年度決算では、小樽市が 161億 8,732万円、赤井川村が11億 8,087万円となっております。また、合併した場合の地方交付税の額でありますけれども、合併した場合には、一般的に、行政経費の節減が可能となり、地方交付税は減額となると言われておりますが、小樽市と赤井川村の合併につきましては具体的な検討をしていませんので、試算はしていません。

次に、赤井川村との合併を想定したメリット・デメリットについてのご質問ですが、研究会は北後志全体で合併について考えていこうという趣旨で立ち上げたものであり、現段階では個別のパターンでの協議は行っており、各自治体の財政状況や住民への広報活動の在り方など、情報の共有にとどまっております。今後、これらの資料を基に、研究会の中で合併した場合のメリットやデメリットなどを検討していくことにしておりますので、ご質問にあります個別の課題についてはお答えする段階ではありません。

次に、お互いの自治を尊重してはということであります。

現段階では、赤井川村との合併を視野に入れているものではなく、北後志全体で調査研究を進めているものであります。合併の是非につきましては、この検討結果を踏まえ、それぞれの自治体が判断していく問題であろうと考えております。

次に、自治権の確立についてであります。確かに、国におきましては、地方分権の推進、少子高齢化の対応、住民生活圏の拡大などにより、基礎的自治体の行政サービスを維持、向上させるため、市町村の行財政基盤の強化等を図る必要から、市町村合併の推進を最重要課題として取り組んでいます。

私といたしましては、住民のための市町村合併が大前提であり、さまざま分野において慎重な検討が必要になるものと思っております。

次に、ボランティア団体に対する支援でありますけれども、市といたしましても、ボランティア活動は今後ますます重要性が高まっていくものと考えております。ボランティア団体が、情報公開や会議、作業、事務等に使用する活動拠点についても必要性を認識しており、あおばと館をそのための施設として社会福祉協議会に貸与しているところであります。

しかし、35年前の建築で、断熱が十分でないため、冬期間の寒さや配水管の凍結により不便をおかけしていると聞いております。あおばと館は場所的には交通の便がよいと好評であるため、当面、可能な範囲で補修しながら引き続き使用していただきたいと考えております。

次に、福祉オンブズマンについてのお尋ねであります。市といたしましては、これまでに道内外の事例も参考にしながら検討を重ねてまいりました。道内におきましては、政令市を除きますと函館市が実施しておりますが、オンブズマンによる苦情解決の実績は13年度1年間で1件と聞いております。

また、実施に当たっては、オンブズマンのほか、専任職員の配置や専用スペースの確保など、かなりの財政負担も見込まれます。福祉サービス全般につきましては北海道社会福祉協議会が、介護保険サービスについては国保連が、それぞれ苦情解決のための窓口を設置していることから、当面、オンブズマン制度については見送りをしたいと考えております。

次に、アンケート調査についてであります。市内に福祉施設等を有する52法人を対象に調査をし、39法人から回答を得たところであります。この調査によりますと、苦情解決をするための組織があると回答した法人は、約半数の19法人となっております。苦情解決のための第三者委員につきましては、民生委員が最も多く、

弁護士、社会福祉法人の評議員などとなっており、そのほとんどは無報酬となっております。また、苦情解決のための組織づくりをしていないと回答した法人におきましては、「組織づくりを検討中」が 8 法人、「組織は必要がない」が 5 法人、「利用者からの苦情がない」が 4 法人などとなっております。

次に、今後の取組であります。さきほどお答えしましたとおり、福祉オンブズマンにつきましては、当面、見送ることといたしますけれども、市といたしましては、道とも連携しながら、各法人ごとに苦情解決の組織づくりが促進されるよう働きかけるとともに、市が事業者となっている施設については、第三者委員による苦情解決制度の平成 15 年度実施に向け検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 新谷議員のご質問にお答えします。

大学関係者などによる学力の低下を懸念する声もありますが、教育委員会といたしましては、この 4 月、完全学校週 5 日制の実施を受け、新しい学習指導要領の本来のねらいを確認するとともに、それぞれの学校において、子ども一人一人の個性や能力に応じたきめ細やかな指導を行っていただき、基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考える力などを育成する教育活動を展開するよう指導してまいります。

次に、ゆとり教育についてですが、新しい学習指導要領では、それぞれの学校で学習する内容を十分に吟味し創意工夫するなど、対応することとしており、各学校では理解の十分でない子どもには繰り返し繰り返し学習を行うこと、理解している子どもには興味・関心、適正に応じて新しい課題を与えるなどしながら、学力の定着を図ることとしております。

完全学校週 5 日制が発足して約 2 か月、新しい教育計画になじむまで、児童・生徒、教職員に戸惑いもあると思いますが、その戸惑いを克服し、新しい学習や生活のリズムに早くなれるよう指導を深めてまいります。

次に、少人数指導に係る補助教員の配置についてですが、道教委は、今年度から、小学校低学年の少人数指導による教育的な効果や、学級減となる中学校第 3 学年について、これまでの学級数を維持することによる成果や課題を明らかにするため、モデル校事業を行っております。市教委といたしましては、モデル事業の経過を見て対処してまいりたいと考えております。

次に、土曜の過ごし方についてであります。完全学校週 5 日制の中で、学校施設の有効な活用のため、地域で子どもを育てる体制づくりが必要と考え、3 月に連合 P T A や校長会の意見を聞いており、教育委員会としての方向を定めるべく検討しております。また、1 か月のある土曜日を家庭の日と定め、親子が一緒に一日を有意義に過ごすことができるよう工夫することも大切であると考えており、公共施設の開放計画とは別に、市民や教育関係者のご意見を聞いてみたいと考えております。

次に、放課後児童クラブについてですが、ご指摘の学校は、特別教室は学校教育活動のために活用しております。しかし、教室の利用の仕方によっては受入れが可能な場合も出てまいりますので、もう少し詳しく調査をしてまいりたいと考えております。

次に、待機児童解消のための手だてについてであります。年度当初は申込みが多く、数校のクラブで年長の子が入れない場合がありますけれども、例年、児童の異動があり、年度途中で待機児童は解消されているのが実情であります。

しかし、放置してはいけないということも考えておりますので、何とか対処できないものか、検討してまい

りたいと考えております。

次に、土曜日の放課後児童クラブの増設であります。昨年度までは量徳小学校 1 校だけの開設でしたが、今年度から、幸、桜、朝里の各小学校にも開設し、4 校となりましたので、その利用状況を見てまいりたいと考えております。

最後に、学校給食における食材の選定についてであります。新鮮かつ安全性を第一に考え、野菜や果実類は主として道内産のものを使用しております。また、収穫時期等の関係もありますが、できる限り地場産のものを積極的に使用するように努めております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

○11番(新谷とし議員) 再質問します。

順番に行きたいと思います。

最初は、学校 5 日制についてですけれども、新学習指導要領では基礎・基本を習得させるといいますけれども、やはり、しっかり教えようと思うと時間が足りないという現場の先生方の声です。

また、学習塾は目に見えて増加していきまして、私の町内会の会館でも三つほどありまして、毎日、学習塾で町民が借りられないという実態なども出ています。ゆとりの教育を進めるといながら、最低基準と言ったり、また、確かな学力向上のためのアピールを出したりする文部科学省のこういう揺れが父母や学校現場を悩ませているのではないのでしょうか。この点について、見解をもう一度求めます。

それから、実態を調査していくということですが、土曜日の過ごし方など、本当に子どもたちが疲れて、ごろごろとかテレビゲームばかりということもある学校の P T A のアンケートなどで出ていますので、実態をしっかりと調べていただきたいと要望いたします。

それから、少人数指導についてですけれども、教育長の答弁は少し前向きになったのかなというふうにとらえられますが、今、自治体独自で補助教員をどんどん採用するところが出ていますから、来年こそ実現していただきたいものです。そうとらえてよろしいでしょうか。

それから、放課後児童クラブについて伺います。

検討しますということで、こういう答えは 3 月議会の中でも聞いておりました。もう少し具体的にお答えしていただきたいのです。2 年生だけではなくて、1 年生まで待機させているというのは本当に問題だと思うのです。クラブの申込みを受け付ける時点で、もういっぱいだからということで、最初からあきらめている人もいますね。

また、2 年生では、市教委の方から、待機できるかどうか保護者に聞いて、仕方なく待ってもよいですよ、うちに 1 人きりで置いている、留守番させている人もいます。この問題では、本当にもっと具体的に進めてほしいのですけれども、それはどういうふう具体的に進めているのか、3 月から幾らも日にちがたっていますが、一向に見えてこないのですね。留守家庭児童の保育は児童福祉法でもきちんと位置づけられていますから、この間、どういうふう努力されたのか、もう一度お答えしていただきたいと思います。

それと、定員から二、三人のオーバーだったら弾力的に考えて、やめていく子どももいるということですから、入れてもいいのではないかと思います。1 年生は、特に友達も行っているから私も行きたいというのもありますし、おばあちゃんが見ているところでは、夏休みは 1 人で置かなければならないから、自分が仕事をや

めなければならないと、そういう事態も生まれています。ですから、その辺も弾力的に考えていただきたいと思います。

それから、土曜日のクラブ開設ですけれども、学校5日制になったのに、それに対応していないということが問題だと思うのです。拠点校以外の子どもに、路線バスに乗って量徳小学校まで行きなさいと言っても、それは無理です。新たに開設するまで、例えば土曜日はスクールバスが空いていますから、いなきた児童館まで送迎するという方法なんかもあるのではないかと思います、いかがですか。

それから、食の安全について伺います。

保健所では新たな機械を入れて検査を増やすということで、よかったとなというふうに思っていますけれども、今、小樽市の公設青果地方卸売市場で扱っている品目に中国産が非常に増加しています。中国では、自国の政府機関が調査した結果でも、昨年10月には中国国内23都市の大型卸売市場の野菜を調査したところ、47.5%から基準を上回る残留農薬を検出しています。また、日本企業が栽培させている現地でつくられた冷凍ホウレンソウからは、日本で使用禁止の殺虫剤パラチオンや農薬が検出されるなど違反が続出しているため、今、冷凍ホウレンソウは扱っていないという事態も出ています。

こういうふうに、農薬汚染が大変深刻になっていますから、もちろん国の責任で検査して、港や空港で、水際でとめなければならないことですが、現時点では、さきほど言いましたように、小樽検疫所はサンプリングを関東方面に送っているだけです、ですから、結果が出たときは、消費者は食べてしまっているということもあるわけですね。公設市場で扱っている中国産野菜について、しっかりと検査を強めるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、収去検査ですけれども、市内の食品製造業 4,177社のうち 380社しか行っておりません。しかも、1社1検体のみで検査項目も制限されております。さきほど言いましたように、食品香料メーカーの協和香料化学では、製造した香料に食品衛生法で認められていない3種類の添加物が使用されていましたし、小樽でも昨日のご答弁で3社で使われていたということですから、やはり不安になります。このようなことで、添加物の収去検査項目を増やすべきだと思います。

それから、市の監視指導員についてですけれども、小樽市の添加物製造業は11社あります。しかし、保健所の12年度の統計資料によると、監督・指導は3回のみです。本当は、121回しなければいけないのです。3回ということは、11事業者のうち全く監視をしていないということもあるということになりますね。これでは、協和香料のようなことが出ないとも限りませんから、もっと監視員を増やして検査すべきだと思います。人員は拡充するということですが、本当に人員は増やすのか、その点をお伺いします。

それから、最後に、市町村合併についてです。

市長は、国から押しつけられたもので進めたわけではないとおっしゃいましたが、今年3月に総務大臣から通達がおりていますね。市町村合併の特例に関する法律は、時限立法であり、期限は平成17年3月となっております。残された期間はあと3年、これを踏まえ、できるだけ早期に合併協議会を設置していただきたい、平成14年は極めて大事な1年、いわば正念場の年、皆様にぜひリーダーシップを発揮していただき、早急に議論を深めていただきたいと要望しています。この通達を受けて、検討会を立ち上げたのではないかと思います、再度伺います。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 食の安全の關係は、保健所長から答弁させます。

合併の問題ですけれども、確かに、総務大臣の通知がありました。しかし、これを受けてやったのではなくて、4月に北後志の6首長が集まったときに、これは連合設立の会議だったのですけれども、それが終わった後に、合併を前提ではなくて、北後志の地域発展をどう進めていくのか、それぞれで検討してみたらどうでしょうかという提案をしましたところ、ぜひそういう検討会をつくってほしいという要望がありました。ですから、その中で市町村合併の問題も一つの議題として取扱って、合併するかしないかはそれぞれの町村の判断もありますから、そういう判断材料をお互いにいろいろ持ち寄って、それぞれの状況をお互いに話し合っというと、そういったものを一つつくり上げようということの趣旨ですから、合併の問題を前提にこれを立ち上げたということではない。さきほど申し上げたとおりです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 保健所長。

○保健所長(外岡立人) 食の安全について幾つかのご質問に対してお答えいたします。

食の安全ということに関して、確かに急ぐというような問題で、国の方でもその安全確立に向けて新しい行政組織の動きがあるくらい、確かに重要なことであります。そういった中で、当市保健所としては、今どういうふうに進めるかというのは、本当にいろいろ模索しているのですけれども、その一つとして、本年度は分析装置を入れてかなりの項目数はできる体制にしております。

ただ、議員がおっしゃったように、収去の回数だとか項目だとか、それは十分に吟味しなければならないと思いますけれども、ただ、国の方で新しい委員会になって、多分、通達が来るだろうと。そういった中で、我々も体制を考えようと思っております。

そして、食品衛生監視員は、資格を持っているという意味では私を含めて18人です。そして、実際に発令を受けているのは14人です。これまでやってきた監視という形から脱して、所内でその資格を持った人間で一つのプロジェクトみたいな形でやれば、僕はかなり対処できるのではないかと。今考えておりますけれども、具体的には今お答えできません。

ただ、人数的に、どれだけの者が必要かということのご質問だったと思いますけれども、資格を持っている者は私以下18人いますので、私自身も、向上は必要だと思っています。ですから、いろいろ検討して、議員のご質問にある程度こたえられるような体制にしたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 再質問にお答えいたします。

まず、文部科学省の見解が揺れるということについてですが、まことに遺憾である、そういうふうに思っております。

新しい学習指導要領で発足したわけですから、基本をきちんとつかまえて、私どもは学校を指導してまいりたいと考えています。

二つ目に、ゆとりが失われているのではないか、その実態調査をしてはいかがかということですが、さきほどもお答えしましたように、4月から2か月たったところで昨年と大きく違いましたことは、学校が5日で授

業をやっている土曜日が休日になったと。例えば、小学校では、運動会の準備が土曜日にできなくて、金曜日までにやって土曜日に雨が降ると、また一部手直しをしてというようなことがあって、大変苦しかっただろうと。そして、今年は随分雨が多かったのも、これは児童や教職員に負担をかけたのだらうと思います。中学校は、5月から6月にかけて、それぞれの学校で宿泊研修がございまして、そういうことで日程的にも苦しかった。さきほども申し上げましたが、まだそれになじんでいない、体がついていないという事情がありますが、実態調査については、もう少し推移を見て、必要であれば実施をいたしたい、そう考えております。

それから、少人数学級を来年からどうですかということですが、来年というふうには考えておりません。少人数学級指導の必要性を否定はしませんけれども、それをどういうふうに盛り込んでいくかということについては、小樽市の学校の実態を見ますと、小学校で言えば28校中19校がもう1学年1クラスで、しかも40人の定員で見ますと30人を割っている学校もかなりあります。そういうことを総合的に考えたいので、もう少し時間をいただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブで、例えば定員二、三人のオーバーという具体的な提言がございましたけれども、私どもの立場で言いますと、その児童の人数によって指導員の数というところに影響があって、定員二、三人でオーバーして目をつぶれというところにすぐ飛びつくわけにはいかないので、どのような工夫ができるか、ちょっと検討してみたいと思います。

それから、拠点校にスクールバスでということですが、前にもお答えいたしましたけれども、量徳小学校1校から市内の各3方面に新たに拠点を設けましたので、それらの活動経過を見ながら、さらに考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

○11番(新谷とし議員) 保健所に伺います。

さきほど中国産野菜が増えていますのでしっかりと検査をしていただきたいということで、これから増やしていくということでしたけれども、そこところは、まだしっかりと答弁していただいていませんでした。

それから、監視員の充実ですけれども、私が聞いていたのは、7人でやっているというふうに聞いていたのです。それはちょっと違いがあるようだけれども、いずれにしても、食品の監視指導は12年度5,113件です。本来やらなければならない数は、3万9,945件ですね。実施率はたったの12.8%なのです。これで、本当に食の安全が確保できるとは考えられないのです。やっぱり、人を増やしていくべきだと思うのです。今年は、どういうわけか、主査という役割がどういふものかちょっとわかりませんが、主査がなくなりましたし、1名減らされています。やっぱり、専門の知識のある人を臨時に雇ったりなどして、とにかく指導員を増やしていくべきだと思います。

それから、学校の方ですけれども、私は拠点校にスクールバスで送ると言ったのではないのです。例えば、ある学校ですが、入りたいのだけれども、土曜日に開設していないので入れないという人もいるのです。そういう子どもが何人いるか調べて、例えば今、桃内で使っているスクールバスが土曜日空いているから、ぐるっと一回りして、コミセンのいなきた児童館に送迎するという手だてもあるのではないかと、これは一つの案ですけれども、そういうことを言ったのです。

その点で、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 保健所長。

○保健所長（外岡立人） 中国野菜の件に関しましては、残留農薬の関係のことだと思います。

残留農薬に関しては、一応、検疫所の関係でございますので、ちょっと相談してみて、できるだけ、やはり市民の食生活の安全という中で考えてみたいと思います。

それと、食品衛生指導員の数ではなくて、回数だと。確かにそうです。十分検討したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再々質問にお答えします。

拠点校にと、そういうふうに誤解いたしました。実は、土曜日のスクールバスの運転をするという契約になっておりませんで、それをどうしたらいいかという具体的な問題もありますので、もう少し時間をください。お話の趣旨はわかります。

○議長（松田日出男） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件うち、議案第1号ないし第3号、第5号、第14号及び報告第2号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。

横田久俊議員、前田清貴議員、大竹秀文議員、松本光世議員、斉藤裕敬議員、中島麗子議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、久末恵子議員、佐々木勝利議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。

以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号、第6号ないし第9号、第15号、第16号、第21号、第24号、第25号及び報告第1号は総務常任委員会に、議案第17号ないし第20号は経済常任委員会に、議案第10号ないし第12号、第22号及び第23号は厚生常任委員会に、議案第13号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第3「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第75号、第77号ないし第79号及び第81号につきましては、議員定数に関する特別委員会に付託いたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明 6 月 13 日から 6 月 20 日まで 8 日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4 時 30 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 大 島 護

議 員 高 橋 克 幸

平成14年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第5日目

平成14年6月21日

出席議員（33名）

1 番	横	田	久	俊	2 番	前	田	清	貴
3 番	成	田	晃	司	4 番	大	竹	秀	文
5 番	松	本	光	世	6 番	中	村	岩	雄
7 番	松	本		聖	8 番	斉	藤	裕	敬
9 番	大	畠		護	1 0 番	中	島	麗	子
1 1 番	新	谷	と	し	1 2 番	古	沢	勝	則
1 3 番	見	楚	谷	登	志	1 5 番	次	木	督
1 6 番	久	末	恵	子	1 7 番	小	林	栄	治
1 8 番	八	田	昭	二	2 0 番	佐	藤	利	次
2 1 番	佐	々	木	勝	利	2 2 番	渡	部	智
2 3 番	武	井	義	恵	2 4 番	北	野	義	紀
2 5 番	西	脇		清	2 6 番	高	階	孝	次
2 8 番	吹	田	三	則	2 9 番	中	畑	恒	雄
3 0 番	松	田	日	出	男	3 1 番	佐	々	木
3 2 番	高	橋	克	幸	3 3 番	斉	藤	陽	一
3 4 番	秋	山	京	子	3 5 番	佐	野	治	男
3 6 番	佐	藤	利	幸					

欠席議員（2名）

14番	新	野	紘	巳	27番	岡	本	一	美
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司		
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院	高木成一
事務局長	
学校教育部長	菊 讓
監査委員	大津寅彦
事務局長	
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 5時40分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本光世議員、新谷とし議員をご指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時41分

再開 午後 9時25分

○議長（松田日出男） これより、会議を再開いたします。

（「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） 議長、議事進行で最初に議長にお伺いしますが、これまでの例であれば、署名議員を決めてから議事進行になっていると思うのです。私も、今回の問題で、過去の例を、本会議の議事録を全部調べたのですが、署名議員を指名した後で議事進行をかけるようになっているものですから、その辺はそういう運びにしないでよろしいのか。議長がお待ちのようだったから、私は一応議事進行をおかけしたのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（松田日出男） さきほど本会議を開いたときに、会議録署名議員に松本光世議員と新谷とし議員をご指名して、その後、休憩しております。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） 最初に、議長の見解を伺います。

19日の議員定数特別委員会で、私の発言中に、横田委員から、質疑打ち切り、採決を求める動機が、文字どおり私の質問中に出されました。それで、それを委員長が受けて、そのまま採決が強行されたわけです。私は、付託されている陳情並びに議案について、議案は可決、陳情5本は不採択となったというお話を聞きまして、それは理事会の合意に反するから無効であるということを議長にお会いして申入れ、議員定数特別委員会に差し戻すことを要求いたしました。

議長から、日を改めまして、結論から言えば、あの採決は有効なので議長としてはそのまま進めていきたいという見解が示されました。私は、その場で、それについては承服できないから、これは議会運営委員会に申し上げ、そして、議長からも再考を促して発言をいただきたいという経過で今日に至ったわけです。

そこで、私どもが議長にお伺いしたいのは、19日の議員定数特別委員会における採決を有効とする根拠は一体何であったと判断し、採決は正当性があると議長が判断されたのか、そのところを伺いたい。

○議長（松田日出男） 北野議員の議事進行についてお答えいたします。

19日、特別委員会が終了後、北野議員と古沢議員が、ただいま北野議員からお話があったような話で参りました。その時点では、一方的な話だけでコメントは避けたい、後ほど委員長、副委員長を呼んで事情を聞きお答えしたいということで、委員長、副委員長にお話を聞き、翌日、北野議員に回答いたしました。

私は、委員長の話を聞きまして、動議について採決し、また、付託されている案件について号数を入れて採決にすると、共産党さんも同調し、参加したということで、委員会は正常に終わったというふうに判断して、差戻するつもりはないというお答えをしました。

(「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野議員。

○24番(北野義紀議員) 本日、断続的に開かれました議会運営委員会で、横田久俊議員から19日の議員定数特別委員会の私の質問中に質疑打ち切り、採決を求める動議が出されたことは、標準会議規則に反しているのではないかと、この提起をいたしまして、市民クラブの斉藤裕敬委員からも同様の話がなされました。そのところは議長もよく聞いていたと思いますし、この問題での議会運営委員会のやりとりは理性的に行われました。さすが、議会運営委員会のメンバーだというふうに私は感服いたしました。

そこで斉藤裕敬委員並びに私の方から指摘をしたことは、横田委員が動議を出す、その前の理事会で委員長である見楚谷さんから、北野さんの発言は続けていただいて、その後、ほかの会派の質問もあるからということと言われまして、それは、皆さん承知の上で了承して本委員会に入ったわけです。

ところで、二つお伺いいたします。

一つは、私の質問は、特別委員長の許可をもらって発言中でした。標準会議規則では、議長は、議長という表現になっていますが、これは委員会の場合は委員長と置き換えて読むわけです。委員長の許可をいただいて私が発言している最中に動議を出すということについては、発言中の私の発言の妨げになるから、そういう動議の出し方をしてはならないということが決められています。

しかし、いろいろな関係で動議が出される。議事進行の発言、あるいは、委員長、副委員長の不信任動議が出された場合は、質問よりも優先するわけですから、これは受付しなければなりません。ただし、標準会議規則では、そうであっても、一度許可した議員の発言が終了してから、委員長はその動議を許可しなければならないというふうになっているわけです。発言よりも優先する議事進行あるいは不信任動議等は、先決権があるということは私も承知しています。それであっても、発言者を中断してやらないで、後で処理しても十分その目的は達成できるから、そうすべきだということになっているわけなのです。

ですから、当然、動議を出した横田さんは、1期目だし若いですから、タイミングを見てやろうと思って私の発言中に行われた可能性は、可能性といえますが、事実はそういうふうになったわけです。これについては、横田さんは区切りのいいところで出したというふうに弁明されましたが、私はテープを何回も聞きましたが、文字どおり私の発言を遮る形で横田さんは動議を出されているということは厳然たる事実です。

そうしますと、それを取り上げて採決まで行った特別委員長の裁きというのは、標準会議規則に照らして、正しくないというふうに思うのです。これに対する議長の見解はいかがかというのが一つです。

二つ目。私は、長く市議会議員をやらせていただいておりますので、運河の問題、あるいは、議員定数を昭和61年の第1回定例会で40名から36人に削減するときの強行採決、それから、私は議員でありませんでしたけれども、その後、水道料金の値上げをめぐる、日本共産党市議団から、当時、72本の動議が出されています。その後、皆さんも記憶に新しい築港再開発の問題で、当時の築港再開発の特別委員長である中畑さんの下で、大橋一弘議員が琴坂禎子議員の質問中に、質疑打ち切りの動議を出して混乱を招いています。これらの記録を、私は、今回のことがありましたので、つぶさに本会議並びに委員会の議事録を精査いたしました。

わかったことですが、市民クラブの斉藤裕敬さんもお気づきのように、小樽では、強行採決をやる場合に、質問を遮る形で動議が出され、その動議をその時々で委員長が有効として質疑を打ち切り、採決を行って、以後の本会議に障害をもたらすというパターンがずっと繰り返されているということに気づきました。これらは、小樽の市議会では標準会議規則で言われている優先権を持つ動議であっても、委員長の許可を得て発言中の議員

の発言を遮る形でやってはならないということが市議会で本格的に議論され、その標準会議規則に照らして、小樽市議会の運営をどのように展開したらいいかということがこれまで議論になっておりませんでした。そういう点で、市民クラブの斉藤裕敬さんの問題提起というのは私どもと一致しておりまして、動議を出す場合であっても、これについては会議規則にのっとって出すべきだということは、もはやだれもが異論をさしはさむことができないくらい、本日の議会運営委員会で明らかとなりました。

そこで、議会運営委員長も兼ねている見楚谷委員長は、審議を促進する立場から、この標準会議規則に基づく動議の処理の仕方については、言葉はそのとおりではありませんが、今後、前向きに小樽の市議会としても取り組んでいきたいということだったので、私は、それ以上そこの議論はしませんでした。

これまで議論されていなかったこの問題がありますから、1 期生の横田さんがわからないでそういう動議を出したということは、これはあり得ることです。また、動議を出すということは大変なことです。ベテランの議員でもタイミングを失って、発言中に、区切りがいいと、終了したなと思っても、言おうと思ったら発言者が発言しているというときに動議を出すという可能性もあるわけです。その場合の安全措置といいますか、安全弁として、委員長は、その動議は発言者の発言が終了してから許可し取扱うことにいたしますと言えば、それで済むわけなのです。だから、委員長をおやりになる議員さんは、議会の運営について慣れている方が、あるいは当選回数の多い方がおやりになっているから、その辺は、小樽の市議会で議論して一定の方向が出れば、意見の対立はあっても、動議が出されても、もめることなく市議会を運営していく道が開かれているのだということが、今日の議会運営委員会の大きな収穫だったというふうに私は判断しています。

この 2 点について、議長の見解を伺います。

○議長（松田日出男） 北野議員の議事進行についてお答えいたします。

1 点目の北野委員の発言の許可中に横田委員から動議が出されたということにつきましては、北野議員も、今日ですか、いつですか、1 回目の私の申入れのときには、議事録を精査していませんでした、タイミング的にどうだったのか不安だったということをお話しされました。

私も、北野議員から聞きましてからテープを起こしてみました。大変微妙なタイミングでの動議だったと思います。それで、議会運営委員会の中では、そのことについていろいろ議論された中で、このことについては、今後、議運等で検討しようということで、今回起こったことにつきましては、正常に取り計らったという見解の中で理解していただいて、次のいろいろな問題にかかったというふうに理解しています。

それから、二つ目の小樽で今までいろいろ質疑打切りの動議があったという中で、私も北野議員と同じぐらいの経験は持っておりますけれども、今までこのことについての指摘等で検討するということはなかったと。そういう意味では、今回の事件から、今後そういうことについても各議員に徹底するような、また、議事裁きについても慎重にするような、これから討議がされるものだというふうにして、北野議員同様、一つの進歩かなというふうに思っております。

（「議長、24 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 北野義紀議員。

○24 番（北野義紀議員） それであれば、議長の見解と議運の委員長の見解は、本日に限って言えば一致しているわけですから、今後どういう意見の対立があっても法令にのっとって小樽の市議会が運営されていくということについて、議長として、議長が直接携わらないことであるけれども、各常任委員長あるいは特別委員長の下で起こったいわゆる強行採決、私は括弧づきで言いますが、強行採決の処理の仕方の解決方法というの

はおのずと見えてくるのではないかというふうに思うのです。

そういう点に照らして、今回の議員定数特別委員会の採決というのは、会議規則に照らしてうまくなかったというふうに議長として判断されてもしかるべきではないかというふうに考えるわけですが、議長の見解をお聞かせください。

○議長（松田日出男） お答えいたします。

さきほどの続きになりますけれども、今までの長い経験の中で強行採決と言われたような場面が何度かあったと思いますが、私の経験では、今回の特別委員会での動議を委員長が採決し、そして、付託されている案件について何度も繰り返しながら採決をした、それに全員が加わって起立、又は態度を表明したというのは、今までかつてない委員会であったというふうに思いますので、今までの私の経験からは、強行とは、動議で質疑打切りはあったけれども、委員会としては、今までの中では正常な委員会であったというふうに思います。

（「24番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） 後段のことで伺いますが、私は議会運営委員会でも申し上げましたが、議長が今言われました共産党も採決に加わったのではないかという言い分について述べておきました。これまで、強行採決の後、いろいろな機会に、共産党は座ったままだったから、陳情について採択を諮っても立ち上がらないから不採択だったと、こういうような話があちこちでされるわけです。だから、そういう口実をなくすために私はやったのですよということを述べておきました。そこで、それはそういうことだということで議長にご理解をいただきたいということです。

それから、今聞きたいのは、議員定数特別委員会の理事会で全会一致で決まったものを途中で打ち切ると、今日も議会運営委員会で話になりました。そのときに、共産党の質問が長いから打ち切りたいのだと、横田さんは議会運営委員会でも弁明されておられました。

そうであるならば、理事会で、共産党の次に二つの会派が質問をするということを合意して始まっているわけですから、共産党の質疑打切りだけの動議を出したのであれば、横田さんにも一理はあると思うのです。

しかし、理事会の合意を無視して、二つの会派の質疑まで打ち切り、直ちに採決を求める動議を出したということは、これは、問答無用で理事会の合意を横田さんが無視したと。横田さんは理事ではありませんけれども、自民党の議員団に所属しておられますから、当然、話を聞いておられると思うのです。この責任について、議長はどう考えておられるか。

二つ目。理事会の合意は、各党の理事からそれぞれの構成の委員に当然伝えられているわけなのです。だから、横田さんが質疑打ち切り、採決を求める動議を出したときに、これは百歩譲って、共産党の質疑を打ち切るのはいいいけれども、なぜ2会派の質疑まで打ち切ってしまったのかという疑問を持って、横田さんの質疑打ち切り動議に対して疑義を挟まなければならないはずです。それを、理事会の合意を無視して、共産党以外の会派が賛成をしたということについて、議長はどのような考えを持っておられるか。

2点についてお伺いいたします。

○議長（松田日出男） 北野議員にお答えいたします。

理事会の合意事項というところまでは、議長は知りませんでした。横田委員も自民党の理事の方から理事会の内容についてどこまで話をされていたのか、これも確認はしておりません。

しかし、横田委員が北野委員の質問中に動議を出したということは、やはり、横田委員にも、今までの理事会の経緯、また北野委員の質問の時間、それを聞いた中で判断されたのではないかというふうに思います。そのことを後から聞いて、2 人の質問があるということまで葬った、そのことについてどうして横田委員に話をしないのかということでございますけれども、動議を出した横田自身も質問しようとしていたのかもわかりません。もう 1 人はだれかわかりませんけれども、そのことについて動議を出し、それに賛成した方々には、それによって自分の質問が切れたということについては理解しているのだらうというふうに思います。

それを聞いた中で、動議を出して、質疑を打切ったわけですから、自分の質問をどの時点ですればよかったのかというようなことについては、ちょっと今までの長い経験の中からは考えませんでした。

(「議長、24 番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 北野議員に申し上げます。

議事の進行でございますので、同じような質問については一応注意しておきます。

北野義紀議員。

○24 番(北野義紀議員) 議長、お願いがあるのですが、私はたくさん議長にお伺いしたいことがあります。それで、恐縮ですが、議長と同じようにお水をいただきたい、配慮をお願いしたいということです。

○議長(松田日出男) はい。

○24 番(北野義紀議員) 続けます。

よろしいですか。議長に議事進行でお伺いしますが、本日の直前の議会運営委員会は必ずしもスムーズに進められたわけではありません。これは議長も私も同じ考えだと思うのです。

そこで、伺いますが、議長が、このように時間が経過した責任は私にあるということで声を荒げて私を名指しで批判されました。私はそういうつもりは毛頭ないということを申し上げ、詳しくは議長も私も承知していますから繰り返しません。この議論の過程の中で、議長は、180 度、責任論を転換いたしまして、挙げて議長にあるのだというふうに、私が聞いていてびっくりするくらい、発言の内容を 180 度変えて自分の責任だとおっしゃいました。

これについて、私はいまだに不可解です。なぜそういうふうになったのか。私は、松田議長が議員になられたのと、当選したのはほとんど違いがありませんから、当時のいきさつは、松田議長ほどではありませんけれども、承知をしています。だから、お互いに腹を割って話し合ったことや何かを表に出すような卑劣なことはいしません。

そこで、お伺いいたしますが、そういうことを前提にして、松田議長なりに、なぜそういうふうにおっしゃられたか、差障りのない範囲で結構ですからご説明いただきたい。私も 1 回目の発言を聞いて、私自身が議会運営委員会という正規の委員会でひぼう中傷を受けたわけですから、その辺は、議長から、差障りのない範囲で結構ですから、伺っておかないと納得いたしかねますので、ご説明をいただきたい。

○議長(松田日出男) お答えいたします。

水は後で届けます。

議運の委員長はじめ、議運の皆さんがいろいろと、議会を開会するに当たって、午前中の理事会から精力的にやっていることについては逐次お伺いしておりました。北野委員は、最後の休憩から本会議に入ろうとするときに、「どうして今までこれだけの時間をかけた。その責任は私でない。どうしてこうなるのだ」という質問が委員長にございました。

私は、今まで北野君は、譲るところを譲り、協力するところはしながら、今日まで、さきほどまで来たという話をしました。しかし、全部総合しますと、それが意見の違うところでとまってしまっているのは北野君の態度だということで指摘をしました。

ですから、それが、再度、議会を混乱させて長引かせるということについて、北野君はそれを解明するまで開かないということなものですから、行き過ぎなところは訂正しますと。そして、北野君がこの議会が延びてきた原因はどこにあるのだということについては、最終的な責任は私にあるので、私の責任ですという答弁をいたしました。

(「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 私は差障りのない範囲でということでお伺いしましたから、それ以上、議長にこの問題で今はお伺いはいたしません。

そこで、お伺いしますが、議長は現在に至る経過の逐一を承知していたというふうに、今お伺いいたしましたし、さきほどの議会運営委員会でもそういうご説明がありました。

私は、議長がおっしゃるとおり、裏の話を出すようなことはいたしません。しかし、議会ですから、表だけでなかなか局面が開けないというときは、どの党であろうとも、代表のしかるべき方が、お互いの相手側の党を訪ねたり招いたりして、議会の正常化に向けて努力をするということはあることです。そこでのさまざまなことを表に出すということは、私はこれまでもしていないし、これからもするつもりはありません。

しかし、総論として、今回こうなった事態の最大の要因は、19日の議員定数特別委員会における採決の在り方にあることだけは疑いないというふうに思うのです。この点について、情報を、逐一報告を受けていた議長はどういう判断をお持ちだったのでしょうか、お聞かせください。

○議長(松田日出男) 19日の委員会の結末ですか。

○24番(北野義紀議員) そうです。

○議長(松田日出男) それをどういうふうに判断していたかということですか。

○24番(北野義紀議員) どういうふうに情報を聞いて、議長は逐一聞いていたというわけですから、そのところは、さきほどもちらりと話がありましたけれども、どういうふうにそこに至る、私は自分の見解を今述べましたから、だから、議長としてはその辺はいかがですかというふうに聞いているのです。

○議長(松田日出男) いろいろ積残しの質問もありましたけれども、19日、最終委員会ですべては結論が出るというふうにお伺いしておりました。

(「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 議長は傍聴をする立場にはありませんから、細かいことはわからないとは思っています。そういうハンディがあるというふうに私も思って質問をするわけですが、大事な問題については、私はちゃんと聞いてきたというふうに何回も説明はされました。しかし、議長は慎重な方ですから、私と古沢議員が19日の異常な採決の後、議長を訪ねまして、私なりの事実経過を述べ、差戻しをしていただきたいというお願いをいたしました。

そのとき、議長は、ある程度のことは聞いているけれども、北野君のことは片方の話だから、相手側の話も聞いて、議長として客観的に判断をした上で態度を明らかにしたいと。この姿勢は、私は当然だと思うのです。

このことについて、だから、その場で私は異論はさしはさみませんでした。

そこで、お伺いしますが、議長が今言われました19日で終わるようになっていたと。私も、当初はそういうふうを考えていました。それは、新しく小樽の市議会議員に立候補される方が、定数が一体幾らかということが直前までわからなかったら、さまざまな準備活動、瀬踏み行動で新人に不利な要素となることは明らかだからです。

しかし、提案者の側が、この本会議で議員定数の削減の議案を提案したときに、詳しく理由を述べているわけなのです。主には3点です。当然、共産党としてその3点について。

○議長（松田日出男） 北野議員に申し上げます。

今は本会議の議事進行についての発言でございますので、さきほども注意いたしました。委員会の中身を審議している場ではございません。ご注意申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） 不規則発言もあるようですから、議事進行で大いにやっていただければよろしいと思いますから、発言中に発言をしづらくするようなことは、今日はやめていただきたい。

そこで、今、私がなぜそういうことを聞くかと言えば、議長は19日に審議が終わるものだというふうにおっしゃったから聞いているのです。しかし、その19日に至るまで、実質審議が行われている中で、答弁ができなかったり、後日答弁するという問題もありまして、当初考えていた思惑とは違って私どもの質問の積残しが出たことは、これは避けがたかったわけです。だから、委員長から、議員定数特別委員会の委員長から、あとどれくらい質問がありますかというから、石狩湾新港の問題を除けば、あと3時間か4時間ありますということは申し上げておきました。

だから、議長が終わるというふうに判断したというのは、それは議長の判断でしょうけれども、私の方はそういう事情で、途中で1時間49分の長時間にわたる答弁準備のための休憩も設けられていたわけです。そういうことに照らせば、少なくとも答弁準備のために1時間45分の長時間にわたる休憩が行われたわけですから、少なくともその分は共産党の質問に充てて、その時間を保証するということが必要であったと思うのです。

この点で、議会の議事裁きに最高責任を負っている議長としてどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（松田日出男） この特別委員会は4日間開かれました。19日は最終予定日でした。私も4回の委員会の中身について全部聞いていたわけではございませんが、たまたま19日の日は途中抜けることもありましたが、大体聞いておりました。ですから、流れは全部知っておりました。

古沢議員と見えられたときにも、北野君が申入れをし、古沢議員にも何か追加することがないかということで、古沢議員からもお話を聞きました。当初、1時間ぐらいの議事進行のやりとりがあった。しかし、そのことについても動議が出て、採決をし、それで、その後は北野君の質問に入っているわけですから、古沢議員の今の話は、それは動議、採決で決着したことだという話もいたしました。

要するに、北野君から今質問のありました、休憩をとって、その理事会の中でもう4時間あるとか3時間あるということは聞いておりません。ただ、質問の最中に委員長から何度か時間の話をした折に、北野君がまだ3時間、4時間あるという話をしたということは放送で聞いておりました。しかし、それが終われば終わるのだろうと、あと何人かの質問で終わるのだろうと。ですから、今日一日で、今日19日で終わるというふう

には判断はしていたということです。

（「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） お答えになっていない点があります。

4月の月上旬に1時間49分にわたって答弁準備のための休憩が行われたのは事実です。議事録にも載っています。これを、少なくとも質疑を打ち切らないで、それくらいの時間は共産党に保証してもよかったのではないかと、そういうことについての議長の見解はいかがかというふうに聞いたわけです。

○議長（松田日出男） それは、19日のことでなく、以前のことでですね。4月の何回目の。

○24番（北野義紀議員） 議長、補足します。もう一度説明します。よろしいですか。

○議長（松田日出男） はい。

○24番（北野義紀議員） あの19日の採決の在り方が異常だったというふうにお話があって、しかも、議長はおっしゃっていませんけれども、ほかの委員の方は、共産党の質問が長過ぎるという話は私は直接何回も聞かされました。しかし、そういう場であっても、委員長から、あとどれくらい質問が残っているのかと聞かれたから、私はさきほど紹介したように、石狩湾新港の問題少しと、財政問題について3時間ないし4時間くらいは残っているということは隠さないで言っておきました。それとのかかわりで質疑が途中で打ち切られたわけですから、だから、議長に、そうであるならば、4月の初めに開かれた、実質上、第1回目の本格的な議論の中で、提案者が答弁できずに1時間49分にわたって休憩がなされた、その分くらいは共産党の時間に充てても悪くはないのではないかというふうに私は考えるわけですから、議長はどう考えますかというふうに聞いたのです。

○議長（松田日出男） 4月に、答弁の中で回答がなかったと、そのために1時間幾らというのは、休憩をとったということについては、今初めて私が知りましたので、その分を最終の19日に見てもいいのではないかという話は、今ここで初めて聞いたことです。当然、答弁漏れがあり、次の委員会でその答弁をするというのが順序で、私は、その答弁がされたのか、されないのかは聞いておりませんでした。

ですから、今言われたことについて、その分、19日に余分に見てやってもいいのではないかということを、例えば委員長に示唆することについては思いもありませんでした。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 小林栄治議員。

○17番（小林栄治議員） 議事進行打ち切りの動議を提出いたします。

理由は、今のやりとりを聞いていまして、これは議運の中で相当やりとりをしたというふうに伺っておりますので、これからの北野さんに対する議事進行について打ち切りの動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○24番（北野義紀議員） だから会議規則に議事進行は優先権がある。さっき紹介したでしょう。それを打ち切ってしまったら、どうやって議会を進めるのですか。だから、私は、冒頭、会議規則を示して、皆さんに、本格的にやられていないからお示しして、議長も同意をして始まった話なのですから。議事進行を打ち切ったら、これは言論の封殺になってしまうから、これは議長もいろいろ見解の違いはあるでしょうけれども、これまで全部受け入れて発言をさせていただいてきたわけです。

○議長（松田日出男） 北野議員に申し上げますけれども、さきほどからの議事進行について、この今の本会

議の議事を進行させるためにどうかということの議事進行であれば受けますよということ、それで 2 度注意いたしました。

（「見解の相違だ」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） これは、特別委員会の中身についての質問ですから、今の議事の進行上に必要ないというふうに感じておまして、さきほどから言っておりますけれども、（発言する者あり）今、注意をしておりました。これから、この本会議をいかに進めるかということについての議事進行をお願いいたします。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 北野義紀議員。

○24 番（北野義紀議員） 今の議長の発言ですけれども、これは、議員定数特別委員会の採決を本会議で扱うことになるのです。それにかかわる土台の話で、少なくとも議事裁きをする議長と私との間で、意見の違いはあっても、認識を一致させておかなければならないから、最高責任者である議長の見解を経過に照らして伺って、見解が分かれた場合はこうですよということで議事進行をかけているのです。動議は後でゆっくりやりますから、だから、まず、そういう立場で私は議事進行で本会議の議事を進める議長と認識を一致したいから、見解の異なっていると思われる問題で見解を聞いているわけですから、その点については、議長の考えとスタンスは違うかもしれませんが、これは我慢して聞いていただいて、認識一致の努力をさせていただきたいということを注文しておきます。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 斉藤裕敬議員。

○8 番（斉藤裕敬議員） さきほど小林議員が議事進行についてと宣言された後に、動議に変わったのですけれども、この取扱いはどうなったのでしょうか。議事進行についてと宣言された後に動議を提出するとおっしゃられて、それが議題にならないで北野議員の議事進行に移っているのですけれども、どうとらまえばいいのでしょうか。

○議長（松田日出男） これは、さきほども言いましたように、北野君の議事進行が終わって、私が回答しない間の動議だったものですから、一応、それをしました。

それで、改めて、小林議員の動議は賛成がありますので、直ちに議題といたします。

○24 番（北野義紀議員） 議長、それこそ議事進行にかかわる今の裁きですから、聞いておきます。24 番。

○議長（松田日出男） 動議が優先されます。

○24 番（北野義紀議員） いやいや、そんな話はないでしょう、議長、議事進行ですよ。いいですか。今、斉藤（裕）議員がおっしゃったように、小林さんは議事進行と言ったのですよ。それで、議長が許可したのでしょうか。それが、いつの間にやら動議に変わったのですから、それが有効になったなどというふうになるのですか。

（「なるのだ」と呼ぶ者あり）

○24 番（北野義紀議員） どうしてなるの。そんなことにはならないですよ。

○議長（松田日出男） 小林議員は議事進行打切りの動議ということなものですから。

○24 番（北野義紀議員） だから、冒頭は議事進行についてと言ったのでしょうか。動議を出すのなら動議というふうに、これまでいろいろなもめる議会がありましたけれども、動議と議事進行は、みんな、どの会派の方も区別して出していますから、そんな混乱したやり方は撤回していただきたい。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○24番(北野義紀議員) 何だったら、議事録を精査してください、小林さんの発言を。そんな人をばかにした話はないですよ。

○議長(松田日出男) 今、小林議員の動議は、議事進行打切りの動議ということで。

(「そんなことない」と呼ぶ者あり)

(「いや、そうだよ」と呼ぶ者あり)

○24番(北野義紀議員) だから休憩して、本会議の議事録を精査しましょう、発言を。みんな聞いていて、変だと思ったでしょう。

○議長(松田日出男) 今の小林議員の動議は、議事進行打切りの動議というふうに聞いたのですよ。しかし、北野君への答弁をする前だったものですから、一応、答弁を私からしまして、そして今、斉藤(裕)議員からも話があったわけですが、斉藤(裕)議員については、そのさっきの動議はどうなのだというから、小林議員の動議を直ちに議題といたしますと。

小林議員から趣旨の説明を求めます。

○17番(小林栄治議員) やりとりを聞いていまして、非常に、過去の特別委員会の4日間の日程は最初から決められて、19日で上げるというふうに私たちも報告を受けています。質疑の内容等々については、それは共産党さんの考え方がありますが、しかし、やはり議会ルールにのっとって粛々と採決をするというのが私たち議員に決められた大きな使命でありますので、その辺は私方と相当に考え方の相違があるように思われます。それが、冒頭、延々とこのような議長とのやりとりは、議会運営委員会、そして理事会の中でも相当議論されたと報告を受けていますので、これ以上の議事進行、そして、議長が答弁しているこの姿を見て、私は非常に遺憾に思いましたので、質疑打切りの動議を提出させていただきました。

以上です。

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

討論はございますか。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 議事進行の発言というのは討論でやりますから、小林議員の動議は、私は成立していないというふうに思います。

理由は、議事進行というふうに発言して、議事進行を打切る動議になったのです。(発言する者あり) そんな動議はないですよ。議長をだましたことになるのですよ。発言の機会を捕えてすりかえたのですから。

それで、私は、そのことを指摘するとともに、議会の標準会議規則の中でも議事進行の発言と議長、副議長に対する不信任動議というのは優先されるとあるのですよ。議長、副議長の動議は特定されています。しかし、議事進行の発言については、中身が特定されていないのです。仮に小林議員の動議が、この議事進行の発言全部を認めないということになったら、標準会議規則で認められている議事進行の発言は一切できなくなる。これは極めて乱暴な動議です。だから、私の発言が、立場の違いがあって気に入らないことがあるかもしれませんが。しかし、今ここで、そういう議事進行の発言全部を封殺する動議を採決に付して、仮に可決されたということになったら、これから以降、さまざまな動議その他が出されることになります。そのときに、議事進行をスムーズにするために、発言したいという議員の方があっても一切発言できないという状況をここで作り出

すことになるわけですよ。(発言する者あり)

だから、議事進行の発言一般を禁止するということは、標準会議規則、これを明白に否定することになるわけですから、それこそ議事裁きをする議長の方から、そういう動議というのはおかしいということを解説していただきたい。

○議長(松田日出男) 私は、議事進行は議事を進める上でどうしても議長に申し入れる、又は、議長の議事裁きがおかしいということで議事進行はあるものだというふうに、普通は、1 回もしくは 2 回だと思っているのです。それ以上、延々と議事進行でもって、議事進行をかけていくということは、標準規則にもないものだ。ですから、その間、いろいろ質問があり、それにまた、議長の議事がまずいというのであれば、その時点で議事進行をかけるのだらうと。

ですから、議長は、そういうふうになった場合には一度注意しなさいと。注意してもなおかつ、同じ議事進行をかける場合には中止させなさいと、私はそういうふうに理解していますから、2 度注意しました。(発言する者あり)

○24 番(北野義紀議員) 議長、これは議事進行について、今議論が分かれているから整理しておかなければだめです。議長が一度許可された発言は保障されているけれども、唯一の例外は、議長の議事整理権に基づく発言は、議員が発言しているときでもできることになっているのです、これは。それで、どういうことから、議長が、そういう例外である、唯一の例外である議事整理権に基づく発言が発せられるかといえば、これは、議会の品位を傷つける発言、そのほかさまざまなことがここに書かれているわけです。(発言する者あり)

それで、一般的に議長の注意とおっしゃるけれども、皆さん方は、よくさきほどの議会運営委員会を聞いていてほしかったのです。私はいろいろなことをあそこで申し上げて、本来であれば、議長とのかかわりの話は、本委員会が出されたものは議会運営委員会で処理すべきだということまで言ったわけですが、あのとき何て言いましたか。本会議でやれと言ったのはあなた方ですよ。それを。

○議長(松田日出男) 北野議員に申し上げます。

○24 番(北野義紀議員) 本会議に移ってきたら一体どういうことなのですか。それまで封ずるのですか。経過に照らしてもおかしいではないですか。議長自身もそうやって言ったのですよ、ほかの委員もそうだけれども。(発言する者あり)

○議長(松田日出男) 北野議員に申し上げます。

いいですか、北野議員の議事進行の中で、どうして委員会に差し戻さなかったのかという理由、それから、さきほどの議運であった理由、それについては何度か答弁いたしました。しかし、それ以上、委員会にかかわる質疑のやりとりとか、質疑の問題については、今の議事進行上には関係ないことだということで私は 2 度ほど注意しました。

(「そんなことないですよ」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 発言中でも注意しました。いいですか。

ですから、これからは、議事の進行上、私の方で、議事の進行上、あなたから何か差し迫った要望、質疑、注意があるのであれば言うていただきたい。それ以上、議事を遅滞するようなことであれば、議事進行は受けません。

(「議長、12 番、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 古沢勝則議員。

○12番(古沢勝則君) 今、議長がお答えになった点でちょっとお尋ねしておきたいことがあるのですが、北野議員からの議事進行に対するお答えのうち、議長はこういうふうにお答えになりました。

横田委員の動議に関してです。テーブルを起こして確認してみたが、大変微妙かなと思ったというふうに北野議員にはお答えになっていました。つまり、大変微妙かなというのは、これは微妙な表現でありまして、横田委員の動議は、北野委員の発言が終わるか終わらないか、その微妙なところで発せられたというふうに議長はお答えしたのだと思うのです。そういうことでよろしいのですか。

○議長(松田日出男) お答えします。

ですから、そのことについては、北野君自身も、初めは、自分がそういう状態で動議をかけられたかどうか大変疑義があったということで、後でテーブルを起こしたら、北野君は自分の質問中だったということなので、私も起こしてみた。しかし、まことに微妙な、質疑中なのか、その止まったときなのかは微妙だったと。

しかし、そのことについては、今後、議運等でもって、討議していこうということで、それも議運で決着し、その後の日程については粛々とやってきているということで、今ここでもって、そのこと自体が戻す、戻さないの議長のあれではないというふうにお答えしたわけです。

(「議長、12番、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 古沢勝則議員。

○12番(古沢勝則君) そういうお話ですけれども、事実はきちっと確認しておいてほしいのですよ。北野委員は出席で立って質問中であつたわけです。それは、どうですか、その委員会に同席していた、例えば松本(光)さん、大竹さん、前田さん、成田さん、横田さん、横田さんは一番わかりますね。それから、佐野さん、高橋さん、渡部さん、松本(聖)さん、どなたに聞いてみてもらってもいい話ですよ。テーブルを起こして大変微妙かななんていう話ではないのですよ。そういう肝心なこと、ですから、委員会に差し戻してほしいというふうに申し入れた私も当事者の一人ですから、そういうことでお答えになって済むような話ではないということだけは、はっきりしておきたいと思うのですね。

○議長(松田日出男) ですから、私も、テーブルを起こしてみる前に、北野君が座っていたのか、立っていたのか、見ていないわけですからわかりません。ただ、テーブルだけ聞きますと、非常に微妙だと。座ってやったのか、立ってやったのか、それはわかりません。

ですけれども、そのことについては、この次、議運等でこの問題について、これから小樽市議会として検討していくのであれば、皆さんがテーブルを聞きながら、どうであったのかということから始まって議論をしていくことだということで、皆さんが、議運が了解したことだというふうに、あなたが議運に出ていないかもわかりませんが、北野議員から聞いていると思いますので、お答えします。

(「議長、24番、議事進行について、ただいまの議長の見解について」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 議長は、今も、私が1回目に動機が成立しているのではないかとというふうに考えて譲ってやりました。しかし、後でテーブルを何回も聞いたら、横田さんは、文字どおり私の質問中に動議を出しているから、昨日言った、さきの発言というのは正確でなかったということを私は正直に述べています。

○議長(松田日出男) 北野議員に何度も言います。

○24番(北野義紀議員) ちょっと待ってください。議長の見解について言っているのですから、気に入ら

ないからといって妨害しないでください。議長が許可したのですから。

○議長（松田日出男） 妨害でないです。議事進行の中身でないということを言っているのですよ。

○24番（北野義紀議員） 何を言っているのですか、議事進行の中身そのものでしょう。私は、議員定数特別委員会の採決が会議規則に照らして不当だから差し戻しなさいと言っているのですよ。しかし、議長は違うと言うのですから。議事進行そのものにかかわる議事進行をかけているのです。だから、よく最後まで聞いてください。

横田さんも、最初は私のタイミングのいいところで出したというふうに思っているけれども、しかし、違ったのかなというふうに首をかしげられていたのですよ。それはテープを聞いてもらえれば、立場は違っても、どこで横田さんが発言したかわかるのです。それは、私もそうだったから、横田さんだってそういう心境だったと思うのです。だから、あえてそのことについては、横田さんが、いや、いやということじゃっていいないから、私はさすがだと思っていますよ。

そういうことがあるから、今、古沢議員が言ったように、テープを聞いて議長は微妙だと言っているのですよ。しかし、微妙でないのです。文字どおり会議規則に照らして、私の発言の妨げになるような形で動議が出されているということは事実ですから、だから、差し戻しなさいということを根拠を持って言っているのですよ。これがどうして議事進行、本会議の議事進行に関係のないそういう内容だと言うのですか。

○議長（松田日出男） 北野議員に申し上げますけれども、今の発言は全部議運で行われたことなのです。議運で、今このことについては、議員の皆さんの同意で、今後、小樽市議会の議題として取り扱っていかうということに決まって、今この本会議が開かれているわけですよ。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○24番（北野義紀議員） それが確認されたのは、それは、議長がそうおっしゃるのなら大変な発言ですよ。

私は、立場は違うけれども、今回の議員定数特別委員会の採決を、今度の、今日の議会運営委員会で問題になった会議規則に照らしてあれこれ議論をするということは、意見が分かれるから、私は議運ではやりませんでしたよ、不当だということは言っていますけれども。議長が再三言われる、これから議会運営委員会その他でこれらの問題を話し合っていくというのは、これからの問題なのです。議長がおっしゃっているのは、横田さんが出された19日の議員定数特別委員会における動議について、これから議論するなどということは決めていないのではないですか。それは議長の事実誤認でしょう。これははっきりしているでしょう。

だから、私は議長にさっき申し上げましたように、議長は全部承知しているかどうか分からないから、大事なところについては議長と私の間で認識を一致させて、これから本会議を運営していく上で認識の一致というのは大事だから、その土台について聞いているのだということを言っているのですよ。

ところが、私は理解したのかなと思っていたら、議長は、私から言えば、混乱というか、ごっちゃにしていますよ。さきほどの議会運営委員会で見楚谷委員長が仕切ったのは、会議規則に基づく動議の出し方、在り方、その処理の仕方については、今後、会議規則に基づいて前向きに行きましょうということを確認したのです。私はそれはよいでしょうということを言ったのであって、そのことについて議長は誤解して、混乱してですよ、横田委員の19日の発言の是非について、これから協議すると決めたではないかというふうに言ったのは、これは間違いですから撤回してください。

○議長（松田日出男） 今の北野議員の話で、今そのような話で私は申しませんけれども、そういうふうにとったというのであれば、それは撤回します。

ただ、19日の議決について、これが正常でなかったという流れの中からそういう話が出てくるのであって、私は、正常だということで、あれは委員会に差し戻すつもりはありませんということだけは申し上げます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 大竹秀文議員。

○4番（大竹秀文議員） 議事進行について申し上げます。

さきほど動議が出されて議題になっているようにも感じますけれども、その後、議論されておりませんが、これはどのようにして諮るのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松田日出男） 今、小林議員の動議は賛成者があり、趣旨説明も聞きました。討論もありますかということまで進みました。それで、議事進行がかかったので、そのことでの議事進行かということであれしましたけれども、今ちょっと小林議員のことで、討論のないということまでで終わっているのであれば、直ちに討論を。

（「発言中に議事進行をかけられるのですか。そういうことになるの」と呼ぶ者あり）

○24番（北野義紀議員） だから、動議を採決に付すということが誤りだということを言っているのですよ。（発言する者あり）

○議長（松田日出男） ですから、今の動議。（発言する者あり）

いいですか。ですから、今まで何度も北野議員にも注意しました。意見の違いはあるかもしれませんが、ですけど、この本会議を進めるための議事進行にはかなっていないという話をしました。

そうした中で、これ以上そのまま続けるのであればということで動議が出まして、その動議を今諮った、諮ろうと思っています。いいですね。

（「議事進行について、24番。議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 議事の進め方についての話でなければ中止させますよ、途中で。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 北野義紀議員。

○24番（北野義紀議員） 議長、そういうふうに感情的にならないで議事を裁いてください。

議長は、本会議の議事進行にかかわると言いながら、私が直前の議事進行で言ったように、認識が違っているのですよ。一番新しい議会運営委員会で議運の委員長が各党の合意を持ってやった1項目目、これについて議長が重大な事実誤認をしているのです。自分はそう言っていないけれども、そういうふうに受け取られたら取り替える、撤回すると言っているけれども、そんな話ではないのですよ。あなたは、はっきりと、さきほどの議運の委員会で、横田委員の動議の出し方については、これから議運で話し合っていくと言ったじゃないですか。そういうことは、自民党の皆さんは何もそういう認識でないですよ。この認識では、私と自民党の皆さんは一致しているのではないですか。横田さんの発言を、19日の発言ですよ。これを、さきほどの議会運営委員会でこれから協議していくというふうに決めたのですか。私はそういうふうに決めていないと思います。議長は違うことを言っているのですよ。幾ら自民党の立場にある議長さんでも、これは事実誤認でしょう。こういう事実誤認している議長が、これからの議事裁きをやったらうまくないから、私は、その都度、認識を一致させるための努力をしているのであって、それが議事進行になじまないなどということにならないでしょう。

はしなくも、議長の今の発言で、皆さん方だって、議長が事実を正確に認識していないということはわかっ

たのではないですか。自民党の議員の皆さんはどなたでもいいですから、この問題について見解を求めますよ。発言してください。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 待ってください。

今、北野議員の議事進行にお答えいたします。

19日の横田委員の動議がどうであったか、北野委員の質問中であったかどうかということについて、これから議運で審議するなどとは言っていない。いいですか。そういう問題について、いろいろ斉藤(裕)議員からも、北野議員からも、標準会議規則によると、発言中は委員長はその発言が終わるまでかけられないのだということについては、これからの議運で検討していく。いいですか、横田委員の発言が大変微妙であったという話はしました。

(「微妙でないのだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) それは、見解が違います。

(「議長、24番、議事進行について、ただいまの議長の発言について異議があります」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

(「いや、終わったから言っているのだ」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) いえいえ、まだあります。今、発言中に議事進行をかけるからあれなのです。

いいですか。そういう流れの中で、あなたは何回もして、しまい、あなたの方も変な話になったのかどうか分かりませんが、つじつまが合わない話を言葉じりをつかんで話しますから、そういうことについてあなたの言っていることと私が違うのであれば、それについては訂正しますと、削除しますという話までしているわけでしょう。私は、そういう認識が違うから、いつまでたっても議事進行をかけていくというのは、ちょっとこれを進める上ではおかしいでしょうと。

(「議長、発言が終わったら議事進行にします。24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 議長ね、(発言する者あり)

何ですか。

(「議長の話聞きなさいよ」と呼ぶ者あり)

○24番(北野義紀議員) 聞いてるよ。終わったかどうか、確認して聞いたのだ。(発言する者あり)

終わったから許可してくれたのでないですか。違うの。終わったから聞いたのでないですか、私は。だから、24番とおっしゃって発言が許可されたでしょう。

(「北野さん、もう一回聞きなさい。終わりましたかって」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) もう一回、どうぞ、議事進行を。

○24番(北野義紀議員) いいですね、皆さん。

議長はですね、

(「これっきりにしてください」と呼ぶ者あり)

○24番(北野義紀議員) そういうことは拘束されません。

議長は、私が一番問題にした一つ目は、横田委員の質疑打ち切り動議の出し方について、私は議長に認識が違っていると、さきほど本会議で言われたことは違うということを指摘したのです。自民党の皆さんだって聞いてい

て変だと思ったでしょう、議運のメンバーは。だから、そこについては、私を誤解させるような表現でなくて、明らかに議長が事実を誤認しているのです。そのことを指摘すると、違っていることがあったら撤回すると、いとも簡単にあなたは今おっしゃいました。だから、その前には、そういうことは言っていないということまで言うのですよ。だから、私はさきほどから、議長といえども全部聞いているわけではないでしょうから、これからの本会議の運営は大変大事ですから、認識を一致させるために聞いているのですよということで話していったら、まず一つ目は全然違うことが出てきたのですよ。今、訂正されましたけれども。

だから、立場は違って相手の言い分をよく聞いてですね、そして認識を一致させていくということは必要ではないですか。私だって、さきほど来正直に言っているとおり、最初は、横田さんは私の質問の切れ目でやったのかなと思ったから、私は動議は成立しているのではないだろうかと譲った形で発言しました、議長がおっしゃるとおり。しかし、後でテープを聞いたら違うということで、そういうこともちゃんとやっているわけですから、経過に照らして。

だから、議長は、立場は違うけれども、やっぱり、私の話をよく聞いて。

○議長（松田日出男） 何時からやっているの。

○24番（北野義紀議員） ちょっと聞いて、人が発言中ですよ。

○議長（松田日出男） どうぞ。

○24番（北野義紀議員） だから、そういう、議長がこれまでのやりとりの中で、さきほどの直前の議会運営委員会ですよ、この本会議を目指す。そのの、暗くなってから何回か開かれた議会運営委員会のそういう合意だって、全く違っていたということではないですか。だから、これから審議する上で、私はいろいろな角度から議長に認識の一致のためにいろいろ申し上げていきたいというのは根拠のあることではないですか、お答えください。

○議長（松田日出男） 北野議員に申し上げます。

北野議員が今まで9時15分から延々とやっていることについて、一番先に質問したことについて、それが違うというのであれば、その時点で言えばいい。それからいろいろな質問をし、また戻っていつているわけですよ。そして、言葉じりをつかんで、ああだとかこうだとか。今、北野議員の議事進行は、小林議員の動議について、皆さんが討論はないというところまで来ていますので、それについての議事進行かということでさっきから受けているのですけれども、ちょっと観点が違いますので、直ちに小林議員の動議について。

（「ちょっとおかしいよ、議長、そんな話は」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 動議なんですから。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

（「むきにならないでください」と呼ぶ者あり）

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） 議事進行について。

小林議員の動議なのですから、動議によって議事進行を制約できるかということになりますと、非常に微妙だと思うのですよ。それで、その動議自体が成立するかどうかというのをちょっとご確認いただいた方がいいのかなと思います。議事進行の許可というのは、議長の裁量権でありますので、議員から出された動議の可否によって議長の裁量権が制限されるという動議は成立しないような気がしますので、事務局に一度ご確認

されたいと思います。

○議長（松田日出男） お答えしますが、私もそこまで全部標準規則をのみ込んでいるわけではございません。

ただ、本会議における議事進行は、本会議における議事の裁き方について疑義もしくは注意を与えることであれば受けますよ。しかし、何時間も討論的なやりとりというのは、注意なさいということですから、2度注意していますと。それでも、なおかつ止まらないということで動議が出たわけですから、それについて、皆さん、賛成者がありますから、どうしますかと。（発言する者あり）

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

（「おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ですから、私の議事裁きの中での注意なり、質疑があるのであれば、それは受けます。しかし、委員会の中のやりとりをこの場でやるということについては、今のこの議事を進めていくのには何も関係ない議事進行だということで、さきほどから注意しているのです。意見の違いは意見の違いとして認めていますから。（発言する者あり）

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 斉藤裕敬議員。

○8番（斉藤裕敬議員） いや、ちょっと冷静になっていただきたいと思うのです。

私は、議長が今言われた、議事進行の内容が不適切だと思ったら、それは議長の裁量の中で発言を制約する、これで結構だと思うのですよ。

ですけれども、今、私は共産党の北野議員の発言、そして議長とのやりとりを聞いていまして、そして今、自民党小林議員からの動議が出たものですから、不的確な動議と。申し訳ないですけれども、権限の及ばない動議をここで行っていいのかという素朴な疑問です。

ですから、これは動議に付されたとしても、そもそも議長の議事整理権の中で発言を封じることができるわけですから、議員側の動議によって封じ込めるということではできないのではないかと私は思っているわけです。（発言する者あり）

○議長（松田日出男） ですから、さきほど議長の裁量権で何度も注意をしています、2度。（発言する者あり）それを聞かないから、動議に賛成者があるから、そうしなければ終わらないわけですよ。（発言する者あり）

それについて、今後の議事裁きについて疑義があるのであれば議事進行は受けます。（発言する者あり）

ですから、注意しても聞かない、何度言っても聞かない、同じことで妨害している議事進行に対しての今のあれでしょう。（発言する者あり）

（「一回、きちんと整理してください」と呼ぶ者あり）

（「あなたが混乱させているのでしょう」と呼ぶ者あり）

（「それでは話にならない」と呼ぶ者あり）

（「ちゃんと決着つけてください」と呼ぶ者あり）

（「議長。ちょっと静かにしてくれないか。おれは議事進行をかけているのだから」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 29番、中畑恒雄議員。

○29番(中畑恒雄議員) さきほど来、ずっと聞いておりますけれども、こんな議会であっていいのかなと。さきほど北野氏の発言の中に、今までいろいろな強行採決的なものがあったと。その中に私の名前も出ていました。だから、今日、私は議運のメンバーではないけれども、斉藤裕敬議員の方から、昭和22年か、21年かの参議院におけるところの規則によって、ああいう19日の採決はおかしいのだというような、ある程度私は中身を見ておりませんけれども、そういう話もあったと。

そうしたら、今まで終戦後、小樽市議会では、我々の知らない大先輩のときに、放火の問題で警察官も入れたとか、いろいろなときにやっていると思いますけれども、ずっと先輩から我々が受け継いできたものを今までやってきたことになるわけです。これは、議員全体の責任ですよ、はっきり言って。それを議運の委員長が取り上げて、また、議長からの発言で取り上げて、今日は21日、この第2回定例会の終わりの日であるということは決定されているわけです。だから、今後、その出された問題について、議会運営委員会なり、また、設置された活性化委員会などで大いに検討すべきであると、大変に前向きでいいことだなというふうに思います。

また、さきほど来、話を聞いておりますけれども、議会を進めるのに、今日、私どもに配布された今日の議会日程は207分かかかるのだそうです。しかし、共産党さんの議事進行、まだ出ていないものもあると思いますけれども、まさかこんなに時間を費やすとは思いませんでした。

議会というのは、国会であれ、道議会であれ、地方議会であれ、賛否両論は必ずあるのはあたり前です。ある程度の時間をかけたときに議決をするのが議会制民主主義だと思います。自分の意見が通らないからといって、悪い言葉で言うと、どこまでも自分の意思を通そうというような議事進行のかけ方は、この際、遠慮をしていただきたい。

さきほど私はちょうど席を外しておりましたけれども、同僚の小林議員から動議が出たそうですけれども、ちょっと聞いておりませんでしたから難しいことは言いませんけれども、このたびの議会で、本当に今日の夜を迎えて体調を崩された方が2人も3人もいるわけです。それを延々、延々としてやっていていいのかなと。私としては、これ以上、共産党にお願いをしたいのだけれども、議事進行はこの程度でやめていただいて、そして本題の議会の日程に入っていただきたいというふうに思いますけれども、議長はいかがですか。(拍手)

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

(「私もまだ答えをいただいております」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 今、中畑議員から議事進行がありました。

確かに、議運で、本会議を開き、今日のうちに延会しても上げようという合意の中で入ってきて、ある程度の議事進行、動議については認めていきますということで開いているわけですから、私も、今までその議運の流れを正常に戻すために、これは本題とちょっと違うのではないかとこの注意も北野議員にしました。それが議事進行の中で一致しなければ、見解の違いであればということでもございましたので、何度か答弁もいたしました。しかし、それが延々と続くということについては本意でございまして、何度か注意をしました。それについて、これ以上はどうかという小林議員の動議も出ました。それを諮って、皆さんに、では、それが採決された場合には、これからは議事進行はないのかと。これは、私も標準規則はわかりませんけれども、私は、それから進める議事の運営について議事進行がかかるのであれば、それは受けていくというつもりであります。

ただ、北野議員が何度注意しても聞かないということについて、私はまだ注意だけで中止はしていません。しかし、それを聞いている皆さんの方から動議が出た、今それを受けてどうしようかということで、今、その動議の採決に入る前に議事進行ですから、それに関連する議事進行かということで聞いているわけですが

も、だんだんまた本題が違ってきているなというふうに今まで考えていました。

中畑議員の今の議事進行について、私もこれからの議事運営について本題に入っていきたいと思います。

(「議長、議事進行について、24番」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

○議長(松田日出男) 斉藤裕敬議員の。

○8番(斉藤裕敬議員) 議事進行を制限するような動議というのは、そもそも成立しないおそれがあるから、事務局にちょっと確認させた方がいいということです。

(「法的根拠を示しなさい」と呼ぶ者あり)

○8番(斉藤裕敬議員) いや、そこまで。

○25番(西脇 清議員) そんな議事進行なんて、気に食わなかったらつぶすって、そんなばかな話はないもの。だから、その動議が正当だというのであれば、法的根拠を示してください。

(「議長、再度、29番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 西脇議員の議事進行については、今、手元に法令がございませんので即答はできませんけれども、調べさせて答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 中畑恒雄議員。

○29番(中畑恒雄議員) いや、さきほど来話を聞いておりましたら、北野さんの議事進行に対していろいろやりとりのときに、それは確かに一言、二言、いろいろ横から声が出るかもしれませんが、我々が話をするときであっても共産党から結構手も挙げないでがたがたがた言っている。そういうのはいいのであって、我々がちょっと、悪い言葉でやじを入れると、うるさいとか、ああだとかと、自分本位なあれだなど。

それと、北野さんは恵まれた人だなど。(発言する者あり)こういうことを言ったら怒られるかもしれぬけれども、私もこの生活は長いけれども、(発言する者あり)議事進行をかけて、動議を出したり、議事進行をかけた人のところに、大原大先生といえども卓上には水はなかったな、すばらしいことを発案してくれたと私は感謝しておりますよ。

まあ、こういうことで、法律論については、我々は法律はむとんちです。会議規則はああだとかここだとかいろいろ言いますが、小樽市には法制局長官もいない。こんな難しいときに、そんな一つずつやっていたら、法律論をやっていたら、(発言する者あり)いや、法律の中の議会だかもしらぬけれども、ある程度、やっぱり議長の裁量によって議会を進めてもらいたいということを言っておきます。

(「今の中畑さんのことと、議長のさきほどの見解について議事進行をしたいということです。24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 中畑さんがいろいろ言われるのは、本会議をスムーズに進めていただきたいから、共産党にも議事進行はこの辺で考えてくれないかということなのですね。私も、議事進行については、延々やるつもりはないのです。しかし、心配な点が幾つかあったから聞いたのです。時間は、皆さん知ってのとおり、やっていますよ。しかし、さきほどから話をしているように、この問題について議員定数の削減の議案がこれからかかるわけですから、その議事裁きに当たって、議長がちゃんとしたこれまでの経緯を踏まえた認識に立っているのか心配だったから私は聞いているのですよ。そうしたら、議長は、違っていたら何でそのとき言わないのだと言ったけれども、古沢議員に対してあなたはそうやっておっしゃったのですよ、私と違うことを。

だから、私はもう一度言ったのは当然なのです。

そこで、お伺いいたしますけれども、議会の運営に、本会議の運営にかかわることで、議長が認識が違っていたと、さきほどの話です。撤回はされましたよ。けれども、それは、私が指摘したから、自民党の皆さんだって困ったのでないかと思うのですよ。横田さんのことについて、ごろっと変わると。大竹さんは首を振っておられますけれども、見楚谷委員長の裁きは、さっき私が言ったとおりですよ。横田さんの19日の動議の出し方について、これから議会運営委員会でやるなどということは言っていないのです。そういうことは、私が指摘したから議長がわかって撤回したのでしょうか。だから、立場が違って、相手の話をよく聞けば、お互い認識の違ってることだってあるのだということは、ここの事実で一つ明らかになったでしょう。

だから、私は、議事進行で土俵をきちっとするために発言をしてきたわけなのですから、長いとかどうかとって、それだけで自分たちが都合いいように解釈しないでいただきたいということだけは申し上げておきます。これは私の方に道理があることでしょ。

だから、中畑さんのは私に直接ではないから、私は私自身の持っている土俵を整理したいという立場からの議事進行の発言はそんなにありませんから、心配しないでください。

議長、中畑さんは非常にタイミングのいいところでそういうことを言われましたから、私はあえてそういうことを言わざるを得なかったわけです。だから、幾つかのことについてはきちっとしていただきたいということですから、それはよろしいですね、議長。

○議長（松田日出男） 北野議員に申し上げますけれども、北野議員が一番先にそのことを言った、私も、初めは北野さんの質問に答弁はしていましたが、議事進行について。北野さんは、全部うなずきながら、次々といういろいろな質問をしてきました。いいですか。その時点で、議長の言ったことと違うのだという発言はなかった。

しかし、後から古沢議員から発言があったときの話と私の言った話と違うと言うから、それであれば、私は北野君にどう言ったかは今ちょっと記憶にないですけれども、その北野君の言ったことが、古沢さんに答えたことが北野君はそれをとって、議長は私の質問の答えと違うのだと言うから、そういうことで北野君に答えたことと古沢君に答えたことが違うのであれば、私の言違いかもわかりませんが、そのことについては削除しますという話をしているわけですよ。

（「それはいいのだ」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） そうでしょう。

○24番（北野義紀議員） それは事実だ。そのことは、私は議長がひどいとか何とかと言ってないのですよ。そういうふうに認識の違いがあったでしょうと。だから、私が指摘して、我が党が指摘して、そういう議長の認識の違いが明らかになったのだから、そういう認識でやられたら、議会の、これからの本会議は違っていくのだから、これは有益だったのではないですか。そういうことを申し上げて、議長が撤回されたことについては、僕は評価していますよ、認識を一致する上では。

だから、議事進行は、立場は違うけれども、やっぱり気に入らないけれども、議長は最高責任者なのだからそうやって聞いていただきたいというお願いをしているのですよ。

○議長（松田日出男） ですから、その答弁に対して、あなたは、一回言ったことを撤回してもだめだと、同じことを繰り返すから、これは、議事進行上、今のあれとは違いますよということを言っているわけですよ。いいですか。

○24番（北野義紀議員） 議長、私は、中畑議員からもそういう話がありましたから、いろいろ議事進行で

聞きたいということについては、一応、議長もそういうふうにおっしゃっていますから、議事進行に協力します。

そこで、私は、議員定数特別委員会での陳情5本、継続審査中の平成14年第1回定例会議案第57号は、上程しないことを求める動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) その前に、申し上げます。

その前に、小林議員の動機、これは討論がありませんというところで終わっているわけですがけれども、私もそれを採決することがこの議会ではどうかということについては今即答できませんので、もしお許しいただけるのであれば、これは宿題にして預けてもらいたい。

それで、北野議員の今の動議は賛成がございますので、それを受けたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) いいですか、小林議員。

それでは、北野議員の動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題として、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表して、ただいま成立した動議について、その理由を説明申し上げます。

今の直前の議事進行のやりとりで明らかであります、なぜ上程してはいけないかということです。たくさんありますが、私は二つだけ申し上げます。

6月19日の議員定数特別委員会での強行採決後、我が党として、理事会の全会派の合意を踏みにじって新たに提出された質疑打ちりを求める動議、採決を求める動議は、これは、さきほど指摘した理由で、理事会を開いて協議するということが適切な処理であったというふうに確信を持っているわけです。このため、その場で私の方から休憩を求める動議を出しました。皆さん方はご承知のとおり、私は声が大きい方ですから、議会事務局の記録のテープの中にこの私の休憩を求める動議が入っていないということはありません。にもかかわらず、見楚谷委員長は、混乱していたので聞こえなかったということで、休憩の動議を無視した理由を後で見楚谷委員長のところへ行ったらときに伺いました。それは違いますから、よくテープを聞いてくださいということも申し述べてきたわけです。

それで、私としては、全会一致で確認したものを踏みにじると。さきほど指摘しましたが、横田さんだって1期生ですがけれども、私が見ていて1期生とは思われないくらい自民党の若手の代表として堂々と野党と渡り合っている、こういうことぐらい知らないでやっているとは私は思われないのです。

しかし、中畑恒雄さん、さきほど言ったように、おれは法律に何と言ったか、知らないのだというような趣旨のことを何かあまり聞いたことのない表現でおっしゃいましたけれども、そういうのは通用しないのですよ。だから、私としては、横田さんのこういう質疑打ちり、採決を求める動議というのは、これは理事会の合意を踏みにじっていると。しかも、これに賛成した方々だって、理事会の合意を無視しているということになるの

です。これを議長がどのようにして裁くのかということが焦点になるわけでありますから、当然、議長に差し戻すべきだということを我が党は直ちに申入れをしました。そのやりとりは議長からさきほど話があったとおりであります。

そこで、二つ目の問題を指摘します。

これも、議員定数特別委員会では改めた議論にはなっていませんでした。今日初めて議論される問題です。中畑さんは、昭和22年に参議院でと言ったけれども、斉藤裕敬さんはそういうことはおっしゃっていません。昭和22年に、当時の内務省、政府から出された都道府県議会会議規則の準則には、委員長の許可をもらって議員が発言しているとき、その発言はその中途において他の発言によって妨げられることはないと規定されているのではない。現在の標準会議規則では、これは当然のことなので改まった規定はない。しかし、参議院規則第 101条には、発言はその途中において他の発言によってこれを妨げられないと、この規定は残っているのです。こういうことを私も斉藤裕敬議員も言っているわけですから、これは、中畑さん、正確にしてください。よろしいですね。

これに照らしてみても、今回の6月19日の議員定数特別委員会での採決の在り方がどうであったかということが問われるわけです。議事進行の発言や議長、副議長への不信任動議は、さきほど紹介したように、議員の発言よりも先決権を持つものですが、議員の発言を中止してまで、その動議が出されたから、あるいは議事進行の発言が出されたからといって、議員の発言を中止して直ちに許可しなければその目的を達成することはできないものではないから、議長は議員の発言が終了してから、先決権を持つ発言、動議であっても、許可する必要があるというふうに明確に整理をしているのです。

だから、一度、議長なり委員長なりから許可された発言は、このように法律では保障されているのです。したがって、横田委員から私の発言中に質疑打ち切り、採決を求める動議というのが出されて私の質問の妨げになった、これは、テープを起こしていただければ、事実ですから、私はその問題について、議員定数特別委員会の委員長が横田さんの動議だけを取り上げて、私が休憩を求める動議を大きい声で2度出したにもかかわらず、受け付けていただけない。それで、当然、見楚谷委員長の議事裁きは、ここにかかわっては一方的だし、会議規則に照らしてそういう処理になっていなかったと。

大竹さんは、今、顔を見ていたら、何を言いたい、私はよくわかります。1回目の発言したときに、古沢議員が休憩動議を出したときに、声が小さくて皆さんに聞こえないから、賛成者はないとあなたは言いたいのと思うのです。古沢さんは私みたく声は大きくないから、しかし、大事な動議ですから、私はもう一度大きな声で言って、皆さんも聞こえるように賛成ということがあったのです。これはちゃんとテープに入っていますから。

それで、そういう経過に照らして、私は2点しか大きく言いませんが、会議規則に基づかない議員定数特別委員会の採決は無効であることは明らかなだから、これは、議長において差戻しをするということが一番の道理に立った道だし、また、法令に基づいたやり方だというふうに思うわけです。

議会は意見の異なる政党・会派から構成されておりますから、議会を進めるためには、会議規則に基づいて、法令に基づいて運営する以外にないわけなのです。ここまで再三にわたって私は道理を尽くしているのですけれども、議長は、あくまでも19日の議員定数特別委員会の採決は正当だと言われますから、私は、議員定数特別委員会に付託されている陳情5件と議案を上程しないよう要求し、動議を提出しました。

以上が提出理由であります。(拍手)

○議長（松田日出男） これより、討論に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○11番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの動議に賛成の討論を行います。

議長は、強行採決された平成14年第1回定例会議案第57号と陳情第75号、第77号ないし第79号及び第81号を上程するのはやめるべきです。

これまで、小樽市議会の歴史で強行採決されるたび、審議を尽くして強行採決をしないように申し合わせてきたのではなかったでしょうか。陳情並びに議案を十分な審議を尽くさないまま強行採決に至ったのは、議会制民主主義に反すると同時に、これまでの申合せにも反するものです。

北野委員の休憩動議にも、見楚谷委員長は耳を貸しませんでした。私は傍聴席で聞いておりましたので、北野委員の休憩動議ははっきりと聞こえております。私が平成11年に議員として小樽市議会に出させていただいて以来、各会派の意見の対立はあったとしても、強行採決は一度もなく、議会も活性化のうちに推移し、お互いの意見は尊重されるものだと思っておりました。陳情を提出した市民が審議を見守る中、強行採決に出た暴挙は、市民の代表として議会に出ているのに恥ずべきことです。

議長は、地方自治法第104条で、議事を整理し議会の事務を統理する権限を与えられており、議会を代表するので、不当に強行採決をされた陳情及び議案の上程をやめるべきです。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松田日出男） ただいまの出席議員は、30名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（松田日出男） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（松田日出男） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼、投票）

○議長（松田日出男） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に古沢勝則議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（立会人、所定の位置に着く）

（開票）

○議長（松田日出男） 投票の結果を報告いたします。

投票総数30票。

そのうち、有効投票29票、無効投票 1 票。

有効投票中、賛成 5 票、反対24票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（松田日出男） お諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしますとともに、併せて、さきに配布しております議事日程の順序を変更し、日程第 1 を日程第 2 に、以下、順次それぞれ繰り下げたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第 1 「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 6 月21日までと議決されておりますが、議事の都合により、会議を 6 月22日まで 1 日間延長いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 6 月22日まで 1 日間延長することに決しました。

本日は、これをもって散会し、明日は、午前 0 時 5 分より開会いたします。

散会 午後 11 時 33 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 松 本 光 世

議 員 新 谷 と し

平成14年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第6日目

平成14年6月22日

出席議員（30名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	島		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄	
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治		
20番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝	利	
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵		
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	36番	佐	藤	利	幸		

欠席議員（5名）

14番	新	野	紘	巳	18番	八	田	昭	二
26番	高	階	孝	次	27番	岡	本	一	美
35番	佐	野	治	男					

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島	豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司			
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午前 0 時 5 分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本光世議員、新谷とし議員をご指名いたします。

（「議長、12 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12 番、古沢勝則議員。

○12 番（古沢勝則議員） 高橋克幸議員、横田久俊議員に反省を求める動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（12 番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○12 番（古沢勝則議員） 高橋克幸議員、横田久俊議員に反省を求める動議について、その趣旨について説明いたします。

ご承知のように、特別委員会冒頭、私が議事進行において見楚谷委員長に求めていたものは、陳情代表者を参考人として出頭を求めた上、これら陳情案件の審議を進めるべきではないか、この一点でありました。

その理由を幾つか挙げて、委員長に再考を求めました。当該案件は、議長より特別委員会に付託されたものであります。その陳情案件のいずれもが、代表者から陳情趣旨の説明の場が求められていたにもかかわらず、その審議の前に、しかも陳情趣旨、陳情項目の一部の削除を決めるがごときは、到底、認められるものではありません。

しかるに、高橋克幸議員の動議は、この陳情内容にかかわるものであることを知りながら、参考人招致を行うか否かについて直ちに採決することを求めて提出されたものであります。本来、市民の側に立つべき議員としては、あってはならないものであります。よって、高橋克幸議員に対し、強く反省を求めるものであります。

横田議員であります。19 日の議員定数に関する特別委員会において、横田委員の提出した動議は、質疑の打ち切り、直ちに採決を求めるとしたものであります。当日、本委員会を前にした理事会において、我が党以外の会派からも質問がある旨、申出があったことは、あなたも承知していたはずであります。

委員会は、冒頭、委員長の議事運営をめぐる紛糾し、実質的に議案審議が始まってからは、わずか 2 時間余でありました。しかも、質問者は我が党の北野委員であります。この件に関して言えば、本会議冒頭、北野議員からの議事進行に対する議長のお答で、「テープを起こして確認してみたが、大変微妙かなと思った」とありました。実際は、まだ北野委員が委員席で立って質問をしているところであったことは、出席委員に確かめれば容易に判断できたことであります。我が党の正常化を求める申入れに対応した議長としては、極めて不注意であったと言わなければなりません。

横田委員は、北野委員が質問を現に続行中であるにもかかわらず、そして、他会派委員の質問が残されていたにもかかわらず、質疑の打ち切り動議を提出したのであります。

委員長から発言の許可を受けた委員が、現に質問中でありまして、それを割って入っても動議が成立すると、あなたは大変な考え違いをされている。議員の発言中に他の発言が許されるのは、議事整理権に基づく議長の発言だけであります。あなたは、北野委員に保障されていた発言を妨げるという重大かつ取返しのつかない誤りを犯しました。と同時に（発言する者あり）

ここは笑うべきところではありませんよ。

と同時に、議会全体、議員定数に関する特別委員会そのものを傷つけるという役割をみずから買ってでたわけであります。

よって、強く反省を求めるとともに、あなた自身の責任を強くたすものであります。

以上であります。(拍手)

○議長(松田日出男) 本動議について、横田久俊議員、高橋克幸議員は除斥されますので、退場を願います。

(横田久俊議員、高橋克幸議員退場)

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 3番、成田晃司議員。

(3番 成田晃司議員登壇)(拍手)

○3番(成田晃司議員) 自由民主党を代表して、ただいまの古沢議員から提出された動議について、両議員は全く反省する必要があることを主張する討論を行います。

議員定数に関する特別委員会での両議員への動議は、議員に認められた全く正当な動議発動権を行使したにすぎません。また、古沢議員が申しました陳情者の参考人招致については、これは、陳情書の内容から見て必要のないことを委員長の方から報告がありました。また、北野委員の発言を妨げた動議を発動したとのご意見に対しても、そのようなことはなく、質問の合間に動議を提出しており、北野議員の質問を遮って発動したものではありません。

以上、討論といたします。(拍手)(発言する者あり)

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) ただいま提案されました高橋、横田両議員に反省を求める動議についての賛成討論をいたします。

高橋克幸議員は、参考人招致を行うかどうかについて直ちに採決を求める動議を出しましたが、議員削減を提出している4会派は、陳情者の意見聴取は行わないことを既に明らかにしている段階で、参考人招致について採決が行われたら、これは意見を聞かないことに決まることは目に見えているわけです。憲法で保障された国民の権利を奪い取ることは、だれにも許されていません。これを無視して陳情者の意向を一方的に却下することを前提とした動議を出した高橋克幸議員に反省を求めるというのは明らかであります。

議論の中でもありましたけれども、ただいま討論した成田議員は、陳情書の文書の中で、これは願意がわかるという趣旨の討論をやっていました。

しかし、これは多くの自治体で、北海道では札幌をはじめ、提案者が類似都市としているところでも、そういう陳情書の文書が出ているにもかかわらず、その代表者が出てきて、こういうわけですよという陳情なり請願の趣旨を議会で発言して議員の皆さん方の理解をいただく、そういう努力が各議会で行われているわけであります。だから、文書を見て、それでもうわかったのだというのは、それぞれの陳情・請願を出した方々の奥深い思い、あるいは多様な意見を、おれはもうわかっているのだということになって、これは不そんな態度と言われても仕方がないと思うのです。

次に、横田久俊議員の質疑打切り、直ちに採決を求める動議の提出についてです。

さきほど来、横田さんは恐らくこれを後ろで聞いていると思いますから、ぜひ聞いてほしいのですが、指摘しなければならないのは、直前の理事会で全会一致で私の質問を認めていたのです。これはだれも否定しようがないのですよ。そして、それを前提にし、私の次に 2 会派の方の質問をするということも委員長から諮って、全会一致で確認したところなのです。それに基づいて私は質問をしたわけですから、これを、横田議員が質疑打切り動議を出して、質疑を打切ったばかりでなくて、ほかの会派 2 人の質疑まで打切ってしまうと。そして、採決まで持っていったということについては、これは全く認めるわけにいかない暴挙だと思うのです。

それで、さきほど、何か聞いていましたら、そういうふうにしたのは、同じ提案者の仲間だから、そういう人が了承の上でやったと言いましたか。何と言いましたか。そういう趣旨のことをおっしゃっていましたね。しかし、そうであるならば、ちゃんと理事会を開いて、理事会の合意を変更しなければならない。そういうこともやらないと。

それから、さきほど来、新しい問題として私たちが問題にしているように、議員の質問中に、それを無視して動議を出すことは法律上許されていないのです。発言できるのは、議事整理権に基づく議長、今回は委員長の意味ですが、議長や委員長しか許されていないのです。この決まりを無視した横田議員は、厳しく指摘されなければならないし、深く反省していただかなければならないし、将来ある自民党の若手の議員ですから、二度と同じ過ちを繰り返して、こういう指摘を壇上から受けることのないことを希望しておきます。

もちろん、高橋克幸議員、横田久俊議員の動議に賛成した先輩議員、同僚議員も、理事会の合意に反した態度をとったことは事実ですから、併せてその責任も指摘されなければならないということを申し上げて、討論を終わります。(拍手)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

(22番 渡部 智議員登壇)(拍手)

○22番(渡部 智議員) 民主党・市民連合を代表し、高橋克幸、横田久俊両議員に反省を求める動議に反対の討論を行います。

高橋、横田両議員に反省を求める動議以前に、動議提出者はしっかりと考えてみる必要があり、むしろ反省すべきであると考えます。この委員会に向けて、前段の協議並びに特別委員会の運営を行うに当たって理事会で相当の議論を行い、とりわけ回数、質問時間、終了時間、また陳情についても失礼のなきようと、対応を含めて協議及び確認をしてきたではありませんか。

その決めに逸脱したことにより、運営上の正常化と收拾からそれぞれ動議が発せられたものであり、両議員に反省を求める理由は何らなく、反対するものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) ただいまの出席議員は、27名であります。

投票用紙の配布をいたさせます。

(投票用紙配布)

○議長（松田日出男） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（松田日出男） 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（土屋 彦） 前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、斉藤裕敬議員、大畠 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、久末恵子議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○議長（松田日出男） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に大竹秀文議員、中島麗子議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（立会人、所定の位置に着く）

（開票）

○議長（松田日出男） 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票。

そのうち、有効投票27票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成5票、反対22票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（松田日出男） 横田、高橋両議員の入場を求めます。

（横田久俊議員、高橋克幸議員入場）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

○10番（中島麗子議員） 見楚谷委員長の辞任を求める動議について提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（10番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○10番（中島麗子議員） 見楚谷委員長の辞任を求める動議について、提案の趣旨を申し上げます。

見楚谷登志議員が委員長を務める特別委員会は、議員定数問題を審議する場です。6月19日に開かれたこの委員会には、五つの市民団体等から、議員定数を34名にすること、代表者の意見を聞いてほしいことを趣旨とする陳情が提出されていました。

ところが、ご承知のように、委員会冒頭からの議事進行をめぐる議論の途中、突然、高橋克幸議員から参考人招致を行うか否かについて、直ちに採決を求める動議が提出されました。

委員長もご承知のように、この動議によりそのまま採決することは、事実上、陳情趣旨、項目の一部を審議の対象から除外することを意味していました。言うまでもなく、住民の請願権、陳情権は、戦後、現行憲法の下で確立した制度です。これによって住民の意見を地方議会に反映させ、それを議会の意思にすることができ、住民自治の確立からも大変大きな意義を持つものです。同時に、議会側から言えば、住民の直接の意見に基づいてその活動を進めることができ、議会と住民との結びつきを強めるものとして重要な意義を持っているものです。

こうした請願権、陳情権の意義に照らして、今回のようにその権利を制限するような取扱いについては、我が党は決して容認できません。

加えて、横田久俊委員からの動議の問題です。

我が党の北野委員が現に質問中であるにもかかわらず、これを遮って動議を提出した横田委員の態度は全くもって言語道断です。しかし、同時に、委員長が発言を許可し、その北野委員から発言中である旨の抗議がされているにもかかわらず、委員長は、それを無視し、横田委員の動議を認めてしまったのです。

つけ加えて言えば、このとき、休憩を求める動議が提出されましたが、これまで無視してしまいました。みずからが発言を許可し、その委員が現に発言中に、他の委員の発言を許可する権限が委員長にはあるのでしょうか。このように職権を著しく逸脱した委員長の責任は極めて重大であり、このまま職にとどまることは許されるはずがありません。

よって、見楚谷登志議員の議員定数に関する特別委員会委員長の辞任を求めます。（拍手）

○議長（松田日出男） これより、討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 4番、大竹秀文議員。

（4番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

○4番（大竹秀文議員） ただいま提出されました議員定数に関する特別委員会見楚谷委員長の辞任を求める動議に、自由民主党を代表し、反対の討論をいたします。

見楚谷委員長は、これまで4回開催された本委員会の運営に当たり、公正かつ中立の立場を貫き、質疑時間がほとんどを占めた共産党の質問についても、十二分に時間を確保するよう努めてまいりました。また、委員長としての責務も、本日の委員長報告のみとなっているのが現実であります。

したがって、今に至って見楚谷委員長を辞任させる事由は全くないことを申し述べ、見楚谷委員長の辞任を求める動議に反対の討論といたします。（拍手）

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 見楚谷議員定数特別委員会委員長の辞任を求める動議に賛成の討論をいたします。

見楚谷委員長は、再三指摘されておりますように、理事会の合意に基づいて質問していた私の発言中に、横田委員から提出された質疑打ち切り、採決を求める動議を一方的に取り上げ、質疑を打ち切り、採決を強行いたしました。

私は、その場で、「横田委員、質問中に失礼ではないか」ということを申し上げました。そして、休憩の動議を出しているにもかかわらず、取り上げていただけない。これは、当然、休憩を求めたというのは、これもさきほど指摘をしましたけれども、理事会の合意にないし、まして、この問題については会議規則にも反することですから、当然、委員長のもとで休憩し、この取扱いについて理事会に諮らなければならないのです。

こういうことをやらないで、一方的に質疑を打ち切り、そして陳情を不採択、それから議案は可決ということを一挙にやってしまうということは、委員会の合意を無視しただけでなく、民主主義を否定するものであったわけです。また、これから小樽市議会が議会活性化でいろいろ党派は違っても努力をしていくということを合意している、そういう努力に水を差すことにもなるわけです。

こういう点に照らして、委員長の議事裁きは、会議規則の準則に照らしても、これは明らかに違っている。これはもう明白なのです。これらの動議の取扱いが小樽市議会で本格的に論議されていなかったという事情があるとはいえ、委員長の責任は重大です。

さきほど、大竹議員は、あと一つだけ、委員長報告一つしか残っていないのだからということをおっしゃいましたが、その中身は極めて重大なのです。議案を可決したという報告、陳情5本は不採択と、そういう報告になるのです。これは、さきほど来指摘した点からいっても重大なことでありますから、それを一方的に採決したやり方を委員長として報告するということは絶対に認められないし、さきほど来指摘している点から、委員長として適当ではないというところから辞任するのは当然だということを申し上げまして、討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 本動議につきまして、見楚谷登志議員は除斥されますので、退場を願います。

これをちょっと申し遅れて、いや、討論の前に除斥だったのですけれども、討論を先にさせてしまったものですから、済みません。

(見楚谷登志議員退場)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) ただいま議題となりました見楚谷委員長の辞任を求める動議に対し、市民クラブを代表し、自席にて棄権の討論をいたします。

質疑を打ち切り、採決を求める動議が出されたとき、確かに北野委員は発言中であり、発言の終了、つまり着席を待たずにして動議を議題としたことは、会議規則に照らしても有効とはいえない事態でありました。私は、そのとき、参考人として前の席から見ておりましたので、この位置関係ははっきり記憶しております。

また、さきほど来、議論の中で、質問と質問の合間だとか、言葉が途切れたとか途切れないとか、こういう

ことで質問中であつたかどうかを諮っているようでしたけれども、いつからそういうことになったのか。発言というのは、委員長または議長が指名してから着席までですから、これはさきほど討論に立たれた私の大先輩、成田議員に聞いてみてください。成田議員は、もう20年以上も道議会の裏方として精通をしている方ですから、発言というのは、指名から着席まで、カウントもそうです。言葉が途切れたとか途切れないなどということになると、言葉が詰まってしまったときに質問が一回とまるかという話で、へんてこな話になるわけです。

委員長は、みずから指名した委員の発言を保障する義務があり、そのために議事整理権を有していると解されるわけですから、今回は同時に2人の発言を許してしまったことになり、これはいけないことです。

しかし、この議事裁きの是非を判断するためには、会議規則にない申合せによる小樽議会独自の慣例、慣行の有無を確認しなければならないのであります。議長が議会運営委員会の中で、明確に動議は有効である、問題なかったと、こうお答えになった後、私は改めて議会事務局に動議の有効、無効について尋ねました。

議運の皆さんは聞こえていたと思いますけれども、調べてみなかったらわからないと、こういう回答でありました。議長がお答えになった後であります。余りにも頼りない言葉に驚きました。一部の議員からは、そんな議会のルールなどというのは、ルールはルールで、それはそれとして進めればいいのだと。こういうことではない。申合せによる小樽市議会の慣例があるのだったら認められる、シロ、もしないのだったらクロ、単純な話なのです。この小樽市議会独自の申合せによる慣例が確認できないままに私たちは是非を判断できませんので、棄権の判断に至りました。

最後に一言、見楚谷委員長の議事裁きについて私たちの感想を述べさせていただきますと、確かに最後の最後にアクシデントはありましたけれども、都合4回に及ぶこの議事というのは、極力、公平に、特に共産党さんの発言をできるだけ担保しようという姿勢が見られたことも事実であります。最後の最後に、落とし穴にはまったようなお気の毒な状態でありますけれども、見楚谷委員長の名誉のために一言申し添えて、討論にいたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) ただいまの出席議員は、25名であります。

投票用紙の配布をいたさせます。

(投票用紙配布)

○議長(松田日出男) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松田日出男) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○**事務局次長（土屋 彦）** 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、次木督雄議員、久末恵子議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○**議長（松田日出男）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に中村岩雄議員、新谷とし議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（立会人、所定の位置に着く）

（開票）

○**議長（松田日出男）** 投票の結果を報告いたします。

投票総数25票。

そのうち、有効投票25票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成5票、反対20票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○**議長（松田日出男）** 見楚谷議員の入場を求めます。

（見楚谷議員入場）

（「議長、石狩湾新港14メートルバース建設を中止することを求める動議を提出します」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○**24番（北野義紀議員）** ただいま成立しました動議について、提案の趣旨を説明いたします。

ご承知のように、小樽市の大変困難な財政にもかかわらず、石狩湾新港に水深14メートルバースの建設が進められております。これは、我が党として、無駄遣いであるということを強く申し上げ、指摘をしまいいりました。市民に対して、広報おたる5月号では、平成15年、16年、17年の3か年で150億円もの収支不足、事実上、債権団体に等しいものだと言って市民の皆さんに我慢を求める、そういう広報が配られているわけです。

こういうときに、市民の皆さん方の中から、一体だれがこんな苦しい財政にしたのだ、その責任はどこにあるのだということがたくさん寄せられました。委員会でも議論になったら、市長の方にもさまざまな意見が寄せられているとのことでありました。

新港14メートルバースの建設費用は 337億円とされています。このうち、小樽市の負担分は15億円でありました。これは、議員定数削減の理由の一つに財政が苦しいからということが言われているわけですが、そうであれば、無駄を削って財源を何とか確保するというのが努力として行われなければならないことは当然のことです。

それにもかかわらず、14メートルバースを強引に今建設中です。そこで、何が扱われることになっているか。木材関連あるいは石炭、その他ですが、主なものは木材あるいは石炭であるということは、これは理事者の方々もお認めになっている。小樽港には、皆さん方ご承知のとおり、港町ふ頭が既に完成しておりまして、14メートルバースができています。航路が13メートルですから、積極的に14メートルバースを活用するために、航路の水深をあと1メートル深くしなければならないという課題は残っています。

しかし、この石狩湾新港に建設され、ここで主に扱われる木材や石炭について大いに議論になっています。

私は、とりわけ木材の問題に触れて提案理由といたしますが、平成11年、12年、13年の3か年間で、北洋材の原木は、石狩湾新港の輸入はゼロです。古い議員の方はご承知のとおり、石狩湾新港を建設するに当たって、小樽港にマイナスの要素があるのではないかと、こういう方々の心配に対して、取扱貨物の機能分担を行うから心配はない、貨物も増えるし、両港相まって共存共栄で発展するのだ、こう言って、具体的な例の一つとして、小樽港では南洋材、石狩湾新港では北洋材ということになったのです。

それにもかかわらず、この3か年間、輸入が全くゼロと。その理由は、議会の議論でも明らかになったように、砂、そして風が強いために、北洋材に砂がめり込んで、製材所で製材するときに鉄のグラインダーなどが刃こぼれになって仕事にならないという苦情が殺到し、ついに、さきほど来指摘している北洋材の原木輸入が石狩湾新港では扱われていないのです。

こういうときに、石狩湾新港の中央水路の横、小樽寄りに水深14メートルバースをつくと。そこで、木材をまた扱うということになれば、一体どういうことになりますか。つくったはいいいけれども、木材は扱われない、そういう危険、可能性があるではありませんか。何で14メートルバースが港町ふ頭にあるのに、これを積極的に活用しようとはしないのか。私は、今、苫小牧で扱われている北洋材など木材関連のトン数がすべて小樽港にシフトしたり、あるいは石狩湾新港にシフトするというふうには思いません。経済は生き物ですから、荷主の動向その他もあるでしょう。それにしても、木材を主要な扱い貨物として石狩湾新港に水深14メートルバースをつくるということは、この一つをとっても無駄遣いになるのではないかとすることは明らかだと思います。

こういうところに、大変な困難な中で、税金を納めている国民、こういう方々の納めた税金を 337億円も投入するということについては、私は、今の瞬間で言えば、無駄遣いの典型だ、見本だと思うのです。こういうことこそ改善していかなければ、小樽市の財政の立直しはない。

したがって、石狩湾新港14メートルバース建設を中止することは切実な課題でありますので、動議を提出し、全会派の皆さんの賛同をお願いする次第です。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)

○25番(西脇 清議員) ただいまの動議に賛成の討論を行います。

マイナス14メートルパスがどうしても必要だということで 337億をつぎ込む、これは新港とこの背後地の関係から見ても、もうやめるべきでないかというのが私たちのこれまでの提案です。

今回の予算の中には、石狩開発地域立地企業誘致促進助成金というのが 2,367万円でしたか、盛られています。これは何か。石狩湾新港と一体の土地造成会社が、土地が売れなくて、今、640億の借金を抱えるという状況になって、正に破たん状態です。

この破たん状態の第三セクター石狩開発を救うために、どれだけ道民の税金と、そして、小樽市や石狩市民の税金をつぎ込もうとしているのか。議員1人、約900万円から1,000万円年間かかるというふうに言われていますが、たかだかこれを2人減らすということが、どれほど小樽市の財政危機を立て直すのに役に立つのか。そんなことをする前にまだまだやるべきことがあるのでないかといううちの一つが、石狩湾新港に対する無駄遣いをやめろという我が党の主張です。

それで、今回の議案の2,367万円、これの6分の1が実際に小樽市の一般財源からの持出しになるわけですが、興和産業が1平方メートル当たり約1万円おまけしてもらって土地を買うと。そして、石狩開発には正規の値段で買い取らせるということなのですね。結局は、石狩開発に対する支援策なのです。

これまで、道は、20億円つぎ込むというやり方をしたり、まだ新港管理組合が、計画も立てていない土地を道の土地開発公社が買い取るということもやっています。その上に、3年間で財政を立て直すという計画がありまして、そのうちの一环として1平方メートル当たり小樽市が1,200円の助成をすると。計画どおり、小樽市域の土地が処分されると、1億5,000万の市民の税金を石狩開発のためにつぎ込むという中身です。

1億5,000万あったら、2人減らした分の何年分あるか。小樽市もこの会社には6,800万円を出資していますが、私も、前回の議会でも、これはもう破産してしまうのだから、今のうちに取り下げて、引き上げてはどうかという提案もさせてもらっています。そういうことは皆さんの賛成を得られておりませんけれども、こういった無駄遣いをやめれば、何も今のけちくさい、自民党の政府ですら、10万から20万の人口には34人が適当だよ、必要だよということの法律ですね。それで、特別な事情があるところの自治体は減らすこともできますというだけの話です。そういう問題だと思うのですよ。

だから、もっともっと、この財政危機をだれがもたらしたのか、そして、その原因は何なのか、ここのところを論議しなければ、たかだか議員2名を減らしたからといって小樽の破産状態にある財政を立て直すなどということにならぬ。この際ですから、いい機会だと、そして、市民の選ぶ権利、選ばれる権利、これをやっぱり尊重する、このことの方が大事ではないかということで、以上で賛成の討論を終わります（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、採決をいたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松田日出男） ただいまの出席議員は、29名であります。

投票用紙の配布をいたします。

（投票用紙配布）

○議長（松田日出男） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松田日出男) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長(土屋 彦) 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、斉藤裕敬議員、大畠 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、久末恵子議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○議長(松田日出男) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

○議長(松田日出男) ただいまから、開票を行います。

立会人に前田清貴議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(立会人所定の位置に着く)

(開票)

○議長(松田日出男) 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票。

そのうち、有効投票29票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成5票、反対24票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(「議長、24番、石狩湾新港のこれ以上の建設を中止することを求める動議を提出します」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) ただいま成立いたしました石狩湾新港のこれ以上の建設を中止することを求める

動議について、提案の趣旨を説明いたします。

議員の皆さんは広くご承知のとおり、石狩湾新港が供用開始になってから今日に至るまで、石狩湾新港管理組合の小樽市の負担金、これと石狩湾新港地域小樽市域からの市税収入、固定資産税その他であります。これのトータルは絶えず市議会に提出され、議論されております。

昭和53年度から平成13年度、平成14年度はまだ市税が確定せず未算定でありますから比較はできませんが、しかし、それにいたしましても、先日の議員定数特別委員会で私が質問し明らかになったのは、石狩湾新港管理組合負担金トータルが72億9,910万4,000円、市税収入は37億7,615万6,000円、その差35億2,294万8,000円であります。これだけの小樽市の持出しになっているのです。

議論の過程の中で、最近市税収入の方が上回ってきている、こう言っています。確かに、平成3年、9年、10年については億単位で上回りました。推進の方々は、そのときは喜んだのではないかと思うのです、それ見たことかと。そういう声も聞こえてきました。しかし、それ以降、11年、12年、13年は、再び管理組合負担金の方が市税収入よりも上回っているのです。

このところ、石狩湾新港の管理組合負担金は、4億6,000万、あるいは4億数千万、そういう単位で6年間は推移をしています。問題なのは、市長に聞いたら、4億数千万円より大きく上回るような管理組合の負担金がかぶさってくれば、これは困るから、そうならないように、管理組合で意見を出し、これ以上の増額とならないように努力をしている、こういうことでもあります。しかし、これ以上の大きな負担は困るとは言っても、4億数千万円ずつです。さきほど指摘した新港の14メートルバースの負担金もだんだんと多くなってくると思うのです。

それで、小樽市の財政の困難な中に、恒常的に、仮に百歩譲って差引きしても持出しの方が多い、こういう事業をこれ以上続けていくということは、小樽市の財政にとって、再建にとって、大きな重荷になることは明らかであります。

これは、単に、新港関連地域からの市税収入と小樽市が毎年持ち出す管理組合負担金だけで解消されるものではありません。港湾貨物の問題も大きな影響を受けているわけなのです。これにつきましては、後ほどの動議で詳しく展開するつもりです。ですから、石狩湾新港の建設がこのようなペースで進んでいったら、小樽市が一体どうなるのかということはだれが見ても明らかだと思うのです。にもかかわらず、広報おたるあるいは市の財政再建策にこの中止が明確にうたわれていません。一体、これは何かと。

一方では、国の事業であっても、表現は別ですが、小樽市の負担になるものは、国の事業であっても、おいそれと、はい、はいと言ってはならないような言い回しもあるのです。すべて原課で今検討して、どの公共事業を削減し、あるいは取りやめるかは、今、原課で検討中だと言います。

しかし、この石狩湾新港は、原課だけに任せておく、そういう性質のものでないということは、金額の規模から言っても明白ではありませんか。ですから、石狩湾新港の建設がこれ以上進めば進むほど、小樽市にさまざまな面でマイナス要素がかぶさってくることは明らかであります。

ぜひ、石狩湾新港のこれ以上の建設を中止するということを求める本動議に、ぜひ、皆さん、小樽市の財政の再建を願うのであれば、党派を超えて賛成していただきますようお願いをして、提案説明といたします。

(拍手)

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

○25番（西脇 清議員） ただいまの動議に賛成の討論を行います。

石狩湾新港をつくる理由は何であったか。小樽港の増大する貨物に対処するため、これが新港建設の理由であります。

昭和39年、小樽の一般港湾貨物は約500万トンの取扱量がありました。13年はどうであったか。小樽が160万トン、石狩湾新港が300万トン、合わせても、昭和39年の小樽港1港分もないというのが現状の姿です。新港の平成17年目標貨物量は644万トン。目標の貨物量が増えたといっても半分以下です。小樽の平成17年目標、現在の改訂計画目標は462万トンと、これまた3分の1弱。両港合わせて、改訂計画ですよ。一番のマスタープランでは新港は1,027万トン、小樽港が700万トンだったのです。ですから、このマスタープランから見たら、もう話にならないというのが実態です。

さきほどから小樽市の管理組合負担分が過大で小樽の財政が圧迫しているという指摘もありましたが、そのとおりですけれども、それ以上に、小樽港自体を斜陽化させた原因の方がもっと小樽にとってダメージになっている、これはもう明らかだと思うのです。

そして、今、新港の議会ではどういう論議になっているかといいますと、札幌出身の道議会議員からは、石狩湾新港の名前を札幌港にせよ、こういう提案が既にされています。もしこんなことが進めば、小樽は、「ひさしを貸して母屋をとられる」、正にこのたぐいの事態になりかねません。正に、小樽の貨物が増大するなどということは、だれが見たって、これは田中角栄内閣の列島改造論をうのみにした過大計画であったということはもう明白ですから、そういう点で、この新港問題をどう見直すかが、小樽にとっては小樽の港をどう生かすかに結びつく重要問題です。

我が党は、無理を言っていない。つくったものを壊してまで新港をやめろなどと言っていないから、つくったものは、これは大いに活用してもらおう。しかし、新規の事業はもうやめるべきだ。ましてや、14メートルバスなどというのは、本当に船が来るかどうかなどというのはわかりません。337億円もつぎ込むのだったら、会社に補助金を出した方が早いぐらいのものだ。そういう立場から見ても、もうこれ以上、新港にはつぎ込む必要がありません。どうしても貨物が増えてどうもならぬという見通しが立ったときにやればいいのではないのでしょうか。

以上で、賛成の討論を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松田日出男） ただいまの出席議員は、29名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（松田日出男） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松田日出男) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長(土屋 彦) 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、斉藤裕敬議員、大畠 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、久末恵子議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○議長(松田日出男) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に横田久俊議員、松本 聖議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(立会人、所定の位置に着く)

(開票)

○議長(松田日出男) 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票。

そのうち、有効投票29票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成5票、反対24票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

○12番(古沢勝則議員) 当市がOBCに対して有する一般優先債権について保全措置を講ずることを求める動議を提出します。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(12番 古沢勝則議員登壇)

○12番(古沢勝則議員) 動議の提案趣旨について説明をいたします。

国民は、法律の定めるところによって納税の義務を負っています。憲法第30条の規定であります。これは、

逆から言えば何によって支えられているか。税負担の公平の原則というのがあってこそ、憲法上、国民に課している納税の義務であります。

ところが、ＯＢＣの滞納問題について、今定例会における議論の中で、例えば私の代表質問において、巨額の税金をつぎ込んでいるから倒れられたら困るので支えていくという立場をとるのか、そうではなくて、巨額の税金をつぎ込んでいるからこそ、こうしたＯＢＣに企業責任をきっちり持ってもらう、つまり、納税義務を果たしてもらうという立場に立つのか、そのことを市長に問いました。

市長は、この私の質問に対して、次のように答えたわけであります。「マイカルの関連で、市税収入の状況につきましてはお話をするわけにはいきませんが、具体的にどの税がどのように滞納しているかということは言えないというのは、これは市長の答弁のとおりであります。したがって、一般論としてしか言いえないわけですが、「一般論といたしましては、未納となっている場合について、納税義務者と折衝しながら保全されるように措置をとっていくべきものと思っています。」と、ＯＢＣの滞納問題について、私が質問したことに対する市長の答弁であります。答弁の中に、仮に一言、二言「一般論として」というふうに変換が入っていたとしても、明らかにＯＢＣの滞納問題に対する市長の答弁でありました。

しかし、これらの議論は、予算特別委員会の経過をくぐって、事務方から覆されるという事態が起きています。つまり、どういうことか。小樽市が担保権を、つまり市長が答弁したように、保全措置を講ずることになれば、そのお金を支払わないと抜かないぞと。抜かないぞというのは答弁ですから、いわゆる差押を抜かないぞという意味だと思いますが、抜かないぞという話になると、税金よりも本体がいつっちゃうということが想定される。つまり、市長答弁を覆して保全措置はとらないという答弁を、事務方だというふうに変換を入れて答弁をしたわけであります。

市長は、これを横にいて容認していました。これはこれとして重大な問題ではあります。例えば、ちなみに申し上げますけれども、小樽市の場合、ＯＢＣに対して有している一般債権は２億 7,000万円、１年前、昨年の秋は、私の記憶で言えば１億 3,000万円ほどだったと思いますから、１年もたたないうちにこの一般優先債権は倍に増えたわけであります。

一般優先債権とは何か。その多くは、もしくは限りなく 100%に近い数字は、固定資産税の滞納であります。小樽市の固定資産税の収入状況は、過去３年、どういう状況にあったか。平成11年度は89.6%の収入歩合であります。平成12年度は89.2%の収入歩合、低下をしています。平成13年度はいまだ決算速報値も示されておきませんが、しかし、事務方にお尋ねをしますと、対前年比では下回ることが明らかだと、そういうお話でありました。

平成12年度の決算数値でいっても、収入未済額に対して、それであれば小樽市としてどういう措置状況を講じているか、件数でお答えをいただきました。差押が 304件であります。交付要求が 101件であります。いわゆる強制処分、滞納処分は 405件であります。

一方では、多額の税金を投入するＯＢＣに対して、表現は悪いのですが、「あるとき払いの催促なし」と。しかし、一方では、400件を超える、こうしたまち場で不況の下で懸命に頑張っているそうした納税者に対しては、容赦なく強制的に滞納処分を講ずるわけであります。

こういう状況を見過ごしていいわけがありません。２億 7,000万の収入があれば、市長が言っている財政健全化対策概要は書き方が変わってくるはずであります。ＯＢＣに対して有する一般優先債権、つまり税債権について、早速にも保全措置を講じなさい、具体的にはこういう財産があるということまで、私は示しています。

直ちに保全措置を講ずることを求めるわけであります。

以上であります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) ただいまの出席議員は、28名であります。

投票用紙の配布をいたさせます。

(投票用紙配布)

○議長(松田日出男) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松田日出男) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長(土屋 彦) 横田久俊議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、斉藤裕敬議員、大畠 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、久末恵子議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○議長(松田日出男) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に中島麗子議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(立会人、所定の位置に着く)

(開票)

○議長(松田日出男) 投票の結果を報告いたします。

投票総数28票。

そのうち、有効投票28票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成5票、反対23票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 1時47分

再開 午前 2時10分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 小樽港の活用を図ることを求める動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) ただいま成立しました小樽港の活用を図ることを求める動議について、提案の趣旨を申し上げます。

ご承知のように、小樽港を積極的に活用し雇用の増大を図ること、これは、港を抱えている小樽市政にとって大変大事な問題です。私は、今回の議会で石狩湾新港の14メートルバースとの関連で、小樽港の積極的活用を図ることを提案し、質疑が交わされたことは、皆さん方はご承知のとおりであります。

議員定数を削減したいという提案者の側の私の質問に対する回答が出てまいりました。この中で、新港14メートルバースは、苫小牧港で取扱われている石炭、原木、製材、チップなどを石狩湾新港に移して、江別の王子製紙、それから砂川の北電の火力発電所、ここへチップや石炭を運ぶために、苫小牧からこれらの工場、あるいは石狩湾新港からこれらの工場へ運ぶ陸送運賃、これを比較して、苫小牧港から運ぶよりも石狩湾新港から運んだ方が陸送運賃が安くなるのだ、これが石狩湾新港14メートルバース建設の一つの理由でありました。

ところで、提案者が出された資料を基に、私は幾つかの問題を伺ってきたわけであります。仮に、苫小牧で扱われている木材 518万トン、これを10トン車で運んだ場合、運輸局の運賃表に基づいて上限、下限があるわけですが、木材について言えば、苫小牧から運ぶよりも石狩湾新港から運んだ方が、上限で79億 5,300万円、下限で43億 4,200万円、これらの大企業は陸送運賃を軽減できるという資料であります。

こういうご希望ですから、石炭について説明します。砂川までの運賃の比較であります。石炭を、現在、苫小牧港で取扱われている 322万 3,900トン、これを10トン車で苫小牧から運ぶのと、石狩湾新港から運ぶのと、陸送運賃が幾ら違うか。上限で44億 6,500万円、下限で24億 3,400万円です。これは、前にも申しましたが、これらの木材あるいは石炭が、ストレートに苫小牧で扱われていたものがそっくり石狩湾新港に移ってくるといったことはないと思うのです。経済は生き物ですから、荷主の動向もあるでしょう。しかし、提案者から出された資料が仮定の話ではありますが、こういうことで出されていますから、それに基づいて計算したらこういう

ことになるということで、提案理由を聞いていただきたいと思うのです。

こういうふうに、石炭であれ、木材であれ、王子製紙あるいは北電などの大企業、この 2 社にとどまるものではありませんが、こういう大企業が、陸送運賃を、今指摘をしたような規模で軽減できる、そのために石狩湾新港に国民の税金 337 億円もかけて建設する必要があるのか、こういうことが今我々に問われているわけなのです。さきほど指摘したように、せっかくつくったはいいいけれども、新港の 14 メートルバースで原木その他の木材製品が扱われるということが果たして実現するのか、こういうことが今問われているのです。

小樽はポートセールスで相当努力をされています。しかし、残念ながら、不況ということもあって、関係者の努力にもかかわらず、なかなか思うようにその成果があらわれていません。私は関係者の努力を多とするものでありますけれども、しかし、現実は大変厳しい結果となっているのであります。

ところで、小樽港の積極的活用ですが、こういうように大企業が苫小牧からでなくて石狩湾新港から江別や砂川のそれぞれの工場へ運んだ場合の運賃がどれだけ安くなるかは、さきほど申し上げました。それでは、これまた単純比較であります。小樽港と苫小牧ということで比べてみます。そうしますと、さきほどの木材、苫小牧に揚がっている 335 万トン、これを 10 トン車で苫小牧から運んだ場合、小樽から運んだ場合、その差を計算いたしましたら、10 トン車で小樽から運んだ方が、上限で 11 億 8,000 万円、これらの大企業は陸送運賃が苫小牧より安くなるのです。下限で 6 億 4,700 万です。ですから、石狩湾新港ほどではありませんけれども、337 億円の水深 14 メートルバースを石狩湾新港につくらなければ、小樽港がこれらの木材や石炭が全部来るとは私も思いません。しかし、一定の量が来ることだけは明らかだと思うのです。

こういうことがはっきりしているわけですから、どうして小樽港をもっと活用すると。石狩湾新港の木材の扱いは不適だということはもう現実にわかってきたわけですから、なぜ、それにもかかわらず、石炭と供用かもしれないが、石狩湾新港につくる必要があるのか、もっと小樽港を活用したらいいじゃないかという声は当たり前ではないですか。だから、私は、こういうことを行って小樽港の活用を図っていけば、入港料、係船料、それから特会にあらわれている港湾施設の用地の使用料、合わせれば年間 1 億 8,000 万円の増収になるのです。こういうことを考えれば、小樽港の積極的活用にもっともっと抜本的に取り組むことが小樽市の財政立直しの上で非常に重要なわけです。

だから、私は、議員定数特別委員会でこういう提起をし、質問もして、これらの数字を明らかにしてまいりました。もし、これらの貨物が小樽港で取扱われるということになりますと、港湾労働者も増えるし、賃金も小樽に入ることになって、企画部で出した統計で小樽市を見ますと、人数の平均値は 1 世帯 2.2 人です。だから、人口が何人増え、雇用が幾ら増えるかということを知りましたが、提案者の側からの回答はありませんでした。後で答えるということだったのです。

ところが、そういう答弁もしないまま強行採決がやられました。私は、小樽港に具体的な夢を与えるこういう論議は建設的に大いにやるべきだと。その一番大事なところになったら答弁できず、そして強行採決で幕を閉じるということが一体どういうことなのかということも指摘せざるを得ないわけです。若干の、ここの小樽の港を活用すればこうなるという議論、今議会に限っての議論を申し上げて、それだけでも小樽のためになるということは、党派は違っても皆さん方はお認めになると思うのです。

ぜひ、石狩湾新港に恋々と未練を持つのではなくて、さきほど西脇議員が指摘をしましたように、これ以上の建設は中止をして、小樽港の積極的活用を図るということこそ小樽市財政の立直しに貢献できるものと確信し、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長（松田日出男） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

○22番（渡部 智議員） ただいまの小樽港を活用していくためと、その面では当然のことと私は思っております。しかし、委員会での議論の中では、やはり、一定の数字でも、ただ単に苫小牧で扱われている数字を挙げて、そして運輸局の輸送料金に照らしたものであって、現実性がどうなのかと。確かに、一つの仮定的な面でのお話はありました。しかし、私も委員会での質問を受けて、扱っている一つ、石炭で言うならば苫東コールセンターに行っているいろいろと話をした結果、苫東コールセンターは、現在、厚真に北電の4号機の設置をして、現状まで、おおよそ250万トンを買ってまいりました。

4号機の建設によって、この6月以降、年間400万トンという扱いを今目指してやっているところであります。それで、苫東コールセンターとの話の中では、石狩湾新港への進出というそのものがあるのかどうか。苫東コールセンターは、一切、ほかへの進出はなく、苫小牧のこの地で厚真の火力発電に石炭を供給するということでありますから、指摘されていた322万トンの扱いについては、その仮定でもってのお話は実際それがどうなのかということでもあります。

それと、もし小樽で扱うことについて一定の扱い量にかかわる面で何点かお話がありました。人口増はどうか、それから、雇用とのかかわりではどのようになるのか、それから、賃金はどうかという質問をいただいて、そして、私なりに答弁をしましてまいりました。

しかし、質問者は、その答弁では納得いかないということで、実はその取扱いをどうしていくのかというのがかけになっていたことは事実であります。そして、最後の段階の理事会のときに、私はそのかけとされていた面について再度お話しいたしますかということについて、理事会の中では、後日でよいと、そのように言っていたはずですが、それが、全く答弁されていないとか、そして、それもしないうちに強行採決であったというのは、これは違います。後日でよいということをはっきりと言われておりますから、さもさも私が逃げたようなそういう提案については心外でありますので、私は反対の討論としてここで申し上げておきたいというふうに思います。

以上で討論を終わります。（拍手）

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

○25番（西脇 清議員） 日本共産党を代表して、動議に賛成の討論を行います。

北野さんが言いたいことは、新港と小樽港を両方整備しなければならない、二重・過大投資になっているという指摘であります。でも、これ以上お金をつぎ込むべきでないという点から、小樽港の利用優先という問題提起をしているわけですがけれども、私たちは余り頭がよくありません。単純な計算しかしておりません。

というのは、小樽本港の航路、泊地は現在13メートル、これを港町ふ頭の14メートルに合わせるためには1メートル掘り下げればよいと。そのための資金は約40億円ぐらいというふうにお聞きになっていたと思うのです。

ところが、新港の場合は、現在マイナス10メートルしかない。それを一部、14メートルにして航路、泊地を

つくる、入口の方はマイナス15メートルにするという、これは15年度の管理者予算要求案に示されてきている内容です。

337億かけて14メートルバースをつくるのか、それとも、小樽港に既にある14メートルバースをあと1メートル掘り下げて使えるようにした方がいいのではないのかと。新港と小樽港は30ないし40キロ離れて輸送するには少々割高になるかもしれないけれども、しかし、それだって企業にとってもメリットもあり、そして小樽港にとってもメリットがあるという提起でありますから、ぜひ、これ以上の新港への二重・過大投資をやめて、小樽港の利用優先をやりましょうと。この動議には反対する理由はないと思うのですが、動議に賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) ただいまの出席議員は、28名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

○議長(松田日出男) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松田日出男) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長(土屋 彦) 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、斉藤裕敬議員、大畠 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○議長(松田日出男) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に成田晃司議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(立会人、所定の位置に着く)

(開票)

○議長(松田日出男) 投票の結果を報告いたします。

投票総数28票。

そのうち、有効投票28票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成 5 票、反対23票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 核兵器搭載可能艦船の小樽港入港を認めないことを求める動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(24 番 北野義紀議員登壇)

○24番(北野義紀議員) ただいま成立しました核兵器搭載可能艦船の小樽港入港を認めないことを求める動議について、提案の趣旨を申し上げます。

この6月下旬に、小樽港にカーチス・ウィルバー米艦船が入港したいと今申し出てきています。議会がこういう状況ですから、私どもは、市長をはじめ、理事者にどういう現況に今あるのかということは聞いてはおりません。新聞報道あるいは庁内の話を伺っている段階です。

しかし、これまで、小樽方式などと呼んでいる方もおられますが、核兵器を積んでいる艦船であれば、小樽港の港湾施設使用は認めない、はっきり積んでいれば認めないということが、市長の私の代表質問に対する答弁でありました。これは、私は、大変立派な答弁だと、そのときから評価をしていたことは皆さん方もご承知のとおりであります。

問題なのは、アメリカの艦船が小樽港に入るときに、市長は、港の安全性、入出港に当たっての安全性、核兵器の有無の確認、それから商船との関係、この三つを検討して総合的に判断するというのが市長のこの間の方針であります。

しかし、この方針に照らして、2年前、世界最大級の空母キティホークが小樽の港に入ってきました。これは、それに先立つ湾岸戦争で、核兵器を搭載し、かつ、劣化ウラン弾をイラクに向けて発射し、その後、イラクに進駐したアメリカの兵隊が、帰国後、放射能に汚染されているという重大な社会問題が生じました。原因は、アメリカの艦船から飛び立った戦闘機が劣化ウラン弾でイラクに攻撃したからです。劣化ウラン弾は、地下深くコンクリートでつくっている建物をも破壊する強力な破壊力を持った爆弾です。これが搭載されていたということは明らかでありました。

しかし、それにもかかわらず、我が党が問題にしているのは、市長のこういう三つの基準に照らして、なぜ核兵器搭載可能艦船が入港してくるのかということを私たちは真剣に考えなければならないわけです。ご承知のように、この問題で議論している最中に、一昨年、国会で、小樽などにアメリカの艦船が寄港する、あるいは、

空港にアメリカの戦闘機が一時着陸する、こういう寄港、一時着陸などに当たっては、核兵器を日本へ持ち込むときに事前協議の対象ということがありますが、この対象でないということを、アメリカ政府は、一定の年月がたった外交機密文書を次々と全部公表しているわけであります。

この中に今指摘したことが載っているわけですから、これは、当然、日本政府が、日本に核兵器が持ち込まれるときはアメリカから事前協議があるということを何ほ言い続けても、当のアメリカは、寄港のときの艦船の核の問題は事前協議の対象でないということを日本政府との約束で発表したのですから、これは、幾ら日本政府がそんなことはないと言っても、当のアメリカがこうなのだと言って外交文書を明らかにしているわけですから、外務省の事前協議がないから、小樽港に寄港する艦船に核兵器は積まれていないと判断するのは、これは正しい判断にならないのではないかといいよ明らかになってまいりました。

また、市長は、前任者とは違って、総領事館に核兵器の有無、搭載する場合に文書で回答しなさいというふうに踏み込んでいたことも、私は半歩前進だと評価しています。しかし、決まってアメリカ総領事館から小樽市の問合せに対して回答が寄せられるのは、これは皆さん方も議会の資料でいただいていると思うのですが、アメリカ政府の艦船には核兵器は積まれていない、しかし、個々の艦船については明らかにしないのがアメリカ政府の公式方針だということです。もし、積んでいないということが明らかだったら、個々の艦船でも積んでいませんということを明らかにして、市民の不安、アメリカに対する疑惑を払拭するのがアメリカとしては一番ベターだというふうに考えるわけです。なぜできないか。これは積んでいる可能性があるからです。

そこで、今議会で明らかにされたように、理事者側の核兵器は積まれていないと判断することに誤解があるということを私は理解いたしました。理解というのは、それでよろしいということではありません。なぜならば、1987年のまだソ連が存在したとき、世界世論に押されて、中距離弾道弾、これの削減交渉が行われ、INF条約というのが締結されました。ここで、核兵器を運ぶ中距離弾道弾で廃棄処分になったり使わないとされたのは、地上から発射するミサイルのことなのです。これに装備する核兵器は全体の保有量の3%にすぎないという問題点を残しました。

二つ目の問題点は、いわゆる海洋発射ミサイル、艦船から発射するミサイルには一切制限が加えられていませんでした。ところが、1991年、ソ連の崩壊と相まって、また、アメリカの財政困難とも相まって、アメリカ政府が核兵器削減計画というのを決めました。このときに、艦船に積まれている核弾頭専用の巡航ミサイルが廃棄されることになったのです。

しかし、非核両用ミサイル、通常弾頭弾あるいは核兵器でいつでもその先端にある核兵器あるいは通常爆弾を取り替えられる非核両用の海洋発射ミサイルは、ここでもそのままにされています。さきほど指摘したこのアメリカの1991年の核兵器削減計画、ここで使わない、撤去となった核弾頭専用のミサイルも、平時は撤去するのであって、有事の際は、戦争になったらまた装備をするということになっているのです。ですから、平時は非核両用のミサイルが絶えず積まれているのです。非核両用ですから、核兵器があるということは明白なのです。

だから、小樽市長が、幾ら小樽に来ないでほしい、何で小樽だけなのだ、突出していると幾ら言っても、何とか入れてくれということを逆に頼むわけです。私は、こういうことを考えますと、小樽の市長の核兵器を確認する三つの方法を現実に合わせて改善、強化する必要があるということを指摘しているわけです。

アメリカ政府がそういうあいまいな態度をとっているわけですから、核兵器を積んでいるか、積んでいないか、非核証明書を出させれば一番ははっきりしているのです。これを確立している神戸港には、いわゆる神戸

方式と言われているものですが、それ以降、核兵器搭載可能艦は一隻も入港していないのです。どんなに実効ある非核証明書の提出なのかということが明らかですから、私は、市民の安全、財産を市長は絶えず考えておられると思いますから、ぜひ、その立場をさらに一步前進させて、実効ある内容とするように心からお願いをいたします。そういうことを行えば、小樽港に核兵器を持っている、あるいは核兵器搭載可能艦が入る場合に、非核証明がないから、これは港湾施設使用を認めませんというふうにはっきりできるわけなのです。どんなに市民の安全や財産、平和を願う方々の大きな願いにこたえる道になるか、これは明らかでありますから、ぜひ核兵器搭載可能艦の小樽入港を認めないことを求める動議に賛成していただきますように心からお願いし、提案説明といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表しまして、ただいまのイージス艦カーチス・ウィルバー小樽港寄港反対の動議に対して、賛成の討論を行いたいと思います。

小樽海上保安部長名で、このイージス艦カーチス・ウィルバーの小樽港寄港について、パースの手配依頼方があったのは、5月29日付けでありました。ご承知のように、その後、当市は、総務部長、担当職員による札幌の米国総領事館に再考を促す口頭の申入れを行い、後ほど、小樽市長も改めて入港再考をお願いするというそうした対応をとっております。

実は、このイージス艦カーチス・ウィルバーは、小樽港寄港のパース、錨地の手配をした直後に、6月6日に長崎港に入港しています。長崎港は、当市の港と違って県が港湾管理者であります。長崎県知事と同時に、被爆地長崎市の伊藤市長の双方は、カーチス・ウィルバーの長崎港入港を認めがたいという態度で政府関係機関に働きかけていることもご承知のとおりであります。

例えば、長崎市の伊藤市長は、5月23日、外務省を訪れて川口外務大臣と直接面会、そこで入港回避を要請しています。併せて、小泉首相へ入港回避の旨、要請をする、そうした行動も行っています。重ねて、5月31日、再び政府関係機関に出向いてカーチス・ウィルバーの入港回避の要請を行っています。

この伊藤市長のコメントは、被爆地長崎に何でイージス艦カーチス・ウィルバーが、容認しがたいという態度を明確に打ち出していました。長崎港は、1960年以降、米軍艦船の入港は13隻だそうであります。それに比べて、当市小樽の港は、同じく1960年以降、数えてみたら63隻であります。外国艦船は70隻を超えておりますが、そのうち圧倒的多数の63隻が米軍艦船であります。しかも、この63隻のうち約半分、30隻を超える米軍艦船は、平成に入ってから集中的に小樽に寄港するようになりました。そのうちの2隻が、8万トンを超える巨大空母インディペンデンスとキティホークであったこともまた承知のとおりであります。

長崎港に入港したカーチス・ウィルバーは、6月10日に出港いたしました。しかし、前日6月9日未明、現地の新聞報道によりますと、6月9日午前6時25分ごろ、このイージス艦カーチス・ウィルバーの乗組員3等兵曹チャールズ・レオン・グリーン3世、21歳は、長崎市内籠町のスナックで日本人客と口論の末、これを止めに入った同店従業員と口論になり、その後、10数発殴ってけがを負わせたということで、長崎署に現行犯逮捕されております。6月9日早朝であります。イージス艦は、翌6月10日、何もなかったかのように韓国に向かって出港したのであります。

イージス艦ウィルバーのエイブラムソン艦長は、長崎港入港に当たって、このように述べています。日本の市民との友情の絆を強めたいと。山田市長も答えておりますが、米軍艦船が小樽港に寄港する際、その目的は親善、友好、乗組員の休養、主にこうしたことが理由とされています。

エイブラムソン艦長が友情のきずなを強めたいのであれば、真にそれが目的であれば、その前日早朝、傷害事件を起こした乗組員を長崎に置いたまま、韓国に翌日出港することなどはあり得ません。例えは悪いのですが、言ってみれば、高校野球で言えば、出場辞退、出場停止ものであります。しかし、平然と韓国に向かって出港いたしました。

何を物語っているか。親善、友好、乗組員の休養が目的ではなくて、明らかに軍事行動の一環だからではないでしょうか。乗組員の1人や2人、そうした事件を起こしても、軍事行動であればそうした予定を変更することなく、平然と次の寄港地に向かったのではないのでしょうか。そのカーチス・ウィルバーは、既にご承知のように、あのアフガンでも戦闘に出向いていた船であります。

さて、問題は、こうしたカーチス・ウィルバーを64隻目として小樽の港に迎え入れるかどうかであります。小樽の港が、今、正に有事法制が国会で議論されているさなか、山田市長も言うように、極めてタイミングの悪い、市民感情を逆なでする、しかし、逆に言えば、だからこそ有事法先取りの寄港と言われても仕方がないのではないのでしょうか。平和な商業港として、小樽の港をよりどころにしつつ、小樽の経済発展のために長い歴史をかけて頑張ってきた先人、そして、現に今、その小樽の港を中心にして小樽の経済活動を支えようとして頑張っている方々、小樽市民にとってみて、やはり、小樽の港は平和で安全な商業港として、この先、真に発展していったほしいというのが大方の市民の願いであります。そうした市民の願いに沿う立場にこそ、当局は、市長は立つべきであり、その当局、市長を議会は支援すべきであります。

そうした意味合いからも、提出された動議については、ぜひ議員各位の賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) ただいまの出席議員は、28名であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(松田日出男) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松田日出男) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○**事務局次長（土屋 彦）** 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、斉藤裕敬議員、大島 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○**議長（松田日出男）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に斉藤裕敬議員、西脇清議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（立会人、所定の位置に着く）

（開票）

○**議長（松田日出男）** 投票の結果を報告いたします。

投票総数28票。

そのうち、有効投票28票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成 5 票、反対23票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

（「議長、24番、核兵器の危険から市民の安全と財産を守ることの動議を提出します」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○**議長（松田日出男）** ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○**24番（北野義紀議員）** ただいま成立しました核兵器の危険から市民の安全と財産を守ることの動議について、提案の趣旨を説明いたします。

今議会で明らかになりましたように、カーチス・ウィルバーのバースの手配要請、それに先立つジョン・S・マッケインのバースの手配の要請書、この2隻がそれ以前のバース手配の依頼書と違うところが一つある。それは、今までは、バースの手配だけを小樽海上保安本部から港湾管理者である小樽市長に要請していました。ところが、ジョン・S・マッケイン、これは、愛媛県の宇和島高校の練習船にアメリカの原潜が体当たりして衝撃的な被害を与えたという世界の世論の高まりの中で、北海道の小樽ばかりでなくて4港予定していた、この港への入港をみずから見合わせる結果となりましたから、ジョン・S・マッケインについては、市長がさきほど話した三つの基準での検討はできませんでした。

しかし、今回要請されている最新鋭のカーチス・ウィルバーについては、バース及び錨地の手配が要請されているわけです。何でこんなことになったのか。これは、2年前のキティホークのときに、小樽市長が、キティホーク1隻だけではなくて、護衛のためにもう1隻くらい来るのではないかということを何遍もアメリカに問い合わせていたにもかかわらず、キティホーク1隻だけだというふうに言っているが、キティホーク入港の直前になって、駆逐艦ビンセンスの入港で、突然、海上保安本部から港湾管理者にバースの手配がなされたわけです。どういう態度をとったか、議員の皆さん方は市長の態度については先刻ご承知のとおりであります。

このときに、バースの用意ができないということが一つの理由でありまして、海上保安部からの連絡は、バースという表現しかありませんから、錨地その他は対象になっていないということで、ご承知のとおり、平磯岬から高島の茅柴岬を結ぶ港線の外側にビンセンスはアンカーを降ろさざるを得なかったのです。

このとき、我が党の古沢議員が指摘をしたように、海上運送法に違反をして、プレジャーボートでビンセンスの乗組員を小樽港に運んだという問題が大きな問題となりました。海上運送法では、不定期航路のこういう業務は、法が変わって、30日前までに届出していないと、これは業務につけないわけです。ですから、その条件を満たしていないのに、担当の政府官庁は、アメリカに断ったら大変な問題になるということを理由にして、入港を認め、かつ、プレジャーボートでビンセンスの乗組員を小樽港の勝納ふ頭に運ぶことを認めてしまった。それに小樽市も追随しました。これは法律違反で、むちゃくちゃな話ではないか、こういうことを我が党から指摘され、我が党の国会議員団も、国会質問ではないけれども、私も事情を説明に行って、担当者の方に来ていただいて、そして、この問題を指摘しました。大変苦しい答弁だったのです。利益を目的としない通船業務だから、この海上運送法の適用外だと、奇想天外な答えまで飛び出したありさまです。

なぜ、今回こういう事態になったかと言えば、この錨地の手配のほかに、もう一つ重大なことは、小樽で言えばポートサービスですね。通船業務をやっている小樽ばかりでなく、全国の業者に不定期航路で運ぶ、そういう意思のある人は全部申請しなさいと言って、運輸局、国土交通省が指導して、そういう届出を出させているのです。これは、直前になって来たら間に合わないということで、早くからそういう場面に備える、そういうことをアメリカとともに日本政府も一緒になってやっているわけなのです。これは、明らかに有事法との関連もあるでしょうが、米艦が小樽をはじめ全国の港に何としても入りたい、こういう意思の表れであるし、また、通船業務でビンセンスのとき法違反をやったから、今度はそういう指摘を受けないように手回しよくやっていたということが言えるのであります。

問題は、こういうことをやって、以前よりも、小樽を含む全国の民間港へ米艦船の入港を相当強力で展開したいというのがアメリカ政府であり、それに協力する日本政府の在り方だということは、今指摘したことで明らかであります。

こういうときに、さきほど別の動議で説明しましたが、アメリカの艦船の大部分には核兵器搭載のトマホークが積まれている。特に、今回のカーチス・ウィルバーには、非核両用の巡航ミサイルが搭載されていることは明らかであります。当然、さきほど指摘したように非核両用ですから、平時であっても核兵器を搭載しているということは疑いありません。

そこで、核兵器の被害から市民の安全や財産を守るということは本当に切実です。このトマホークに積まれている核兵器というのは、非核両用のものは一体どれくらいの破壊力があるか。理事者の答弁でも200キロトンと言われています。これは、広島に投下された原爆は15キロトンですから、これと比べても10倍以上の破壊

力を持っています。広島に投下された原爆は、半径 2.5キロは全壊・全焼地域となりました。破壊力が10倍の場合は、3乗根に比例するという大変難しい計算があるそうですが、この計算によれば、半径の距離で広島は 2.5キロですが、半径3.85キロが全壊・全焼地域になるわけなのです。まことに恐ろしい核兵器が積まれているわけですから、勝納ふ頭なりあるいは中央ふ頭にいつも停泊を行われている、ここで間違っ爆発した場合は、小樽市内は壊滅状態になるわけです。

こういう危険極まりない核兵器搭載可能艦はきっぱりと断って市民の安全を守る、こういうことが大変大事でありますから、ぜひ皆さん方がこの動議に賛成していただいて、党派を超えて小樽の市民の安全と財産を守る、そういう立場を明白にさせていただきたいということをお願いいたしまして、提案説明いたします。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 直ちに、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) ただいまの出席議員は、27名であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(松田日出男) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(松田日出男) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長(土屋 彦) 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、大畠 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○議長(松田日出男) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に新谷とし議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(立会人、所定の位置に着く)

(開票)

○議長(松田日出男) 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票。

そのうち、有効投票27票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成 5 票、反対22票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(「議長、議事進行について、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野議員。

○24番(北野義紀議員) 今、私も動議を出している最中ですが、さきほど来、議長の耳にも聞こえるように、おれらの体をどうしてくれるのだとか、健康をどうしてくれるのだとか、いつまでやるかとか、そういう不規則発言が飛び交っていますので、私としては、なぜこうなったかということ进行を明らかにする必要があります。それは、議場を静粛にして、私たちの動議を進めていきたいからであります。

まず、会期の問題で、明けて昨日の午後8時前後に、私たちは、今議会の会期延長は避けたいということ、どの党派も認める事態となりました。それは、通常の日程の計算をただけでも12時を過ぎることが明らかになったからであります。

そこで、私たちは、会期を月曜日、24日まで延ばして、そして、みんなの健康も考えようということを提起いたしました。月曜日の1時からやりましょうと。それと併せて、今度の議員定数特別委員会で強行採決にかかわっているいろいろな問題が起こってありましたから、これをどう処理するかということで、これは、各党の皆さん方で精力的な努力がなされたのです。

結論から言います。議長から、こういうことで事態の收拾を図りたいと、各党会議にその方向性が示されました。私も、事前にそのことを相談されていまして、それはよろしいでしょう。ただし、条件がありまして、以前、強行採決をやったときに、水道料金のときは72の動議の連発が行われていましたし、また、それに先立つ昭和61年の議員定数が40人から36人に減らされる強行採決のときの本会議のこういう事態、それから、一番新しいところでは、築港再開発をめぐる問題です。

こういうことを、他党の皆さんも古い方はよく承知ですから、共産党に、けじめをつけるためにあなた方はそれなりのことをしなければならぬのは理解できるが、しかし、こういうことで議長のあっせん案を示すから、だから、最小限にしてほしいというお話がありましたから、私も、皆さん方は共産党から出されたメモをほとんどの方が持っているからおわかりかと思うのですが、議事進行と動議を合わせて5回出すと。それで、私もよろしいということにして、皆さんの健康と、これから議長が示されるそういう議会の正常化に向かって一生懸命努力すると。議長の案は、共産党以外の各党に向かって正常化に努力せよというのではない

のです。私どもも含む全会派に向かってそういうことを呼びかけられていました。

ですから、私どもはいろいろ意見はありましたけれども、今話した 2 点で正常化を図って、事態の收拾に向かうという与党の皆さんの提案を受け入れたのです。

それが、どういうわけか知りませんが、壊れてしまった。私どもは精力的に話し合いをすべきだという立場だったのですが、その中心の 1 人にいた公明党の佐野議員が、ぐあいが悪くてお帰りになったと。窓口になったのは見楚谷さんですから、結局、私どものその正常化したいという努力、これを受け入れたのですが、どういうわけだかそれがけられてしまって、あれはなきものだということになって、あなた方は好きなようにやってくれということだったからやらざるを得ないのですよ、皆さんの反省を促すために。

だから、そういう事情を、不規則発言をやっている皆さん方は承知しているのですか。承知していれば、そういう不規則発言は飛ばないはずですから、この点だけは、日本共産党に対する不規則発言がさきほどから飛び交っていますから、一言、議事進行で申し上げておきます。

○議長（松田日出男） 今の議事進行について、さきほどの議運でもその話が出ました。北野議員は、その時点で、動議が何本出るかについては、我々はわからないわけですから、あなたが動議を何本出したら何時間かかって、議案が何時間ということはあなたが一番よく承知です。そういうことを計算に入れながら、それまで延ばした原因はだれかということで、私ともめた原因があります。

そういうことで、私は、当然、1 日延ばすための抗弁かというようなことで肅々とやっていこうということでしたので、（発言する者あり）それ以上のことを言いますと、またいろいろあれがありますので、皆さんの意見を徴しながら、要するに、今議会は昨日の 1 日ということだったので、ある程度、若干の延期があってもよろしいでしょうと。

もっと詳しく言いますと、動議については 1 時までには終わるだろうという話を持ってこられていながら、まだ延々と続いているということでございますので。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

（「あのメモ見せてやるから。あのメモを見せてやりなさい。どういうメモを提起されて、各党でそういう話があったのか」と呼ぶ者あり）

○24 番（北野義紀議員） 議長、それはおかしいのではないですか。

その 1 時まで終わるなどという話は私は聞いていません。4 時間余りかかるという事務局のお話ですから、もう既に 12 時をはるかに超えることははっきりしたと。会期延長は避けがたいというのはどの党派も理解したのです、あのときは。それで、私どもは、さきほどの与党から示された案がありましたから、乗りましょうと。しかし、私たちについてどういうふうに短くするのかということもあったから、メモにしてお渡ししたのですよ。それは、皆さん方、全部手にしているでしょう、さっき見ていたら。

だから、それをそのとおりやっていたら、こんなことにはならなかったのですよ。何か私どもが、その時点から、動議について際限なく、手の内を明かさないうえに何ぼでもやるなんていうふうに議長は誤解しているようですけれども、決してそういうことはありませんので、今の話についてはぬれぎぬだということだけは申し上げておきます。

さきほど指摘した会期の延長についても、皆さんの健康を考えて私は合理的な提案をしたのです。それをけったのは一体だれですか。

○議長（松田日出男） ただいまの議事進行についてお答えします。

その時点で、今日中にということで、若干延びてもいいだろうということで、この会議が開かれておりますので、今までどおり続けていってください。

(「議長、29番、議事進行について。ちょっと私の話も聞いてください。いや、ちょっとやっぱり一言いっておかなければならないと思いました。ああ、発言の許可が出ていませんね。」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 29番、中畑恒雄議員。

○29番(中畑恒雄議員) 今、北野さんから議事進行の中で、自民党の中でいろいろと、何といひかな、やじを入れるとかいろいろなことを言いましたけれども、やっぱり我々も、何時までかかっても結構ですけれども、裏の話は私も余りわかりません。ただ、各党会議に出ておられる共産党の団長さんも体調を崩されたと。それから、さきほど名前の出た公明党の幹事長の佐野さんも、うちの見楚谷幹事長といろいろ北野さんとやり合ったと思いますけれども、その方も熱を出されて帰られた。そういうことで、こういうふう延々とやっても、明るくなってきたときに我々が言うのは、今この議員さんの中で家庭をお持ちの奥さんが4人おられるわけですよ。今日、予算の委員長のうちの久末さんも風邪で声が出なくなったので、部屋でお待ちくださいと。(発言する者あり)

いやいや、だから聞きなさいと言うの。あんた方は我々の言うときに聞かないでさ、あんた方が言うときにちょっとでも言うのと文句言うでしょう。それがだめだというの。

それで、我々は、まあ、共産党さんのお二方、そら公明党のお1人、また、うちの方の1人、そして、議会事務局の女性も徹夜で仕事をしているということは健康によくないよと。だから、そろそろ考えてくださいと言ったのが、何か悪いやじのように言われたら、私も小林議員も心外だと。そういうことをちょっと申し添えておかないと、何か一方的に言われているというような気がいたします。

以上です。

○議長(松田日出男) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 3時41分

再開 午前 5時00分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 17番、小林栄治議員。

○17番(小林栄治議員) さきほど私が申し上げました共産党の議事進行を取りやめる動議につきましては、撤回いたしたく、ご許可をお願いいたします。

○議長(松田日出男) ただいま小林議員より提案された件についてお諮りいたします。

動議の撤回について許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

(「議長、議事進行について、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) さきほども少し触れたのですが、私は、冒頭申し上げましたように、政党ですか

ら、いろいろな方々と話をしますが、そういう裏の話は、議長との話もそうですが、一切いたしません。しかし、各党会議に出ている問題は、秘密の話でも裏の話でもありませんから、これは紹介して、日本共産党の立場を明らかにしておきたいと思います。

それは、今度の議員定数の特別委員会の採決をめぐって鋭い対立が生まれました。この收拾をめぐってどうするかということが議会の焦点になったわけです。私どもは、どうするかということについて協議をしておりましたが、与党の側から、議長がこういう裁定をするからこういう案をのんでくれないかということで来ましたので、それを申し上げますから。

「この際、議長から申し上げます。この動議がたくさん出されておりますが、このたびの議員定数に関する特別委員会における採決について混乱があったことは、遺憾なことと思います。今後、議会ルールにのっとり正常な会議運営がなされるよう、全会派の議員皆様に強くお願い申し上げます」と。

こういうことを議長が言って、事態の收拾を図りたいから協力をしていただきたいという話がありました。それで、私の方から、議運がちょうどもめていることもありましたので、これは議長にかかわることでありますから、各党会議で確認できるのだろうと言ったら、各党会議で確認しましたということで、その直後、共産党としても動議をいろいろ出すことを考えているようだけれども、これは最小限にしてほしいというお話がありましたから、協力しましょうということで、どこまでやるか見通しを立てたいとおっしゃるから、表に出さないという約束で、私の方は、もう表に出たのですが、ああいうことで議事進行と動議4本を出して議会正常化に協力しますということで合意になったのです。

それがどうして壊れたか。簡単なことですよ。私どもが示したのではなくて、議長から示された特別委員会の採決について混乱があったことは遺憾なことと思いますという「遺憾」をとれということ、一回確認になったにもかかわらず、言ってきたから、それは信義に反するのではないですかと。私どもが審議に協力するというので、これまでのこういう例の後始末で行っていた動議の連発は、議事進行と四つでやるということがわかった途端、こういう卑劣なやり方に出たということは、これは公党の信義を裏切るものだということだけははっきりさせておきます。

以上です。これは答弁は要りません。

(「議長、24番、議長不信任動議を提出します」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) その前に、議事進行について。

(「私は要りませんと言ったのですよ。」と呼ぶ者あり)

(「そこまで言わないとわかってもらえないから、仕方なしに言ったのだ」と呼ぶ者あり)

(「それは裏の話でないですから」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題といたします。

副議長と交代いたします。

(議長退席、副議長着席)

○副議長(佐藤利次) それでは、提出者より趣旨の説明を求めます。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○ 24 番（北野義紀議員） ただいま成立しました議長不信任動議について、提案の趣旨を説明いたします。

松田議長に対し、不信任動議を提出することは大変忍びないことでありますが、お互い議会人としていろいろな場面、立場があることはやむを得ないことです。本日の本会議に先立って、議事進行をかけましたし、動議の提案説明も行いました。それへの賛成討論も行って、特に冒頭の議事進行で、我が党の見解を、この問題に関しては明らかにしたつもりであります。詳しいことは繰り返しません。

常日ごろ、議会制民主主義は、長い歴史の中で人間が英知を結集してつくり上げたものと考えています。今さら歴史を振り返るまでもなく、この議会制民主主義の下で、多くの人に主権者として参政権を与えるよう努力してきました。今回の議員定数の削減は、参政の機会を狭める、世の中の進歩的な流れに逆行するものです。

本市議会では、松田議長は、7 期のベテラン議員であり、議長も 6 年務めておられます。議事裁きにも定評があり、温厚で民主主義がわからない方ではないと私は常日ごろ考え、議長をいきなり各党のもめごとの真ん中に引っ張り出して処理を押しつけるようなやり方は反対で、そういう立場を私自身も貫いておりました。

ところが、議長の所属する自民党を筆頭に、公明党、民主党、市民クラブの皆さんが、憲法で保障されている国民の請願権を無視して陳情者の参考人招致を強行採決で葬り去り、私の審議途中、委員長の許可を得ての審議中に質問が打切られました。これは、詳しくは申しませんが、会議規則に照らして、こういうやり方は理に合わないし、小樽市議会も今後、動議を出す場合は、会議規則にのっとって行わなければならない、そういうことも議論の過程で皆さんの認識になりつつあるのではないかというふうに考えます。こういうことがわかっているわけですから、議長として会議規則にのっとって事の処理を諮るということは、これは議会の最高責任者としてどうしても必要なことだと私は考えるものであります。

そういうことを再三申し上げましたが、残念ながら、皆さんご承知の本日の結果に至ったわけで、こうなった責任は松田議長にあることは否定できませんので、不信任動議を出すに至ったわけです。

そこで、私の率直な感想、意見も申し述べさせていただきます。

いつも温厚な議長が、本日に限って何で激高することが多いのか、不思議でなりません。私が思い当たるのは二つあります。一つは、武井さんの質問にかかわって、梅ヶ枝町のいわゆる陸の孤島化論で自民党の支部長が大変心外な態度をおとりになり、自民党の支部長が大変困っていたということは、皆さん方もご承知のとおりです。この仲介の労を、どういうわけか議長がおとりになったようで、そのことを議長は議運で聞かれてその妥協案なるものを示したわけです。

しかし、これは陸の孤島化とか陸の孤島という表現を、車も通行困難とかあるいは通行止めとか、そういうことに置き替えて自民党の支部長さんも了解したというふうにお伺いしたものですから、会議規則第 53 条に照らして、これは字句の修正ではなく趣旨を変えるものだという立場から、それは議長がそういうことでいいと言うのはおかしいのではないですかということを私は議運で率直に申し上げまして、中畑支部長は自分の問題で議会が長引くことは本意でないということで、議事録の削除をなさらないで、そのままにして事の解決をしたというふうにお伺いしました。

議会運営委員会で指摘したのは私ですから、こういうことが一つ根っこにあったのかなと、思い当たるのは、そういうことが第 1 の問題です。

第 2 は、我が党は、議会の最高責任者は議長でありますから、議長みずからがお認めになっているように、議会運営委員会で、今日のこういう事態を生んだのはすべて私の責任ですと正規の議会運営委員会で言われたことも、議事進行のやりとりの中で改めて議長が紹介しましたから、皆さん方もそのことは承知のはずです。

そこで、いろいろ私どもに注意をしてくれた方がおりますけれども、名前は明かされませんが、複数います。議長に不信任動議を予定し、強行採決をやった議員定数特別委員長に辞任要求ではおかしいということで、議長が立腹なさったそうであります。心境はわかりますが、私どもは、この問題については、そういう予定はしておりましたけれども、さきほど来皆さん方もご承知のとおり、議長不信任案を出さないで善処方を最後まで期待していたわけなのです。

しかし、この問題について、ついに私どもの期待する、しかも、議員の皆さんや理事者の皆さん、こういう議会事務局の職員も含めて健康に配慮されるそういう動きは全く見られないし、これからも続けると、審議を続けるということですから、これは、到底、信任に値しないということで、そのこともありまして不信任動議を提出するに至ったわけです。

どうか、この理由を党派を超えてお考えいただき、ぜひとも賛成していただきますようお願いを申し上げます、不信任動議の提案説明とさせていただきます。(拍手)

○副議長(佐藤利次) これより、討論に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 2番、前田清貴議員。

(2番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○2番(前田清貴議員) 自由民主党を代表して、議長不信任動議に反対する討論をいたします。

小樽市市議会議員定数に関する特別委員会、6月19日、質疑中での質疑打ち切り及び採決動議提出について、共産党から議長へ撤回の申入れがあり、これを議長が受け付けなかったことにより提出されました議長不信任動議につきましては、議長は、議会ルールにのっとり適正に議事を進めてきたものであり、何ら議長不信任につながるものではなく、議長不信任動議には断固反対し、討論といたします。

以上です。(拍手)

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、議長不信任動議に賛成の討論を行います。

6月22日1時40分、築港ヤード再開発特別委員会で強行採決が与党によって行われました。平成8年のことあります。これまで、自民党をはじめとする与党によって、石狩湾新港、小樽運河の埋立て、水道料金の値上げ、築港ヤードなど、小樽市政にとって死活にかかわる問題で強行採決が行われてきました。この強行採決の歴史を見ると、強行採決は、与党が、理論的に破たんしながら、国の悪政に追従し、大企業奉仕の無駄遣いに手を貸し、国と地方自治体の財政危機をもたらしてきました。

今回も、与党みずからつくり出した市の財政危機を理由に議員定数を減らす、まことに次元の低い発想は貧弱な思考そのものです。安上がりの自治体づくりを推進している政府でさえ、人口10万から20万の自治体の議員は34人が妥当、適切としているわけです。こうした重大な事案は、特別な配慮を持って審議することは最小限の議会の責務です。

特別委員会での我が党の質疑続行中、打ち切り動議が出されました。これはもう無効であり、不当であり、横暴であると言わざるを得ません。したがって、本来、強行採決がなされた議案を議長は上程すべきではないわけであります。

これまで、強行採決が行われた後、たびたび議会の正常化が議論され、平成11年改選後は、議会の正常化と議会活性化について議論が深められ、審議を十分尽くすことが活性化の第一歩というルールも確立できたはずで

です。
松田議長は、歴代議長の中でも、民主主義をわきまえ、公正・公平な議会運営を実行できる人と信じてきました。しかし、さきほど小林議員は動議を撤回しましたが、議事進行の発言を阻止するこの動議を取上げた、これは正に不当の限りであります。こういう議長さんは、残念ながら信任するわけにはいきません。

以上で賛成討論を終わります。(拍手)

(「議長、34番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 34番、秋山京子議員。

(34番 秋山京子議員登壇)(拍手)

○34番(秋山京子議員) ただいま上程されました議長に対する不信任案に対し、公明党を代表し、反対の討論をいたします。

松田議長は、議長就任以来3年有余年にわたり、公平かつ公正にその任を全うされておられます。このたびの議員定数削減にかかわっての議事についても、一貫してその姿勢には何ら変わりなく、公平かつ公正であります。

よって、共産党提出の不信任案には反対いたします。

以上。(拍手)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 22番、渡部智議員。

(22番 渡部 智議員登壇)

○22番(渡部 智議員) 議長の不信任動議に、民主党・市民連合を代表し、反対の討論を行います。

議長に不信任をかけられる何らの理由はない。小樽市議会の運営に常に精いっぱい任務を果たしてきていることは、ご承知のとおりであります。それぞれ委員会は、独立性の上に立って、委員長の裁きのもとに運営されるものであり、このたびの議員定数特別委員会の運営をもって議長に不信任を突きつけるとは、全く何を考えてのことか、良識を疑わざるを得ません。

強く反対を表明し、討論いたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、ただいま上程されました議長の不信任動議に対し、自席にて棄権の討論をいたします。

議員定数特別委員会における強行採決の是非にかかわり、公平にそれぞれの当事者、ここでは、議員定数特別委員長と共産党、このそれぞれの当事者の意見を議長がきちんと集約しなかった、まとめ切れなかったということが、不信任動議の趣旨であろうと感じられます。

昨日の議会運営委員会において、議長は、動議は有効、特別委員会は成立との見解を示されました。私たちは、さきほども述べましたように、委員長指名による発言は保障されるという会議の大原則に抵触しているのではないかと、強い疑念をいまだ払しょくするに至っておりません。

しかしながら、議長と共産党の話し合いの詳細を私たちは承知していないこと。それと、そもそも議長は、本会議の補完機能として特別委員会を設置し、権限を有し、義務を負うが、特別委員会の議事そのものに対しては直接の支配下に置くものではなく、委員会の独立性を尊重する立場にあること等々を勘案し、直ちに議長不信任を容認する考えには至りませんでした。

今述べました二つの議論、これを整理し、論理的に解決しないまま、私たちが賛否を決するのは自己矛盾を起こすおそれがありますので、自席にて棄権をさせていただきます。

以上、討論といたします。(拍手)

○副議長(佐藤利次) 以上をもって討論を終結し、採決に入ります。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(佐藤利次) ただいまの出席議員は、25名であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○副議長(佐藤利次) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(佐藤利次) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

本動議に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局長(土屋 彦) 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木督雄議員、久末恵子議員、小林栄治議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、佐々木政美議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員。

○副議長(佐藤利次) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に横田久俊議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

両議員の立会いをお願いします。

(立会人所定の位置に着く)

(開票)

○副議長(佐藤利次) 投票の結果を報告いたします。

投票総数25票。

そのうち、有効投票25票、無効投票ゼロ。

有効投票中、賛成5票、反対20票。

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○副議長(佐藤利次) それでは、議長と交代いたします。

(副議長退席、議長着席)

○議長(松田日出男) 日程第1「議案第1号ないし第25号並びに報告第1号及び第2号並びに平成14年第1回定例会議案第57号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 16番、久末恵子議員。

(16番 久末恵子議員登壇)(拍手)

○16番(久末恵子議員) 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

5月29日付けで、小樽海上保安本部長から港湾管理者である市長あてに、今月27日から4日間、米海軍所属のミサイル駆逐艦カーチス・ウィルバーのバース手配の依頼書が来ているが、市長はいつの時点で回答をする考えなのか。キティホーク入港時に随伴艦ピンセンスの入港を断って以降、依頼書の文言には、バースのみならず錨地が加わった。併せて、国は、全国の通船業者に海上運送法にのっとりた不定期航路事業の届出書を提出しておくよう指導している。これは、ピンセンスに対して行われた通船業務を国みずからが違法と認めたことにほかならないのではないかと。なおかつ、米艦を民間港に何が何でも入港させようという意思の表れと思うがどうか。

また、インターネットなどの情報によれば、カーチス・ウィルバーに搭載されている巡航ミサイルトマホークは、核、非核いずれかの弾頭を選択して使用できるが、核弾頭は200キロトンの破壊力を持ち、仮に爆発したとすれば、爆心地から半径約4キロメートルが建物の全焼・全壊地域となる。市長は、このような危険な兵器を搭載している可能性のある米艦入港には毅然とした態度を示し、少なくとも非核証明書の提出を求めるべきと思うがどうか。

今年度から開始された市職員の再任用制度については、辞退者を除く希望者すべての再任用を行ったと聞きますが、どのような審査が行われたのか。本制度の趣旨は、年金制度改正による支給開始年齢引上げに起因する生活保障の側面を持つとの説明がなされてきたが、例えば、誕生月が4月の人は3月に退職後、4月分から年金が満額支給されながらも1年間雇用されることとなり、説明の根拠は全く失われるのではないかと。市職員ばかり優遇されているとの市民感情を考慮すると、今後の運用には厳格な審査が必要と思うがどうか。

本市財政は、平成15年度からの3年間で150億円もの歳入不足が見込まれている。市は、原因を市税や交付税の減収と言うが、今日まで歳入増に向けどのような施策を行ってきたのか。危機的状況を脱するために、単

なる歳出削減だけではじり貧と言わざるを得ない。受益者負担の観点から、使用料、手数料の改定なども考えられるが、そのためには、市が行っている取組を市民に十分説明し、納得を得て行うべきと考えるがどうか。また、人件費節減のため、職員の早期退職制度を考えてはどうか。

市財政が危機的状況であるとして、広報おたる 5 月号では緊急特集記事が掲載された。市民に対し、現在のひっ迫した状況を広く周知するという観点からは一定の効果があったと思うが、今回は事実報告のみであり、具体的な改善策は盛り込まれていない。これまでの市の取組と併せ、なぜ事業の見直しを行うかについて明確にしていけるべきと考えるがどうか。

また、財政再建に向け、2 月に発足した財政健全化緊急対策会議において、今後の再建策を検討するに当たっては、例えば町内会との話し合いの場を設けるなど、積極的に市民の意見を取り入れるべきであり、決して事後報告とならないよう取り組んでももらいたいと思うがどうか。

本年 6 月 5 日に、民事再生計画案の認可を受けた株式会社小樽ベイシティ開発に対して、市は 2 億 7,000 万円を超える多額の市税等の債権を有しており、ひっ迫する市財政をさらに窮地に追い込む要因の一つとなっていることは言うまでもない。市は、今後、OBC との納税交渉を行っていくと言うが、それだけで滞納が解消されるとは到底考えがたい。同社の再生計画には、所有する土地の一部を売却する方針が盛り込まれており、それら土地の中には、市税確保のための差押に最適なものがある。市は、巨額の税金投入で展開してきた事業の核的企業として擁護の姿勢を崩さないが、こうした財産などに実効性の高い保全措置を講じることこそが、現状、最低限行っておくべきことであると思うがどうか。

子どもたちがよりよい教育環境を得られるよう、従来型の中央集権的な指導を打破する取組が各地で進められている。それらの一環として、学校、地域、父母らによる常設の協議会が位置づけられると考えるが、本市で取り組む学校評議員制度のモデル実施をどのようなイメージでとらえているのか。これまでどおり行政指導で行うのでは問題があり、あくまでも発想を変えて取り組むとなれば、学校現場や地域からの自主的な立上げが必要と考える。市教委は、新学習指導要領の意義を十分周知し、地域の方々の理解を得ながら進めていくべきと思うがどうか。

昨年 12 月、子どもの読書活動推進法が制定され、併せて、中央教育審議会でも子どもの読書推進が答申されているが、現時点での本市小中学校における学校図書の整備率はどうか。国は 5 年間で 650 億円を投入しており、新学習指導要領にも心の教育がうたわれていることから、制度の趣旨を生かし、図書に予定された交付金は目的どおり配分すべきと思うがどうか。

本市を訪れる観光客は、ガラス工芸に期待を持ってこられるものと思うが、市立美術館には常設展示がなされていない。また、国際ガラスフェスティバルが行われた際、海外の著名な作家が市内のガラス工房で制作した作品についても管理があいまいな状態となっている。ガラス工芸は、本市観光に多大な貢献をしており、文化、芸術のみならず、地場産業の振興という側面も見逃せない。小樽伝統工芸フェスティバルなどと銘打って、展示、販売を兼ね合わせた企画を各部横断的に立上げ、実施することにより、市内各工房と行政との継続的連携が保たれる関係が築かれるものと思うがどうか。

本年 4 月から総合体育館の月曜日開館時の受付業務などを NPO 法人に委託して間もないが、直営との引継ぎや館内での事故などの問題は生じていないという。一概に業務委託による経費縮減は算出できないものの、ひっ迫する市財政に寄与するものは非常に大きいものと推測されるが、財政効果を追求する余り、サービスの低下や受託業者の経営を圧迫するようなことがあってはならない。また、市教委は、現在、委託業務について

協議を行っているというが、他の体育施設についても一日も早く移行できるよう努力すべきと思うがどうか。

本市中心市街地に位置し、小樽駅前の顔とも言える小樽国際ホテルは、入居しているビルの管理会社への共益費滞納を解消できず、本年5月、電気、水道の供給停止措置がなされ、営業停止に追い込まれる事態に陥っている。このことは、予約した市民や訪れる方々を落胆、困惑させただけでなく、同じビルに入居するテナントや周辺業者の営業にまで多大な影響を与えることも容易に推測され、非常に深刻な問題になりつつあると思うがどうか。同ホテルや関係者などから事前に相談があった際、市側の対応は適切であったと言えるのか。また、9月には退去するとの報道がなされており、今後、本市の経済や観光への大きなイメージダウンが憂慮されている。市は、単に民間企業のことであるとして傍観するだけでなく、危機感を持って積極的に早急な打開策を見出すべく鋭意努力すべきと思うがどうか。

長引く景気低迷の下、市が行い得る雇用創出については、可能な限りの努力がなされてきたと高く評価し、これまで積み上げてきた各種施策が、次の総合政策につながっていくことを期待する。現状、国などが示す経済指標においては、景気の底入れや雇用環境が上向いてきているとの発表がなされているが、本市においては、回復とはほど遠い状況にある。今後とも、積極的な情報収集を行いながら、地域の実態を的確に把握し、雇用不安の解消に向けた対策をとってもらいたいと思うがどうか。

現在、運河に係留しているモーターボートにあっては、高めの使用料設定となっているというが、これは外観のみによる区分である。速度や快適性を求められる時代にあつて、形式の主流がモーターボート型に移行していることや、遊漁船法などの規定一つ見ても外観による規定がないことなどからして、見方によっては正当な根拠なく料金を徴しているかのように受け取られるおそれがあるのではないかと。もともと近隣のマリナーに空きがないための暫定的措置というが、現実に係留が続いている以上は、その使用目的に沿った金額への変更などといった、市民が納得して納めていただけるよう、見直しを検討する時期に来ていると思うがどうか。

地域福祉ネットワークの確立については、勤労世代の時間的余裕がないことや、町会役員の高齢化などがネックとなり進んでいない状況と言うが、一方、蘭島の配食サービスは、対象となる55世帯を15人でカバーしていると聞く。単純に、市内の独居老人5,600世帯を175町会で割りかえすと32世帯程度となり、10人から15人のボランティアを募ることにより対応可能ではないか。老人の孤独死を防ぐ観点から、困難ではあるが、あきらめずに進めてもらいたいと思うがどうか。

特別養護老人ホームやすらぎ荘の改築に当たり、市は道費補助相当額を補助する考えという。建設事業費が計画時の事業費を下回った場合には、その額を市費補助金から減ずるべきであり、そのこと自体、事業の健全性や収益性に影響を来すものではないと思うがどうか。また、事業の継続性があり、現状、顧客確保が図られ、建設費が明確であるというのであれば、財源内訳の借入金7億円というのは、精度の高いものとして見据えた結果と言える。ましてや、入札の結果、事業費が下がり余剰金が生じるにもかかわらず、同額を補助することは、運営費補助金と同じであると言わざるを得ない。定額を補助するという考えを改め、今後、発注行為により事業費の減額が生じた場合には、財政健全化の観点からも柔軟に対応していくよう検討すべきと思うがどうか。

訪問介護ヘルパーを依頼していた方で、一時的に体調が良好なときに本人が訪問を断り、孤独死に至ってしまったという事例や、個人病院などが介護療養型医療施設へ移行する場合、従前からの入院患者が継続して入所を希望し、保証料やベッド料など高額な費用が原因でトラブルの発生といったさまざまな問題が出てきているのではないかと。また、社会福祉協議会が運営する訪問介護事業所職員の不親切な窓口対応は、福祉に従事す

る者としての自覚が欠如していると言わざるを得ない。これらの問題解決に当たっては、サービス受給は当事者間の契約であり、直接の介入は難しいものの、市としては、介護保険制度の充実といった観点で、サービス改善に向けたできる限りの助言や指導に努めるべきと思うがどうか。

結核予防法に基づき実施されている小中学校における BCG 接種については、廃止の方向との報道がなされたが、市は、これに至る背景をどう認識しているのか。WHO も接種の意義に疑問を持っており、国は、平成 16 年の感染症法改正の際、見直しを考えていると聞くが、本市でも結核の問題が取りざたされており、市民の不安は根強い。健康づくりの会議などとリンクさせ、十分な周知が必要と考えるがどうか。

平成 12 年度で食品衛生監視員が監視指導をしていない事業所は、保健所年報によると 8 件となっているが、食品衛生法で定められている監視を行っていないのはどのような理由によるのか。また、市内には添加物製造業が 11 業者あるが、平成 11 年度はわずか 3 件の監視しか実施しておらず、収去検査も減少している。市は、衛生監視員の増員を図るよう前向きに検討すべきではないか。また、国においては、新規に指定する添加物の種類を増やす傾向にあるというが、今後、市としても添加物使用の規制強化を図るよう強く要望してほしいがどうか。

市は、今後、広域連合において進められる廃棄物中間処理に伴う余熱利用について、北海道開発庁へ出向いたと言うが、どのような説明があったのか。他都市の例を見ると、大規模な入浴・レジャー施設などが見受けられるが、北後志においても同様のものをつくるよう国から指導があったのかどうか。焼却場そのものの建設でさえ巨額の投資が必要であり、ましてや、財政が厳しい中、進められる事業であること、ごみの減量化に伴う熱量不足の発生が予測されることなどから、さらなる過大投資となり得る施設は、十分議論し、慎重に検討すべきと考えるがどうか。

また、ガス化熔融炉、RDF、プラスチックの油化装置やエコセメントなど、ごみを新たなものにつくりかえる施設が国主導で誘導されているが、これらの技術はいまだ未確立であり、新たな問題が発生しているとの声もある。いったんそれらを選択すると、自動的に焼却炉のメーカーなどが決定してしまうおそれはないのか。

広域連合設置後、新焼却施設は建設に向けた実務作業に入る。180 億円とも言われる巨額の建設費や、年間数億円とも言われる維持管理経費の行方は、健全化を目指す本市財政にとって最大の懸案事項であり、慎重の上にも慎重を重ね、十分な議論をしなければならない。また、今後行われる機種選定に当たっては、透明性、公平性の確保の具体的手段として、機種選定技術検討委員会を公開してはどうか。

平成 14 年 3 月 15 日に、環境部から議会に示された参考資料「北後志地域ごみ処理広域化計画にかかわる協議会事務局等の事業等経過」には、平成 12 年 11 月 13 日、推進協議会事務局長が行った北海道開発庁との打ち合わせが記載されていない。環境部は、開発庁の「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業推進調査」のケーススタディーモデル地区に北後志が採択されなかったため記載しなかったと説明している。しかし、モデル地区の選定は、まさしく今作業中であり、北後志は現在も有力候補地であると聞く。北海道開発庁訪問から今日まで、国土交通省に確認のための連絡もせず、結果、事実誤認に至ったことは問題ではないのか。

既に、後志支庁では、生ごみのたい肥化を図るべく処理機を導入するなど、積極的に生ごみリサイクルに向けた取組が進められている。市としても、国の方針に沿って学校や病院などの公的施設に設置を検討する考えはないのか。また、生ごみの処理に当たっては、常に汚れや悪臭といった問題がつきまとうが、身近なところで 1 次処理されることにより、問題解決につながる。2 次処理施設への搬入しやすい環境をつくる必要があり、市としては、飲食店やホテルなどを対象とした生ごみ処理機の購入費助成制度を検討するなど、ごみ

の減量化に向けてはあくまで行政が先導的な役割を発揮する中で、官民一体となった取組を進めていくことが肝要と思うがどうか。

高齢化が急速に進む中、もの忘れが多くなることを痴呆症ではないかと不安を持つ方は多い。その症状が、高齢化に伴うものか、病気であるかの見極めは本人みずからでは難しく、専門医師の診察によってこそ正確な判断がなされるのではないかと。痴呆症は、初期に発見できれば、薬剤の進歩から治療によって回避できる可能性が高い。現在、市立病院においては、関連する診療科目を週 3 回開設し、神経科で対応していると言うが、その科目名称のイメージからかかりづらい方も少なくないと思うがどうか。医療法の規制で科目として外部に標ぼうできないなどの問題があると言うが、全国的に専門のもの忘れ外来開設の動きが高まりつつある。市としては、市民が抵抗なく受診しやすい環境をつくるため、先進事例を調査、研究し、専門外来の開設に向け努力していくべきではないか。

市立病院の薬品購入額は年間約 27 億円にも上り、医業収益の 25% を占めているのが現状である。こうした中、後発薬の使用が極めて少ないものとなっているが、果たして薬剤の購入はどのようなシステムで決定しているのか。とかく医療現場では、医療の質の低下を懸念したり、大手製薬会社からの売込み攻勢などによって新薬を使用する傾向にあるやに聞く。国においても、後発品を推進する動きが見られる中で、市としても、今後十分議論を重ねた上で、薬剤費の削減や患者負担の軽減を図るべく、先発品から品質評価が得られている後発品への切替えを前向きに検討していくべきと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第 1 号につきましては、中島、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(佐藤利次) 次に、議案第 1 号に対し、中島議員外 5 名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「25 番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 25 番、西脇清議員。

(25 番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25 番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、修正案の提案をいたします。

民間信用調査機関が今月 14 日発表した 5 月の全国企業倒産は、前年同月比 3.9% 増の 1,730 件、負債総額は 32.8% の増加、1 兆 3,353 億円となっています。これは、件数、額ともに戦後 3 番、4 番の水準になっています。1 月から 5 月までの累計は 8,299 件で、これまた戦後 3 番目の高水準。全国の有効求人倍率は 0.47 倍、依然として高失業状態が続いています。

小泉改革は、正に不況推進内閣そのものであることが一層明らかとなっています。そればかりか、日本の平和憲法を敵視し、非核三原則見直し発言を、どうってことないなど容認、連続した医療制度の改悪、国民に痛みを強要する最悪の政治を推し進めています。こうした悪政から、住民の暮らしと営業を守ることが自治体の

役割です。

修正案は、清掃費の北しりべし廃棄物処理広域連合負担金額、これを全額、8,320万円減額いたします。全国の大規模焼却炉の実態から、過大投資、過大な自治体負担となっており、事業そのものを見直すべきであります。

また、商工費の石狩湾新港地域企業立地促進助成金2,376万円は、第三セクター石狩開発が経営破たん状態にあり、これを助けるため石狩開発が興和産業に割引売却した土地1平方メートル当たり、道が6,000円、小樽市が1,200円助成するための予算です。

危機的財政状況にある小樽市が、石狩開発を助けるためになぜ市民の税金をつぎ込むのか、全く理解できません。全額をこれまた減額し、これらの財源を基に8,000万円で中小零細業者の経営を応援するため、市が直貸しとする融資を行うものであります。現在ある市の融資制度は、いずれも金融機関に決定権があり、ハードルが高く、利用希望者の期待にこたえるものとなっております。

皆さんの賛成をお願いし、提案説明といたします。(拍手)

○副議長(佐藤利次) これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、議案第1号平成14年度小樽市一般会計補正予算に反対の討論をいたします。

この補正予算の清掃総務費には、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金8,320万7,000円が計上されており、この中には、小樽市が他5町村とともに支出する全都清指導業務委託料1,050万円が含まれております。

今回、予算特別委員会の議論でも、さまざまな問題点が明らかになりました。主なものを挙げます。

一つ目は、常識的かつ一般的な参考見積りを徴していないこと。このことは、全都清の担当者が、参考見積りというのを全都清にお願いしたときには別の様式があります、頼まれたときには別の様式で提出しますと。そして、推進協議会へ示した資料は、直接契約に結びつくものではないと、ここまで言い切っております。

二つ目、今回、推進協議会事務局が予算算定のよりどころとした人工内訳のような紙1枚。この資料は平成12年度のもので、2回も年度変わりしたものであること。

三つ目、平成12年12月に、この資料を入手してから、今日、今回この予算が示される日まで、予算見積りの件で全都清と協議を一回もしていないことなどなどであります。

極めて説得力に乏しい内訳と言えます。今後、小樽市は、他5町村の皆さんと健全な広域連合を運営していかなければなりません。今、具体的に始まろうという大切な時期、そして、大切な予算に、広域連合の主体とも言える小樽市で積み上げた予算が論理的に一貫性を欠くことは、広域連合の運営はもちろんのこと、建設事業そのものに大きな影を落とすことになり、このようなあいまいな予算は賛成できかねます。

以上申し上げ、討論といたします。(拍手)

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、議案第1号に関する修正案に賛成、原案に反対の討論を

します。

議案第 1 号には、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金が計上されていますが、我が党は、ごみ減量化に逆行し、小樽市政に多大な財政負担をもたらす広域化計画に反対です。

1997年、国は、ごみ処理にかかわるダイオキシン類発生防止等ガイドラインを打ち出し、可能な限り、焼却能力 1 日 300トン、最低でも 100トン以上の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化するように方針を出しました。

ある事務組合では、80億円をかけて大型炉をつくりましたが、人口は6万しかなく、ごみ量が足りず、分別収集をやめて焼却ごみの増加を図ったと言います。また、四つの自治体がつくる事務組合は、1日当たり処理能力 450トンの大型炉と灰溶融施設をつくり、ごみ発電を計画しましたが、ごみは 260トンしか集まらず、過大施設になりました。ごみ量不足で発電による売電収入も得られず、経費と借金返済で毎年34億円もかかり、事務組合加盟自治体はその重い負担に悲鳴を上げています。正に、厚生省の言うとおり大型炉をつくった多くの自治体は、ごみ不足と経費負担増で深刻な状況に追い込まれています。

1999年、ついに厚生省は、100トン未満の施設にも国庫補助を認めましたが、広域化計画はそのまま義務づけました。厚生省は、小型炉であってもダイオキシン対策がきちんとできるなら補助対象にするとしているのですから、広域化の必要はないはずです。ごみ減量化推進の中で、過大なごみ収集を想定した広域化こそ矛盾です。国の誤った方針で自治体が多大な負担をすることのないよう、小樽市のごみの実態に合わせた規模、内容の施設が一番です。

石狩開発は、石狩湾新港建設と一体の事業として、昭和47年から、用地の取得、造成、販売を目的に第三セクターで進めてきたものです。しかし、土地が予定どおり売れず、現在 600億円以上の借金で既に破たん状態です。

この石狩開発を助けるために、平成12年度から3年間、処分用地 1 平方メートル当たり、道が 6,000円、市が 1,200円助成しています。

しかし、このように支援しても、なお借金額が増えるばかりです。補正予算に計上された石狩湾新港地域企業立地促進事業補助金は、この小樽市負担分です。財政ひっ迫、一から見直しと言って本庁舎の昼休みの電気代年間20万円すら節約している小樽市が、到底、出すべきものではありません。破たんしている石狩開発に対する支援はやめるべきです。

修正案は、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 8,320万 7,000円と石狩湾新港地域企業立地促進事業補助金 2,376万円を削減し、これを財源として 8,000万円で中小企業へ緊急直貸しを実施します。歳入の道補助金を減額して余った分 716万 7,000円は、予備費に積みます。

この制度は、限度額50万円で、無担保、無保証、無利子とし、10月から実施、1年間据置きとします。市が直接貸し出すこととし、貸出条件は、市内在住者であること、各種団体推薦を受け、市長が認めた者として。各種団体とは、地域における本人の保証人ともなる町内会や市場、協同組合などであります。

小樽市内の圧倒的多くの中小企業は、赤字の中で経営を維持するのに精いっぱいです。何とか営業が続けられるよう支援するための小樽市の直貸し貸付金制度を提案します。

各会派の皆さんの賛同をお願いして、討論とします。(拍手)

○副議長(佐藤利次) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について採決をいたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(佐藤利次) 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第 1 号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、議案第 1 号は可決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 21番、佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○21番(佐々木勝利議員) 改めて、おはようございます。

総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第25号サッカー・ラグビー場造成工事請負契約について、造成予定地である朝里川温泉1丁目の当該敷地は、地質に問題があるとして、総合運動公園構想を断念したなど、いわくつきの土地である。市教委は、今回、2か所のボーリング調査を実施し、工作物の建設には適さないが、サッカー・ラグビー場の造成には不適ではないと結論づけ、芝2面、クレー1面のグラウンドを整備し、芝の方にはシャワー室、ミーティングルームを備えたクラブハウスを建設すると言うが、過去に設置したひずみ計の値は参考にしたのかどうか。ひずみ計はプラスマイナス5ミリの値を示し、問題はないと言うものの、そうであれば積極的に情報開示すべきではないのか。また、今後、全道規模の大会を誘致した際、観客席もない競技場で観戦させるつもりなのか。少なくとも関係者が落ちついて座れる場所を用意し、併せて、クレーの方にもトイレなど最低限の施設整備を行うべきではないか。

パソコンやネットワークの活用が進む現在、行政においても積極的に取り入れている自治体と、取組の遅れが目立つ自治体では、住民サービスに格差が生じてきている。ある雑誌の調査で、全国の市及び東京23区における情報化のランキングが回答率84%という高率で報じられていた。その中で、本市は未回答の都市の一番最初に掲載されていたが、そのような照会は来ていたのかどうか。提出したが、締切りに間に合わず、未回答扱いとなったと言うが、本市のパソコンの整備率は約1.7人に1台ということであり、今後、同様の調査があった場合には、ぜひ締切り前に提出し、併せて、上位にランクされるよう努力してもらいたい。また、情報化は都市の規模の大小ではなく、職員のやる気、認識、財源、リーダーシップをとる人材の養成などが重要であり、小樽の特色を生かした取組を鋭意行っていくべきと思うがどうか。

広報おたる 5 月号では、市の財政を家計に例え、「市の台所は火の車」と表現しているが、家のローンに相当する公債費を増大させた最大の原因は、築港駅周辺地区関連の事業費であり、身の丈以上の家を建てたことが財政圧迫の原因ではないのか。市は、今後、市民生活に直結するものを除き、大型公共事業を行わないという姿勢に方針転換するととらえられるがどうか。また、財政健全化の柱として人件費の抑制を挙げているが、給食部門の民営化など、現業職の削減や、青年の雇用対策と密接な関係のある新規採用の抑制を行う考えなのか。

まち育て出前講座は、実施から 1 年が経過したが、これまでの状況はどうなっているのか。受講者から実践的内容で有意義であったとの意見があることや、職員の自己研修の場ともなっていると聞くと、6 分野、80 項目のメニューの中には、好評なものもあるが、利用のないものもあり、今後の実施に当たっては、過去の実績を細かく分析して、よりよいものにしていってほしいがどうか。

市教委は、道教委の指示を受け、少人数指導の調査に合わせ、主任制度の実態などについても調査を行ったと聞くと、改善に向けた取組はどうなっているのか。道教委が教職員組合と締結した協定書が 12 月に破棄される見込みであり、校長会などを通じ指導徹底していきいたいと言うが、国から指摘を受けるような不適切な取扱いの再発防止に向け、十分な決意を持って当たってほしいがどうか。

学校評議員制度は小中学校それぞれ 2 校のモデル校を設け、近々、実施したいと言うが、実施に当たってのスケジュールと対象校の選定方法及び評議員の人選方法はどうか。市教委は、今学期中のできるだけ早い時期に開始し、学校選定は校長会に、評議員の委嘱は校長に、それぞれ一任して平成 16 年 3 月までモデル事業を行うということである。難しい課題はあると思うが、開かれた学校を目指し、努力してほしいがどうか。

今年度から実施されている学校 5 日制については、学力低下の危ぐがクローズアップされがちであるが、本来的に学習指導要領が求めているのは、受験学力ではなく、問題意識を持つ力、情報収集能力、コミュニケーション能力などを身につけさせるといった、これまでの発想とは異なるものと認識するがどうか。子どもたちが、開放された土曜日を、単に社会教育施設の開放といった取組だけではなく、学校 5 日制に対応した総合的施策に取り組んでほしいと思うがどうか。

図書館、美術館、博物館などの社会教育施設は、入館者が少ないから時間延長は必要ないという立場ではなく、例えば、市民が仕事帰りに立ち寄れるようにするなど、利用者の立場に立って枠を広げ、その上で魅力づくりを行ってほしいがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第 24 号、陳情第 74 号、第 76 号及び第 80 号につきましては、採決の結果、賛成少数により議案は否決と、陳情はいずれも不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、請願第 40 号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第 25 号、陳情第 2 号及び第 30 号につきましては、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○副議長（佐藤利次） これより、一括討論に入ります。

（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤利次） 1番、横田久俊議員。

（1番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○1番（横田久俊議員） 自由民主党を代表して、委員長報告どおり、議案第24号小樽市非核港湾条例は否決、陳情第74号、第76号、第80号は不採択とする討論を行います。

議案第24号、共産党提案の非核港湾条例は、これまで何度も申し上げている理由で否決いたします。

陳情第74号、第76号は、有事法制に関するものですが、我が党は、日本が他国から武力攻撃を受けた際に、どう対処するのかを事前に決めておくことは極めて重要なことであると認識しております。確かに、現時点では、他国が侵略してくる可能性は低いかもしれませんが、しかし、決してゼロではないはずであります。また、今後の世界情勢や他国の動向により、武力攻撃を受ける可能性が高くなるかもしれないことは、だれにも予想できないことであります。もし、万が一、そういう事態になった際、我が国の国民の生命、身体、財産をどう守るかということは、当然に決めておかねばならないことであり、独立国としての常識であります。

日本共産党の筆坂参議院議員は、5月5日のテレビ放送で、万が一日本が武力攻撃を受ける事態になったときにどうかするののかとの公明党北川政調会長の質問に対し、日本が直接武力攻撃を受ける事態があれば、国民はみんな協力すると述べたそうであります。また、同じ共産党の小泉親司参議院議員も、「朝まで生テレビ」で、司会者が、「では、外国から攻めてきたら自衛隊を廃止した後の日本をどう防衛するのか、共産党の主張を述べなさい」と迫ったところ、筆坂議員と同様に、そのときは国民一人一人が協力すると発言し、出席者全員から猛反発を受けておりました。

考え方や思想の異なる人々が混在しているこの日本で、また、さまざまな対立を宿している現実の社会が、いざ自衛のためとなったら、突如、自然に団結するというのは全く非現実的、非科学的な空論ですし、仮に団結したとして、その集団をだれが統率するのか、武器はどうするのか、さらには、協力が順調に得られなかった場合はどうするかなどには全く答えておりませんでした。国民の生命というものを真剣に考えていない極めて幼稚な戦争観であるように思います。

この後、共産党さんの討論があるようですから、有事法制に反対なされるなら、まずこの点についてのご意見をぜひ拝聴したいものであります。

以上のように、我が党は、有事法制は必要であるという認識でありますし、その詳細は、現在、国会で審議中の案件でもあることから、陳情第74号、第76号は不採択を主張いたします。

陳情第80号は、非核三原則を堅持する決議要請方についてであります。現在、厳格に順守されているという認識に立っております。したがって、本陳情も不採択を主張いたします。

以上をもって、委員長報告に賛成する我が党の討論といたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤利次） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○11番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第24号は賛成、議案第25号は反対、陳情第74号、第76号、第80号は賛成、継続中の案件請願第40号、陳情第2号及び第30号については賛成の討論をいたします。

議案第24号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

福田官房長官は、政府が国是としてきた非核三原則について見直しもあるかもしれないと発言をし、小泉首

相もそれを容認する態度をとっていることは、被爆国政府としての最小限の国内外への公約を投げ捨てるものであり、政権を担う資格そのものが問われる重大な問題です。

また、この発言は、アメリカの核兵器の一方的使用政策に呼応するものでもあります。なぜなら、ブッシュ大統領は、今年 1 月の一般教書演説で、北朝鮮、中国、イラン、イラク、リビアなどに対し、テロを支援している悪の枢軸と決めつけ、先制攻撃も辞さないという立場を公言し、小泉首相は悪の枢軸論を支持しているからです。また、1 月にアメリカ議会に提出された核体制への見直し報告では、これらの国々 7 か国を名指しし、核兵器使用計画の策定を支持しました。これは、1978 年以来、対外的には非核保有国への一方的攻撃は行わないと態度表明を行ってきたものを、公然と取り払うものです。

こうした中、6 月 27 日には、アメリカの最新鋭のイージス艦カーチス・ウィルバーが小樽港入港を予定しています。カーチス・ウィルバーには巡航ミサイルトマホークが搭載され、このトマホークは非核両用で核弾頭にいつでも切り替えることができるものです。核兵器の破壊力は、広島に投下された原爆の 10 倍で、全焼・全壊地域は 2.5 倍にも及び、仮に小樽港に入港中爆発したら、半径 3.85 キロメートルは全焼・全壊になるという恐ろしいものです。

市長は、米艦船に核兵器が積載されていないと判断されているようですが、核を積んだ艦船が日本の港に寄港する場合は、事前協議の必要がない核密約があることはマスコミで新しい事実が報道されてもおり、これまで繰り返し述べてきたとおりです。市長は、核兵器を積んでいれば入港は認めないという方針ですから、核兵器の有無を自主的に判断するには、アメリカに非核証明書の提出を求めればいいのです。

市には、カーチス・ウィルバー寄港を認めないでほしいと、市民団体からも要請が提出されています。核兵器廃絶平和都市宣言をしているまちとして、市民の平和の求めに積極的にこたえるためにも、本条例案に全会派の皆さんの賛成をお願いいたします。

議案第 25 号は、サッカー・ラグビー場造成工事の請負契約についてです。

我が党は、市民要望にこたえ、サッカー・ラグビー場建設は賛成です。しかし、昨年の第 2 回定例議会で述べたように、この土地は、市が総合運動公園と計画していたものの、ボーリングの結果、不適切とされ、ジャンプ台以外は計画を取りやめた土地の一部です。

1988 年当時、ジャンプ台用地付近の原野の平均価格は 1 平方メートル 1,500 円でしたが、当時、拓銀がジャンプ台関連の土地を押さえ、1 平方メートル 51 円で競売にかけようとしていたものを三菱地所が購入、さらに、小樽市は、ジャンプ台用地として 1 平方メートル 3,500 円もの高い価格で三菱地所から購入したのはなぜなのか、その疑惑が解明されておりません。いったん断念した土地を、再びサッカー・ラグビー場として 1 平方メートル 2,250 円の高値で購入した上、せっかくなのに観客席もつくられないのであれば、この議案に賛成できず、反対とします。

陳情第 74 号は、有事法制 3 法案の立法化を行わないよう政府に求める意見書提出方についてです。

小泉政権は、今国会を 42 日も延長して、有事法制 3 法案を何としても通そうとしています。3 年前に周辺事態法が強行され、アジアでの戦争シナリオ、日米共同作戦計画も既につくられてきました。この作戦にどうやって国民を動員するかが日米両国政府の次の課題となり、戦後準備されてきた有事法制の到達の上に、アメリカの戦略に日本が一層深くかかわっていくため具体化されたものです。

法案では、武力攻撃のおそれのある場合を含み、武力攻撃が予測される段階であっても国民動員条項が発動されることになっています。すべての国民に戦争協力義務があることが明記され、保有している土地、家屋な

どを差し出すこと、自衛隊が使う物資を保管し、提供すること、医療、輸送、建築、土木などの従事者が協力するのは欠かせない義務であり、政府が指定する民間企業、道路公団、空港公団、ＪＲ、運輸関係、電力、ガス会社、ＮＨＫ、ＮＴＴ、日原、日本赤十字など、生活の全分野で国民が動員されるのです。

しかも、法案は、国民の自由と権利に制限が加えられることを明記しております。権利の制限は必要最小限にしますが、戦争が大きくなれば権利の制限も当然大きくなります。しかも、自衛隊が必要とする物資の保管命令に従わない場合、６か月以下の懲役又は30万円以下の罰金、立入検査を妨げたら20万円以下の罰金に処せられると明記されています。

戦争への非協力、反戦平和の立場に立つことは、国家が犯罪だとみなすことなのです。有事法制は、有事の際、日本を守るためと言いますが、政府は、繰り返し、国会で、日本を侵略する国は想像できないと答弁をしております。中谷防衛庁長官、また川口外務大臣もそうです。また、過去には、福田赳夫氏は、日本が侵略されるおそれがあるのは、万、万、万、万と万を四つも重ねて答えているとおり、この法案は、日本を守るためというよりも、アメリカの戦争に日本の国民を強制動員させる、そういう中身なのです。小泉首相は、「備えあれば憂いなし」ともっともらしく言いますが、戦前の歴史を見ても「備えあれば」として有事法制をつくったことが、アジアへの侵略と抑圧の原動力になったのです。

歴史の過ちの再現を許してはなりません。侵略戦争の反省から、国民は半世紀以上にわたり、日本を二度と戦争を起こす国にしてはならないとかく誓ってきました。人権抑圧が戦争に結びついた戦前の痛苦の上に立って、国民一人一人の人権、自由が大切にされる社会をつくることを共通の理想として目指してきたのではないのでしょうか。

戦後、日本が曲がりなりにも戦争を仕掛ける国にならなかったのは、国民のこうした努力の貴重な成果です。そして、これを支えてきたのは日本国憲法です。６月16日には、東京で、陸、海、空、港湾、宗教者の団体が呼びかけ人になり、６万人が有事３法案反対の集会に集いました。

最近のテレビ朝日の世論調査では、有事法制反対は52.2%、ＮＨＫの調査では、今国会で成立反対は９割に達しています。この陳情は、小樽母と女教師の会から提出されたものですが、どうか私たちの子どもに悲惨な人生の道を歩んでいくような社会を絶対にやめてくださいと訴えています。皆さん、この訴えにこたえようではありませんか。

私たち日本共産党は、今年で創立80年ですが、平和を守るため侵略戦争に命がけで反対をし、少なからずの先輩たちが特攻警察により、その命を奪われました。その党として、有事法制は認めるわけにはいきません。陳情の願意は妥当、皆さんの賛成をお願いいたします。

陳情第76号は、有事法関連３法案について慎重審議を求める意見書提出方についてです。

今述べてきたように、慎重審議を求める声は国民の９割に達していますから、願意は妥当、採択を主張します。

陳情第80号は、国是である非核三原則を堅持する決議要請方についてです。

この願意についても妥当、採択を求めます。

なお、継続中の案件については、これまで述べてきたように、すべて願意は妥当、採択を求めます。

以上で討論とします。（拍手）

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤利次） 33番、斉藤陽一良議員。

(3 3 番 齊藤陽一良議員登壇)(拍手)

○ **3 3 番 (齊藤陽一良議員)** 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成、議案第4号、第6号ないし第9号、第15号、第16号、第21号、第25号には賛成、報告第1号は承認、議案第24号には反対、陳情第74号、第76号及び第80号は不採択、継続審査中の案件請願第40号、陳情第2号、第30号は引き続き継続審査を主張して、討論を行います。

以下、特に陳情第74号、第76号及び第80号について、その理由を述べます。

陳情第74号、第76号について、まず、冒頭に申し上げたいことは、このいわゆる有事法案に対して、陳情者と基本的に認識の違いがあると申し上げておきたいと思います。

すなわち、陳情者は、有事法案は戦争法という議論を意図的に展開されているという点であります。そもそも、武力攻撃事態法制は、我が国への武力攻撃の発生という最も重大な事態に対処するための法整備をあらかじめ進めて、万が一の事態の超法規的な対応を避けること目的とするものであります。これを、戦争法と位置づけ、あるいは憲法違反と言って反対するということは、我が国が外敵に攻められても、自衛隊はこれに反撃してはならない。自衛隊は、国民の生命、財産を守るために戦ってはならないと言っているのと同じことになります。

このような無責任な主張は、外敵の攻撃があった場合、自衛隊は自分たちを守ってくれると当然に期待している国民に対する裏切りになると考えます。幾ら憲法違反と叫んでも、現に自衛隊が存在し、かつ、世論調査等を見ても、多くの国民が自衛隊の合憲性やその存在意義を認めている我が国において、いわゆる有事の際の自衛隊の行動をノンルールにさせないためにも、また、適切、効果的に国民を守ってもらうためにも、そのルールをつくっておくのは、政治の国民に対する当然の責務であります。それを不要として反対することは、国民に対する政治責任の放棄と言っても過言ではないと考えます。

なお、今回の政府案には、武力攻撃事態が発生した際につくられる対処基本方針の中に、それを排除するための自衛隊等の行動のほか、武力攻撃自体そのものを解消させるための外交努力を行う規定が取り入れられています。

陳情74号及び第76号の陳情趣旨は、現在国会で審議中の武力攻撃事態法制関連3法案、いわゆる有事法制関連3法案について、それぞれ立法化を行わないこと及び慎重審議を求める意見書の提出を求めるものです。

しかし、国民の生命、財産を守るため、平時から危機管理体制を整えておくことは政治の最も重要な責務であり、むしろ、今までどうして法整備がなされなかったのかが問われるべきなのであります。

また、第74号陳情理由における、この法案は、米国が世界で起こす戦争行為を日本が支援するためのものと主張は、紛争はすべて米国が起こすという偏見に立ったものであり、それは、これまでの史実に照らして根拠を欠くものと言えます。先に米国以外の国同士の戦争、あるいは特定の国の内紛等が発生し、米国が要請されて後からこれにかかわるというのがこれまでの実態であります。

さらに、こうした主張が、米軍に対し、我が国が後方地域支援する周辺事態法を根拠にしているとすれば、それも大きな間違いと言わざるを得ません。周辺事態法は、我が国の周辺で発生する紛争に対処しようとする米軍の行動のすべてに対して後方支援するというものではなく、我が国の平和と安全に重大な影響を与える事態に限定されています。もちろん、周辺事態から我が国に対する武力攻撃事態に発展することがあり得ることは、政府自身も認めています。

しかし、むしろ、周辺事態において、米軍に対して我が国がしっかりとした後方地域支援を行うことが、我

が国への直接攻撃である武力攻撃事態を防ぐことともなります。その意味で、後方地域支援を行うことは、我が国の平和確保に寄与するものというべきであります。武力攻撃事態対処法案は、あらゆる外敵による我が国への攻撃、侵略があった場合の対処法であり、それは、あくまでもわが国の防衛と平和確保のためのものなのであります。

また、第76号の慎重審議については、与党3党は、地方公聴会をはじめ、中央でも公聴会を開催し、国民の意見に耳を傾け、その上に立って法案審議を進めようとしています。現在国会に提出されているものは武力攻撃事態対処の基本法とも言うべきもので、これですべてのいわゆる有事立法が完成するものではありません。まず、武力攻撃事態対処法の基本法的枠組みをつくり、今後2年以内に個別の具体的関係法が、順次、国会に提出され、審議されることとなります。その意味で、まず、今国会で基本法を成立させることが必要と考えます。

また、いわゆる有事法における国と地方公共団体との関係では、今回の法案は、国と地方公共団体の役割分担等については、そのための総合調整の場を設け、総理大臣が中心になって調整していくことになり、具体的な調整については、今後の立法や対処基本方針の中で決められていく問題であります。

またさらに、私権の制限については、別に法律で定めることが必要とされ、人権に包括的な制限を加えるのではなく、国と国民の安全を保つという高度の公共の福祉のため、必要最小限の範囲において制約を設けるにとどめるものとされています。したがって、冷静かつ慎重な審議は当然であり、意見書の提出には及ばないものと考えます。

陳情第80号は、我が国の国是である非核三原則を堅持する決議を求めるものでありますが、佐藤内閣以来今日に至るまで、現小泉内閣を含む歴代内閣は「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持しており、将来も堅持していくことを繰り返し言明しています。したがって、あえて市議会で決議するまでもなく、現状においてもしっかり堅持されているものと考えます。

むしろ、1971年11月、沖縄返還協定をめぐって紛糾したいわゆる沖縄国会において、この非核三原則を盛り込んだ最初の国会決議である非核兵器並びに沖縄米軍基地縮小に関する決議の採択に当たって、本会議を欠席していた共産党など一部野党が、今になって非核三原則を振りかざし、政府を追及する資格があるのか、大いに疑問を感じるものであります。共産党など一部野党が、非核三原則を大事にするというのであれば、なぜ1971年11月24日の衆院本会議を欠席したのか、明らかにすべきであると考えます。

以上の理由により、陳情第74号、第76号及び第80号は不採択を主張し、委員長報告に賛成し、討論といたします。(拍手)

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告のうち、否決となりました議案第24号小樽市非核港湾条例案は可決、不採択となった陳情はいずれも採択の討論をいたします。

なお、今まで公明党の皆さんがやっていたのと若干変わった角度から討論してみたいと思っています。

今、国会の論議を通じまして、平和は、上から与えられるものではなく、みずからが守ることが重要となってまいりました。今こそ地域から平和をつくる力が求められているときはありません。その意味において、議案第24号は、小樽の核兵器廃絶平和都市宣言をより前進させ、平和な商業港を世界に発信できる、そのための

道筋をつけることに必要なものと考えております。

陳情については、小樽市核兵器廃絶平和都市宣言から20年の節目の年であります。現在の世界状況に照らし、核に関する不穏な発言を戒めるためにも、また、平和を希求する小樽市民としての気持ちを新たにすることにも、我が国の核に対する国是である「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を順守することを再確認したいと思っていますし、平和を愛するすべての国の原則となることを希求して、これをさらにさらに広めるように努力することが必要であると考えます。

また、有事法制関連法案についての陳情についてですが、「備えあれば憂いなし」、小泉首相独特の格言で、武力攻撃事態法案など有事法制関連3法案の国会審議が続けられていますが、不備だと批判を受けたこの法案は、混乱ぎみの政府答弁によって、かえってわかりにくさが増すばかりとなっています。

そして今、首相の格言とは逆に、法案に対する国民の憂いは決定的になったのではないのでしょうか。国民の厳しい目は、各市の世論調査や新聞などで明らかなように、疑問や慎重にの声が多く聞かれるようになってきました。田中長野県知事は、「有事法制は時代錯誤」と不要論を堂々と主張しております。また、藤田広島県知事は、「有事法は必要でも、非核三原則を確かめるために米軍艦や航空機に非核証明を求めることも検討する」と発言いたしております。また、過日、地方公聴会において陳述した片山鳥取県知事は、「手足を縛られたまま責任だけ負わされるのは耐えがたい。項目だけ書いて、あとは2年後というのは手抜きではないのか」と、地方代表として法案への不満を表わしていると伝えられています。

さらに、5月段階において、秋田県東成瀬村議会、同じく稲川町議会、京都府大山崎町議会、東京都小金井市議会、同じく国立市議会などなどで反対決議が、また、山形県北上市議会では慎重審議を求める決議が上げられていると、既に大きく報道されています。

有事法制は、周辺事態法より一歩も二歩も進んで、自治体の協力は責務と位置づけられ、従わない場合には、指示、代執行を行うと書かれています。しかし、求められているのはあくまでも自発的な協力ですが、今持たなければならないのは、自治体は拒否できるという確信ではないのでしょうか。戦争は、協力ではなく、止めるものです。戦争に道を開くことは許されません。戦争の拡大に手をかしてはなりません。感覚麻痺が心配です。

陳情各号については、願意妥当であり、採択することを主張して、討論を終わります。

○副議長（佐藤利次） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第24号並びに陳情第74号、第76号及び第80号について、一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、陳情はいずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案を可決と、陳情はいずれも採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（佐藤利次） 起立少数。

よって、議案は否決、陳情はいずれも不採択と決しました。

次に、請願第40号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（佐藤利次） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第25号並びに陳情第2号及び第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

○17番(小林栄治議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

冒頭、平成13年度企業立地状況について報告がなされたが、銭函3丁目に新規立地、操業を開始した企業であるティー・アイ・シー株式会社については、かつて市が誘致し、その後撤退した茨城水戸食品株式会社の従業員や設備を引き受けたものであり、実質的には新たな企業としてとらえること自体、問題があるのではない。また、過去に水戸食品が進出した際には、地元で納豆を製造していた業者のほとんどが販路を奪われ、廃業に追い込まれる結果となったことを承知しているのか。こうした事実を何ら踏まえずに、本市経済の発展に寄与しているかのごとき発言、認識は、言語道断であると言わざるを得ない。市は、この種の事務執行に当たっては、過去の経緯、経過を十分に調査、分析した上で慎重な取扱いに徹するべきであると思うがどうか。

勤労者貸付金の取扱金融機関は北海道労働金庫のみであるにもかかわらず、市が明示する以外に金庫独自の貸付条件があるため、これを満たせずに断られた事例があるやに聞く。本人が返済に十分な見込みを持ち、主張しても、他に貸付があるとか、収入金額が若干下回るなどといった条件が存在するのであれば、勤労者貸付金の意味をなさないのではない。正に、生活基盤の弱い労働者の救済を目的とした制度の趣旨から外れるものと言わざるを得ず、本来労働者のための労働金庫に対して条件緩和を呼びかけるとともに、市民に対してよりわかりやすく貸付条件を明示することは、当然に市の責務と思うがどうか。

小樽市商工会館は、本年3月に、条例廃止後、解体に着手し、8月中旬には作業を終え、更地になる予定であるが、跡利用をどのように考えているのか。そもそも会館が建設される際に、この土地にあった児童公園を住吉会館隣接地に住吉遊園地として移設したが、現在、この遊園地は土留めが崩れるなどして半分くらいしか利用できない状況にある。また、近隣の公園までは距離があり、利用しやすいとは決して考えがたい。周辺地区にはマンションが多く建ち並び、若い子どもを持つ世帯が増加し、近くに安心して遊ばせることができる場所を要望する声も多いとも聞く。こうしたことから、市は、今後予定している地域住民、関係団体などで構成される検討委員会での跡地利用の協議において、意見として公園建設を提案すべきであると思うがどうか。

昨年3月、市は、小樽フィッシュミール協業組合を相手取り、魚腸骨共同処理施設にかかわる使用損失補てん金の支払いを求める訴えを札幌地方裁判所小樽支部に提起したが、本件については、当初から、原告、被告双方の主張が真っ向から対立し、いまだ真実がどうであったかは明らかにされていない。しかしながら、これ

までの議会における市側の説明や議会提出資料の一つとってみても、信ぴょう性に疑念を抱かざるを得ないがどうか。市は、あくまでも係争中のため、詳細についての答弁は差し控えたいと言うが、次回の口頭弁論期日では双方から証人申請が行われ、当時の関係者が証言台に立つことになる。市は、対応が適切であったかなどを明らかにする重大な責務を担っており、市側の担当者が証言することとなった際には、よもや事実を隠べいするようなことは絶対にあってはならないと思うがどうか。

中小企業の経営支援については、昨年度まで中小企業センターを中心に制度融資相談などの業務を行ってきたが、今年度の経済部の機構改革により、現在、外部の専門家を投入するなど、より強化された体制づくりに取り組んでいるという。相談窓口を多く設けることや借りやすい制度融資の確立が重要であることは言うまでもないが、企業の経営基盤を強化していくという目的を常に認識した取組に努めなければならないと思うがどうか。

農業委員会は、みずからの果たすべき役割をどのように考え、将来像を思い描き、これまで振興策に取り組んできたのか。本市における農業は、基幹産業とは言えず、規模も小さいとはいえ、その重要度が高いことは言を待たない。また、今や単に農産物を生産、販売するだけにとどまらず、環境保全や景観形成、観光との結び付きに至るまで、さまざまな分野に広がる可能性を秘めているのではないか。今後、委員会として、既存の固定的な概念にとらわれることなく、都市近郊型農業としてさらなる発展を図るため、独自の明確な方針、未来像を打ち出し、その実現に向けた施策を推し進めていく積極性が求められていると思うがどうか。

北運河地区は、旧日本郵船や公園などが存在し、親水性や観光客の回遊性といった面で、それらの向上に貢献し得るものとして注目を集めている。しかしながら、手宮仲川から運河に注ぎ込む汚濁水の処理や、公園に設置されている遊具棟のさらなる有効な活用方法など、整備、改善を要する課題は少なくない。市は、地域全体の発展につなげるため、関係部局間の緊密な連携のもとに、一日も早く問題解決に当たるべきと思うがどうか。

昨年4月、日本農産工業が本市から撤退を突然表明してから1年の歳月が過ぎ、同社責任者の話では、今年はフル稼働をするものの、年明けから減産体制に入り、6月ころには工場を解体、土地を原形復帰し、市へ返還する意向であるという。この跡地利用については、市は、関係機関との十分な協議を経て決定するというが、一日も早く、最も有益な活用方法を見いだすように、鋭意努力すべきであると思うがどうか。

平成15年度小樽港港湾関連事業予算案においては、従前からポートセールスを行ってきたコンテナ航路開設に向けてクレーン製作などの整備費用が盛り込まれているが、誘致の確実な見込みがあり、かつ、具体的な取扱貨物量を想定した上での実情に合致するものでなければ全く意味がないと思うがどうか。また、石狩湾新港における不要不急の整備を急ぐための負担金も引き続き計上されているが、本市にとって目に見えた投資効果は見込まれず、本港との二重投資になり得ることや、将来の重荷になることが非常に懸念されるものである。市は、この際、根本的な見直しを行う必要があると思うがどうか。

平成15年度石狩湾新港港湾関連予算管理者要求案が示されたが、これは具体的な取扱貨物を想定し、整備の必要性、作業の効率性などを考慮し、作成した設備配置完成予想図を十分に精査した上での積算であるのかどうか。当初計画に盛り込まれ、既に着手しているという理由で整備を急ぐ余り、本市や市内関係者の意向が反映されないまま、管理者案に同意したり、惰性で負担金を出し続けるようなことがあってはならない。新港の在り方は、小樽港や市内港湾関係者に強い影響力を及ぼすものであり、市としては、その整備方針や計画をこれまで以上に十分吟味し、見直しを行っていく必要があると思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第17号ないし第20号、陳情第64号、所管事項の調査につきましては、全会一致により、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事項の調査は継続審査と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○副議長(佐藤利次) これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書の提出方を求めるものです。

6月18日の道新小樽後志版に、「雇用情勢は好転せず 4月の有効求人0.36倍」の見出しがついた報道がされています。小樽職安管内の雇用状況が、全国0.47倍、全道0.37倍に比べても厳しく、深刻な事態です。4年度の月間有効求職者数は5,582人のうち、就職できたのは547人、11.4%にとどまっています。とりわけ深刻なのは、求職者のうち44歳以下の子育て真っ最中の人々が3,218人、58%を占めていることです。

また、小樽市内の企業倒産は、5月末までで11件、負債総額は14億5,400万円となっています。こうした雇用悪化、経営難をもたらしているのは、主に大企業の横暴な利益第一のリストラを野放しにし、大銀行救済の不良債権優先処理を進める小泉自公保内閣にあることも明確です。悪政の下で増大する雇用悪化、企業倒産から生まれる失業者の生活を守ることは当然のことであり、陳情の願意はしごく妥当です。

採択を主張し、反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(佐藤利次) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第17号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定しました以外の案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 7時26分

再開 午前 8時10分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 2番、前田清貴議員。

（2番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○2番（前田清貴議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第10号小樽市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例案については、特別養護老人ホームやすらぎ荘を社会福祉法人小樽育成院に無償譲渡するためのものだが、特別養護老人ホームの入所希望者は、待機している状態にあり、その数は600人を超えるという。今後、施設を新設する際には、病床数は後志管内の枠組みの中で検討することになるというが、果たして待機者の解消が図られるのか、甚だ疑問である。市としても、今後、国や道に対し、特養施設の整備拡充を強く要望していく考えはないのか。また、社会福祉事業法の改正により、福祉施設の一部は、措置制度から利用者負担制度へと移行し、自己責任により施設の入所手続などを行うこととなる。国は、施設サービスの介護報酬を引き下げる動きもあり、ショートステイにおけるホテルコストの徴収を認める方針も打ち出しており、利用者負担の増加が懸念される。事業所は、今後、支払い能力のある利用者を対象とした事業を展開していく事態が予想されるため、公的サービスを削減し、施設利用者の負担にもつながるやすらぎ荘の民間への譲渡は、到底、容認できないと思うがどうか。

平成15年からの小樽市高齢者保健福祉計画及び小樽市介護保険事業計画を策定するための基礎資料として、実施された小樽市高齢者一般調査の結果報告書によると、調査対象者は要介護認定を受けていない高齢者であったが、この先、体が弱くなった場合には、半数近くの方が自宅で暮らしたいという回答であった。市は、この調査結果を踏まえた上で、在宅生活に必要なサービスの充実を図るべく、前向きに取り組んでいくべきではないのか。また、平成12年に策定した計画では、介護保険制度についての説明会を開催しているが、今後、計画の推進に当たって、介護保険料の値上げを提示する際には、当然に市民の意見や要望を積極的に取り入れるよう、事前に地域ごとによる懇談会を開催していくべきと思うがどうか。

身体障害者授産施設を運営する社会福祉法人北海道宏栄社は、国や道から1億5,000万円を超える補助を受けており、そのうち、市は措置費として約2,600万円ほど支給しているというが、それにもかかわらず、ユーロ株を購入し1,800万円の損失を出していたことが判明した。また、積立金としてかなりの額を計上しているにもかかわらず、訓練生やパート職員に適切な賃金を支払っていないなど苦情やトラブルが発生している事態は、施設運営上、極めて問題があると思うがどうか。これら一連の行為は、到底、市民理解を得られるものではなく、市としても、今後、道の指導を得ながら、引き続き、改善に向けた手だてを講じるよう強く申し入れていくべきではないのか。

LDやADHDと診断された児童・生徒の対応については、いまだ国において調査研究を進めている段階であり、また、学校現場においても病気としてとらえる認識は低い。現状、これら子どもに対する受入体制が整備されていないため、最終的には専門医に相談せざるを得ないところだが、道内には、LD児、ADHD児を受け入れる病院は極めて少ない。このような状況下では、ただ単に家族や地域がこれら子どもたちを囲い込むことにしかつながらないとの指摘も多く、結果としてさまざまなトラブルが引き起こされる危険性を懸念するがどうか。行政の責任としては、保健所が指導的役割を発揮する中で、市教委に対し、各種病気に関する情報提供をタイムリーに行うべきであり、これら問題解決に向けて積極的に取り組むことこそが必要と思うがどうか。

次年度以降の市の資源化物回収率の見込みについては、平成15年度から18年度までの4年間は26%で推移し、

平成19年度には40%に達するとしている。年々、資源化率が向上することでごみ質が変化することは当然であるが、このことと焼却炉の規模との因果関係は、あるのではないのか。また、広域連合における焼却炉の機種選定においては、技術検討委員会の中で協議するというが、焼却方式が決定した後では、メーカーが限定される結果となり、入札前に特定の業者のみが恩恵を受けることが明らかとなる。今後、機種選定に当たっては、透明性の確保を最優先とし、業者間での談合などといった事態が発生することのないよう慎重に対応していくべきと思うがどうか。

また、寅吉沢のトラックスケールは50キロ単位というが、桃内は10キロ単位となっている。搬入量に近い数字となるよう実態に合わせて改善すべきではないのか。

このたびの診療報酬の改定は2.7%の減というかつてない大幅な引下げ率であるが、このことが平成14年度以降の病院会計に与える影響をどの程度と予測しているのか。また、月例現金出納検査を見ても、市財政の極めて厳しい状況下には変わりはない。新病院建設整備方針が策定されたといっても、後志地域の基幹病院としての役割や高度医療の在り方などといった医療提供体制の整備を図りつつ、長期借入金の縮減が解消できなければ、平成19年度の開院など到底見通しが立つものではないと思うがどうか。

市立病院におけるA重油や灯油など燃料費の購入先については、市の指名業者間による見積合せの方式に基づき、あくまで市内の家庭用の標準価格を参考に決定される仕組みという。果たして、年度途中で業者から参入したいとの申出があった場合には、速やかに指名業者として登録することは可能かどうか。現状、市内業者においても価格競争が激化している中、市としても、早急に新規業者が参入できるような体制を確立し、業者間の競争力を高めていくことも必要ではないのか。今後、燃料の購入に当たっては、購入価格より少しでも安い単価となるよう努めるべきであり、既に横須賀市で実施しているネットによる入札や見積合せの導入も視野に入れるなど、確実に市の経費削減につながる具体的な方策を講ずるべきと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の6月3日に開催された当委員会におきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合設置に係る経過等や今後の予定についての報告がなされ、質疑が交わされました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第14号、陳情第68号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第70号、第72号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第10号、第11号、第22号、第23号、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、請願、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第12号につきましては、全会一致により、可決と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論をします。

議案第10号と第22号は、小樽市特別養護老人ホームやすらぎ荘を社会福祉法人育成院に譲渡するため、条例を廃止して不動産譲渡を提案するものであり、議案第11号と第23号は、やすらぎ荘に併設しているオタモイデ

イサービスセンターも同様に譲渡するための議案です。

我が党は、老朽化したやすらぎ荘の改築そのものには賛成です。しかし、小樽市の特別養護老人ホームを、社会福祉法人とはいえ、民間に譲渡することには反対です。

本市の特別養護老人ホームは、市内に3か所あり330人の定員ですが、現在600人以上の待機者があり、入所までに3年から5年かかり、絶対的不足にかかわらず対策が進んでいません。

本市の高齢化対策室の特養ホーム入所申込者の意識調査では、現在の待機状態にかかわらず、80%が引き続き入所希望をしており、今すぐ入りたいと答えた人が35%です。特別養護老人ホームは、在宅生活が困難で、介護を要するお年寄りの生活の場であり、介護保険の主要な施設サービスです。現在の待機状態や各種調査でも、今後さらに特養ホームの必要性は高くなると考えられます。

今、小樽市が取り組むことは、待機者改善のために特養ホームを設置することです。特養ホームの増床方針を示しているときに、やすらぎ荘を民間に譲渡するのは矛盾です。小樽市の特養ホームは一つもなくなってしまいます。市の財政が大変だから、育成院の申出に応じる気持ちはわからないわけではありませんが、官から民へ、民でできることは民で、この流れは、財界、大企業の利益を拡大し自由に活動する分野を広げるために、国などの規制を緩和するものです。この新自由主義、市場原理は、社会保障の分野にも広がり、介護保険がその変質をよく表わしています。

措置制度が利用者との契約制度になり、民と民の契約だからと公的責任があいまいにされ、利用者は保険料や利用料が払えなければサービスが受けられません。社会福祉事業法が括弧つき改正され、身体障害者、知的障害者に対しても、措置制度を外し、自己負担を拡大する方向です。

社会福祉の基本は、憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。」、第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。」、これに基づいています。

既に在宅福祉や保育分野には民間企業が参入しており、無認可託児所「スマイルママ」の虐待事件など悪質な業者参入が社会問題になっています。

育成院は社会福祉法人だから法的規制もあり問題ないと言いますが、厚生労働省は、施設介護サービス事業に企業や民間業者の参入を解禁する方向で検討に入ったと報道されています。これまでの流れから見て、こうした規制緩和策が実施されることは十分予測されます。

また、来年度、介護報酬の見直しを検討中ですが、施設サービスの報酬引下げ、それに伴うホテルコスト導入で、入所者負担の大幅引上げが懸念されます。介護保険と同様に、医療と福祉も自己負担できる範囲のサービスしか受けられないことになり、お金のない者はサービスが受けられません。国民の間に差があって当たり前、それぞれの違いを認めるべき、この理屈は、そのまま国と地方自治体の関係でも、財政のないところはそれなりの行政でよしとし、すべて均一化する必要なしとする考え方につながります。

これでは、「法の下での平等」の原則が守られません。憲法に基づいた国民の基本的な社会保障を根本から変質させて、公的責任放棄に道を開くことになるやすらぎ荘の安易な民間譲渡は、すべきではありません。

継続審査中の請願陳情は、すべて願意妥当、採択を求めます。

コミュニティセンターの設置希望や居住地域内の交通安全を図るための要望、バス停留所の新設を求めるものなど、いずれも、市民生活にかかわる願意妥当な内容です。

また、子育て支援としての乳幼児医療費の無料化、保育所の充実の要望は、少子化の著しい小樽でこそ、率先して実施すべきではないでしょうか。

介護保険関連が2件ありますが、今回の高齢者一般調査で、在宅で受けたいサービスの第1位は送迎サービスであり、この請願の妥当性が一層はっきりしました。

食品衛生法改正は、既に厚生労働省の切迫した課題であり、国民が安心して食べられる食品を提供するよう求めるのは当然です。国会で全会派一致で採択されたものですから、ぜひとも本市議会でも提出できるよう、皆さんの協力をお願いします。

小樽市の財政健全化対策概要では、扶助費が大きな財政負担になっているとして、「単独事業を中心に見直す」「見直しの仕方は、一つ一つの事業の縮小ではかえって事務量が増加する」「事業を選んで廃止、整理していくことを基本とする」とあります。

市長は、自民党の質問に、ふれあいパスの見直しを明言し、予算委員会の私の質問に、福祉部長は、廃止も含めた見直しであることを否定しませんでした。

さきほど述べた高齢者の調査では、年間収入額は、100万円未満が30%、世帯で見ても200万円以下が28%です。今後、介護サービスの利用が高まるに比例して保険料を値上げする仕組みと、医療費の負担が窓口1割になれば、生活そのものが成り立ちません。20年かかって実現したふれあいパスをたった5年で終わらせるのでしょうか。小樽のお年寄りの一番の楽しみであり、誇りでもあるこの制度を継続することは、市長の最低限の敬老の精神にしていきたいと思います。

すべての皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第14号及び陳情第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第70号及び第72号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第10号、第11号、第22号、第23号並びに請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号並びに陳情第23号、第46号、第63号、第65号及び第66号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長。5番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

○5番(松本光世議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第73号に係る緑2丁目23番の道路は、市道ではなく、市の敷地内における管理道路となっているが、市には管理道路の維持管理についての基準がないため、これまで、今年の春先に道路舗装をかけただけで除雪などは地域住民に任された状態である。一方、函館市では、私道に対してさえも私道の維持管理要領があり、その敷地が私人の所有に属していても、現に一般の通行の用に供されている道路については、地域住民の生活環境の向上と利便を図る上から、その維持管理及び簡易舗装を市が行うと規定して、市の管理について明確に定めている。小樽においても、函館のように、市の管理道路に対する維持管理の基準を設けるべきと考えるがどうか。

市道梅ヶ枝山手線は、昭和40年代に梅ヶ枝団地の造成・分譲時に、市道梅源線への将来的な接続が予定されていた。しかし、その後、道路予定地の地主との補償交渉がまとまらないなどの事情があり、いまだに車両の通行止めになっている。この路線は、生活道路として昭和42年につくられたもので、当時は現在の車社会を想定していない幅員の路線になったのだろうが、消防車や救急車などの緊急車両が通行できずに、地元では改善を求める声もあるという。道路整備が困難な事情はあるが、現状のままでは、住民理解もなかなか得られないと思われるので、冬期の除排雪の徹底など、地域住民に対し何らかの対策を行うべきと考えるがどうか。

市道妙源寺前通線は、かつて市道幸町病院線と接続されていた路線であったが、市立第二病院の旧隔離病棟建設時に分断された状態になった経緯がある。この後、市道幸町病院線とを結ぶ道路ができ、供用開始当時は冬期通行もできたが、約20年経過した現在では、損傷が激しく、特に冬期間は、第二病院倉庫の屋根の雪が道路に落ち、通行ができない状況になっていて、そのため、現在、地元で暮らす39世帯に不便を強いることになっている。市では、第二病院の新築統合時に道路整備を検討するとしているが、それまでの期間に、この道路を冬期も住民が通行できるようにしてもらいたいがどうか。

潮見台公園の隣に浄水場があり、その敷地内は芝生もきれいに整備されているが、公園自体の芝などは余り管理が行き届いていないように感じられる。この公園は、昭和58年に都市計画決定がされてつくられたものだが、市民の利用頻度が少ないために、整備が後回しになっているやにも感じられる。今後、パークゴルフ場を設置するなど、市民が憩い、地域住民がもっと利用しやすいようなものになるように考えるべきではないか。

また、最近、整備された公園には駐車場が完備されているが、昭和60年代以前に整備された公園には、駐車場が少なく、公園利用者の迷惑駐車が近隣住民とのトラブルになっているケースがあると聞く。今後、これら既存公園にも十分に駐車場を確保するように努めてほしいがどうか。

現在、老朽化した側溝は、設置箇所における交通量の違いなどで損壊の程度にかなりの差があり、必ずしも一定の期間ごとに平等に敷設替えを行うという基準がない。市道総延長は約547キロメートルあるとのことであるが、側溝の現況についてデータベース化して管理する体制には至っておらず、このため、老朽化しながら長期間放置されている箇所もある。今後、市では、地域住民の要望を十分に聞き取りながら、特定地区だけを重点的に側溝整備するというにならないように、全市的に平等な対応を心がけてほしいがどうか。

新旧調和のとれた新しいまちづくりを目指すというコンセプトの下、中央通地区再開発事業で、道路拡幅を中心とした街路事業とまち並み整備のための区画整理事業が施行中であるが、事業完了が間近になった今、当初にイメージパースなどで想定したものは、相当趣の異なるまちが形成されている。今後、このハード部分の整備を生かすために、地区内において土地利用の方法などソフト部分を検討すべきではないか。また、道路拡幅を行う中で敷設された石畳が取り外されたが、文化財の保護という観点からは、なるべく多くの敷石を残すために、市民ボランティアなども活用して、例えば公園などで石畳を再利用するという方法もあるのではないか。

最近、市内の団地で、小樽市の依頼あるいは水道局からの要請ということを告げて、札幌の悪質な浄水器業者が訪問販売に来ているので、市とは関係のない会社である旨を市民に何らかの方法で知らせてほしいという要望があった。市内の水道水は、水質にも恵まれていて、浄水器使用の必要性はないと聞いており、市民への注意喚起といった面から、例えば広報等に訪問販売の記事を載せ、啓蒙・啓発を図っていく必要があると思うがどうか。

水道局における電気設備などの工事受注者が、設備導入後のメンテナンスも随意契約で行っているケースがあるという。これは、保守点検や部品取替えなどに責任ある対応ができるようにとっている措置であるが、仮に業務受注者でなくても、設計図面や仕様書を読める技術者がいれば対応は可能であり、現在、市から委託されていない業者への発注も可能と思われるがどうか。

また、水道局の各施設におけるコンピュータ制御システムの導入では、当初、納入業者がシステムが更新されるまで十数年も維持管理に従事することもあり、請け負った会社の言い値で非常に割高な契約をするおそれがある。システムソフト自体の日常の管理業務は、その内容が理解できればどの業者でも対応できるものであるので、特に市内業者へ受注の機会を増やすということからも、当初納入業者との継続的な随意契約を避けるように取り組んでほしいがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第21号、第52号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定しました。

次に、議案第13号、陳情第13号、第73号につきましては、いずれも全会一致で、議案は可決と、陳情は採択と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

○議長（松田日出男） これより、一括討論に入ります。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

（12番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○12番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の案件、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第21号、第24号、第29号、第43号、第52号、第62号について、その願意は極めて妥当であり、いずれも採択を求めます。

当委員会に付託された案件中議案第13号、陳情第73号及び継続審査中の陳情第13号については、全会派一致

で可決、採択となりました。したがって、本件討論の対象とするのはすべて継続審査案件についてであります。そのうち過半数を超えている案件は、平成11年の第2回定例会に向けて市民から提出されてきたものであります。新しい議会に対して寄せる市民の期待の大きさ、その表われではなかったかと思えます。

さて、平成11年第2回定例会以降、当委員会に付託された請願・陳情案件は、全部で25件であります。これら案件については、我が党は、全件が願意妥当として採択を主張、市民クラブの皆さんは、市民にとってわかりやすく態度表明をする、こうした立場から21件について、願意妥当、採択の主張であります。その他の会派では、民主党が7件、自民党、公明党が6件であります。

ちなみに、これら6件はすべて理事者が同意、受入れの態度を表明したものであります。

言うまでもなく、請願・陳情とは、市民が、国や地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務にかかわる事項について苦情や希望を申立てることの権利であります。現行憲法第16条で、平穩に請願する権利を有すると規定され、地方自治、住民自治を確立する上で重要な制度として戦後初めて制定されたものであります。住民が直接の意見を地方議会に反映させる、一方、議会は住民の意見によって活動を進めていく、こうして議会と住民を結んでいく上で大変大きな意義を持つ制度であることは、大方の論をまたないところであります。

ところが、当委員会における請願・陳情の審議は、さきに見たように、与党の皆さんは理事者次第、これが実態であります。理事者側が手を挙げ、それを待って与党が手を挙げる。これでは、住民自治を確立するために設けられたこの制度が、こともあろうに議会の側が押しつぶしてしまうことになってしまいます。同じ議会に身を置く者の一人として、極めて残念であります。議員各位が積極的に願意を酌み取り、ぜひとも採択の態度表明をされるよう期待して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第21号及び第52号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、議員定数に関する特別委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 13番、見楚谷登志議員。

(13番 見楚谷登志議員登壇)(拍手)

○13番(見楚谷登志議員) 議員定数に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

提案者は、提案説明の中で、小樽市の財政状況は極めて厳しいが、この状況は決して市長の失政から来るものではないと言っているが、どういうわけで本市の財政の厳しい状況が市長の失政でないと言い切れるのか。

財政難に及ぼす石狩湾新港への投資の影響について、提案者は、小樽港と石狩湾新港が共存共栄していくことは小樽にとって大切なこととの観点から、石狩湾新港の整備は必要との立場だが、石狩湾新港の整備が進めば進むほど、小樽で扱われている貨物が新港に移っていくのが現実である。石狩湾新港を引き続き建設していくことが、果たして小樽のためになるのか疑問だ。市長は、このように小樽港の首を絞めている石狩湾新港に、毎年議員1人当たりの年額経費の51年分にも相当する負担金を支出して財政を苦しめている。このことの市長の責任は明白ではないのか。市長の失政から来るものではないと言い切っているのは間違いではないのか。

石狩湾新港の後背地は売れ残っている。ここの土地を処分するのは石狩開発株式会社の仕事であるが、この会社の経営状況は今非常に厳しく、土地が売れた場合、石狩開発に対し安く売った分の差額を市が補助することになっていると聞くと、小樽市域の予定地が全部売れた場合、小樽市は安売りのために幾らの差額を負担することになるのか。また、このことも小樽市の財政を圧迫する要因になると思うがどうか。

石狩湾新港への市の持出しは、管理組合に対する負担金だけではない。新港の開発が進めば進むほど、市の負担は大きくなる。小樽の港町ふ頭には、既に水深14メートルバースが完成しているにもかかわらず、なぜ300億円を超える建設費をかけて石狩湾新港に水深14メートルバースをつくるのか、税金の無駄遣いではないのか。石狩湾新港の水深14メートルバースで扱う主な貨物は、紙・パルプ、石炭、鉄くず、木材などであるとのことであるが、現在、苫小牧港の水深14メートルバースで取り扱われている石炭は砂川の北電の発電所で、チップは江別の王子製紙の工場で作られている。したがって、石狩湾新港の機能アップのための水深14メートルバースは、石炭やチップを、苫小牧から江別、砂川に運ぶより石狩湾新港から運んだ方がコストダウンになることから、北電や王子製紙などの大企業奉仕のためのものではないのか。そして、その建設費の負担を、全部、道民や市民にかぶせることになると思うがどうか。

石狩湾新港における水深14メートルバース建設費の小樽市の負担分は、削減予定の議員の経費の30年分に相当するということだが、議員定数を削減するというのは政策の問題と不可分である。石狩湾新港の建設をやめれば、小樽港は活用される。小樽港をもっと活用すべきであり、議員定数も削減を考えるのではなく、石狩湾新港の建設を中止した方がはるかに財政効果があると思うがどうか。

マイカルの動向は小樽市財政の収入に大きな比重を持つと考えるが、株式会社小樽ベイシティ開発の再生計画案にのっている小樽市の優先債権2億7,361万4,000円について、保全措置を講ずる土地があるにもかかわらず、抵当権の設定はしないと言う。理事者は積極的にこれを納入してもらおうという気持ちが薄いように思えるが、市長のこういう姿勢について、提案者はどういう見解を持っているのか。

本年第2回定例会後の減債基金の残高は約2億800万円ということだが、小樽ベイシティ開発に対する優先債権約2億7,000万円は、これと比べれば非常に大きな金額と言える。理事者の発言は小樽ベイシティ開発の再生計画を優先させるようにも受け取れるが、小樽ベイシティ開発に対し、このような甘い態度をとるのは認められないと思うがどうか。また、これを納入してもらわなければ市の財政は立ち行かなくなるのではないのか。

市長は、たびたび、これ以上マイカルへの財政支援は行わないと断言しているが、この優先債権の納入に積

極的でないとなれば、これは事実上の財政支援と同じことと思うがどうか。

財政健全化対策概要が示されており、これは市内の財政健全化緊急対策会議のための審議資料ということだが、これには小樽市の財政の現状と困難な理由が述べられている。この概要によると、平成15年度の財源不足は40億円、16年度50億円、17年度50億円ということである。この財源を単年度で生み出すことは不可能と思われることから、事業そのものをやめることも考えなければならないとあるが、どういう公共事業をやめるのか。また、今後、財政負担となる要素として6点ほど挙げられているが、この中にマイカルや石狩湾新港の事業は入っていない。これはどういうことか。財政負担にはならないという認識なのか。

財政硬直化が原因として公債費の増加を挙げているが、これは、単独事業の起債の償還に当たっては元利とも交付税措置されるという国の制度に基づいて、単独事業を積極的に実施してきたことも原因の一つである。交付税の算定基礎となる基準財政需要額が実質的に削減されれば、交付税を当てにして単独事業を積極的に実施してきた地方自治体の財政が悪化するのはいま明らかではないか。この概要には、このような国のやり方に何の批判もなく淡々と書かれているが、この概要を読んで何も疑問に思わないのか。

地方交付税が期待できなくなったのは国の責任に属することだが、これにより、小樽市の財政が厳しくなったことは明らかである。国からの地方へのしわ寄せに対する歯止めの措置をきちっとすることなく、議員定数を削減するとか、市民に対するサービスを低下させるというやり方は、際限なく地方へのしわ寄せを認めることになる。国のこういうやり方にはっきり意見を述べて、やめさせることの方が必要だと思うがどうか。

5月15日発行の広報おたるに、緊急特集として市の厳しい財政状況を知らせる記事が掲載されたが、これを読んだ何人かの市民から、だれがこんな危機的状況にしたのか、そのことが書かれていないという共通した疑問が寄せられた。このような厳しい財政状況を市民に知らせることは結構なことだが、こうなったことに対する原因と責任を明確にする必要がある。理事者と議会で、それに賛成した議員に責任があるのははっきりしていると思うがどうか。

市税収入が何らかの事情で落ち込むことは地方自治体にとってよくあることと思うが、この場合は地方交付税で賄うことになっている。それでも足りない場合は、地方交付税の率を上げたり、関係法を改正して地方自治体に迷惑をかけないようにするというのが法律の建前である。しかし、広報おたるの記事では、市民に協力をお願いしているが、国に働きかけて財源を確保することについては何も触れていない。市民にだけ犠牲を強いるのはおかしいと思うがどうか。

提案者は、議員みずから議会費を削減する努力が必要だと言っているが、そうであれば、昨年の暮れから今年にかけて、審議会で一蹴されるような議員報酬の引上げを求める動きをとったのはなぜか。また、議会費を削減しようとするのなら、現在行っている海外視察は辞退すべきではないのか。

全道33市の一般会計の総額に占める議会関係費の割合はおおよそ0.76%前後、札幌市を除く人口10万人以上の市の場合は、おおよそ0.56%から0.7%である。小樽市は0.6%で、特に議会関係費が高い、どうしても削減をしなければならないという水準ではないと思うがどうか。

財政が厳しいから議員の数を削減するというが、どのような原因で議員の数を削減しなければならないほど財政が厳しくなったのか。その原因は、石狩湾新港やマイカル関連事業への投資や国の政策に対する対応の悪さにあり、これは、正に市長の失政ではないのか。

提案者は、議員定数削減の理由の2番目に、人口減の問題を挙げている。21世紀プランはその目標年次と将来人口について、平成19年までに最大限増加に努めて16万人にすると掲げているが、平成10年からおおよそ今

時点で 4,000 人ほど人口は減っている。人口減を理由に議員定数をテーマにしている以上、この 21 世紀プランの政策的な失敗による将来人口構想の破たんを認めたことになると思うがどうか。

具体的には、マイカル誘致に伴う定住人口構想 5,000 人を、平成 10 年から 19 年までの最も積極的な施策展開として位置づけていたと思うがどうか。また、実際には、マイカルが破たんし、再建計画の途上にあるが、マイカルがそういう事態に陥る前に、既にこの定住人口 5,000 人というのは白紙の状態になっていたのではないか。

総合計画の人口問題を取上げたのは、提案者は、この 21 世紀プランに賛成して人口増に取り組んできた。しかし、実態として人口は 15 万人を切っている。このことを不問にして、減っていく人口に合わせて議会も議員を減らすというのは、甚だ安易で無責任だということを指摘している。21 世紀プランに反して人口は減少しているから、まず、このことにけじめをつけて、その上で議員定数を議論すべきであり、そうしないのは 21 世紀プランに賛成した会派として無責任だと思うがどうか。

提案者は、議員定数削減の理由の 3 番目に類似都市との比較を挙げて、帯広市は人口約 17 万 4,000 人、苫小牧市は人口約 17 万 2,000 人で、議員定数はそれぞれ 32 人、小樽市は約 15 万人で 32 人ということであるが、先進地事例ということであれば、現行法定数をもっと削り込んでいる市もたくさんある。したがって、小樽市の議員定数を 32 人としても、提案者の言う他都市との微妙なあつれきは生じるのではないか。そういう心配を考えたことはないか。このように他都市の例を一つの理由として議員定数を議論するのは、根拠に乏しく、いかなものかと思うがどうか。

平成 10 年度に議員定数の問題で特別委員会が開催されている。その中で、大学教授から意見聴取をしているが、その意見を要約すれば、次のとおりである。行政職員のように血を流すのではなく、自治体が新たな行政需要に対応して仕事を見直すのは当然だが、議会の定数削減をそれと同じ形でとらえるべきではない。これが教授の意見の要約であり、このときの委員長報告では、議員定数の問題を契機に、議会の活性化について前向きに取り組まれてきた。議会は住民の願いを行政に反映させる場であり、行政機関をチェックするという重要な責務を負っている。議会活動は民主主義の根幹にかかわるものであり、その基本となる議員定数を軽々に削減すべきではないと述べられている。

結局は、議員定数削減より、まず先に、議会の活性化、議員の資質の向上、議会運営の民主化、市民に開かれた議会はどうあるべきか、こういった内容こそ先に総力を挙げるべきだというのが、当時、集中審議をした委員会、議会全体の意志決定ではなかったのか。このことについてはまだ取組の途中であり、議員定数削減が先にありきではなく、この意志決定に従って、より以上に議会の活性化や議員の資質の向上などに努めるべきと思うがどうか。

改正後の地方自治法第 91 条は市町村議員の定数を規定しており、ある解説書によれば、人口区分を大きくくりし、かつ、人口区分ごとの上限数について、従前の法定定数制度のもとで採用していた議員定数を勘案した上で、従前の法定定数と比べて一部の人口区分で縮減された。市町村の場合は、人口区分を大きくくりすることによって、定数そのものが縮減されてくる。つまり、旧法の法定定数より低い上限数が設定されている。これが整合性のある上限数として設定されたのだと解説している。したがって、新法第 91 条第 2 項の「定める範囲を超えない範囲で」の定める数というのは、整合性のある上限数だと見なければならない。ここで言う定める数、つまり 34 名というのは整合性のある数として設定されたものだと思うがどうか。

また、解説書では、上限数の範囲で、いかなる定数が適当かという問題について、定める数を超えない範囲

でという場合を二つに分けて、定める数は、住民の多様な利害と意思をなるべく正確に反映するために必要な程度まとまりのある議員数、これが整合性のある上限数。その一方で、条例が定める際、議会審議の効率性や合理性といった観点から検討が加えられてもよいということで決められた議員数、これを超えない範囲で決めることができる数と解説している。

しかし、あくまでも市民との関係で、多様な利害や意志をできるだけ議会や行政に正確に反映させるためには、整合性のある数、すなわち上限数で議員定数を定めるのが本筋だと思うがどうか。

解説はそのとおりだと思う。新法の約10万人以上20万人未満の上限は34人であるが、10万と20万の差は10万人ある。90万人以上100万人未満の差の10万人とは重みが違う。10万人の幅がある中で、上限は34人ということであるが、それでは、10万人を少し超えたところでも34人でよいかというと、そうはならない。なぜなら、人口10万人未満のところの上限は30人であることから、例えば人口10万100人のところが10万人を超えているから34人でよいかというと、100人を超えただけで一挙に4人増やすということは、社会通念上考えられないし、住民にも当然反対される。10万人から20万人という区分の中で、20万人に近いところは34人でよいが、15万人のところ、あるいは10万人のところは、適切な数をきちっと議会で決めよというのが、地方自治法改正の趣旨だと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第75号、第77号ないし第79号及び第81号については、一括採決の結果、いずれも賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、平成14年第1回定例会議案第57号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定をいたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、陳情第75号、第77号ないし第79号及び第81号は、いずれも願意妥当、採択を主張し、平成14年第1回定例会議案第57号は、反対の討論をいたします。

議事進行で詳しく述べましたので、簡単に行います。

まず、改めて指摘しなければならないのは、自民、公明、民主、市民クラブの4会派は、議員定数特別委員会の理事会での合意を踏みにじり、我が党の質問中に質疑打ち切り、採決を求める動議を提出し、我が党の休憩を求める動議を無視し、抗議も受け付けず、一方的に議員定数削減を強行したことです。

市民の代表である議員定数を決めるのに、民主主義を踏みにじる暴挙は、断じて許されるものではありません。改めて、この場から強く抗議し、糾弾するものです。

次に、さきほども申し上げておりますけれども、質疑打ち切り、採決を求める動議の問題です。

これについては、合意を踏みにじったということはもとよりでありますけれども、標準会議規則、これには、発言はその中途において他の発言によって妨げられることはない、こういう規定があります。つまり、動議が出されても、委員長として、私が発言中なので、それを終えてから処理する、許可して処理するという

のが会議規則の示している扱いです。これを無視して、私の発言を途中で打切って、そして採決を強行する、これは、暴挙以外の何ものでもありません。

このことについては、小樽市議会としても新しい問題ですから、強行採決が繰り返し行われるということを再び繰り返さないで、必要なときにこの会議規則をしっかりと守るという意味統一をすることが、議会としては大事です。

次に、私の提案理由で述べたいことは、ただいまの委員長報告の中で全部述べられています。したがって、財政問題等で若干討論をさせていただきます。

提案説明で、市の財政困難は市長に責任がないと、驚くべき提案をしているわけです。果たしてそうか。これは、今議会の大きな論点でもありました。

石狩湾新港に14メートルバースを建設し、337億円もの市民の税金を投入する。木材をはじめ、石炭などの貨物を取り扱うのにこれが必要だというふうに言っています。

しかし、ご承知のとおり、石狩湾新港には木材は適さないということはもはや明白です。ですから、こういうところに巨額の税金をつぎ込むということは、これは正に無駄遣いですし、そういうことをわかっていながら石狩湾新港のじゅ縛から抜けられずに、4億数千万円ならいいということで、毎年毎年つぎ込む。小樽市の財政の大きな負担になっていることは明らかであります。市長に責任がないということはありません。

また、マイカルの問題ですけれども、多くは語りませんが、マイカルを誘致すれば、財政問題に限ってみても、市税収入で小樽市は大変豊かになるのだ、こういう触込みでありました。

しかし、不況に加えてマイカルの倒産、そして、小樽市に対する税金の滞納、昨年の9月は1億3,000万円でありましたけれども、現在は2億7,600万円にも及んでいる。このこと一つとっても、これは、市長の責任がないなどということには絶対になりません。

次に、人口減少の問題ですけれども、これも議員定数特別委員会で議論されたところでありますが、21世紀プランの16万人構想は破たんしました。その構想の中で、唯一具体的な人数まで挙げて人口問題を論じていたのは築港再開発の問題です。しかし、今指摘したとおりです。

今日も議事進行で申し上げましたけれども、小樽の港を活用すれば確実に人口が増えるということははっきりしています。こういうところになぜもっと具体的な手を打って、資料もそろえてやろうとしないのか。これは重大な問題です。

最後であります、削減の理由に、帯広、苫小牧など類似都市が既に32になっているから、それより人口が少ない小樽市が34ということはおかしいということを言って、盛んに類似都市に並ぶのだということで32名の根拠づけをやっていました。類似都市、類似都市と。

しかし、定数削減の問題では類似都市を引用するけれども、陳情者の意見、請願者の意見を聞くということでは、類似都市の問題については口をつぐんで語ろうとしない。指摘されれば、まともに答えようとしない。これでは、引用の仕方が不公平ではないのかということだけは指摘をしておきます。

憲法で保障され、必ずつくらなければならない、いわゆる必置機関として議会が置かれています。ここに多様な意見、さまざまな利害が対立する市民がおられますから、こういう市民の方々の、各階層の、少数であってもそういう方々の意見が小樽市議会にきちっと反映する、そのことが市民こそ主人公、国民こそ主人公の土台を築く、正に一番大事な点であります。ここのところを削減に次ぐ削減をして、そうして32名を、しかも強行採決で行う。質問してもまともに答えられないことがたびたびと、こういう審議の在り方で強行するという

ことは、絶対将来に禍根を残すものです。

日本共産党は、市民を大事にし、商店や中小企業に焦点を当てた、そういう市政確立のために全力を尽くすことを申し上げまして、討論いたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

○5番(松本光世議員) 自民党を代表して、陳情第75号、第77号ないし第79号及び第81号小樽市議会議員の法定上限数確保方については不採択とし、委員長報告に賛成の討論をいたします。

今般、議員の定数にかかわる条例が、法定定数制度から条例定数制度に改正されました。小樽市は、これまでの法定数40名のときにも36名に減数しておりました。今度の条例定数制度は、人口20万人未満10万人までは上限が34名であります。10万人未満の上限が30名でありますから、10万人から20万人までの都市は、30名から34名の範囲で各自治体が独自に定数を定めなさいという考え方であります。

この定数制度は、何が何でも上限数を守りなさいという制度ではありません。財政的にも総体として資金難だということであって、個々の事業についてはそれぞれに評価の分かれるところであり、私どもは個別にリンクさせる考えには立っておりません。

時代の流れを的確に把握し、多くの民意を反映させるためにも、我々議員みずから身を削り、現状15万人を割った本市にとっては、32名が市民の理解が得られる適数と判断をしたところであります。

以上、申し添えて、討論いたします。(拍手)

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 32番、高橋克幸議員

(32番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

○32番(高橋克幸議員) 公明党を代表し、委員長報告に賛成とし、議案第57号は可決、陳情第75号、第77号、第78号、第79号、第81号については不採択といたします。

議員定数の削減については、4年前の平成10年に、我が党が同様の議案を提出してきた経緯があります。当時においても、さまざまと論議されておりましたが、議員定数の削減の問題については、多くの市民からの要望であり、行革の推進とともに求められた内容であります。

本市の議会を振り返りますと、近年において、議員定数の削減が行われたのは、昭和61年に減数条例が制定され、定数40人から36人となっております。その後、平成3年、平成7年、平成11年と3回の市議会議員選挙が行われております。

この間、本市の状況も大きく変貌してきましたが、特に、人口につきましては、大きく変化してきているのはご存じのとおりであります。昭和60年の人口は17万2,486人であり、本市のピーク時である昭和35年の人口19万8,511人との人口差は、マイナス2万6,025人となりまして、議員定数の削減の問題となり、さきほど述べたように、減数条例が制定されたわけであります。以後16年を経過し、残念ながら、本市の人口は減少を続け、本年4月現在の人口数は14万8,667人となり、昭和60年の人口と比較しますと、マイナス2万3,819人となっております。

私たち市議会議員は、市民の代表であり、代弁者として、市民の意見を市政に反映させるのがその使命であります。市民との関係や市民の数、すなわち人口との関係は大切であり、人口との比例を無視することはでき

ないのであります。議員の報酬や経費は、市民の血税であり、人口減に対しては議員数を削減しなければ、市民一人一人の負担が増大することになります。

議員1人当たりの市民数は、ピーク時の昭和35年では4,963人と、最も市民負担の軽減された年代でありました。昭和60年には、議員1人当たりの人口は4,312人まで減少し、市民の負担が増大をいたしました。昭和61年には定数の減員を行いまして、定数削減後は議員1人当たりの人口数は4,791人となり、市民負担の軽減を図っております。

本年4月現在での状況では、議員1人当たり4,130人となっており、再び市民負担が増大している状況であります。類似都市において、小樽市よりも人口の多い帯広市、苫小牧市では、平成13年に既に32名の制定をしております。例えば、仮にこの2市より多い34名の定数とした場合に、多くの市民の理解を得ることや、それに対して納得できる説明をすることは極めて困難であると思うものであります。

さきほども述べましたように、市民の多くの意向は、行革の推進や議員数の削減を求めています。議員にとっては、正に身を切る思いであり、また、痛みを伴うものであります。また、チェック機能の低下など、懸念されるところもありますが、それに対しては、議員としての使命の再認識や自己の資質の向上に努めながら、さらに充実した議会を目指し、市民の皆さんに理解をしてもらえるような努力を進めていかなければならないものと考えております。

以上、討論といたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○21番(佐々木勝利議員) 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に賛成の討論をいたします。

小樽市議員定数問題特別委員会は、設置以来、通算4回にわたる精力的な審議の結果、さきの19日、可決された議案第57号議会議員定数条例案と、陳情第75号、第77号、第78号、第79号、第81号の各号であります。議案は賛成、陳情はいずれも不採択の討論をいたします。

この議員定数問題は、1999年7月、地方分権一括法が成立されたことによる地方自治法の改正による一つの流れであり、国、都道府県、市町村との関係において、機関委任事務の廃止と移譲などを含む国と地方の関係が、よしあしはあるにせよ、戦後の地方自治法の大改正となったことによるものであります。

前置きは別にしても、地方分権一括法では、議会の組織、構成について、議員定数の見直し、条文改正、第91条が行われたことであります。

これまで、議員定数については、法定数特例で条例による減数規定があったものの、本来的には、法定数を守る考え方でありましたが、今回の法改正は、上限数を定めたものとなり、その範囲で地域のさまざまな実態や地域事情の中で条例制定ができることになったものです。議員定数がいかにあるべきかは、極めて難しい問題であります。一つの指針としては、法律の範囲内で地域事情を反映させることと考えるべきであります。

議案第57号については、提案内容に記載されているような幾つかの内容により、法定数上限34に対し、32名にするものです。そのことにより、今後の議会活動に大きなマイナス要素となることは考えにくいことであり、また、市民感情をも慎重に考慮されたものと判断し、可決に同意するものです。

次に、陳情各号については、いずれも自治法第91条の法定上限数確保方についての陳情ですが、これまで述べた理由により、不採択とします。

地方自治体、とりわけ地方議会は、民主主義の学校と言われます。今、さまざまな面で量より質が求められる時代に入ってきました。誇りの持てる小樽市議会をみんなの力でつくることを呼びかけて、討論を終わります。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 7番、松本 聖議員。

(7番 松本 聖議員登壇)(拍手)

○7番(松本 聖議員) 市民クラブを代表して、議案第57号は、委員長報告に賛成しまして、可決といたします。陳情第75号、それから第77号ないし第79号、第81号につきましては、委員長報告どおり不採択とする討論をいたします。

議員定数に関しましては、多くの市民からさまざまな声が私どもの方にも寄せられております。その多くは、定数を減らすべしと。共産党さんの方には、34名、法定上限数を堅持すべしという多くの声が寄せられているようにお伺いしますけれども、私どものところには、減らすべしと。極端な例では25人にした方がいい、20人にした方がいい、そのような極論も聞かれます。

それぞれの方々に、私はその数字の根拠をお尋ねしますが、その中で、それはちょっと極論ではないかなという意見をお話する場合もございます。というのは、各委員会の構成が成り立たなくなるとか、調査がある所かになるとか、活発な議論が行われなくなるとか、いろいろな弊害があるからであります。

そこで、このたび、当委員会の方に上げられた陳情、これはいずれも法定上限数34名とせよというものでありますが、その理由として、まず、民意が反映されにくくなる。定数を減らしましたら、民意が反映されにくくなるという主張をしておられます。私は、これは、余り当たらないのではないかなと。市民の方々には、陳情ですとか、請願ですとか、さまざまな方法で議会に意見を述べる機会が与えられております。これは、共産党さんもおっしゃっておられるとおり、法律で定められたところの市民の権利であります。34名と法定上限数で決められているところを32名としたところで、その権利が妨げられるものではないと私は思いますから、民意が反映されなくなることではないのではないかと考えております。

もう一つの陳情の中の意見として、無駄な公共事業に対する投資を減じて議員の報酬に回せば34名を確保することができるじゃないか、これは無理がない数字だとおっしゃっておられますけれども、この極めて切迫した経済状況の中で、我々是可以ることからこつこつと歳出を減らしていくべきではないかなと考えております。ですから、無駄な公共投資を削っていく、これも一つの方法でありましょうし、我々も身をもって歳出の削減に取り組んでいくべきではないかと考えております。

そういうことを理由に、32名という主張をさせていただいているわけであります。

この32名という数字がどういう意味を持つかと申しますと、まず、さきほども申しましたように、委員会の構成に対して無理のない数字であるということ。それから、活発な議論を妨げるほどの極端な削減ではないということ。それから、法定上限数の34名というのは、10万人から20万人までの人口の範囲の市においての数字であります。小樽市の人口は15万人を割り込んでしまいましたが、約15万人であります。そのちょうど中間ということになりますね。そういうふうな議員数と人口との比例の原則から考えましても、32名というのは妥当な数字ではないかという主張であります。

以上のことから、当初申しましたとおり、議案第57号は可決、それから、陳情第75号、第77号ないし第79号、第81号に関しては不採択を主張して、討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第75号、第77号ないし第79号及び第81号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情は、いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、陳情はいずれも不採択と決しました。

次に、平成14年第1回定例会議案第57号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第26号ないし第28号」を一括議題とし、まず、議案第26号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)(拍手)

○市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案第26号について、提案理由を説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、赤石欽司氏の任期が平成14年6月30日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を選任するものであります。

何とぞ、原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松田日出男) 議案第27号及び第28号につきましては、提案理由の説明を省略し、これより、順次、採決いたします。

議案第28号について、可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第26号は同意と、議案第27号は可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

この件は、小樽市農業委員会委員の任期が来る7月27日をもって満了となることに伴い、議会から推薦するものであります。

小樽市農業委員会委員に、大竹秀文議員、古沢勝則議員、佐藤利幸議員を推薦いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

この件は、後志教育研修センター組合議会議員の任期が来る6月30日をもって満了となることに伴い、議会において選挙するものであります。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松田日出男） ただいまの出席議員は27名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（松田日出男） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（松田日出男） 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

この選挙は、単記無記名投票であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（土屋 彦） 横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本 聖議員、斉藤裕敬議員、大畠 護議員、中島麗子議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、次木賢雄議員、小林栄治議員、佐藤利次議員、佐々木勝利議員、渡部 智議員、武井義恵議員、北野義紀議員、西脇 清議員、吹田三則議員、中畑恒雄議員、松田日出男議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。

○議長（松田日出男） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、中島麗子議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

（立会人、所定の位置に着く）

（開票）

○議長（松田日出男） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数27票。

そのうち、有効投票21票、無効投票6票。

有効投票中、松田日出男21票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、私、松田日出男が、後志教育研修センター組合議会議員に当選となりました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(松田日出男) この際、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第5「意見書案第1号ないし第14号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

なお、お手元に配布の各意見書案及び決議案の文書中「平成14年6月21日」とあるものを、「平成14年6月22日」と訂正させていただきます。

意見案第9号ないし第14号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第8号及び決議案第1号について、提出者から、それぞれ提案理由の説明を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第6号、決議案第1号について、提案趣旨の説明を行います。

第1号は、有事法制関連3法案成立に反対するものです。

現在、国会で審議されている有事関連3法案は、有事の概念が限りなく拡大されるおそれがある一方、国民保護にかかわる重要部分が先送りになっています。また、地方公共団体は、国への協力が義務づけられ、自治権の侵害を伴う危ぐから、多くの首長から慎重審議が求められています。そして、何よりも、戦争をしない国から武力を行使する国への変質に国民の批判が強まっており、法案の撤回を求めることは急務となっています。

第2号は、住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求めるものです。

住基ネットは、住民基本台帳法の改正により成立し、本年8月5日から施行される予定になっていますが、総務省は、いまだ自治体にその案さえ示しておりません。また、最も重要なのは、個人情報保護対策ですが、極めて不十分です。法案の修正が必要不可欠であり、施行の延期が必要であります。

第3号は、個人情報保護法案の撤回を求めるものです。

現在、審議されている個人情報保護法案は、保護法制の基礎となるべき自己情報コントロール権についての規定が不明確、不十分であります。公権力による民間への不当介入を招くおそれがあり、報道に関する適用除外範囲があいまいなど、問題点が多く、本法案の撤回を求めるものであります。

第4号は、郵政法案の撤回を求めるものです。

郵政の公社法案は、その目的から、公共の福祉の増進を欠落させており、郵政民営化に向けた一里塚が強行されると、広い過疎地を抱えた本道では重大な支障が生じ、ひいては、地域社会の崩壊につながる心配もあります。公共性の高い郵政事業を継続するため、郵政法案は撤回をすべきものであります。

第5号は、診療報酬の再改定を求めるものであります。

政府は、今年4月から、医療機関の診療報酬を2.7%も引下げました。この中には、6か月以上の長期入院患者について、医療保険から病院に支払う入院基本料を段階的に15%削減が盛り込まれており、月額5万円程度が患者の新たな負担となるなど、大問題となっています。国民の命と健康を守る医療保険制度に逆行する現

行制度改正は再改定を求めるものであります。

第 6 号は、高齢者医療制度の改革に関するものです。

今年10月から、老人医療制度の自己負担が、定額制から、原則 1 割負担にされることにより、高齢者の一層の受診抑制が引き起こされ、早期発見・早期治療が困難になり、逆に医療費が膨らむことが懸念されています。これ以上の高齢者の医療費負担をしないことを求めるものであります。

決議案第 1 号、非核三原則を堅持する決議であります。

被爆国日本の原水爆禁止の運動は、広島・長崎の被爆の実相や被爆者の訴えを通じて、人類を滅亡させる非人道的な核兵器を廃絶することを、半世紀を超え、世界に訴え続けてまいりました。こうした訴えが世界の人々に広がり、また、アメリカなど核兵器独占体制にしがみつकिながら他国をおどすことに反対する世界の多くの政府の努力も加わって、核保有国を追い詰めてきました。そして、2000年には、ついに、アメリカなど核保有国も核兵器廃絶を約束せざるを得なくなっております。

こうした世界の流れに真っ向から逆らう福田官房長官の非核三原則見直し発言、これをどうってことないと容認する小泉首相など、政府の態度は許されるものではありません。

決議案は、時宜にかなったものであります。皆さんの賛成をお願いし、提案説明を終わります。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

○33番(斉藤陽一良議員) 提出者を代表し、意見書案第7号、国民の疾病予防、健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書案について、提案説明を行います。

我が国は、豊かな温泉資源に恵まれ、古くから疾病の治療、予防、疲労回復等に広く活用され、近年においては、娯楽、レジャーとして広く親しまれ、市民の保養基地として不可欠な役割を果たしてきました。

しかし、長引く不況や国民のレジャー観の変化等により、活力を失い、疲弊が見られるなど、地域振興の面からも大きな課題を抱えるに至っております。

こうした現状を直視し、温泉資源の役割と潜在的価値を見直し、国民の保養基地としての役割を更に大きく発揮させる必要があります。すなわち、2000年2月の国民健康保険中央会の調査報告でも紹介されたように、医療費抑制に効果があると言われる温泉資源を国民の健康増進、疾病予防にもっと幅広く、かつ有効に活用すべきであります。

本意見書案は、そのための温泉地の交通通信網の整備や、国民健康増進施設の整備、温泉地振興法の早期制定等を求めるものであります。

すべての会派の皆さんの賛成を求めます。(拍手)

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 32番、高橋克幸議員。

(32番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

○32番(高橋克幸議員) 提出者を代表し、意見書案第8号(仮称)自然再生推進法の早期制定を求める意見書案について、提案説明をいたします。

21世紀に入り、地球的な環境問題はますます重要な問題の一つとしてクローズアップされてきております。循環型社会や持続可能な社会を目指し、政府においても、自然と共生する社会の実現に向けて、さまざまな事

業が計画され、実施されようとしていますが、必ずしも効果的に進んでいるとは言えない状況にあります。

NPOなどの専門知識や地域住民の活力などを生かしつつ、環境省を中心として、各省庁、地方公共団体、専門家、住民などが一体となって自然再生法事業をより計画的、総合的に取り組めるようにすることが何よりも急務であります。自然と共生する社会の実現を目指し、人為的行為によって失われた貴重な自然環境の回復、再生、更には創成を図る自然再生事業のより積極的な推進を制度面からバックアップする、(仮称)自然再生推進法の日も早い制定を図るように要望するものであり、議員各位の賛同をお願いし、説明を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、意見書案第1号ないし第8号及び決議案第1号について、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第6号に賛成、同じく、決議案第1号に賛成、意見書案第7号、第8号に反対の討論をいたします。

ご承知のように、我が党の佐々木衆議院議員がムネオハウスを取上げてから4か月、東京地検特捜部は、19日、鈴木宗男衆議院議員をあっせん収賄容疑で逮捕いたしました。

しかし、このムネオ疑惑問題は、本人逮捕が終わりではなく、いよいよ始まりであります。鈴木議員が2000年に集めた政治資金は、自民党内で第2番目、4億4,354万円でありました。そのお金の実態が、実はやまりん献金のように、口きき、この報酬ではなかったのか。この鈴木容疑者から2000年までのわずか3年間だけでも、自民、公明の国会議員58名に約2億4,000万円の巨額資金が提供されていた問題、これらの議員、政党との関係や、政・官・業癒着の構造にメスを入れる一つの突破口であります。

同日、会期末を迎えた国会は、会期を42日間延長、7月31日までとすることを自民、公明、保守与党3党で強行議決しました。有事法案、医療改悪法案、個人情報保護法案、郵政関連法案など、重要法案が何一つ通らない、これが会期延長の理由であります。支持率が落ち込み、急激に統治能力を失ってきている小泉内閣が、みずからの延命と悪法成立のためにと会期を延長することなど、許されるものではありません。

さて、意見書案第1号は、有事法案の成立に反対するものであります。

日本経済新聞の世論調査によりますと、この有事法制についての2月の調査では、賛成は54%、反対が36%でありました。今月に入ってから世論調査では、賛成が40%、反対が46%というように、ついに逆転してしまいました。言うまでもなく、平和を求める国民の声であります。

これまで我が党が繰り返し指摘してきたように、この法案の持っている最も現実的危険は、他国からの侵略ではありません。米軍の引き起こす戦争に組み込まれる、武力をもって自衛隊がこれに参戦する、そして、国内においては、国民の自由、権利が強制的に制限されてしまう、このことではないでしょうか。こうした戦争国家法とも言える法案を、何としても成立させたくない、これは国民多数の意思であります。

第2号意見書案は、住民基本台帳ネットワークシステムの施行延期を求めるものであります。

ご承知のように、99年8月の住民基本台帳法の改正により成立し、本年8月から施行となります。

ところが、この住民基本台帳ネットは、国の行政事務の簡素化が約束されてはいるものの、多くの市町村では、ネットワークシステムの運用技術の難しさや膨大なコスト、事務量の増加に加えて、何よりも住民のブラ

イバシー保護、この問題で困惑しているというのが実情であります。こうした重要な問題が解決するまで、住民基本台帳ネットの施行は延期すべきであります。

第 3 号は、個人情報保護法案の撤回を求める意見書案であります。

個人情報保護や人権を名目にしながら、言論、表現の自由に政府が介入する道を開くことにならないか、これが最大の問題であります。新聞、放送、出版関係者や作家など、報道、言論にかかわる人々が一致して反対しているのは、実はこのためにほかありません。

法案は、利用目的の制限、適正な取得、正確性、安全性、透明性の確保という五つの基本原則を掲げ、これを報道機関や政党、個人にも適用するとしています。そうであれば、例えば、疑惑の追及をした政治家から、この原則を根拠にして、本人の情報や取材源の開示が求められたり、内部告発文書についても、その取得方法が問題にされかねないなど、大変な代物であります。民主主義の土台とも言える言論、表現の自由を脅かすこの法案は、小手先の修正ではなく、撤回、抜本的な見直しが必要であります。

第 4 号 郵政法案の撤回であります。

延長国会で最優先法案と言われているのが、この日本郵政公社法案であります。

中央省庁等改革基本法に基づき、郵政事業を一体的に経営する公社をつくろうとするものですが、小泉首相自身が語っているように、この公社化は、実は郵政の完全民営化を目指すものであります。つまり、郵便貯金、簡易保険の民営化にあることも明白で、郵貯残高 230兆円をターゲットにして、銀行業界が長年にわたり主張してきた論調に沿うものでもあります。

また、郵政事業に採算性が求められる。その結果、郵便料金の自由化、都市部に比べてコストの高い過疎地のサービスが維持されなくなる危険性さえあります。公共の福祉から郵政が撤退することになってしまいます。この法案こそ、撤退すべきだと思います。

意見書案第 5 号は、診療報酬の再改定を求めるものであります。

そもそも、病気は、長期になればなるほど、苦痛と困難が伴い、しかも、経済的負担も増してきます。ところが、小泉医療改革の一環である診療報酬の改定で、例えば、6 か月を超えて入院する患者の場合、保険から支払うベッド代などの入院基本料を 85% に引き下げてしまいました。残った 15% はどうなるか。全額患者負担でかぶさってきます。この負担増だけでも 1 か月に 4 万円から 5 万円に上ると言われています。こうした大幅な負担増に耐えられる患者がどれだけいると思っているのでしょうか。厚生労働大臣は、6 か月を超えて入院している患者を、入院治療の必要性が低い社会的入院、このように決めつけています。今、病院から入院の真っ先に期限が決められて困っている、そういう声が大変多く増えています。こうした声が出てくる理由も、実はここにあるわけであります。

こうした実態を生み出すもとなった診療報酬の改定は、直ちに再改定すべきであります。私どもの先輩議員の一人も、もう少ししたら 6 か月に及ぶかという、病院で病と闘っている方もおられます。そうした方々が、今度は、社会的に低い入院だというふうに見られて負担をかぶせられてくる、こういう内容はとても認めていくわけにはいきません。

意見書案第 6 号は、高齢者医療制度の問題であります。

第 5 号同様、小泉首相流に言えば、医療改革だそうであります。この 14 日、衆院厚生労働委員会において、70 歳以上のお年寄りに窓口 1 割負担の徹底、サラリーマンの 3 割負担と保険料の値上げなど、医療改悪法案が、自民党や公明、保守の与党によって強行採決されました。毎日の生活や老後に多くの不安を抱えている国民の

悲痛な声に耳を傾けようとしなさい。強行採決した与党のこの姿勢は、社会保障の充実を求める国民の願いを踏みにじるものであります。絶対に許すわけにはいきません。

保険財政が厳しいから痛みを分かち合わなければならないとは、財政を悪化させた最大の原因である国庫負担の削減はそのままにして、国の責任は放置したままにして、政府・与党が国民に説く立場であります、よく言えたものであります。直ちに、削減分を元に戻すなど、国の責任ある対策こそ求めるものであります。

決議案第1号は、核兵器廃絶平和都市宣言から20年目を迎える本市にとっては、当然のことであります。提案趣旨のとおり、全会一致で決議案に賛成をいただきたいと思います。

次に、意見書案第7号及び第8号についてであります、残念ながら、賛成できません。

第7号は、温泉療法などの普及を求めるものであります、意見書案の項目内容について言えば、例えば、温泉利用型健康増進施設とはどんな施設を考えているのか。日本温泉機構物理学会とはどんな団体で、提出した温泉療法指導管理料とはどんなものなのか。介護保険給付の対象にすることについて、医学界の見解はどういうものなのかなどを提出者にお尋ねをしましたが、お答えがもらえていません。市民に納得してもらうような資料や説明が必要であります。

第8号は、自然再生推進法の早期制定を求めるものであります。

しかし、この法案は、与党3党案がこのほどできたばかりで、国会のテーブルにもまだ乗っていないものであります。自然破壊を野放しにしてきた政府の責任をただすこともなく、自然との共生とか、自然の回復、自然再生事業の推進などと言っても、新たな大型公共事業の場をつくることになってしまうと危ぐされます。

こうした心配は、既に6月7日付け毎日新聞社説においても指摘されているのは、皆さんもご承知のところであります。

以上、意見書案第1号ないし第6号、決議案第1号については、議員各位の賛同をお願いして、私の討論を終わります。(拍手)

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 32番、高橋克幸議員。

(32番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

○32番(高橋克幸議員) 意見書案第7号、国民の疾病予防、健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書案について、賛成の討論を行います。

近年からの温泉ブームは、途切れることなく、ますます勢いを増している状況は、周知のことと思います。その要因の一つに、心身のいやしを求める人が多く、さらには、病気の予防や疲労回復にも効果があると言われる、それらについても期待をされている方も少なくないようであります。

医療費抑制が今後の重要な課題となっており、予防医学の観点からも温泉療法が医療費抑制に効果があるとした国民健康保険中央会の調査報告書は、大きな示唆に富むものであります。

また、現在、温泉療法での治療を受けている患者の負担も大きなものとなっており、国において温泉療法の効能効果について科学的調査研究を実施し、その結果に基づいて温泉療法の医療保険適用を推進してほしいとの要望も多くなっているところであります。

できるだけ早期対策ができますよう賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 齊藤陽一良議員登壇)(拍手)

○**33番(齊藤陽一良議員)** 公明党を代表し、意見書案第8号、(仮称)自然再生推進法の早期制定を求める意見書案に対する賛成の討論を行います。

我が国は、明治以降の産業化や各種開発行為、都市化の進展等により、自然生態系、特に都市近傍の自然が大きく損なわれつつあります。こうした状況の中で、河川の再蛇行化や里山の回復など、各地で失われた自然を回復、再生しようとする試みが官民を問わず始まっています。そのようなNPO等の専門知識や地域住民の活力を生かしつつ、行政の取組をより効果的に実施するため、自然再生事業の積極的な推進を制度面でバックアップする法整備が緊急の課題となっております。

本意見書案は、自然再生事業のより計画的、総合的な推進を図るため、(仮称)自然再生推進法の制定を求めるものであり、極めて時宜を得たものであると考えます。

以上の理由により、意見書案第8号は可決を主張して、討論いたします。(拍手)

○**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第6号及び決議案第1号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**議長(松田日出男)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第7号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、可決されました。

次に、意見書案第8号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第6「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第82号につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、建設常任委員会に付託の上、閉会中継続して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第 2 回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午前 10 時 24 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

副議長 佐 藤 利 次

議 員 松 本 光 世

議 員 新 谷 と し

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案、決議案

○ 平成14年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１４年２月～４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以　上

有事法制関連三法案成立に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	佐々木 勝 利
	同	渡 部 智

4 月 16 日、政府が国会に提出した有事法制関連三法案（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法案）は、自治体住民の福利、生活や安全を確保する自治体の役割に重大な影響を及ぼします。

武力攻撃事態法案は、戦争を進めるためのさまざまな仕事を地方自治体が遂行する責務を明記し、内閣総理大臣が自治体に対して指示権や直接執行権を行使することまで認めるものであります。また、自衛隊法「改正」案は、道路や海岸、河川、港湾、森林や公園等について有する自治体の管理権を無視し、これらに対する工事などを実施できることとしています。これらは、住民の生活や安全、自然環境の保全をないがしろにするものにほかなりません。

そもそも、日本に対する侵略戦争を企てる国の存在を政府みずから否定する一方で、戦争を放棄した日本国憲法の下で本格的に戦争を進める体制をつくり、住民や自治体を動員する制度をあえて立法化することには、疑問を抱かざるをえません。

このような有事法制関連三法案に対しては、住民の生活を守る立場から異議を唱えざるをえないものであり、国会での法案成立に反対いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	渡 部	智
	同	北 野	義 紀
	同	西 脇	清

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、平成 11 年 8 月、住民基本台帳法の改正により成立し、本年 8 月 5 日から施行される予定になっています。

住基ネットの運用方法を規定する「住民基本台帳事務処理要領」（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事甲第 2671 号、保発第 39 号、庁保発第 22 号、42 食糧業第 2668 号（需給）、自治振第 150 号 法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の改正については、総務省は地方自治体に「地方自治体に案を示し、地方自治体の意見を聞いて改正する。」と述べてきましたが、いまだに案さえ示されていません。このような状態では、全国 3300 余の市区町村が理解・納得できる「住民基本台帳事務処理要領」の改正が住基ネットの施行日に間に合うとは到底考えられません。指定情報処理機関である地方自治情報センターも、本年 4 月になってから、既存住基ネットの追加改修が必要となるとしながら、具体的な内容とそのスケジュールを明らかにしていません。

また、セキュリティの問題があります。当該地方自治体の住民の個人情報を守るのは各自治体の責任であり、各自治体が住基ネットのセキュリティ対策権限を持つ必要があります。そして、住基ネット全体のセキュリティが高い水準で維持されていることが保障されなければなりません。どこか一自治体でもセキュリティ水準が低いところがあると、そこから国民の個人データが漏えいする危険性がありますから、住基ネットを施行するに先立って、すべての自治体においてセキュリティが高い水準で維持されるための人と物の準備がされることが保障されるべきであり、かつ客観的に検証されるべきです。

最も重要なのがプライバシー保護です。上記住基法改正当時から、住基ネットに関連してプライバシー侵害が起こることが危ぐされており、十分な個人情報保護対策がなされることが、政府によって確約されていました。ここにいう個人情報保護対策とは、具体的には民間事業者及び行政機関が保有する個人情報保護に関する法律の制定ですが、いずれもいまだに成立していません。現在、国会で審議されている行政個人情報保護法案についてみると、OECD 8 原則を踏まえて制定した地方自治体の個人情報保護条例に比べて、収集制限が緩やかであることや、利用目的変更、目的外利用、他機関への提供等、行政機関の都合を優先していることなどの点において、個人情報保護が極めて不十分です。法案においては、この点の修正が必要不可欠です。

よって、本年 8 月 5 日の住基ネットの施行の延期を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

個人情報保護法案の撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	佐々木 勝 利
	同	渡 部 智
	同	北 野 義 紀

個人情報を保護するための法整備は、早急に実施すべきです。しかしながら、政府により提出され、現在、審議されている個人情報保護法案は、次の点で問題があると考えます。個人情報保護法の基礎となるべき「自己情報コントロール権」についての規定が不明確、不十分である。個人情報取扱事業者に対する主務大臣の権限が強大であり、公権力による民間への不当介入を招くおそれがある。報道に関する適用除外範囲があいまいな上に、基本原則が適用されることで、取材・報道活動の委縮を招き、表現の自由を侵害するおそれがある。

よって、本議会は、政府提出法案に賛成することはできません。政府は、本法案を撤回し上述の点を踏まえた新たな法案として再提出すべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

郵政法案の撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

政府は、郵政関連法案を国会に提出し、郵便物への民間参入のねらいについて、サービスの向上を挙げていますが、個々に集める必要のないダイレクトメール集配などは、郵便の中でも利益の上がる分野であり、それを営利企業が握れば、郵便経営を強く圧迫することは明らかです。

また、文化、芸術、福祉のための定期刊行物の料金を軽減する第 3 種、第 4 種や点字図書などの優遇措置を廃止することは、重大な問題が生じます。

民間を参入させたスウェーデンでは、ダイレクトメールの料金が半額に値下がりする一方、通常の郵便料金は 3 倍にも値上がりしました。民営化したドイツでもニュージーランドでも、経営難から郵便局数が激減しました。

郵政の公社法案は、その目的から「公共の福祉」の増進を欠落させています。こうして「郵政民営化に向けた一里塚」が強行されると、広い過疎地を抱えた本道では重大な支障が生じ、ひいては地域社会の崩壊につながりかねません。

よって、本議会は、公共性の高い郵政事業を継続するため、郵政関連法案を撤回するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

診療報酬の再改定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

政府は、今年 4 月から医療機関の診療報酬を 2.7% も引き下げました。この中には 6 か月以上の長期入院患者について、医療保険から病院に支払う「入院基本料」を段階的に 15% 削減が盛り込まれており、月額 4 ～ 5 万円が患者の新たな負担となります。

継続的な治療が必要な患者に対し、機械的に期限を区切って負担増を強いるのは医療の在り方として問題です。

「社会的入院」として病院にいる患者は、受入体制不備のまま家族の引取りが困難で、施設入所を希望しても満員で入所できないものがほとんどです。退院後の受入体制も不十分な現状では、行き先のない患者を病院から放置することになりかねません。

国民の命と健康を守る医療保険制度に逆行する、このような診療報酬改定は、直ちに再改定するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

高齢者医療制度の改革に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

今年 10 月より、老人医療制度の自己負担が定額制から原則一割負担に改革されることによって高齢者の受診抑制が引き起こされ、早期発見、早期治療が困難になり、逆に医療費が膨らむことが懸念されています。

いま、医療改革として老人医療費自己負担の引上げや高齢者からの医療保険料の徴収、老人医療制度の対象年齢の引上げ等々の改革の内容が取りざたされています。

こうした内容は、国民と高齢者の健康と生活に重大な影響を及ぼすものです。

よって、国においては、負担能力を超えて高齢者の医療負担を増大することなく、国民の命と健康を保持する対策を強めるよう要請するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	渡	部		智
	同	斉	藤	陽	一良

我が国は、ほとんどの都道府県に温泉が存在するなど、豊かな温泉資源に恵まれています。温泉地は、古くから疾病の治療・予防、疲労回復及び心身の癒し等に広く活用されるとともに、近年においては、余暇における保養や娯楽・レジャーとしても広く利用され、「国民の保養基地」として不可欠な役割を果たしてきました。

我が国における温泉地は、約 2,988 か所（平成 12 年度）を数え、その延べ宿泊利用人員は約 1 億 375 3 万人（平成 12 年度）に上るなど、国民経済においても大きな位置を占めております。しかしながら、近年の長引く不況や自然災害及び国民のレジャー観の変化等により、「国民の保養基地」としての活力を失い、かなりの部分にその疲弊が見られるなど地域振興の側面からも大きな課題を抱えるに至っております。

こうした温泉地の現状を直視しつつ、温泉資源が有する役割と潜在的価値を見直し、「国民の保養基地」としての役割をさらに大きく発揮させる必要があります。

すなわち国民の健康増進・疾病予防と医療費抑制の必要性が同時に要求されている今日において、「温泉療養が医療費抑制に効果がある」とした国民健康保険中央会の調査報告書（2000 年 2 月）は大きな示唆に富むものであり、温泉資源を国民の健康増進・疾病予防にもっと幅広く、かつ有効に活用すべきであります。

そのためには、国民がより気軽に温泉地を利用できるよう、温泉地の交通通信網の整備や国民健康増進施設等の整備あるいは建物・施設のバリアフリー化を図るなどの特別措置を講じる必要があります。

国及び政府は、温泉資源の有する顕在的・潜在的価値が十分に発揮されるよう、下記の対策を早急に講じるよう要望します。

記

- 1 温泉療法を普及させていくために、「温泉利用型健康増進施設」の増設を図ること。また、認定要件の緩和により利用者の拡大を推進すること。さらに「温泉療法医」や「温泉利用指導者」の養成・活用を図ること。
- 2 温泉療法による療養にかかわる診療報酬について、日本温泉気候物理学会が提出（平成 11 年 7 月）した「温泉療養指導管理料」の実現を図ること。
- 3 介護保険における要介護者に対する温泉療養を介護保険給付の対象とするとともに、家族介護者に対する温泉療養も、家族介護者支援事業として認めること。
- 4 温泉療法の効能・効果についての科学的調査研究を実施するとともに、その結果に基づいて温泉療法の医療保険適用を推進すること。
- 5 国民の保養地として温泉地振興を図る観点から、「温泉地振興法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	可 決	賛 成	多 数
-------	------------------	------	-----	-----	-----

「（仮称）自然再生推進法」の早期制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	齊	藤	裕	敬
	同	渡	部		智
	同	高	橋	克	幸

近年、地球的規模の環境破壊が進み、温暖化や森林の消失など、我々人類の生存基盤である自然、すなわち自然生態系が大きく失われつつある事態に立ち至っています。

元来、多様な自然環境に恵まれ、豊かな自然と共存した生活を営んできた我が国においてさえ、最近の各種の開発や都市化の進展等によって、里山や自然河川あるいは干潟の消失など、貴重な自然が急速に、かつ大きく損なわれつつあるという厳しい実態があります。

自然生態系は言うまでもなく、我々の暮らしや生命活動の源となるものであり、これら自然循環というものが基盤にあつてこそ、「循環型社会」や「持続可能な社会」の構築なども意味を持つものとなります。

こうした状況の中で、河川の再蛇行化や里山の回復など、各地において失われた自然を回復、再生しようとする試みが、官民を問わず胎動し始めています。

政府においても、自然と共生する社会の実現に向けて、さまざまな事業が計画され、実施に移されようとしています。各省庁間あるいは各地域間で、必ずしも効果的な連携が図られているとはいえない状況にあります。

以上の現状を踏まえると、NPO（民間非営利団体）等の専門知識や地域住民の活力などを活かしつつ、環境政策を所管する環境省を中心として、各省庁、地方公共団体、専門家、住民等が一体となって、自然再生事業をより計画的、総合的に取り組めるようにすることが何よりも急務であります。

「自然と共生する社会」の実現を目指し、人為的行為によって失われた貴重な自然環境の回復・再生、さらには創生を図る自然再生事業のより積極的な推進を制度面からバックアップする「（仮称）自然再生推進法」の一日も早い制定を図るよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

我が国の国土の 7 割を占める森林は、国土の保全、良質な水の確保、地球温暖化の防止や自然とのふれあいの場の提供など、国民生活に欠くことのできない多面的機能を発揮しており、環境の世紀といわれる 21 世紀を見据えた時、昨年の第 151 回通常国会で成立した新しい「森林・林業基本法」に基づき森林を健全な状態に育成するとともに、これを支える林業・山村地域の振興がぜひとも必要と考えます。

また、世界的にも地球温暖化防止に向けた「京都議定書」の発効に伴い、適切な森林整備がより一層重要な課題となっていることや、林業労働者が減少・高齢化の一途をたどり、将来の林業労働者不足が懸念される一方で、国内の雇用情勢がかつてない深刻な状態になっていることなどを踏まえるとすれば、今、国としてやるべきことは、着実な森林整備を進めるための森林・林業政策の充実と、森林を活用した山村地域の雇用の場の確保・拡大です。

よって、国においては、今こそ森林を公共財、環境財と明確に位置づけながら、21 世紀にふさわしい林政の推進に向け、次のことを早急に実現するよう強く要望します。

- 1 林野公共事業は、「森林」という国民生活に不可欠な環境を創造する事業であることから、正に 21 世紀の公共事業として作業道の整備などを重点分野に位置づけて、必要な対策の拡充をすること。
- 2 地球温暖化防止対策や森林・林業基本計画に即し、具体的な森林・林業政策の充実や、山村地域における雇用創出も念頭に置き、国として森林関連予算の最大限の確保をすること。
- 3 公共施設の木造・木質化の推進等、森林整備を下支えする木材利用推進策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

平成 14 年

第 2 回定例会

意見書案第 10 号

小樽市議会

北海道の地域性や様々な困難を抱えた生徒の実態をふまえ、地域の高校を守り発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直すとともに、北海道独自に小中高すべての学校で 30 人以下学級の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横田久俊
	同	松本聖
	同	新谷とし
	同	佐々木勝利
	同	高橋克幸

今日の教育をめぐる困難な状況を克服するため、文部科学省が策定した第 7 次（高校第 6 次）教職員定数改善計画が策定されるとともに、「標準法」一部改正が行われ、全国各地で少人数学級編成を実施し始めました。本道でも、この春から小学 1 年生において、「35 人モデル事業」を一部で開始しました。

一方、北海道教育委員会は、「公立高等学校配置の基本指針と見通し」に基づき、生徒が減少しているという理由で経済効率を優先させ、北海道独自の高校リストラを推し進めており、昨年度 46 学級、今年度 36 学級が削減され、6 間口校であれば 5 校がこの 2 年間でなくなったこととなります。へき地が多く、小規模の学校・学級が多い本道における学級削減、高校統廃合は、地域から子どもを都市部に集中させることにほかならず、過疎に拍車をかけることにつながり、地域で子どもを育てたいという保護者・住民の願いに反するものです。また、通学時間が長くなることで、子どもたちの学校生活も制約を受けるばかりか、保護者の経済負担も増すこととなります。

よって、北海道教育委員会においては「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直すとともに、北海道独自に小中高すべての学校で 30 人以下学級を実現し、教職員の定数増など教育条件整備に努めることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

NPO 優遇税制の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	斉藤裕敬
	同	見楚谷登志
	同	佐々木勝利
	同	北野義紀
	同	斉藤陽一良

国民の価値観が多様化する中で、住民のニーズも多様化し、かつ増大しつつあります。このようなニーズの増大と多様化に対応することは、行政のみでは極めて困難になりつつあります。こうした状況の中で、平成 10 年に NPO 法（特定非営利活動促進法）が施行され、本年 4 月 19 日現在で 6000 団体を超える NPO 法人が誕生しつつあります。また、平成 13 年 10 月から待望の NPO 優遇税制がスタートしたところであります。

しかし、NPO 法人に個人や企業が寄付を行う場合、その一定額を所得控除や損金算入の対象とすることができ、寄付金控除制度を利用できる「認定 NPO 法人」となるための認定要件が厳しく、これまで認定されたのは、わずか 5 法人にすぎません。今後、より一層 NPO を育成・支援し、活動しやすい環境整備を図るために、下記の事項の実現を強く求めるものです。

記

1 優遇税制認定要件の緩和

「総収入に占める受入れ寄付金総額が 3 分の 1 以上」という現行の認定要件について、最初の認定に当たっては「5 分の 1」とする優遇措置を設けること。なお、2 回目以降は現行どおり「3 分の 1」以上とすること。

2 寄付金に関する単年度主義の改善

寄付金に関しては、2 事業年度を通じて会計処理ができることとし、各年度に平均額の寄付があったものとして計上してよいこととすること。

3 見なし寄付金制度の実現

認定 NPO 法人がその収益事業に属する資産のうちから、その収入事業以外のために支出した金額は、公益法人等と同等にその収益事業にかかる寄付金の額と見なす（損金算入限度額は、原則として公益法人等と同等の所得の金額の 20% とし、一定額以下のものについては、社会福祉法人と同等の 50% とする。）制度を導入すること。

4 活動地域の緩和について

優遇税制の認定要件の一つとしての複数の市区町村で活動という要件を緩和して、政令市・中核市及び近年合併されてできた市並びに一定以上の面積の町村については、一つの市区町村の活動範囲でよいとする例外規定を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

食の安全・安心を確保する制度の拡充・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	大畠護
	同	中島麗子
	同	渡部智
	同	秋山京子

O-157、BSE等の発生に引き続く、食品会社の一連の食肉産地偽装事件により、食品の原産地・品質などの表示に関する消費者の不信と不安が高まり、食品の安全・安心に対する信頼が大きく揺らいでいます。

近年、貿易自由化の下での輸入食料の拡大、遺伝子組替え農産物の増加などの動向に加えて、有機農法や無農薬の農産物や加工食品に含まれる添加物などに対する消費者の関心はより高くなっており、今、国民の健康・生命に直接かかわる「食」の安全や品質表示について、信頼される制度が求められています。

本道は、日本の食料供給基地として、今後とも、安全・安心な道産品の供給に努めるとともに、消費者に対する信頼を確保しなければならない。よって、国においては、国民の健康と命に深く関わる食品について、今後、偽装表示事件が再発しないよう、JAS法等の抜本的見直し、企業のモラルの向上や違反・違法表示を防止する新たな監督機関の設置など、消費者重視に立った信頼のおける制度を確立するため、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 食原材料の生産から加工・流通、そして、食卓に至る履歴情報の追跡・表示制度を創設すること。
- 2 食品の安全性と保健衛生及び表示制度、情報公開と消費者参加の監視・監督機能等、一元的食品安全行政機能を早期に確立すること。
- 3 輸入農畜産物・飼料穀物などの遺伝子組替えの表示や、国産加工食品の原料原産地のより詳細な表示並びに残留農薬、肉骨粉等、抗生物質、環境ホルモンなどの表示を厳格な基準の下で行わせること。
- 4 農畜産物の加工・流通業者による企業モラルを欠いた偽装詐欺表示に対して罰則規定を強化し、不公正な取引を排除すること。
- 5 輸入食品、動植物の検査の見直し及び国内検疫体制の強化充実
- 6 ハサップ認定施設であっても定期検査を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年6月22日
小樽市議会

議決年月日	平成14年6月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成 14 年

小樽市議会

第 2 回定例会

意見書案第 13 号

30 人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改悪することに反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

横 田 久 俊

松 本 聖

新 谷 と し

佐々木 勝利

高 橋 克 幸

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第 26 条で定められており、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、義務教育費国庫負担法は、その第 1 条で、「この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする」と定めています。また、今年施行 55 周年を迎える教育基本法は、その第 10 条において、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであること」また、その考え方を基礎に「教育行政は、必要な諸条件の整備確立を行うこと」を定めており、この理念・精神が十分に達成されるべく教育行政の不断の努力が求められています。

政府は、1985 年以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費の追加費用を義務教育費国庫負担法の適用除外とし、地方自治体へ負担転嫁してきました。さらに、財務省は過去 18 年間にわたり学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外する意向を示してきましたが、地方の強い抵抗によりこれを断念させてきました。一方、我が国の財政は、2002 年度末には国・地方合わせた長期債務残高が 693 兆円に及び、財政再建が重要課題となっていることから、政府は歳出構造の徹底的な点検を行い、国庫補助金負担金の整合合理化を進めるとしており、財務省は、財政制度審議会など各種審議会の中で、義務教育費国庫負担制度における費用負担の見直し、とりわけ事務職員・学校栄養職員の給与負担の見直しや学校教育法・学校給食法等の必置規制の見直しを提言しています。

しかし、学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費国庫負担適用除外や負担割合の引下げは、我が国の義務教育を支える国と地方の基本的な役割負担を損ね、地方自治体の財政を一層ひっ迫させることになり、ひいては保護者負担の増大につながることであります。深刻な雇用情勢を反映して、就学援助受給者や奨学金希望者が増大しており、教育費の公費負担が一層求められています。また、深刻化するいじめ・不登校等の問題を解決するためには、30 人以下学級を基本にした学級編成と養護教諭・学校事務職員の全校配置等、ゆとりある教職員定数配置が不可欠となっており、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度や私学助成の増額などが引き続き重要です。

以上のことから、下記の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担法を堅持すること。
- 2 30 人以下学級を早期に実現すること。
- 3 教科書の無償制度を継続すること。
- 4 私学助成の確保及び大幅な増額を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日

小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

介護保険料の引上げに反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	松	本		聖
	同	中	島	麗	子
	同	武	井	義	恵
	同	秋	山	京	子

介護保険は、スタートから 3 年となる来年 4 月に見直しが行われます。

厚生労働省は、7 月をめどに骨格をまとめる方針ですが、介護保険料の引上げは避けられないとしています。

4 月 1 日現在、厚生労働省がまとめた介護保険実施状況では、429 の自治体で市町村独自で介護保険料の減額や免除を実施していることがわかりました。これは、昨年 4 月の 139 自治体に比べると 3 倍以上の増加であり、保険料負担が大きな負担になっていることの反映です。

現在、介護保険料は、これまでも経過措置の中で引上げのたびに高齢者から不安と苦情が続出しています。これ以上の介護保険料の引上げによるお年寄りへの負担増は、重大な生活圧迫です。国の責任でこれ以上の保険料負担のないよう必要な措置を講ずることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 6 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 6 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

非核三原則を堅持する決議（案）

提出者	小樽市議会議員	新 谷 と し
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀

小樽市民は、未来永ごうにわたり我が国の核に対する国是とも言うべき「持たず・つくらず・持ち込ませず」の非核三原則を順守することを誓い、「非核三原則」を順守・徹底するための具体的措置をとるとともに、非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、それを広めるよう努めることを決議します。

平成14年6月22日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成14年6月22日	議決結果	否 決	
-------	------------	------	-----	--

平成14年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○ 会 期 平成14年6月4日～平成14年6月22日（19日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成14年度小樽市一般会計補正予算	H14.6.4	市長	H14.6.12	予算	H14.6.17	可決	H14.6.22	可決
修正案 第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算 修正案	H14.6.22	議員	—	（予算）	H14.6.17	（否決）	H14.6.22	否決
2	平成14年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	H14.6.4	市長	H14.6.12	予算	H14.6.17	可決	H14.6.22	可決
3	平成14年度小樽市病院事業会計補正 予算	H14.6.4	市長	H14.6.12	予算	H14.6.17	可決	H14.6.22	可決
4	小樽市議会政務調査費の交付に關する 条例の一部を改正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
5	小樽市特別職報酬等審議会条例の一部 を改正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	予算	H14.6.17	可決	H14.6.22	可決
6	小樽市職員恩給条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
7	小樽市雇員恩給条例の一部を改正する 条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
8	小樽市財政調整基金条例等の一部を 改正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
9	小樽市資金基金条例の一部を改正する 条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
10	小樽市特別養護老人ホーム条例を廃 止する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	厚生	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
11	小樽市老人デイサービスセンター条 例の一部を改正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	厚生	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
12	小樽市温泉法施行条例の一部を改正 する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	厚生	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
13	小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	建設	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
14	小樽市教育研究所設置条例の一部を 改正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	予算	H14.6.17	可決	H14.6.22	可決
15	小樽市非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
16	小樽市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例案	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
17	新たに生じた土地の確認について	H14.6.4	市長	H14.6.12	経済	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
18	新たに生じた土地の確認について	H14.6.4	市長	H14.6.12	経済	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
19	町の区域の変更について	H14.6.4	市長	H14.6.12	経済	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
20	町の区域の変更について	H14.6.4	市長	H14.6.12	経済	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
21	不動産の譲与について	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
22	不動産等の譲与について	H14.6.4	市長	H14.6.12	厚生	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
23	不動産等の譲与について	H14.6.4	市長	H14.6.12	厚生	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
24	小樽市非核港湾条例案	H14.6.4	議員	H14.6.12	総務	H14.6.18	否決	H14.6.22	否決
25	工事請負契約について（サッカー・ ラグビー場造成工事）	H14.6.12	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	可決	H14.6.22	可決
26	小樽市固定資産評価審査委員会委員 の選任について	H14.6.22	市長	—	—	—	—	H14.6.22	同意
27	議員の派遣について（会派）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
28	議員の派遣について（海外）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
報告 1	専決処分報告（小樽市税条例の一部 を改正する条例）	H14.6.4	市長	H14.6.12	総務	H14.6.18	承認	H14.6.22	承認
報告 2	専決処分報告（平成14年度小樽市 老人保健事業特別会計補正予算）	H14.6.4	市長	H14.6.12	予算	H14.6.17	承認	H14.6.22	承認
14年1 定第57 号	小樽市議会議員定数条例案	H14.2.26	議員	H14.3.6	議員 定数	H14.6.19	可決	H14.6.22	可決
意見書 案第1 号	有事法制関連三法案成立に反対する 意見書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	否決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
意見書 第2号	住民基本台帳ネットワークシステムの 施行の延期を求める意見書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	否決
意見書 第3号	個人情報保護法案の撤回を求める意 見書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	否決
意見書 第4号	郵政法案の撤回を求める意見書 （案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	否決
意見書 第5号	診療報酬の再改定を求める意見書 （案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	否決
意見書 第6号	高齢者医療制度の改革に関する意見 書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	否決
意見書 第7号	国民の疾病予防・健康増進策として 温泉療法等の普及を求める意見書 （案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
意見書 第8号	「（仮称）自然再生推進法」の早期 制定を求める意見書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
意見書 第9号	「森林・林業政策の充実と雇用創 出」に向けた森林関連予算の拡充を 求める意見書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
意見書 第10号	北海道の地域性や様々な困難を抱え た生徒の実態をふまえ、地域の高校 を守り発展させていくために「公立 高等学校配置の基本指針と見通し」 を見直すとともに、北海道独自に小 中高すべての学校で30人以下学級 の実現を求める意見書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
意見書 第11号	NPO優遇税制の拡充を求める意見 書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
意見書 第12号	食の安全・安心を確保する制度の拡 充・強化を求める意見書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
意見書 第13号	30人以下学級実現等教育予算の充 実を求め、義務教育費国庫負担法を 改悪することに反対する意見書 （案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
意見書 第14号	介護保険料の引上げに反対する意見 書（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	可決
決議案 第1号	非核三原則を堅持する決議（案）	H14.6.22	議員	—	—	—	—	H14.6.22	否決
その他会 議に付し た事件	北しりべし廃棄物処理広域連合議会 議員の選挙	H14.5.28	議長 発議	—	—	—	—	H14.6.4	当選
	常任委員の所属変更	H14.6.12	議長 発議	—	—	—	—	H14.6.12	変更
	小樽市農業委員会委員の推薦	H14.6.22	議長 発議	—	—	—	—	H14.6.22	推薦 決定
	後志教育研修センター組合議会議員 の選挙	H14.6.22	議長 発議	—	—	—	—	H14.6.22	当選
	経済の活性化について（経済常任委 員会所管事項）	—	—	—	経済	H14.6.18	継続 審査	H14.6.22	継続 審査

（ ）にある修正案第1号は、平成14年6月17日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
74	有事法制三法案の立法化を行わないよう政府に求める意見書提出方について	H14.5.16	H14.6.18	不採択	H14.6.22	不採択
76	「有事関連三法案」について慎重審議を求める意見書提出方について	H14.6.6	H14.6.18	不採択	H14.6.22	不採択
80	国是である非核三原則を堅持する決議要請方について	H14.6.11	H14.6.18	不採択	H14.6.22	不採択

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
64	塩谷地域への新南樺市場送迎バス運行実施要請方について	H13.9.25	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方について	H12.9.26	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第2、3項目）	H13.6.18	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
44	市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置要請方について	H13.9.17	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査

46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
63	就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について	H13.6.19	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
65	銭函地区へのコミュニティセンター建設方について	H13.10.12	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
66	国への食品衛生法改正と運用強化を求める意見書提出方について	H13.11.8	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
68	認可外保育施設に対する財政支援強化方について	H13.12.3	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
70	「ふれあいパス」の現行制度堅持方について	H13.12.10	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
72	朝里十字街への多目的コミュニティセンター設置方について	H14.3.4	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査

建設常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	H11.6.29	H14.6.18	採 択	H14.6.22	採 択
21	J R函館本線榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
52	「市道榎里沢線と交差するJ R函館本線榎里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
62	市道浄応寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方について	H13.6.18	H14.6.18	継続審査	H14.6.22	継続審査
73	緑2丁目23番市管理道路の除雪方について	H14.4.11	H14.6.18	採 択	H14.6.22	採 択

82	市道「梅ヶ枝山手線」の早期整備方について	H14.6.18	—	—	H14.6.22	継続審査
----	----------------------	----------	---	---	----------	------

議員定数に関する特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
75	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について	H14.5.31	H14.6.19	不採択	H14.6.22	不採択
77	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について	H14.6.10	H14.6.19	不採択	H14.6.22	不採択
78	小樽市議会議員定数の削減反对方について	H14.6.11	H14.6.19	不採択	H14.6.22	不採択
79	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について	H14.6.11	H14.6.19	不採択	H14.6.22	不採択
81	小樽市議会議員定数の法定上限数確保方について	H14.6.11	H14.6.19	不採択	H14.6.22	不採択